

平成 26 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 1 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（26 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第 4. 特別委員会の設置について	18
1. 休憩宣告	18
1. 再開宣告	18
○名寄市立大学再編構想調査特別委員会の委員の選任	18
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市文化芸術振興条例の制定について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○総務文教常任委員会付託	19
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の制定について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○質疑（熊谷吉正議員）	19
○質疑（奥村英俊議員）	22
○原案可決	24
1. 休憩宣告	24
1. 再開宣告	24
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の制定について 議案第 4 号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○市民福祉常任委員会付託	25
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	25
○提案理由説明（加藤市長）	25

○原案可決	2 6
1. 日程第 9. 議案第 6 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○原案可決	2 6
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 音威子府村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託 について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 工事請負契約の締結について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○補足説明（中村建設水道部長）	2 7
○質疑（熊谷吉正議員）	2 8
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 財産の取得について	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○原案可決	3 2
1. 日程第 1 3. 議案第 1 0 号 損害賠償の額を定めることについて	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○原案可決	3 2
1. 日程第 1 4. 議案第 1 1 号 損害賠償の額を定めることについて	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○原案可決	3 3
1. 日程第 1 5. 議案第 1 2 号 名寄市土地開発公社の解散について	3 3
○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○原案可決	3 3
1. 日程第 1 6. 議案第 1 3 号 専決処分した事件の承認について	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○承認	3 4
1. 日程第 1 7. 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 4 号）	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○補足説明（白田総務部長）	3 5
○原案可決	3 6
1. 日程第 1 8. 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）	3 6
○提案理由説明（加藤市長）	3 6
○原案可決	3 7
1. 日程第 1 9. 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 2	

号) .....	37
○提案理由説明(加藤市長) .....	37
○原案可決 .....	37
1. 日程第20. 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号) .....	37
○提案理由説明(加藤市長) .....	38
○原案可決 .....	38
1. 日程第21. 議案第18号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号) .....	38
○提案理由説明(加藤市長) .....	38
○原案可決 .....	39
1. 日程第22. 議案第19号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号) .....	39
○提案理由説明(加藤市長) .....	39
○原案可決 .....	39
1. 日程第23. 議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第23号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	
議案第27号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第28号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について .....	39
○提案理由説明(加藤市長) .....	40
○決算審査特別委員会設置・付託 .....	40
1. 日程第24. 議案第31号 名寄市固定資産評価員の選任について .....	40
○提案理由説明(加藤市長) .....	40
○同意 .....	40
1. 日程第25. 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について .....	41

○提案理由説明（加藤市長） .....	4 1
○原案可決 .....	4 1
1. 日程第26. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について .....	4 1
○提案理由説明（加藤市長） .....	4 1
○適任と認める .....	4 1
1. 休会の決定 .....	4 1
1. 散会宣告 .....	4 1

## 第 2 号（ 9 月 1 6 日 ）

1. 議事日程	4 3
1. 本日の会議に付した事件	4 3
1. 出席議員	4 3
1. 欠席議員	4 3
1. 事務局出席職員	4 3
1. 説明員	4 3
1. 開議宣告	4 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 4
1. 日程第 2. 一般質問	4 4
○質問（佐藤 靖議員）	4 4
○質問（大石健二議員）	5 7
1. 休憩宣告	6 8
1. 再開宣告	6 8
○質問（高橋伸典議員）	6 8
○質問（竹中憲之議員）	7 9
1. 休憩宣告	8 9
1. 再開宣告	9 0
○質問（佐々木 寿議員）	9 0
1. 散会宣告	9 8

### 第 3 号（ 9 月 1 7 日 ）

1. 議事日程	1 0 1
1. 本日の会議に付した事件	1 0 1
1. 出席議員	1 0 1
1. 欠席議員	1 0 1
1. 事務局出席職員	1 0 1
1. 説明員	1 0 1
1. 開議宣告	1 0 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 2
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 2
○質問（高野美枝子議員）	1 0 2
○質問（川口京二議員）	1 1 3
1. 休憩宣告	1 2 4
1. 再開宣告	1 2 4
○質問（塩田昌彦議員）	1 2 4
○議事進行発言（熊谷吉正議員）	1 3 5
1. 休憩宣告	1 3 5
1. 再開宣告	1 3 5
○質問（駒津喜一議員）	1 3 5
1. 休憩宣告	1 4 4
1. 再開宣告	1 4 4
○質問（日根野正敏議員）	1 4 4
1. 散会宣告	1 5 5

## 第 4 号（ 9 月 1 8 日）

1. 議事日程	1 5 7
1. 本日の会議に付した事件	1 5 7
1. 出席議員	1 5 7
1. 欠席議員	1 5 7
1. 事務局出席職員	1 5 7
1. 説明員	1 5 7
1. 開議宣告	1 5 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 5 8
○質問（山田典幸議員）	1 5 8
1. 休憩宣告	1 6 5
1. 再開宣告	1 6 5
○質問（川村幸栄議員）	1 6 9
1. 休憩宣告	1 8 0
1. 再開宣告	1 8 1
○質問（熊谷吉正議員）	1 8 1
1. 休憩宣告	1 8 6
1. 再開宣告	1 8 6
○質問（上松直美議員）	1 9 3
1. 休憩宣告	1 9 9
1. 再開宣告	1 9 9
1. 休憩宣告	2 0 0
1. 再開宣告	2 0 0
1. 日程第 3. 報告第 1 号 平成 2 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について 報告第 2 号 平成 2 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	2 0 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 0 4
○補足説明（白田総務部長）	2 0 4
○報告済	2 0 6
1. 休会の決定	2 0 6
1. 散会宣告	2 0 6

## 第 5 号（ 9 月 2 6 日 ）

1. 議事日程	2 0 7
1. 本日の会議に付した事件	2 0 8
1. 出席議員	2 0 9
1. 欠席議員	2 0 9
1. 事務局出席職員	2 0 9
1. 説明員	2 0 9
1. 開議宣告	2 1 0
1. 故久保田 宏名寄市立総合病院名誉院長に対するお別れの言葉（加藤市長）	2 1 0
1. 故久保田 宏名寄市立総合病院名誉院長に対する黙祷	2 1 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 1 1
1. 日程第 2. 平成 2 6 年第 3 回定例会付託議案第 3 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 平成 2 6 年第 3 回定例会付託議案第 4 号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	2 1 1
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）	2 1 1
○原案可決	2 1 6
1. 休憩宣告	2 1 7
1. 再開宣告	2 1 7
1. 日程第 3. 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度名寄市一般会計決算の認定について 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	



議案第 29 号	平成 25 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 30 号	平成 25 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	2 1 7
○決算審査特別委員長報告（高橋伸典委員長）		2 1 7
○認定		2 1 7
1. 日程第 4. 議案第 33 号	財産の無償貸付けについて	2 1 8
○提案理由説明（加藤市長）		2 1 8
○原案可決		2 1 8
1. 日程第 5. 議案第 34 号	平成 26 年度名寄市一般会計補正予算（第 5 号）	2 1 8
○提案理由説明（加藤市長）		2 1 8
○原案可決		2 1 9
1. 日程第 6. 意見書案第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	
意見書案第 2 号	2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を 求める意見書	
意見書案第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	
意見書案第 4 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、 「30 人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実な ど 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・ 拡充に向けた意見書	
意見書案第 5 号	「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合 的な対策の強化を求める意見書	
意見書案第 6 号	奨学金制度の充実を求める意見書	
意見書案第 7 号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書	
意見書案第 8 号	電力料金再値上げの撤回を求める意見書	
意見書案第 9 号	特定秘密保護法の施行延期を含め慎重な運用を求める 意見書	2 1 9
○原案可決		2 1 9
1. 日程第 7. 報告第 3 号	例月現金出納検査報告について	2 1 9
○報告済		2 1 9
1. 日程第 8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		2 1 9
○決定		2 1 9
1. 閉会宣告		2 1 9
1. 質問文書表		2 2 1
1. 議決結果表		2 2 7

平成26年第3回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成26年9月1日（月曜日）午前10時00分

## 1. 議事日程

- |       |   |       |   |
|-------|---|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名   | 日程第16 | 議案第13号 専決処分した事件の承認について                    |
| 日程第2  | 会期の決定   | 日程第17 | 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第4号）             |
| 日程第3  | 行政報告  | 日程第18 | 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）       |
| 日程第4  | 特別委員会の設置について  | 日程第19 | 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）         |
| 日程第5  | 議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定について                                | 日程第20 | 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第6  | 議案第2号 名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の制定について                        | 日程第21 | 議案第18号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）           |
| 日程第7  | 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について     | 日程第22 | 議案第19号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）           |
|       | 議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について             | 日程第23 | 議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について             |
| 日程第8  | 議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について                        |       | 議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について       |
| 日程第9  | 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について |       | 議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について         |
| 日程第10 | 議案第7号 音威子府村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について                     |       | 議案第23号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第11 | 議案第8号 工事請負契約の締結について                                     |       | 議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第9号 財産の取得について   |       | 議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第13 | 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて                                 |       | 議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について     |
| 日程第14 | 議案第11号 損害賠償の額を定めることについて                                 |       |   |
| 日程第15 | 議案第12号 名寄市土地開発公社の解散について                                 |       |   |

	議案第27号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	日程第10	議案第7号 音威子府村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について
	議案第28号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	日程第11	議案第8号 工事請負契約の締結について
	議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について	日程第12	議案第9号 財産の取得について
	議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について	日程第13	議案第10号 損害賠償の額を定めることについて
日程第24	議案第31号 名寄市固定資産評価員の選任について	日程第14	議案第11号 損害賠償の額を定めることについて
日程第25	議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第15	議案第12号 名寄市土地開発公社の解散について
日程第26	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	日程第16	議案第13号 専決処分した事件の承認について
		日程第17	議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
		日程第18	議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
		日程第19	議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
		日程第20	議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
		日程第21	議案第18号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
		日程第22	議案第19号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）
		日程第23	議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について
			議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
			議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
			議案第23号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について
			議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期の決定
日程第3	行政報告
日程第4	特別委員会の設置について
日程第5	議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定について
日程第6	議案第2号 名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の制定について
日程第7	議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第8	議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

の認定について	13番	熊谷	吉正	議員
議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	15番	日根野	正敏	議員
	16番	植松	正一	議員
	17番	山口	祐司	議員
議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	18番	駒津	喜一	議員
	20番	東	千春	議員

## 1. 欠席議員(1名)

副議長 14番 佐藤 勝 議員

## 1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷺見	良子
書記	佐藤	潤

## 1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田	進	君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	上田	盛一	君

日程第24	議案第31号 名寄市固定資産評価員の選任について
日程第25	議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第26	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

## 1. 出席議員(19名)

議長	19番	黒井	徹	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	高野	美枝子	議員
	3番	塩田	昌彦	議員
	4番	山田	典幸	議員
	5番	竹中	憲之	議員
	6番	佐藤	靖	議員
	7番	奥村	英俊	議員
	8番	上松	直美	議員
	9番	大石	健二	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	川口	京二	議員
	12番	佐々木	寿	議員

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成26年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に14番、佐藤勝議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 佐藤 靖 議員  
11番 川口 京二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月26日までの26日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月26日までの26日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成26年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成25年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で4億3,845万2千円の黒字となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源35

0万円を差し引いた実質収支は4億3,495万2千円となりました。この額から、名寄市基金条例に基づき財政調整基金へ1億8千万円、減債基金へ6千万円を積み立て、残り1億9,495万2千円を平成26年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で1億1,883万円、介護の保険事業勘定で2,668万9千円それぞれ黒字となり、他の特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支はゼロとなっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成25年度末の基金残高は70億4,772万7千円で、前年度末に比べて、8億7,487万8千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として取り崩したほか、医療従事者確保の財源として市立総合病院整備基金から、東病院の運営に係る財源として名寄東病院振興基金から、名寄市土地開発公社の保有する土地の購入に係る財源として土地開発基金から、老朽化している公共施設の整備に係る財源として公共施設整備基金から、また、起債償還の財源として減債基金からなど、総額で4億2,375万9千円を取り崩したものの、減債基金、公共施設整備基金、市立総合病院整備基金、名寄東病院振興基金、名寄市立大学振興基金などに、合計で12億9,863万7千円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比14.2パーセントの増となりました。これは、合併算定替の終了を見据えて、地方交付税の増額分、行革効果額の一部を減債基金などに積み立てたことによります。主な基金の残高は、財政調整基金11億4,481万6千円、減債基金11億8,384万2千円、公共施設整備基金9億5,612万7千円、名寄東病院振興基金6億4,240万5千円、名寄市立大学振興基金5億4,586万円、合併特例振興基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備

金基金8,903万3千円、介護給付費準備基金1億4,047万3千円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

北海道日本ハムファイターズ「北海道179市町村応援大使」関連事業として、7月12日に、市民50組100人がファイターズ応援観戦ツアーに招待され、本市の応援大使として協力いただいている稲葉篤紀選手、村田和哉選手と記念撮影などを行ったほか、札幌ドーム内に設置されたブースにおいて、本市のPRを行いました。

今後においても、9月15日に、市内特別支援学級に在籍する小学4年生から中学3年生の児童・生徒や野球少年団を対象とした応援ツアーを実施するほか、植樹会を開催するなど、北海道日本ハムファイターズ名寄応援団をはじめとする関係団体と連携しながら、両選手や球団との交流を通じて、本市のPRと活性化に努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

6月25日に名寄市町内会連合会主催による、町内会長と行政との懇談会が開催され、市の事業について報告し、情報共有を図るとともに、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

東京都杉並区との交流については、6月15日に開催された第35回ふうれん白樺まつりに、代表団7人と高円寺阿波おどり親善訪問団34人に加え、杉並区商店会連合会からも来名いただき、阿波おどりなどを通じて広く市民との親睦を深めました。また、8月23日と24日に開催された第58回東京高円寺阿波おどりに、本市から代表団と市民合わせて31人が参加して、本市のPRと友好自治体との交流を深めてきました。

山形県鶴岡市藤島との交流については、少年少女交流事業として、8月1日から4日間、バレー

ボール少年団の児童など19人が藤島を訪問し、親善試合や交流会などを通じて、相互のまちに対する理解と友情の絆を深めました。

また、8月31日に開催された、なよろ産業まつりに合わせて、藤島名寄交流友の会をはじめとした訪問団15人が来名され、市民との親交を深めました。

ふるさと会の交流については、6月27日から4日間、東京なよろ会から27人が来名され、ゴルフやなよろ市立天文台「きたすばる」見学のほか、市民交流会などを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫していただきました。

自治体スクラム支援会議に係る南相馬市との交流については、一昨年から3回目となる「なよろ夏季林間学校2014」を実施し、南相馬市の小学5・6年生19人を受け入れました。8月6日から5日間、自然体験などを通じてのびのびと活動したほか、市民との交流も深めました。また、本年度は引率の職員から本市職員や議員、市民を対象として、南相馬市の現状について講演をいただいたところであり、今後もさらなる支援と交流のため、事業を継続してまいります。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、7月26日から本市の高校生3人が交換学生としてリンゼイに派遣されるとともに、8月2日から6日間は、姉妹都市提携45周年を記念して、リンゼイから7人の訪問団の皆様にお越しいただき、相互の友好と理解を深めました。

台湾との交流については、8月25日に元台湾教育部の職員で、現在は杉並区の非常勤職員である林黙章氏に「名寄市政策アドバイザー」として協力いただけることとなり、今後、台湾からの教育旅行の受入などに対するアドバイスをいただくことにしています。

交流居住の推進については、昨年度、旧風連高校教員住宅を改修整備した移住体験施設「お試し移住住宅」が好評だったことから、本年度、新た

に2棟目を整備し、2棟体制での利用を開始しました。1棟目では5月から8月の間に4組の方々が、また、2棟目では8月に2組の方々が、本市での生活を体験しました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊・農業支援員として、新たに5月1日付けで長谷川雅美さんを委嘱しました。現在は、東風連地区に移住し、農作業研修に励むとともに、農閑期における地域貢献活動に向けて、準備を進めています。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

定住自立圏構想に基づく、北・北海道中央圏の取組として、8月7日に、構成市町村長が一堂に会する会議を開催し、総務省地域力創造グループ地域自立応援課長の佐藤啓太郎氏を講師に迎え、講演会を実施するとともに、各市町村の取組などについて、意見交換を行いました。

天塩川周辺市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、地域住民や移住者、地域おこし協力隊などと一緒に地域づくりについて話し合う研修会や、「天塩川ククサ」のブランド化、北海道への移住フェアへの出展などに取り組んでいます。また、研修会で発案された企画として、現在、各地域で制作され好評を博しているファレル・ウィリアム氏のヒット曲「HAPPY」にのせた地域をPRする動画の天塩川版が制作され、8月21日にYouTubeで公開されました。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

自治体職員の自主的な研修の場を設け、定住自立圏構想推進の一環として人材育成に資することを目的とした「地方財政ゼミナール2014 in なよろ」を8月11日から2日間にわたり、市立大学で開催しました。北海道総合政策部地域行政局市町村課及び北海道上川総合振興局の全面的な協力をいただき、また、ゼミナールの講師として、関西学院大学教授小西砂千夫氏のほか、総務省自治財政局調整課長境勉氏、総務省自治財政局財務

調査課長原邦彰氏、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」の構成メンバーである公認会計士の菅原正明氏を迎え、道内各地から124人の参加のもと、大変有意義な機会となりました。今回の議論を契機とし、本市の行財政運営において、今後の国の政策の動向を着実に反映させてまいります。

次に、健康づくり特別講演会について申し上げます。

6月28日に、名寄ふるさと大使であり地元出身の千葉一敏氏を講師に迎え、「健康食品、特定保健用食品の正しい利用法」をテーマに講演をいただき、200人を超える市民の参加がありました。

講演では個々人が思っている健康食品・サプリメントの認識の違いや、生活習慣病の発症・重症化予防には食生活の改善が重要であることなどがユーモアを交えながらわかりやすく話され、参加者全員があらためて健康への意識を高めました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度の第1四半期における一般科の患者取扱状況については、入院患者数は延べ1万9,026人で前年比3,661人の減、率にして16.1パーセントの減少、また、外来患者数は、4万8,817人で前年比828人の増、率にして1.7パーセントの増加となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は12億1,813万円で前年比6,635万円の減、率にして5.2パーセントの減少、また、外来収益は5億3,819万円で前年比2,747万円の増、率にして5.4パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、17億5,632万円となり、前年比3,888万円の減、率にして2.2パーセントの減少となっています。

次に、地域包括ケア病棟について申し上げます。

本年4月から、病床機能の分化を図るための病

棟再編準備期間として、一般科300床のうち50床を一時休床していましたが、病棟再開に向けた態勢が整ったため、8月1日から地域包括ケア病棟の準備病棟として運用を開始しました。6カ月間の運用実績を経て、来年2月1日から施設基準を取得する予定となっています。

次に、旧精神科病棟解体工事及び外構・駐車場工事について申し上げます。

6月9日から工事を開始していますが、現在は、旧精神科病棟及び既存地下連絡通路の解体工事並びに新たに本館と新館を結ぶ地下連絡通路の接続工事を行っています。この工事は10月の完了を予定しており、その後、外構・駐車場工事を行います。

工事期間中は、引き続き、市民をはじめ御利用の皆様に御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

本市では、これまで北海道基準に準拠して乳幼児等医療費助成を実施してきましたが、比較的年齢が若い就学前児童の保護者に対し、サービス拡大を図り、子どもが健康に過ごせる環境を提供するため、本年8月診療分から助成を拡大しました。就学前児童については、入院、通院費用とも無料とするとともに、小学生についても入院費用を無料とし、市内全ての未就学児の保護者へ受給者証を送付したところです。

今後もここで育て、育てて良かったと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

本年も、7月10日に御遺族をはじめ約200人の参列のもと、戦没者追悼式を厳粛に執り行いました。また、平和の推進や戦没者の御冥福を祈り、本市の追悼式及び全国戦没者追悼式の黙とうに合わせてサイレンを吹鳴しました。

次に、高齢者の福祉の充実について申し上げます。

認知症サポーターの養成については、本年度か

ら職員提案のゼロ予算事業として市職員向けの講座を開催するとともに、出前講座として、市内の民間事業所に職員が出向き、講座を開催しているところであり、8月上旬の時点で約60人の方に認知症サポーターの証であるオレンジリングをお渡ししているところです。年度内には、200人の認知症サポーターを養成することを目標としており、今後も関係機関や地域に呼びかけながら目標達成に努めるとともに、講師となる「認知症キャラバンメイト」の養成も進めてまいります。

また、7月30日には、「地域ケア会議立ち上げ支援事業」として、事例検討に関して全国各地で活躍されている医師と社会福祉士を講師とした「地域ケア会議体験講座」を、民生委員や保健福祉医療機関、介護サービス事業所のスタッフなど、多職種87人の参加のもと開催しました。

今後は地域包括支援センターが中心となって、正式に、地域ケア会議を開催しながら、年度内に再度、会議の評価とフォローアップを受け、有効な地域ケア会議の手法を学んでまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、負担能力に応じた応分の負担を求め、保険税負担の格差是正と税収増を図るため、後期高齢者支援金及び介護納付金課税分に係る限度額の改正を行いました。

さらに、国民健康保険税の軽減拡大として、5割軽減対象者数に世帯主も含める措置と、2割軽減対象世帯の軽減判定所得算定を35万円から45万円に引き上げる措置をそれぞれ実施しました。

当初賦課の状況は、被保険者数が7,067人で前年度比229人の減、世帯数は4,369世帯で前年度比47世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割軽減が1,542世帯、5割軽減が661世帯、2割軽減が511世帯となり、全体では国保加入世帯の62.0パーセントにあたる2,714世帯となりました。

今後とも、市民が安心・信頼できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてま



います。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯の負担を緩和するため、これらの給付金を支給することとしています。6月23日から申請受付を開始しており、今後も、本年12月24日まで受付を継続し、給付事務の万全を図ってまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

本年4月から「小型家電リサイクル法」に基づく使用済小型家電のリサイクルに取り組んでおり、7月末現在で、携帯電話53個、パソコン275台、その他の小型家電1,370個を回収しています。

今後とも資源の有効活用と一般廃棄物最終処分場の負荷低減を目指し、小型家電リサイクルの推進に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災件数は2件で、前年比6件の減、火災種別では、建物火災1件、車両火災1件となっており、死者・負傷者の発生はありません。

救急件数は543件で、前年比108件の減、事故種別では、急病361件、一般負傷75件、転院搬送54件、交通事故20件、その他33件となっています。

救助件数は16件で、前年比1件の減、交通事故によるもの9件、その他7件となっています。

火災予防については、4月から7月末までに政令対象物41事業所、危険物施設59事業所の立入検査を実施し、法令違反の対象物に改善指導を行っています。また、一般住宅1,433世帯と高齢者独居住宅357世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策の推進に努めています。

消防事業については、消防・救急無線のデジタル化工事及び固定電話通報における位置情報通知

システムの導入を進めており、消防活動体制の充実を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのため、市民の御理解と御協力をいただきながら、「交通事故死ゼロ」を目標に交通安全運動を進めています。本年6月から10月までの5カ月間は、興部町から、本市を経由し苫前町に至る239号線の沿線7市町村において、地域住民や通過車両に対し交通安全を呼びかける「旗の波」運動を同一日に実施しています。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

7月19日に、ルポライターの多田文明氏を講師に迎え、「悪質商法に騙されないために知っておきたい手口と対策」をテーマに、「消費生活セミナー」と「権利擁護講演会」を兼ねた講演会を実施しました。

今後とも、消費者の安全・安心を確保するため、消費者教育や啓発を推進するとともに、迅速で適切な相談業務に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

昨年度着手した、北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸については、8月末の進捗率は約80パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

また、7月に着手した、新北斗団地のコンクリートブロック造及びプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸については、8月末の進捗率は約20パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

さらに、北斗団地の本年度着手分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸については、9月に着手し、来年10月の完成を予定しています。

長寿命化型改善工事については、7月に着手した風舞団地2棟16戸の8月末の進捗率は約10パーセントとなっており、11月の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく公園施設整備は、名寄公園の人道橋の更新工事については7月に、風連西町公園の遊具の更新工事については8月にそれぞれ発注を終え、現在、工事を進めています。

また、名寄公園がこのほど公益社団法人日本造園学会北海道支部による22番目の「北の造園遺産」に認定されました。

今後も市民にとって貴重な財産として名寄公園を後世に引き継ぐため、自然環境の保全に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、西4条仲通老朽管更新工事のほか4路線、延長1,915メートルを7月中旬に完了し、現在は、7月上旬に着手した西1条通ほか2路線、延長836メートルの工事を進めているところであり、9月中旬の完成を予定しています。

配水管網整備については、風連北栄1条線配水管網整備工事のほか2路線、延長508メートルを完了し、現在は、7月下旬に着手した南1丁目通配水管網整備工事、延長108メートルの工事を進めているところであり、9月上旬の完成を予定しています。

サンルダム建設事業に伴う上水道2期拡張工事については、8月中旬に名寄から風連地区への簡易水道統合整備送水管新設工事のほか2路線、延長3,952メートルに着手し、11月下旬の完成を予定しています。

また、有収水量向上のための漏水調査業務や、清浄な水道水の供給を図るための配水管洗浄作業を継続実施しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、6月上旬に、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事に着手し、来年3月上旬の完成を予定しているほか、下水道管路施設長寿命化基本計画の策定についても、6月上旬に業務委託を行っ

たところであり、来年3月上旬の完成を目指しています。また、雨水管渠新設工事では、7月上旬に、豊栄川3号幹線、延長110メートルに着手し、12月中旬の完成を予定しています。

さらに、個別排水処理施設整備事業については、名寄地区1基、風連地区2基の合併浄化槽の設置が完了し、現在は、風連地区2基の整備を進めているところであり、10月下旬の完成を予定しています。

今後、両地区合わせて7基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めていた東1条通及び地域の元気臨時交付金の採択がされた風連西町5丁目線の2路線については、工事を完了しています。

また、5月には西4条仲通及び風連東風連線、6月には、徳田18線緑丘連絡線、7月には、昭和通の発注をそれぞれ終え、現在、工事を進めているところです。

次に、総合交通体系について申し上げます。

北海道縦貫自動車道「土別市多寄町～名寄IC間」12キロメートルについては、これまで「当面着工しない区間」とされ、整備が進んでいませんでした。

こうした中、本年5月に開催された「北海道開発局事業審議委員会」において、「当面着工しない区間」を含めた「土別剣淵～名寄間」の事業継続が妥当と判断されたところであり、この結果を受け、8月8日に、国において整備計画が変更され、事業再開が決定したところであり、この間の要望活動や市民の強い願いが結実しました。

今後も早期着工に向け、引き続き、国会議員をはじめ、関係省庁に対して要望活動を進めてまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

昨年度、積上げ除雪や幹線道路の排雪回数などの試験的な試みを実施したほか、本年7月に

は、市民の中から無作為抽出した1,000人の成人を対象に、除排雪に関するアンケート調査を実施し、約400人の皆様から回答をいただいたところです。

昨年度の試験的な試みや、今回のアンケート結果を参考に、今後の冬道環境の品質向上を目指してまいります。

次に、農業農村行政について申し上げます。

8月1日現在の農作物の生育状況については、基幹作物の水稲はもち米、うるち米とも平年並となっています。

小麦は、秋小麦・春小麦ともに収量・品質が昨年を下回る見込みで、現在調整作業を行っています。

畑作物を含めて、馬鈴しょ・玉ねぎ・てん菜などの生育は順調に推移しておりましたが、8月4日から5日の大雨災害により冠水などの被害があり、今後の生育が懸念されるところであります。アスパラガスについては順調に推移し、収量・品質ともに昨年を上回りました。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

8月15日現在の捕獲状況は、エゾ鹿は昨年度より117頭少ない258頭、アライグマは2頭を駆除し焼却処分を行ってきたところです。

次に、ヒグマの出没等について申し上げます。

本年度の報告数は、8月10日現在で、昨年度より14件少ない18件となっていますが、農作物の収穫時期やキノコ採りのシーズンを前に出没が報告されていることから、今後においても、広報、ホームページによる注意喚起や農業者への周知を行うとともに、警察をはじめ関係機関と連携し、被害防止対策を実施してまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、受精対象牛を中心に放牧を行っており、市営牧野は5月26日から275頭を受け入れ、母子里地区共同牧場では、6月9日から104頭をそれぞれ受け入れています。

食肉センターについては、平成25年度で改修工事が完了し、畜産処理加工施設とも順調に稼働しており、現在は1日平均55頭のと畜処理を行っています。

次に、薬用作物の振興について申し上げます。

7月11日と12日に、独立行政法人医薬基盤研究所との共催による「薬用植物フォーラム2014」を開催しました。全国から来名した、研究機関や関連企業などの専門家による、薬用植物の生産や需要、今後の動向、本市でのカノコソウ栽培などについての研究発表や、薬用植物資源研究センターの現地観察会に加え、市民講座として、漢方、健康、美容についての講演会を実施しました。2日間で393人に御来場いただき、薬用作物への市民の関心や知識を高めるとともに、本市の取組などについて市外の方にも知っていただく機会となりました。

また、薬用作物の生産体制をより充実したものとするため、医薬基盤研究所と薬用植物に関わる共同研究契約を締結し、本市の農業振興センターと共同で、本市に適した作物の研究などを進めることとなりました。

次に、産業まつりにについて申し上げます。

地産地消の推進と地場産品の良さを広め、農業、農村への理解と農産物の消費拡大を図るため、8月31日に「第36回なよろ産業まつり」を開催しました。会場のなよろ健康の森には、各種イベントや地場産品を求めて多くの人々が訪れ、賑わいました。

次に、もっともち米プロジェクト事業について申し上げます。

産業まつりで、もち米を使用した「飲むみりん」の発表を行うなど、もち食文化の浸透や市民の誇りづくりに向けた取組を進めるとともに、札幌ドームやサッポロビアガーデンなどのイベントを通じて、広くPRを行ってまいりました。

8月22日に、一般社団法人移住・交流推進機構の助成事業を活用した、本市と株式会社ぐるな

びとの連携事業として、料理教室「北海道名寄市の日」を開催しました。東京都渋谷区表参道のフレンチレストランにおいて、各種メディアや閲覧者の多いブログの運営者などに参加いただき、もち米などを使用したレシピのデモンストレーションを行うなどして、産地ブランド化の推進や首都圏における認知度の向上、販路の拡大に向け、本市の高品質な農作物の効果的なPRを行ってまいりました。

また、8月31日には、日本の食の第一人者であるマスターソムリエの高野豊氏に「名寄市政策アドバイザー」として協力いただけることとなり、今後、名寄産農産物のブランド化に向けたアドバイスをいただくこととしています。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が公表している、本年第2四半期の上川北部地域の地域別経済動向調査において、運送業、飲食業などは消費税増税分の転嫁ができず停滞傾向にあること、小売業は一時的に消費税増税前の駆け込み需要の反動減があったものの復調していること、建設土木業・宿泊業については、大きな変動がなかったことから、第1四半期と比較して地域景況感・生産動向・消費動向ともに相対的に「横ばい」と判断されています。

市の融資関係については、7月末現在で経営資金は93件、5億1,538万3千円の融資となっており、前年同期比では件数で同数、金額では89.1パーセントとなっています。また、設備資金は9件、4,030万円の融資となっており、前年同期を大きく上回っています。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は1.07倍で、前年同月比で0.26ポイント上回り、33カ月連続して前年同月を上回っていますが、来春の新規高卒予定者の求人については、就職希望者が増加している中、依然として厳しい状況にあることを踏まえ、公共職業安定所、上川総合振興局、上川教育局及び地元自治体

の連携による「高校生のための企業見学会」が、管内4市において開催されました。本市で開催された7月23日の見学会には、高校生16人が参加し、ニチロ畜産、清峰園での体験を通して、就職への意欲を高めました。

また、8月5日には、25の企業や団体が参加した企業説明会が駅前交流プラザ「よろーな」で開催され、市内をはじめ近隣の高等学校から48人が参加し、各企業の経営理念、求められる人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。

今後も関係機関と連携し、就職活動の支援に努めてまいります。

次に、ご当地グルメPR事業について申し上げます。

「名寄」の知名度向上のため様々な活動を行ってきた「第746なよろ煮込みジンギス艦隊」が、本年度から、一般社団法人B級ご当地グルメでまちおこし連絡協議会の「本部加盟団体」に昇格しました。

昇格により、本年10月18日と19日、福島県郡山市で開催されるB-1グランプリ全国大会に、北海道からの3団体を含む59のまちづくり団体の一員として参加することになりました。B-1グランプリ参加による知名度向上効果に大いに期待するところです。

次に、合宿に係るホスピタリティ事業について申し上げます。

本年度も、地域の特産品素材を活用した新商品開発に取り組んでいる、東京の香川調理製菓専門学校の稲葉恭二先生のゼミと連携し、8月11日から5日間の日程で名寄合宿を行いました。

今回のテーマは、「もち米」を素材とした新商品開発として、「もっともち米プロジェクト事業」とタイアップを図り、9品の新たなメニューが開発されました。8月14日の試食会には、市内飲食店、農業関係者などが参加して、学生が取り組んだ成果品に対し、その活用も含めて様々な視点から意見交換を行い、相互に実り多い交流の

場となりました。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

道立サンピラーパークひまわり事業については、ひまわり畑の面積を一部縮小する一方で、雑草の除去に力を注いだ結果、昨年を上回る開花状況となりました。さらに、併設したひまわり観光案内所など、各地から訪れる観光客の受入体制の整備を行うとともに、本年度はライトアップひまわりの照明をLED化して、8月1日から17日までの実施を予定していましたが、台風11号による暴風雨により多くのひまわりが倒伏したため、残念ながら12日までの実施となりました。

しかしながら、大手旅行会社がライトアップに合わせて企画した旅行商品が実施され、213人が本市を訪れており、本市のひまわり畑の知名度やイメージが一定程度定着しつつあると考えています。

なよろ239ひまわりロード事業については、昨年に引き続き、ひまわりボランティアを募集し、6月28日に、約60人の方に参加いただき、市役所名寄庁舎北側から国道40号に至る国道239号で、ひまわり苗の移植作業を行うとともに、7月には名寄高等学校陸上部の協力により草取り作業を行うなど、市民参加型のまちづくりに取り組みました。

ひまわりのまちプロジェクトについては、市内全域で延べ302人の方に、ひまわりの種1,270袋を無料配布し、目標である「どこに行っても“ひまわり”があるまち」を目指し、各家庭、学校、団体などの協力の輪がさらに広がり、市内各地でひまわりが咲き誇りました。

また、8月10日には名寄ひまわりまちづくり大使の有森裕子氏を招いて、道立サンピラーパークなどをコースとした「第2回有森裕子なよろひまわりリレーラン」を開催しました。市内外から前回は大幅に上回る75チームの参加があり、地域資源を活用した交流人口の拡大が図られました。

次に、イベント関係について申し上げます。

かみかわ「まるごと食べに」よろーなフェスタ～なよろアスパラまつりは、6月1日に「よろーな」駐車場を会場として開催され、市内で活動する団体のステージイベントや、市内をはじめ上川管内から26店舗が出店したグルメ市、さらには本市の観光キャラクター「なよろう」をはじめ、近隣自治体のキャラクターによる各自自治体のPRのほか、モバイルマルチドームによるプラネタリウムも上映されるなど、市内外から多くの方が訪れ、まつりを楽しみました。

「第35回ふうれん白樺まつり」は、6月14日、15日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園において開催され、杉並区代表団をはじめ、高円寺阿波おどり親善訪問団のほか多くの来賓にも参加をいただき、大いに盛り上げていただきました。

本市の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、8月3日に天塩川曙橋下流河川敷において開催され、野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火など、多彩な催しに約1万3千人の来場者で賑わいました。

第36回を迎えた「風連ふるさとまつり・風舞あんどんオン・エア」は、8月13日夜、14団体15基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、帰省者や多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、シーニックバイウェイについて申し上げます。

上川北部の9市町村の観光協会、商工会、商工会議所及び市町村からなる道北観光連盟が中心となり、昨年度から取り組んでいる「天塩川流域ミュージアムパークウェイ」について、6月20日に「ルート運営代表者会議」が開催され、運営体制の強化が図られたほか、より慎重に進めるため、当初の予定から1年遅れの平成28年度に正式なルート指定を目指すこととされました。

次に、名寄日進地区再整備基本構想について申し上げます。

名寄日進地区については、今後の望ましい整備方向を明らかにするため、昨年8月に設立した庁内等検討委員会において協議を重ね、基本構想をまとめたところですが、市民意見を反映した、より実効性のある構想とするため、市民の皆様の御意見を伺っているところです。

次に、学校教育について申し上げます。

4月7日に市内全小中学校の入学式が行われ、小学校では226人、中学校では237人の児童生徒が入学し、本年度の教育活動が始まりました。

名寄市教育改善プロジェクト委員会については、4月28日に第1回会議を開催し、道教委のチャレンジテストの効果的な活用など、過去2年間の学力向上の取組を継続することが確認されるとともに、学習指導の工夫改善に関する研究グループでは、「名寄市学習規律」の徹底などの取組、校内研修・研究の充実に関する研究グループでは、指導資料を活用した教員の指導力向上を図る取組、教育資源等の活用に関する研究グループでは、ICTを活用した日常授業の改善を図る取組などを進めています。また、平成24年度から道教委の指定を受けて進めている「学校力向上に関する総合実践事業」の基礎学力保障の取組や、本年度新たに指定された道教委の「ほっかいどう学力向上推進事業」の取組と連動させることにより、市内の全小中学校が効果的な取組を共有し、一体となって学力向上に取り組む体制を整えています。

豊かな心を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の学習指導の工夫改善に関する研究グループにおいて、本市出身の力士「名寄岩関」の努力などについて考える道徳の読み物資料の作成と公開授業の準備を進めています。また、教育資源等の活用に関する研究グループにおいては、来年5月オープン予定の（仮称）市民ホールを活用した情操教育の取組について調査研究を進めています。

いじめの根絶については、本年度、教育委員会において策定した「名寄市いじめ防止基本方針」

及び全小中学校において策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めています。また、現在、名寄東中学校の生徒会が中心となり、市内全小中学校の児童会・生徒会が一堂に会して行う（仮称）「名寄市いじめ防止サミット」開催の準備を進めています。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月末までに市内の小中学校において、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査を終えました。今後、課題の克服に向けて、体育の指導を改善する取組を進めてまいります。

特別支援教育の推進については、新たに特別支援学級の担任となった教員等を対象として、6月4日に第1回目の名寄市特別支援教育研修会を開催し、本市の特別支援教育の現状と課題について理解を深めるとともに、発達障がいを含め障がいのある幼児、児童生徒に対する適切な支援のあり方について学びました。このほか、名寄市立大学との共同研究のティーチング・アシスタント事業を活用して放課後などの学習を支援する取組では、小学校6校において、教科等の学習で「困り感」のある子ども達に対し、大学生の支援を得て個に応じたきめ細かい指導を行っています。

信頼される学校づくりの推進については、教職員の資質向上を図るため、7月4日に学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招いて教育講演会を開催し、市内外から約100人の教職員が研修を深めました。また、本年度新たに指定を受けた文部科学省の「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」の事業として、名寄市教育改善プロジェクト委員会の3つの研究グループにおいて、グループの校長・教頭の指導により、各小中学校のミドルリーダーの学校運営等に係るマネジメント力の向上を図る研修を進めています。

このほか、本年度から指導主事を1名増員し、児童生徒の問題行動に対しては、当該学校などとのより緊密な連携のもと早期解消に向けた取組を

進めています。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄南小学校の校舎等の改築については、7月中旬から本体工事に着手しています。

今後も児童や工事関係者の安全対策に配慮しながら、平成28年2月の完成に向けて取り進めてまいります。

また、風連や智恵文地区の地域及び保護者代表者から、学校などの整備に関する要望が出されていることから、整備時期を含めた検討を進めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

短期大学部児童学科の4年制化及び保健福祉学部の再編強化に係る新学科の設置計画については、平成24年10月に開かれた名寄市立大学及び短期大学部の教授会において「児童学科の4年制化＝学部再編強化による社会保育学科の設置」に関する構想案が承認され、これを受けて庁内横断的なワーキンググループによる検討を行うとともに、平成25年7月に国の政策状況の推移などを踏まえ、課題解決及び大学の振興方策について設置者と大学とで方向性を確立するために「短期大学部児童学科の4年制化及び保健福祉学部再編強化に関する検討準備会議並びにワーキンググループ」を組織して、より具体的な検討を行ってまいりました。

検討準備会議並びにワーキンググループでは、新学科の開設の目標年次を平成28年4月として、本年5月に新学科の設置計画案をまとめたところです。

設置者として、大学における検討内容及び決定事項については尊重していく考えであり、短期大学部児童学科の4年制化を推進し、保健福祉学部再編強化を進めて行くべきものと判断して、6月に開催された議員協議会において、保育士及び幼稚園教諭の養成を主たる目的とする社会保育学科設置計画案の御報告と御説明をさせていただきま

した。また、7月には所管の総務文教常任委員会において、検討経過、新学科の設置計画案、教学上の手続きと想定されるスケジュール、施設の整備、学生の確保や卒業者の就職・就業見通しなどについて御説明をさせていただいてきたところです。

なお、社会保育学科開設に伴う大学収支の見通しや施設の整備に関する、より具体的・詳細な計画及び事業費などの積算が必要となりますが、今後も継続して検討作業を進め、詳細がまとまり次第、市議会をはじめ市民の皆様にご説明させていただくとともに、大学がより質の高い教育と研究を行うことを可能とし、更なる発展と地域貢献を進めて行くために市議会をはじめ市民の皆様との協議の中で御理解と御協力をいただき、進めてまいります。

大学図書館棟の整備事業については、実施設計の作業に着手したところであり、体育館屋根改修工事及び車いす対応トイレ改修工事については、7月末に着工し今月中の完成を予定しています。

また、名寄市立大学への理解を深め、進路決定に結び付けていただくため、7月26日と8月16日に、入学を希望する高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを実施しました。2回合わせて高校生435人、保護者292人の参加をいただき、昨年度と比較して高校生で18人の増となりました。なお、3回目のオープンキャンパスは10月18日の実施を予定しています。

4年目となる特別支援学校教諭免許状の取得につながる免許法認定講習については、7月30日からの12日間にわたり、関係機関の協力を得て北海道教育委員会と名寄市立大学が共同で開催しました。道内では、北海道教育大学が指導大学となって実施した3会場と合わせて4会場で実施され、特に名寄市立大学での受講者は1種免許状の取得が可能となる講習であり、免許取得率の向上が図られました。市内小中学校から参加した9人の現職教員をはじめ道内の教員、保育士など56

人が受講され、先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組まれました。

昨年度から閉鎖していた学内売店については、7月に事業者の公募及び選定を行い、今月末の開設に向け準備を進めています。

今後も、学生確保対策の充実と名寄市立大学の特色を生かした地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食センター建設時に導入以来、22年間使用してきた蒸煮冷却機を更新し、これにより、野菜の下茹でや、麺・加工品等の加熱、和え物・サラダ等の冷却など、より衛生管理の整った安全で安心な給食の提供が可能となりました。

名寄市立大学生の給食経営管理論実習生の受入については、本年も栄養教諭が中心となり、6月30日から5日間、学校給食センターと東風連小学校で6人の学生を受け入れました。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

35年目を迎える名寄ピヤシリ大学は、新入生11人と10人の大学院生を、また43年目を迎える風連瑞生大学は、新入生12人と5人の大学院生を迎え、それぞれ4月22日、25日に入学式を行いました。新入生をはじめ在学生の皆様は、生涯学習社会を見据えた今後の学習活動へ意欲を燃やしているところです。

市民講座は、「なよろ入門」に延べ107人の市民が受講され、また、名寄ピヤシリ大学において、一般市民も対象とした公開講座を2回開講し、延べ111人が受講されました。

本市の短い夏を締めくくる市民盆踊り大会は、雨天のため8月15日のみの開催となりましたが、子ども盆踊りに約150人の参加があったほか、仮装盆踊りには、個人、団体での参加をいただき、延べ1,700人の人出で賑わいました。実行委員をはじめ、御協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日からの「子どもの読書週間」において、名寄本館では「こども図書館まつり」、風連分館では「春のおはなし会」を開催し、多くの児童や親子の方に、絵本の読み聞かせやパネルシアター、ストーリーテリングなどを楽しんでいただきました。

子どもの読書活動推進の取組として、家庭内の読み聞かせ実践のために、「赤ちゃんに読んであげたいおすすめ絵本」のリストの改訂を行い、保健センター、子育て支援センターなどに配布するとともに、これに合わせて、赤ちゃん絵本6冊を入れたペンギンバックの内容も一部更新しました。また、風連分館においても4セット作成して貸出を行っています。

6月には、「名寄市内読み聞かせ団体連絡会議」を開催し、読み聞かせのテクニックの講習や各団体の活動状況について情報交換を行いました。

学校への読書支援としては、北海道立図書館の「学校図書館サポートボックス事業」を活用し、智恵文小学校へ理科読図書の貸出を行うほか、テーマに沿って何冊かの本を紹介するブックトークを開催し、本に対する関心を高めることができました。

7月下旬から8月にかけて、「夏のおはなし会」「夏の工作」「1日司書体験」など、本館・分館とも子ども向けの事業を開催し、多くの参加をいただきました。

次に、市立天文台について申し上げます。

国立天文台石垣島天文台との交流協定に基づき、展示コーナーに石垣島と名寄市の位置関係が分かる地図を設置しました。

5月25日には、「星ってなあに？」をテーマに第1回市民天文講座を開催し、多くの市民に受講いただきました。

6月25日から7月7日にかけては、七夕の短冊飾り付けイベントを行い、市内の保育所や幼稚園児、小学生、大学生、来館者など757人の協力をいただいて、899枚の短冊を天文台の駐車



場に飾り付けました。

7月18日には、「はやぶさ」の研究者で世界的に有名な北海道大学の坂本教授が「さあ行くぞはやぶさ2」をテーマに市民向けの講座を行い、48人の参加がありました。

7月26日には、星と音楽の集い実行委員会による「きたすばる・星祭り2014」が開催され、雨天の中ではありましたが、1,429名の参加があり、多彩なイベントが行われました。また、石垣島天文台とインターネットを双方向で繋ぎ交流を深めることができました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市民文化センターの内部改修については、当初予定どおり工事を終了し、多目的ホール、生活研修室、トイレの全面改修を実施するとともに、ワークスペース、図書コーナーを新たに設置しました。7月1日から貸館を再開したところであり、多くの市民や団体の皆様に御利用いただいています。

（仮称）市民ホールについては、メインとなる大ホールの愛称を募集し、5月20日までに103人の方から応募をいただきました。6月16日開催の選考委員会において、向井和栄氏から応募いただいた「市民ホール EN-RAY」が選定されたところであり、今後広く親しまれる愛称となるよう努めてまいります。

また、工事の進行状況は、7月末現在の進捗率が32パーセントとなっています。開館記念式典は、来年5月9日を予定しており、その後に予定する記念事業と併せて、準備作業を進めています。

文化芸術振興条例については、3月から6月まで検討委員会において御議論いただき、条例案をまとめていただいたところです。また、7月1日から30日間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただきました。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成25年度の入館者数は、1万1,660人で、

前年度比561人の減となりましたが、市内の方々に訪れていただきました。

ゴールデンウィーク企画「博物館で遊ぼう」では、11日間で延1,688人の入館があり、多くの家族連れで賑わいました。期間中は名寄高等学校、名寄市立大学の学生ボランティアの応援をいただき木製遊具、リサイクル遊具などの体験や動物とのふれあいを楽しんでいただきました。

7月19日から8月24日までは、特別展「昭和の夏休み～玩具で見る遊びの移り変わり」を開催し、昭和30年代から50年代にかけて使われていた「おもちゃ」の移り変わりを中心に、昭和時代の子どもの遊びの世界を振り返る展示や古いゲーム機等の体験コーナーを設置しました。また、関連講座として、名寄市立大学短期大学の今野教授による「伝承遊び」に関する講演会を開催するとともに、児童学科学生やJA道北なよろ青年部の協力を得て、紙芝居や昔遊びの体験、ドン菓子の実演などを行い、多くの子ども達や家族連れで賑わいました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級は、父母が自主的・自発的に学習する機会場として、本年度も、引き続き、幼稚園を主体に3学級を開設しました。併せて、市民文化センターなどの施設利用減免や借上げバスの利用などの面でサポートを行いながら活動の促進を図っています。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

長い歴史を誇る憲法記念ロードレースは、本年度で62回を迎え、5月11日に、なよろ健康の森陸上競技場を発着として開催しました。本年度は、新たな取組として著名なインターネットサイトに登録し、受付を行ったことの効果などで、道内はもとより道外からの参加もあり、昨年を大幅に上回る584人のエントリーをいただき、それぞれの種別で健脚を競いました。

7月27日には、サンピラー国体開催記念第12回サマージャンプ大会が開催され、119人が

エントリーしました。ソチオリンピックで活躍された男子の葛西選手、女子の高梨選手らが出場し、雨の中約200人の観客が集まり、応援をいただきました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会と共催事業のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」については、25人の児童が登録し、第1回目は6月21日に市民文化センター屋外において、第2回目は7月6日から1泊2日で道立トムテ文化の森キャンプ場において、キャンプなどの野外体験や集団生活を通して、リーダーとしての心構えなどを学びました。

第25回を迎える野外体験学習事業「へっちゃLAND」については、小学4年生から中学1年生までの25人の児童・生徒が参加し、7月29日から3泊4日でトムテ文化の森キャンプ場を中心にテントによる生活や九度山登山、川釣り体験、キャンプファイヤーなどを実施しました。野外ならではの貴重な体験や集団生活を通して育んだ友情など、たくさんの思い出を作ることができました。今回は、新採用職員の研修としても位置付け、多世代とのコミュニケーション能力を高める取組を行いました。市民のボランティアや教職員のほか学習協力者の皆様のサポートをいただき、無事終了できたことに感謝しています。

杉並区・名寄市小学生体験交流事業については、本市と杉並区から、小学4年生から6年生までの25人がそれぞれ参加し、7月28日からの3泊4日を名寄会場、8月5日からの3泊4日を杉並会場として行いました。班行動では、小学生の時に本交流事業に参加経験のある方を含む、大学生や専門学校生、高校生のボランティアリーダー12人の協力のもと、お互いに協力し行動することで、多くの友達をつくり、友情を深めることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、各町内会から推薦された指導員の御協力のもと、日常の巡視活動を行って

います。本年度は指導員の改選期であり、各町内会から推薦された64人を委嘱しました。夏休み期間中は、名寄まつり、風連ふるさとまつりで街頭指導を実施するとともに、名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行いました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

適応指導教室では、本年4月に小学生1人が学校へ復帰し、また、中学生1人が進学しました。現在、小学生2人、中学生1人が継続して通室しており、このうち小学生1人は4月から、通室しながら学校にも登校しています。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

名寄市放課後子ども教室については、4月下旬に名寄地区中学生教室、名寄地区小学生教室、風連地区小学生教室を順次開講しました。現在、3教室合わせて、過去、最も多い人数となる42人の子ども達が、自ら学び自ら考える力を身に付けるため、各教室で自学自習やテーマ学習に取り組んでいます。

最後に、8月4日から5日にかけての大雨及び24日の大雨について、現在までに調査確認ができていない被害の概要について申し上げます。

8月4日から5日にかけての大雨については、本市では、平成22年の大雨に比べ、24時間雨量で1.3倍から1.5倍、1時間雨量では、1.5倍から1.8倍、総雨量では153.5ミリメートルと過去を大幅に上回る降雨量となり、これによる豊栄川、風連別川などの増水、内水氾濫などの影響により、徳田地区を中心とする床上、床下浸水のほか、西風連地区では、初音橋の崩落、その他広範囲において道路の路盤の侵食、河川の護岸の被害をはじめとする施設災害などが数多く発生しました。また、農業被害では収穫目前のメロン、スイートコーンなど、水田、畑合わせて220ヘクタール以上が被害を受け、現在、被害個所及び被害額について精査しているところですが、全体の被害額は、平成22年の大雨災害を上回ることが予想される状況となっており、早急に対応に向け

た検討を進めています。

また、公共施設については、なよろ温泉サンピラー、ピヤシリシャンツェ及び楽々館に、浸水による被害が発生しました。

降雨、増水に関わっての人命に関わる情報発信の対応については、5日に河川の増水、土砂災害による災害が起こる恐れが高まったため、災害対策本部を設置し、旭川地方気象台、関係機関の情報を基に、徳田しらかば団地をはじめとする地区に対し、避難準備情報、避難勧告を発令するとともに、避難所を開設しました。

このうち、平成22年度に引き続き被害が発生した徳田しらかば団地については、今後、速やかに排水整備に取り組んでまいります。

次に、別紙としてお配りをしておりますが、8月24日の大雨について申し上げます。

本市では、アメダスでの1時間雨量で27ミリメートルを超える降雨により国道、道々、市道の内水冠水による通行止めなどがあり、智恵文川、共和川、有利里川、内淵川付近でも冠水が確認されました。

農業被害では、水田、畑合わせて100ヘクタール以上が被害を受け、現在、被害箇所及び被害額について精査しているところです。

また、市民の避難対応については、災害対策本部を立ち上げ、土砂災害が懸念される智恵文八幡地区に避難勧告を発令したほか、徳田しらかば団地に避難準備情報を発令するとともに、徳田地区及び豊栄地区についても、避難勧告が想定されたため、避難所を開設するなどしました。

自然災害は、今後、いつ発生するとも限らず、平成22年7月29日の災害を上回る今回の災害を教訓に、各部署において課題を整理し、平時からの災害に対する備えを市民の方々との協働で取り組む中で、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま市長の行政報告にあった社会保育学科設置計画案について調査研究するために、10名の委員をもって構成する名寄市立大学再編構想調査特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会を設置することに決定をいたしました。

委員の選任のために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。名寄市立大学再編構想調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、山田典幸議員、佐藤靖議員、奥村英俊議員、大石健二議員、高橋伸典議員、川口京二議員、熊谷吉正議員、日根野正敏議員、駒津喜一議員、東千春議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を選任することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市文化

芸術振興条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

文化芸術活動は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、生きる力を育み、活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たしております。これまで新名寄市総合計画では、施策の柱の一つとして心豊かな人と文化を育むまちづくりを掲げ、あわせて第2次名寄市社会教育中期計画の主要施策の豊かな地域文化の継承と創造の中には、文化芸術振興のための条例制定を掲げてきたところであり、このたび市民待望の（仮称）市民ホールが来年5月に開館をいたしますことを機に条例を制定をしようとするものであります。

条例を制定するに当たり、文化芸術の推進に関しての考え方を申し上げます。これまで文化芸術に関する事業は、教育委員会で主に行われており、市民文化祭、文化講演会、各種市民講座などが広く市民に認識をされ、定着をしております。条例制定後においては、従来の文化振興も含めて市全体として文化芸術振興を推進をしようとするものであります。このことから、本条例案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づき、市長が文化芸術振興管理をし及び執行する場合の条例として位置づけをするものであります。また、文化芸術振興推進の事務を執行する担当については、地方自治法第180条の2により補助執行として教育委員会がその事務を担うことを予定をしております。

次に、制定をしようとする本条例案の概要について申し上げます。条例の初めには、名寄市の文化芸術がイメージをできる前文を規定をし、次に文化芸術の振興の柱となる目的、基本理念を定め、今後の名寄市の文化芸術が推進をされるように規定をしております。また、市民全体の文化芸術の活動を推進させ、活発な文化芸術活動が行われるよう市の責務と市民等の役割を規定をしております。

条例の施行は、平成27年4月1日からを予定

をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第1号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

コミュニティー放送は、全国の各地域において地域のきめ細やかな情報を発信をし、地域活性化や安全なまちづくりに公共性の高い情報発信手段として貢献をしております。これまで新名寄市総合計画では、施策の柱として市民と行政との協働によるまちづくりと自然と環境に優しく快適で安全なまちづくりを掲げ、行政情報の積極的な活用による情報の共有化を図るほか、防災等のシステムの整備を図ってまいりました。難聴取地域を解消して、情報通信格差の是正を図り、地域文化を向上させるとともに、防災等の情報伝達の一つの手段としての機能を確保することで、安全なまちづくりに寄与するため、本送信所を設置をすることとし、条例を制定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 比較的災害の少ない名寄でしたけれども、短時間の豪雨等によって2回の大雨を経験しておりますので、今後も気象変動の関係でいろんな災害情報の伝達媒体は多ければ多いほどいいということで、基本的には理解はできますけれども、新設条例なので、何点かお尋ねだけしておきたいと思います。

新聞報道によりますと、6月にHBCさんのいわゆるアンテナ関係、土地も含めてなのでしょうけれども、無償譲渡を受けられていますが、受けた設備の状況、デジタル化になってからしばらく間を置いておりますから、どのような形で設備の状況について確認をされて、第4条に空中線関係や送信装置やら局舎、屋外受電線系、その他いろいろ書いてありますけれども、現在の状況について、当然それは10月以降スムーズに使える状況のものをいただいたのではないかと思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、災害をいろんな経験をしたり、テレビニュース、全国の悲惨な状況も経験しておりますが、通常は私どもテレビとかラジオだとか、あるいは市の情報だとか、さまざまな形で伝わってきますけれども、特にFMの役割みたいのはそれらを超える情報伝達として、よりメリットが高いという状況などについてあればお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それと、3つ目には、受けられた設備の関係について当然維持管理をしていかなければならないことになるのでしようが、いわゆる今後電波を発信した以降の維持管理の見通し等についてどのように押さえられているのか、あわせてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の関係について御質問をいただきました。3点にわたって御質問いただきました。まず、1点目につきましては、HBCの旧のテレビのアナログの発信所、これを無

償で市が提供を受けたものでございます。この条例第4条のところにそれぞれ施設を書いておりますけれども、1号の送信空中線系につきましては、これは鉄塔あるいはアンテナの部分ということで御理解いただければと思います。なお、鉄塔につきましては46メートルの高さがあるということでありまして、設置については40年の設置でありますけれども、平成13年度に全面的に塗装しているということで、まだ供用に耐え得るということで考えてございます。

次に、送信装置についてでありますけれども、これにつきましては言葉のとおりでありますけれども、FM波の送信をする設備あるいは電源設備等の一式等でございます。

さらには、3の送信局舎でありますけれども、これにつきましては鉄塔のそばに送信機等を格納する局舎がございます。これにつきましては、鉄筋コンクリートの半地下となっておりますけれども、2階建てとなっております。床面積、総面積で50平米、建築については昭和39年となっております。

4号の屋外受電線系につきましては、これは送電系の設備の関係をあらわしたものでございます。

さらに、5号でその他附帯設備となっておりますけれども、これは設備を囲うフェンス等がございますので、それらをあらわすものということでございます。

状況につきましては、今申し上げましたようにまだまだ供用に耐え得るものだというふうに考えておりますし、ほかの民放からも聞いておりますけれども、HBCさんから聞いておりますけれども、これはまだ使えるものだということで受けております。

なお、ことし既に予算計上させていただいてございますけれども、送信系の部分でいきますと1,600万円ほど既に予算を議決いただいております。これらについては必要なアンテナあるいは送信機について改めて整備をさせていただいた

いというふうに考えているところでございます。

次に、FMの役割、メリットについてということでございますけれども、これにつきましては阪神・淡路大震災、さらにはさきの東日本大震災のときにもこのことが言われておりますけれども、1つには普通の同報系無線がありますけれども、これはスピーカーで音を鳴らして避難等と呼びかけるものでありますけれども、雨天等のときについては当然窓を閉め切っているということがあります。最近の住宅、非常に気密性も高く、さらには雨音等によって音がなかなか聞こえないという状況にあります。そういった意味でいきますと、ラジオについては室内に設置をしますと、音が聞こえるということがあります。また、さきの震災等で言われたのは、テレビ等については一度機能を失うと復旧までに時間がかかるということ、あるいはテレビ等についてもテレビそのものを運ぶことはなかなかできませんけれども、ラジオについてはコンパクトなものでありますので、これの移動等も可能ということで、災害時においてはそういった移動も含めて非常に機能的であるというのと復旧にも時間がかからないということで、災害等においてメリットがあるということで考えています。

最後に、維持管理の部分についてでございます。これについては、第5条のところで規定をさせていただきますけれども、送信所をコミュニティー放送事業を営む者に貸しつけるものとするとしておりますけれども、基本的に送信所を管理するに当たっては、技術者が必要になりますし、それなりのノウハウが必要となっています。残念ながら今の市役所の中では、これを担うことができる技術者等おりませんので、これについてはこの間実績があります株式会社エフエムなよろに管理についてはお願いをしたいという、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 災害避難者、避難先も含めてラジオのコンパクトさとか優位性については理解できました。

そこで、いわゆる施設無償譲渡を受けて、見た目は専門的な検証の中でまだ使えるという御判断なのか、専門技術者に判断をいただいた、あるいはHBCさんのこの間何十年間の保守点検の実績だとか、そういうのを総合的に勘案してまだ使えるという漠然的な話なのか、いわゆる保守管理が受託を受けるエフエムさんのほうで全てという認識であれば特に問題はないと思いますけれども、アンテナが砺波にあって、NTTの回線をつないで、現行ある今のビルの屋上のアンテナと取りかわるような感じのイメージかと思うのですが、そういう財産としては市で、財産価値ちょっと後から教えて、どういうふうに無償譲渡を受けた現状の財産価値について判断をしているかということ、あと要するに受託契約みたいな貸し付けを行った後の維持管理は受けた側で対応するという認識なのかどうか、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それで、いわゆる財産上の保守分界点というのは、NTTに借りる分は光ケーブルを借りるのでしようけれども、現行のエフエムさんとの分界点みたいなのはどういうところを正式に、しっかり今後の維持管理の関係と関連していますので、明確な話をされているのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

今公設市場の関係もいろいろ目的、利用なども含めて時限的に無償でお貸しをしていますから、特に公共的に役立つものについての公共施設の貸与については経験はあるわけなのですが、いわゆる貸借の関係になりますので、もう少し設置条例を決めるに当たってお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、現状の施設の程度についてということにつきましては、これに

つきましては当初よりコミュニティー放送局の送信所の運営については先ほど申しあげましたように私どもの現在ではなかなか維持管理が難しいということでもありますので、市内にありますコミュニティーFM、これは1社しかございませんので、そこに維持管理をお願いする方向で話を進めてきてございますので、施設を譲渡を受けるに当たっては先に施設等の確認をいただいているところがあります。私どももこれは目視での確認でありますけれども、一番心配なのは鉄骨等のさび等でありましたけれども、専門家はどうぶづけというふうに言っていましたけれども、1つ塗装した上にさらに塗装をするということで、その上の塗装については平成13年度にやり直しておりますので、鉄骨そのものについては傷みがないということでもありますので、施設そのものはまだまだ供用はできるというふうに私どもも思っていますし、エフエムなよろのほうでもそのように話していただきました。また、HBCのほうからもまだ使えるということについては、これは口頭でありますけれども、承っておりますので、施設そのものについては大丈夫だろうなというふうに考えています。

次に、施設の維持管理の部分についてでありますけれども、ここにつきましては先ほど申しあげましたように維持管理については株式会社エフエムなよろのほうをお願いをしたいというふうに考えています。これにつきましては、先ほどもありましたけれども、まだ詳細については協議中ということでもありますので、断言はできませんけれども、基本的にはエフエムなよろのこの間果たしてきた役割、あるいは今後期待される機能等を含めて考えたときには、非常に公共性が高いというふうに考えておりますので、これにつきましてはそこに着目しながら、無償での貸し付けの方向で検討しているということで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 公共性については十分理解をしていますので、そしていろんな情報伝達の媒体があったほうがいいたろうというふうに理解をしています。初めてのことで、鉄骨にしてもアンテナにしても局舎にしても厳しい自然条件の中でさらされるわけで、常に定期的な保守点検が必要になってきて、維持管理はエフエムさんということではっきりと明かされていますから結構なわけですけれども、いわゆる鉄骨や局舎だとか受電だとか等についてはそういう専門的な経験は多分ないのでないかというふうに思っていますので、もちろん民間のいろんな保守管理会社、技術を持った会社に委託をするのでしようけれども、定期的に、手を抜くと故障なんていうことについても出てくるのが想定されますから、それについては貸与条件などについてはしっかり明確にした上で、社会貢献というか、公共的な役割の機能を果たしていくことを求めて終わります。関連の予算もございいますから、また必要があればそこでお聞きをしたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村英俊議員。

○7番（奥村英俊議員） 今の関連で、施設の貸し付けの関係、無償で貸し付けることを考えるということでもありますけれども、普通財産の貸し付けになるのではないかとこのように思います。そういう場合、基本的には条例なり規則に基づいて普通財産の貸し付けをするべきではないかというふうに、結果として例えば減免であったり、そういったこともできるというふうに思っていますから、無償ということはいいと思うのですけれども、当然今市内に1社しかありませんから、そこにこれまでのいろんな取り組みを含めてお願いするというについては理解できますし、そこで十分にやっていただければというふうに思っていますけれども、事貸し付けのことという当初から無償ですよという話ではなくて、例えば今1社だけれども、可能性があるかどうかわかりませんが、2社であったり、3社があったとすればそこで競争

してもらおうということもあり得るわけですから、そういう場合も想定したときにあなたのところをお願いするし、無償ですよではなくて、貸し付けですからやはり通常のいろんな計算をした中での貸し付け、それをこういう形で減免をするということのほうが正しいやり方ではないかというふうに思いますけれども、それについて基本的には普通財産の貸し付けに対する考え方と今回の無償にしたという考え方について、言っていることについて教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今回の財産については、放送、電波を送るという特定の目的がありますので、私ども行政財産という考え方をさせていただいております。この行政財産の貸し付け等については、地方自治法の238条の4第2項のところで、次の場合を除いて行政財産を貸し付けることができないとして例外規定が設けられているわけでありましてけれども、この4号の中でその施設そのものの機能に影響が出ない範囲で貸し付けをすることができるというところがございまして、ここに根拠を持って今回は貸し付けをさせていただきたいというふうに思っておりますし、さらには貸し付けに係る無償の部分という方向で今協議していますけれども、あるいはその他の条件については契約の中でその部分については協議をさせていただき、定めさせていただきたいというふうに思います。ただ、行政財産の無償での貸し付けということで今協議をしてございまして、協議が調った段階で、これについては適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合については議会の議決事項となつてございまして、議会のほうに改めて提案をさせていただきまして、御審議をいただく、そのようなことで考えているところであります。

それと、今回の無償でというところでありましてけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたようにコミュニティーFMの果たす役割、こ

この公共性ということで無償で行いたいというふうに考えているところでございます。公共性については既に御理解をいただいている部分かと思えますけれども、1つにはラジオも含めて、これらについては電波法に基づいて設置がされるということで、電波法そのものが公共の福祉に適合するようにそれぞれの条件を記述するというふうになっておりますので、そういった意味では法的な部分からも公共性が記述というか、規定がされているということが1つありますし、コミュニティー放送そのものが地域にきめ細やかな情報と、あるいは先ほども出ていたように防災情報等のまさに地域に必要な情報を送る媒体だということで公共性が高いだろうというふうに考えていますし、もう一点は、これは名寄市独自の考え方もございましてけれども、先ほど言ったように防災情報の伝達として被災のあった地域でも効果があったということでありまして、ここの有効な一つのアイテムとして今後も活用していきたいという部分がありますし、広報、名寄市からのお知らせということで1日3回行政情報をこのラジオを通じて周知させていただいているのですけれども、そういった意味でも貴重な伝達手段であるということと、さらには（仮称）市民ホールが来年オープンとなりますけれども、ここを契機として、さらには先ほど文化振興条例の関係もありましたけれども、これらの推進に向けて文化の醸成をラジオを使いながら進めていきたいと、そういう考え方を持ってございまして、これらのことを総合的に考えまして公共性が非常に高いということから、今回無償での貸し付けという方向で進んでいるということ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 御説明にあるような考え方についてはわからないわけではないのですけれども、これが2社になったり、3社になったりということがもしかあるとすれば、その場合今言っていた無償ということが前提で、どういう形で



整理できるのかなというのがちょっとわからないので、もしそういうことがあった場合についてどういう考えになるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 現時点でローカルFMを活用して防災事業、コミュニティー事業、文化振興事業ということでさまざまな形で使おうと思っています。この関係につきましては、私のほうで把握している感じでいうと広範囲なFMといわゆる放送事業でどちらかというとなりを目的とした事業というよりは範囲が市町村範囲に限られているローカルFMの関係につきましては、いずれもこれ免許制なのですけれども、なかなか新しい参入者が出ないという、そういう情報も聞いておまして、道内において稚内であるとか富良野であるとか留萌であるとか、さまざまなところについては全市内全てを網羅するような状況にもなっていないくて、まちの中心を市街地を中心にやっていると。そういう状況でありますので、なかなか営業的に大手が競い合って広範囲なFMとは若干状況が違うのかなと思っておまして、今奥村議員のおっしゃったことにつきましては、競合できる部分につきましては競争性がある、そういう業者が出てくるとすればその時点で一定の考え方を示さなければならぬかなとは思っています。ただ、士別市さんも同報系の無線を持っていて、まちの中にそういう放送的なものを持っていますけれども、これについてもたしか記憶では二、三億円ぐらいかかったと思っておしますので、費用対効果も考えて既存の既に放送を始めておりますローカルFMさんを活用しながら、防災情報、それからさまざまな文化振興等の情報等についても発信していきたいと考えておりますので、改めてそういう時代、現実に今1社しか動いておりませんのと動きとしても複数の業者が手を挙げて参入したいというような情報についても聞いておりませんし、全道ほかのローカルFMの状況を聞いて

ても1市町村1社で運営しているというような情報も聞いておりますので、改めてその時点になったときについては議会のほうとも協議させていただきたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

初めに、議案第3号について申し上げます。平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法が成立をし、それらに基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行される予定となっております。新制度では、従来の認可保育所における保育事業に加え、新制度に移行した幼稚園の特定教育事業及び特定地域型保育事業として家庭的保育事業等の利用定員等の運営に係る基準は、子ども・子育て支援法第34条第2項の規定により市町村が条例で定めることとなり、その基準が内閣府令第39号により示されましたので、同府令の定める基準に従い本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第4号について申し上げます。新制度では、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村長の許可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業を実施することが可能となり、児童福祉法第34条の16の規定により市町村は当該許可に係る基準を条例で定めることとなり、その基準について厚生労働省令第61号により示されたところであります。示された基準は、現行の都道府県認可施設と同等の基準が示されており、子ども・子育て支援法の基本指針である子供の最善の利益が実現をされる社会を目指すとの考え方により、名寄市子ども・子育て会議において国に全て準拠した基準とすべきとの判断をいただき、本市としては国が示した基準に従い本条例を制定しようとするものであります。

なお、議案第3号の第37条本文中に引用する条例は、議案第4号で提案をしている条例のため、条例番号が空白となっておりますが、本議案の議決をいただいた後に対応をする予定でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号、議案第4号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託いたしました議案第3号、議案第4号については、9月25日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第3号、議案第4号については、9月25日までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

1点目は、平成27年度の救命救急センター取得に向けて、日中の救急車、ヘリ搬送、夜間の救急外来を専門とする救急科を新たな診療科目に加え、さらなる救急医療体制の充実強化を図ろうとするものであります。

2点目は、議会の議決を要する損害賠償額の決定に係る金額を現行の30万円以上から他の道内市立病院の状況などを考慮して市長の専決処分事項に関する条例と同額である120万円以上に引き上げを図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体に根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表の変更について協議をするため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第7号 音威子府村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 音威子府村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について、提案の理由を申し上げます。

音威子府村では、本年10月1日から北海道が進める市町村への事務の権限移譲のうち、旅券交付申請及び交付に関する事務を受けるとしてあります。権限移譲に際し、同村内には旅券専門写真店がなく、医療、学校や専門店など生活圏域が本市であることから、同村民が本市の窓口で手続きができるように、地方自治法第252条の14第1項の規定により当該事務の一部を本市に委託する申し出があり、両市村で協議をしましてまいりました。本市では、既に下川町の同事務を受託していることから、本市の活性化と上川北部圏域の中心市として受託をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度北斗団地公営住宅建設工事について8月19日、3社による一般競争入札を執行した結果、中館・吉田経常建設共同企業体が1億8,150万円を落札をし、これに消費税及び地方消費税1,452万円を加え1億9,602万円を契約を締結しようとするものであります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案をするものであります。

なお、詳細につきましては建設水道部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第8号、平成26年度北斗団地公営住宅建設工事の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により建設するものであり、昨年の実施設計に基づき平成27年10月中旬の完成に向け準備が整い次第工事に着手いたします。

それでは、事業概要について御説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積は住宅部分が1,032.88平方メートル、物置、自転車置き場が55.98平方メートルの合計が1,088.86平方メートルであります。住宅戸数は2DKが8戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸で合計12戸の建築工事であります。建築主体事業費は2億9,040万円を計上しており、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、建具工事の4工事に分けて発注を予定しております。このうち本日議決をお願いいたしますのは、建築工事であります。

ここで、入札の経過と結果について申し上げます。本件は、一般競争入札により7月29日に告示し、3社から応募がありましたので、入札等審議委員会において入札参加資格者3社を認定し、8月19日に入札を執行いたしました。結果、第2回入札により中館・吉田経常建設共同企業体が消費税込み1億9,602万円、落札率99.8%で落札いたしました。

なお、工事期間は議決後の翌日から平成27年10月15日までを予定しております。

次に、お手元の資料に基づいて御説明をいたします。図面番号は、右上に付してございます。図面1番の配置図をお開きください。図面上部は、来年発注をいたします駐車場でございますが、台数は住宅戸数分を確保しております。図面中央は公営住宅で、図面下部は入居者が自由に使える菜園スペースとなっております。

図面2番の1階平面図をお開きください。図面上部が各戸の物置、自転車置き場等の共用スペースでございます。下部が住宅となっております。住宅の配置は、2DKが4戸、2LDKが1戸、

3LDKが1戸となっております。

図面3番目の2階平面図をお開きください。各住戸の配置及び戸数は、1階と同様となっております。

次に、図面4番の立面図をお開きください。入居者の除排雪軽減に配慮いたしまして、無落雪屋根や雁木通路を採用し、外壁は東西面をガルバリウム鋼板仕上げ、南北面を塗装仕上げとしております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 工事契約に当たって二、三お聞きをしたいと思いますが、1つは落札率9.9.8%、非常に高い落札ですけれども、内容的には昨今の労務費の引き上げや人材確保等、資材の高騰なんかも絡んでいると思うのですが、高目ではあるけれども、理解もできると思っておりますが、北斗団地だけに限定をしたものではないかもしれませんが、現状の人材確保等などについて今名寄市内がどのような状況にあるのか、差し支えない範囲で教えていただきたいと思っております。

2つ目には、建築工事、今回の発注ですが、その関連で電気や設備の関係も追って入札が行われるものと思いますが、電力事情の関係で北斗団地はオール電化というところで方針が変わっていないようなのですが、大幅な引き上げがいいか悪いかの話はこれから今回の質問でも竹中議員からも出る予定ですが、この情勢が変わらないとすれば非常に現入居者あるいはこれから入居予定の方たちへの生活上の影響は大きなものがあるのではないかと考えておまして、あるいは当初から地元の灯油、ガス業者さんからいろんな要望、陳情も出ているわけなのですが、状況変化に合わせたその関連の考え方の見直しについて検討経過は全くないのか、お知らせをいただきたいと思っております。

それから、北斗団地全体的にはもう始まって半ば、計画が10年計画ということで、ちょうど中間年ぐらいに来ているのでしょうか。長内前部長は1年でも2年でもできるだけ前倒しの完成を意識をしていきたいという発言もありましたけれども、その辺の状況変化についてあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 3点にわたって御質問がございました。まず最初に、落札率の関係でございますけれども、数字的には9.9.8ということで非常に高い数字になってございますが、これはあくまでもそれぞれの企業の中での一定の資材の高騰も含めて状況はございますけれども、その中で一般競争入札ということでやった結果ということでございまして、全体的には公営住宅だけではなくてほかの事業も含めて相当厳しい状況にはなっておりますけれども、この落札率については私どもがどうこうということではちょっと考えてございません。

あと、電力の関係でございますが、北斗団地についてはオール電化ということで、これは従前住まれていた方からアンケート等もとりながら現在の熱源にかえてございます。御承知のとおり、今北海道電力では住民説明会も踏まえながら国のほうに電力の値上げについて申請をしているという状況であるというふうに認識をしております。それで、7月ぐらいですか、内部的には今オール電化になった北斗団地の皆さん何人かにどういった状況になったのか、従前よりもオール電化によって、現在は昨年10月の値上げということでお聞きをしたのですが、総体的には従前よりも同等か、あるいは少し経費的には少なくなったという御意見があったかなというふうに思っております。ただ、今後については確かにさらに17%弱ですか、値上げというような予定もされているようでございまして、これに対して今の北斗団地の計画自体を熱源の変更ということでの見直

しについては検討をしてございません。あくまでも住宅事情に大変厳しい皆さんに安価な住宅を提供すると。ある意味では家賃で提供するというところでやってございますので、現在のところはまだ検討をしておりません。

最後の質問がちょっと聞こえづらかったのですが……

（何事か呼ぶ者あり）

**○建設水道部長（中村勝己君）** 北斗団地全体の計画の前倒しということですか。これ長寿命化の計画に従いまして、できるだけ早期の改修をしながら住宅長もちさせようということの計画の中でやってございますので、今のところは順次計画どおり進めさせていただきたいという考え方で、前倒しというようなことについては考え方として持っておりません。

以上でございます。

**○議長（黒井 徹議員）** 熊谷議員。

**○13番（熊谷吉正議員）** 最後のは発音が悪かったようで、大変済みません。今の最後の話、状況変化があって、前倒しの予定はないということなのか、過去の歴史、経過からすると、長内前部長がこの団地の工事が始まる前から10年のスパンについてできるだけ1年でも2年でも前倒しを、計画全体を縮めて完成をさせたいという意向も示されておりまして、状況変化があるのであれば今の予定どおりですよということも理解はできますけれども、その精神は引き継がれておられないのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

いわゆる熱源の話です。これは、業界からの要望もあつたりはしましたけれども、新北斗はガスという、北斗はオール電化ということでスタートはしたのですが、これだけの電気料金の値上げの想定がいつまで続くかわかりませんが、今の入居者あるいはこれから入居予定の方はもうはっきりしているわけですから、その辺についてのニーズの現入居者からのいろんな声、あるいはこ

れから入居予定者の声を改めて精査をした上で、この計画については電気関係、設備関係はこれから入札の予定で、ことし着工するものについてまでということまで言いませんけれども、それ以降何とかさらに完成までに計画あるわけで、そういうニーズの把握の反映について少し一種の考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

入札、落札率の関係については、資材や人の確保などについていろいろ苦慮されているということでおおむね理解はできるのですけれども、ただそれだからといって高落札がよいということでは議会、市民からするといいということではなくて、当然市民ホールとの関係なども含めて労務費だとかその他については積算上反映をされているということですから、落札率だけが高上がりになるということについてはちょっと説明が足りないのではないかというふうに思っていますので、それでもまだ情勢変化を反映をしていない積算状況になっているのかどうか、改めておおむね今回の提案については理解をしているつもりですけれども、ただそのことだけで落札率、正規な競争だということについては十分承知をしますが、もう少し説明が必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○議長（黒井 徹議員）** 中村建設水道部長。

**○建設水道部長（中村勝己君）** 計画の前倒しについては、大変申しわけありません。私のほうでそういった今までの経過の認識がちょっとございませんでした。改めてその辺については内部的に可能なかどうかなのかも含めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、電気料金の関係についてでございますけれども、今、計画を今年度分までについては理解をするのだけれども、今後についてということでございますけれども、団地内で熱源が違うということにもなりませんし、北斗団地はオール電化、新北斗団地は従前の形というような団地ごとの考え方でこれまでやってきておりまして、北斗団地

を改築を計画をしたときにも皆さんにアンケートをとりながらやってきたという経過がございます。そこを踏まえて北斗団地については現行のオール電化という考え方でいきたいというふうに思っております。

それと、落札率の関係については、もう少し詳しくということなのですが、なかなか私も行政のほうでこの率がどうなのだというようなことで指導することもできませんし、あくまでも私どもが一定の予定価格を考えている中での範疇ということでございますので、言われるように落札率が高いということについては市の財源当然使うわけですから、ある意味では有効に使える部分もあるやにも思いますけれども、現状としてはこの率について行政として業者のほうにどうこうということにはならないかなというふうに思っています。済みません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員のほうから入札の関係について適正な水準なのかどうかということも含めて御質問がありました。昨年3月29日に国の国交大臣のほうから今後10年間にわたる日本の建設業の労働者の確保をどうしていくかと。低水準の賃金体系の中で労働者が集まらなくて、公共工事が若干減りぎみになったのが災害復興事業も含めて、その後の景気対策も含めて相当多くの工事量出たときにたくさんの方が発注されたことによって、落札がなかなかできない状況にもなっていました。名寄市の発注状況を見ますと、市立病院やら市民ホールも含めて大規模な工事の関係につきましてはやはり労働者の確保という面で相当苦労しておりまして、ここについては札幌であるとか旭川であるとか、そういうところの業界の皆さん方のお力もかりながら人材確保をしてきたという部分があります。過去公営住宅の関係につきましては、毎年のように2、8、2、8でやっているのですけれども、そのときにも一

定程度不落になることもありました。これは、人材の確保、労賃が低いからという情報よりは、見積価格で資材調達をするときに地元の業者では市が道の単価を用いて見積もり合わせをしている金額でいうと資材調達がなかなか困難だと、こういう形で状況がありまして、公営住宅に関しては人材確保の観点ではないのかなと。ただ、それが全国的に今資材不足も含めて相当厳しい状況になっているかということも含めて、今回2回目、1落ではなくて2落になったということでもありますので、この辺につきましては予定価格の関係につきましても見積もり関係につきましてはより現実に落札できるような金額はいかほどなのかということも含めて予定価格のところで数字の積算等について工夫を凝らしていきたいなというふうに考えております。

なお、ほかの一番落札が難しく、落札率が高くなっているのは建築本体工事というふうに考えています。電気であるとか設備の関係につきましては、ちまた言われています95%前後のところまで推移していますけれども、先ほど言いましたように人材確保の関係、資材費の関係が著しく高騰して、従前はもう少しのみ込めたものが最近ではより厳しくなっていて、結果として1落で落ちなくて2落になったりとか、場合によっては不落になるような高い落札率にならざるを得ないと、こんなような状況になっていますので、この辺についてはしっかり予定価格積算する段階で工夫を凝らしていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 中村部長、私別に落札率が高いから業者さんに一言高過ぎるぞと言えという話は一言もしていませんし、今副市長言ったように見積もりだとか、予定価格に数字であられる積算の状況が今の労務費だとか、人の確保という関係なんかで3者協定だとか、いろいろ国土交通省の動きもありますけれども、それが適切

に反映をされていれば落札率だけはどんと上がるということはむしろないのかなと。競争性がその中でも発揮をされていっての落札で落ちつくのだというふうに思っていますから、むしろ積算のあり方についてしっかりこれからも検証していただいて、より競争性が高まることを期待をしておきたいと思います。

それで、オール電化の話については、今までも途中、工事の従前予定の中で公平性も含めて、今までのオール電化、これからは熱源が変わりますよというのは非常に団地全体の公平性を欠くというのはいただいているところで、私も理解はしているつもりですが、これだけオール電化の電気料金の値上げがさらに継続的に、これはまた次元の違う話としては竹中議員も質問しますので、あれですけども、今の入居者あるいはこれから予定者のニーズも改めて少し町内会等も通しながら情報把握をしっかりとやられたほうがいいのかという、そういう声も聞こえてくるものですから、町内会から出たのではなくて、入居予定者あるいは入居者から一時声を拾うものですから、それはもう生活反映上当然の声だというふうに思いますので、少し検討を、決めたから最後まで一つのコンクリートのように仕上げるのだということではなくて、幅広い検討の中で変更が可能であればまた具体的な形にあらわしていただければというふうに思っていますので、その考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

前倒しの話は、やっぱり10年間、団地全部直すわけで、高齢化は非常に高いですから、北斗団地の場合は、何ぼか余計足してでも新しい家に入りたいというのが望むところで、もう既に入り切らないまま他界された方もいますけれども、そこら辺についての短縮については十分、これは国の補助あるいはいろんな財政状況等の関係もございまして、長内前部長の精神も理解をいただきながら、その可能性をぜひこれからも探っていくことを求めて終わりたいと思いますので、残り

の部分だけお答えください。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 電気料金の関係の考え方について最後にお答えをしたいというふうに思いますが、御承知のとおり昨年北海道電力も電気を上げましたけれども、灯油のほうも実は相当上がってございます。いわゆる熱源については、電力はもとより灯油、新北斗あたりは灯油、さらにはガスというようなことで幅広い熱源を利用しながら居住をしているということでございます。先ほど基本的には、団地ごとに熱源かえるということについては少しちゅうちょせざるを得ないかなというふうには考えてございますが、改めて今後予定をされます北電の値上げも加味しながら、電力がどういうふうになって、総合的な居住する場合の熱源等について従前とどういふ変化があるのか、改めて団地ごとについて一定の調査などもしながら、あるいは御意見もいただきながら研究をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市民文化センター西側において建設しております（仮称）市民ホールに設置をするコンサートピアノを釧路市暁町5番23号、株式会社井関楽器から2,076万3,000円で取得しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第10号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 損害賠償

の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

相手方の被相続人は、平成24年2月2日に名寄市立総合病院におきまして入院中に死亡いたしました。その後相手方から簡易裁判所に損害賠償請求調停が申し立てられ、これまで6回にわたる調停期日において協議を進めてきたところ、相手方から調停を成立させることについての合意が得られました。本件は、解決金として損害賠償の額を500万円に決定をするため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求められます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第11号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上

げます。

本件は、平成26年7月3日午後5時ごろ、名寄市西4条南1丁目付近の交差点において、市立総合病院が所管をする公用車が前方不注意のため信号で停止をしていた相手方車両に接触をし、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方の車両損害料等として本市が33万4,405円を賠償することで合意に至りました。本件は、損害賠償の額を33万4,405円に決定をするため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第12号 名寄市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市土地開発公社の解散について、提案の理由を申し上

げます。

名寄市土地開発公社は、公共事業用地等の取得、管理、造成や処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として昭和48年1月に設立をされました。以来公社は、学校、福祉センター、公営住宅などの公有地先行取得事業のほか、住宅用地や食品工業団地の造成、販売をする独自事業を実施をして、名寄市のまちづくりや産業振興に大きな役割を果たしてまいりました。今後総合計画において大きな事業計画等もなく、公社としての役割は終了したものと判断をしたもので、今年度をもって名寄市土地開発公社を解散をしようとするものであり、解散の時期は北海道知事の許可を受けた日を予定をしております。

なお、議案の提出につきましては、7月25日に第2回臨時会を開催をし、公社の解散については定款第25条に基づき同意を得ているほか、解散後の清算に当たる代表清算人として理事長を選任しているところであり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項に基づき名寄市土地開発公社の解散について議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第13号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号、専決処分をした事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ600万円を追加をし、予算総額を224億9,361万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。9款消防費の災害対策事業費600万円の追加は、8月4日から5日にかけて発生をした大雨の被害に係る災害対策経費としてそれぞれ追加をするものであります。

歳入につきましましては、前年度繰越金で収支の調整を図るものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各課にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ4億1,789万8,000円を追加をし、予算総額を229億1,151万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして一般管理事業費でふるさと応援寄附記念品発送業務委託料275万円の追加は、今年度からふるさと応援寄附金をいただいた方へ名寄市の特産物を記念品として送らせていただく事業を開始をしたところ、当初の予想を上回る寄附をいただいておりますので、今後見込まれる分を含み、かかる発送業務委託料について補正をしようとするものであります。

同じく2款総務費におきまして社会保障・税番号制度システム整備事業で897万3,000円の追加は、当該制度の円滑な執行を図るためシステムの改修を実施しようとするもので、財源として国庫補助金を見込んでおります。

4款衛生費におきまして感染症対策事業費510万2,000円の追加は、予防接種法施行令の改正により定期接種の対象疾病に水痘が追加をされたことから、当該予防接種委託料を増額しようとするものであります。

7款商工費におきましてピヤシリスキー場整備

事業費809万円の追加は、主に圧雪車の修繕料及び第1、第2ペアリフトそれぞれの乗降場ステージを改修をしようとするもので、施設設備の老朽箇所の解消を図るものであります。同じく7款商工費におきましてなよろ温泉整備事業費192万3,000円の追加は、経年劣化が著しい厨房用冷蔵庫を更新をしようとするものであります。

10款教育費におきまして文化センター大ホール建設基金積立金423万円の追加は、市民の皆様よりいただいた寄附金を原資とし、積み立てを実施をしようとするものであります。

同じく10款教育費におきまして学童保育所運営事業費156万円の追加は、国の子ども・子育て支援新制度を活用し、市内民間学童保育所における従事者の処遇改善を実施をしようとするものであります。

同じく10款教育費におきまして（仮称）市民ホール整備事業費8,725万4,000円の追加は、大道具など舞台関連消耗品や備品、また関連諸室の備品などを購入しようとするものであります。

同じく10款教育費におきまして名寄岩関生誕100年記念事業費179万7,000円の追加は、市民有志によります名寄岩関生誕100年記念事業実行委員会に対する補助金の追加と6月議会で計上いたしました資料作成費等を統合し、新たに事業費として組み直そうとするものであります。

11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧事業費で2億5,114万円、農業施設災害復旧事業費で300万円、林業施設災害復旧事業費で700万円及び公共施設・公用施設災害復旧事業費で2,600万円の追加は、去る8月4日から5日にかけて発生をした大雨の被害に係る災害復旧に要する経費について補正をしようとするものであります。財源として災害復旧に係る国庫負担金、災害復旧事業債を見込んでおります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施をいたしました。

15款国庫支出金で公共土木施設災害復旧費負担金1億3,752万円の追加は、先ほど申し上げました8月4日から5日にかけて発生をした大雨の被害に係る災害復旧事業に対する国庫負担金を計上しようとするものであります。

20款繰越金で前年度繰越金1億8,895万1,000円の追加は、平成25年度一般会計決算に係る剰余金を全額計上しようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正では、圧雪車借り上げ料ほか1件を追加をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、農業施設災害復旧事業ほか3件を追加をし、出資債ほか1件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第14号の14ページから15ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で社会福祉一般行政経費1,953万3,000円の追加は、平成25年度の生活保護事業に係る精算償還分を計上しようとするものであります。

同じく3款民生費、1項6目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金72万円の追加は、大雨被害を受けたデイサービスセンター楽々館の地下室内浴槽用ポンプ施設を復旧し、通所者の入浴に支障を来さないようにしようとするものでございます。

16ページから17ページをお開きください。4款衛生費、1項4目病院費で病院事業会計繰入金4,835万6,000円の減額は、今年度の制度

改正によりまして予定していた名寄市立総合病院精神科建築に伴います既存借り入れ分の繰上償還を実施する必要がなくなったため、これに係る一般会計からの繰り出し分を減額しようとするものでございます。

22ページから23ページをお開きください。

10款教育費、5項2目学校管理費で大学維持管理事業費640万円の追加は、名寄市立大学看護棟ボイラーの設備の老朽化に伴いお湯が出ないなど学内実習に影響が出ているため改修を行い、また恵陵棟においてはラウンジを一部改修しまして売店などを配置し、学生の福利厚生を向上しようとするものでございます。

24ページから25ページをお開きください。

同じく10款教育費、7項3目給食センター費で給食センター維持管理事業費240万円の追加は、空調設備の老朽化に伴いまして室温の調整が円滑に行われない状況にあるため、衛生管理の面から早急に改修をしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6ページから7ページをお開きください。18款寄附金で民生費寄附金から8ページから9ページにかけて教育費寄附金まで合わせまして639万2,000円の追加は、8月18日までに寄附採納したものを予算計上するものでございまして、寄附者の意向に沿いまして公共施設整備基金に135万円、文化センター大ホール建設基金に423万円を積み立てるほか、交通安全推進事業費の財源などとして充当しようとするものでございます。

8ページから9ページをお開きください。19款繰入金で公共施設整備基金繰入金で1,418万1,000円の追加は、歳出で御説明いたしましたように緊急性を伴う老朽化による施設設備の改修につきまして補正予算を計上しており、この財源として繰り入れようとするものでございます。

同じく19款繰入金で地域の元気臨時交付金基金繰入金で1,172万4,000円の追加につきましては、当該基金繰入金で実施する道路工事と同

時に当該工事箇所に係る上下水道の工事を実施しようとするもので、この財源として繰り入れしようとするものであります。歳出では、それぞれ下水道事業特別会計繰出金及び出資分ではない水道事業会計繰出金としております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして前年度繰越金を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ4,984万2,000円を増額し、予算総額を33億5,922万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。11款諸支出金では、一般被保険者保険税の還付金として1

00万円、同じく還付加算金として5万円を追加をし、また平成25年度保険給付費等負担金の確定に伴う精算返還金として4,001万4,000円、退職療養給付費等の負担金の確定に伴う精算返還金として854万円、特定健診事業費の返還分として23万8,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。9款繰越金では、前年度繰越金のうち4,984万2,000円を追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ807万8,000円を追加をし、予

算総額を22億6,382万円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ72万円を追加をし、予算総額を2億238万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。地域ケア会議推進等事業を行うために1款総務費に100万円追加をし、平成25年度国庫負担金及び支払基金への介護給付費負担金の精算に伴う返還金として6款諸支出金に707万8,000円を追加をするものであります。

歳入におきましては、地域ケア事業推進等事業費の補助金として4款国庫支出金に100万円を追加をし、平成25年度介護給付費負担金等の精算分として9款繰越金に707万8,000円を追加をしようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄の歳出におきましては、大雨による浸水により破損した浴室用ろ過機器などの修繕料として72万円を追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第1

7号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、道路改良舗装工事に伴い、公共枿取りかえ工事を追加をし、補正をしようとするものであり、歳入歳出にそれぞれ357万円を追加をし、予算総額を11億9,323万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、北西9条右通道路改良舗装工事等に伴う公共枿取りかえ工事費として357万円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、歳入歳出予算調整のため一般会計繰入金で357万円追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第1

8号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立病院において昭和46年に建築をされた精神科病棟の解体、外構工事費、精神科病棟改修時に借り入れた企業債の償還方法変更による経費、一般会計繰入金等のほか、医療事故、交通事故に伴う損害賠償について補正をしようとするものであります。

補正の内容について収益的収支から申し上げます。1款病院事業収益では、医療事故、交通事故賠償に係る保険会社からの損害賠償保険金として533万5,000円を追加をし、総額を9億8,318万8,000円にしようとするものであります。

次に、2款病院事業費用では、医療事故、交通事故賠償金として533万5,000円を追加をし、制度改正により有利な定期償還継続が可能となった前精神科病棟改修時借り入れ企業債の償還方法見直しによる保証金の減と前精神科病棟解体事業費の減少で5,628万1,000円を減額し、総額を122億9,472万4,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収支について申し上げます。3款資本的収入では、企業債収入で施設整備事業・精神科病棟改築事業により5,260万円を追加をし、前精神科病棟改修時借り入れ企業債の償還方法見直しによる一般会計繰入金の減により4,835万6,000円を減額をし、総額を9億1,419万3,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本的支出では、非常用電源設備改修工事で1,500万円を、精神科病棟改築に伴う外構工事で3,758万円を追加をし、前精神科病棟改修時借り入れ企業債の償還方法見直しにより

償還金で9,671万4,000円を減額をし、総額を12億3,266万7,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第19号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、道路改良舗装工事に伴う支障水道管移設工事等に係る工事負担金の増額及び当該工事の追加、緑丘浄水場施設の必要となった修繕と整備費、共和地区洗管業務に伴う費用の追加、水源開発整備事業負担金の減額に伴い補正をしようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、真勲別頭首工取水口オイルフェンスの修繕費用として86万円、共和地区洗管

業務委託料として87万7,000円、配水管仕切り弁、排泥弁修繕費用として266万8,000円をそれぞれ追加をし、総額を7億4,407万4,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では企業債、工事負担金の増、出資金、国庫補助金の減により1,995万4,000円を増額し、総額を3億5,374万3,000円に、また4款資本的支出では北西9条右通道路改良舗装に伴う支障水道管移設工事など配水管整備費、施設整備費、資産購入費の増、水源開発整備費の減により1,690万8,000円を増額をし、総額を6億262万3,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成25年度名



寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第27号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第28号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号から議案第30号までの平成25年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算の認定について及び名寄市水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第20号から議案第28号までは平成26年5月31日、議案第29号及び議案第30号は平成26年3月31日をもってそれぞれ出納閉鎖をし、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第20号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号外10件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第31号 名寄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 名寄市固定資産評価員の選任について、提案の理由を申し上げます。

本市における名寄市固定資産評価員につきましては、評価事務を所管をする市民部長の職に当たる者を選任をしております。本件は、本年4月1日付の人事異動において市民部長に任命をした三島裕二を名寄市固定資産評価員に選任をいたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は同意することに決定を

いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市立総合病院における看護職の人材確保と長期的に安定した病院経営を行うためには、医療職給与表の導入が必要であることから、昨年7月に職員労働組合に対して申し入れを行い、これまで協議を進めてまいりました。このたび8月25日に双方で合意に達しましたので、同条例の一部を改正をし、新たに医療看護職給料表を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題

といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成26年12月31日をもって長内美智子委員が任期満了となります。

本件は、退任となる長内美智子委員の後任として奥山省子氏を候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月2日から9月15日までの14日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月2日から9月15日までの14日間を休会とすることに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 2時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 川 口 京 二

平成26年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成26年9月16日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏  
書記 山 崎 直 文  
書記 鷺 見 良 子  
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君  
副市長 佐々木 雅 之 君  
副市長 久 保 和 幸 君  
教育長 小 野 浩 一 君  
総務部長 白 田 進 君  
市民部長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経済部長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教育部長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 常 本 史 之 君  
上下水道室長 天 野 信 二 君  
会計室長 山 崎 真 理 子 君  
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員(19名)

議長 19番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 高 野 美 枝 子 議員  
3番 塩 田 昌 彦 議員  
4番 山 田 典 幸 議員  
5番 竹 中 憲 之 議員  
6番 佐 藤 靖 議員  
7番 奥 村 英 俊 議員  
8番 上 松 直 美 議員  
9番 大 石 健 二 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 川 口 京 二 議員  
12番 佐々木 寿 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
18番 駒 津 喜 一 議員  
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員(1名)

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 熊谷吉正 議員

18番 駒津喜一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市日進地区再整備基本構想について外2件を、佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

最初に、名寄市日進地区再整備基本構想についてであります。この構想については、環境に恵まれた日進地区の整備を目的に平成4年に策定されたピヤシリヘルシーゾーン構想及び基本計画に基づき、これまで順次整備事業が進められたものの、事業展開の中で隣接地に道立サンピラーパークが整備され、広域的利用の促進を初め時代の趨勢とともに利用内容が変化してきたことに加え、スキー需要の低迷、温泉施設の老朽化などから抜本的に構想を見直し、時代のニーズに合った新たな望ましい日進地区の再整備方針を打ち出そうとして取り組まれました。この構想にかかわり、まず構想策定の基本的姿勢についてお尋ねいたします。

構想案では、策定の目的として当初の基本構想及び基本計画から現在までの状況を説明しながら、このような背景を踏まえ、再度日進地区に求めら

れる役割を再認識し、今後の整備すべき方向性について市民の皆さんとの議論を深めるために横断的に庁内検討委員会を設置し、基本構想を取りまとめましたとしていますが、同構想策定に当たった市の基本姿勢を読み取ることができませんので、改めて同構想策定を最初に取り組んだ庁内検討委員会において委員に求めた姿勢、手法などについて取り組み経過を含め詳細に御説明ください。

今回の構想では、スキー場関連で照明施設の整備、リフトの機械、装置の更新、ゲレンデ施設の整備、花の植栽や登山道整備、なよろ温泉サンピラー関係で隣接地に新たな温泉施設の整備、新たな宿泊施設の整備、既存温泉施設を合宿に特化した改修、ニーズに合わせたホテルの改修、健康の森関係でもクロスカントリーコースの照明施設、陸上競技場のリニューアル、移住、定住滞在施設の整備、動物との触れ合い施設の整備などが盛り込まれるとともに、優先事業としてなよろ温泉サンピラーにかかわる温泉施設の新設について早期実施が必要、早期に検討すべき事業、平成28年の全国中学校スキー大会、同29年のJOCジュニアオリンピック大会、同30年の平昌冬季オリンピックの合宿受け入れのためにも特にピヤシリスキー場の施設整備着手が急務、新たな宿泊施設の検討が急務、なよろ温泉サンピラーの既存施設、宿泊施設の早期改修が必要としています。市の財政需要に精通されている庁内検討委員会での方針でありますので、構想の実現性についてお伺いします。

加えて整備に必要な時期も示されておりますので、今後のスケジュールについてもこの際明らかにしていただきたいと思います。

次に、都市再生整備計画名寄地区についてお伺いします。同計画は、御承知のとおり人口減少と少子高齢化、車社会の進展や郊外大型店への購買力流出による市街地空洞化を改善するため、行政、商工会議所、商店街振興組合が活性化プランを検討してきましたが、具現化の道が開けないため、

行政が計画を樹立し、平成22年度から5年間まちづくり交付金事業を活用し、総合的なまちづくりを進めてきたものです。事業延長により来年度が最終年度となりますが、当初の目的では老朽化が進んだ市街地の整備や駅周辺の未利用地活用による交通結節点の整備、交流施設や文化機能、市民交流機能などの都市機能の強化を図ることでまちのにぎわいと活力を回復、創出する。高齢化社会に対応して公共交通施設を強化することで、市街地中心部へのアクセスや利便性を向上させる。公園、緑地が少ない市街地中心部の広場、ポケットパークなどの整備とまち歩きが楽しくなるような商店街の空間形成を進めて、快適で魅力ある市街地の形成を掲げていました。この計画は、実施期間中であれば変更も可能とあって、一部見直しも行われましたが、現時点において目標を定量化する指標として示していた目標値見込みを含め、これまでの事業成果と評価、さらには同事業による今後の活性化の見通しについてお伺いします。

また、議会報告会で市民から出された意見、要望をもとに市長に求めた名寄地区中心市街地活性化についての回答は、最も求められていた商店街の活性化策を先送りしている内容にほかなりません。回答では、28年度施行を目標に中小企業振興条例を現状に合った制度とすべく抜本的に見直すとしていますが、商店街の後継者不足、高齢化に加え、電気料金の値上げ、消費税増税、燃料費の高騰などにより経営見通しが立たない個店や中小企業の実態をどう受けとめているのか、正直2年後の商店街の状況をどう押さえているのか、改めて名寄地区中心街の将来見通しについてお伺いします。

最後に、名寄市立総合病院についてお伺いします。市長は、行政報告の中で病院事業の今年度第1・四半期の状況を述べました。それによると、患者数は入院で対前年度比16.1%減、外来は1.7%増となったため、収益では外来は若干ふえているものの、入院で5.2%、6,635万円の減と

なり、総体収益でも3,888万円の減と報告されました。5階西病棟の閉鎖による影響とも思いますが、事務当局としてはこの状況をどう分析され、今後の改善策について協議されているのかお知らせいただきたいと思えます。

また、今定例会初日に夜間、救急外来の専門家とするため、診療科目に新たに救急科が加わりましたが、精神科病棟新築に伴い設置された屋上ヘリポートにより救命救急センターへの開設への期待感も高まっていますが、改めて同センターのスタッフを含め、病院全体の医療スタッフの状況についてお伺いします。

さらに、これまで一患者の立場を含め混雑時の対応、血圧計の設置場所、外来患者コールのあり方などを指摘してきましたが、院内での検討経過及び結果についてもお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） おはようございます。佐藤議員からは、大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2は私から、大項目3は病院事務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

大項目1、名寄市日進地区再整備基本構想について、小項目1、構想策定の基本的姿勢及び小項目2、策定の経緯についてお答えいたします。構想策定に当たっての市の基本的姿勢についてですが、近年の利用者のニーズの多様化、社会状況の変化などから、本地区のあり方について総合的な見直しが求められていることを踏まえ、今後本地区が目指すべき望ましい整備の方向について将来ビジョンを示すことを目的に各施設所管部及び企画財政、教育などの庁内関係部署のほか、同地区の各施設の管理運営に深くかかわっている名寄振興公社も含め、名寄市日進地区再整備基本構想庁内等検討委員会において協議をしてまいりました。この協議に当たりましては、基本構想という性格を鑑み、市民や利用者からの要望等を踏まえ幅広

く議論することとし、昨年6月に庁内等検討委員会設置に先立ってブレインストーミング的な意見交換を行った後、8月8日、8月23日、10月30日、11月22日の計4回庁内等検討委員会を開催してまいりました。

続きまして、小項目3、構想の実現性及び小項目4、今後のスケジュールについてお答えいたします。これまでの市民や利用者からの要望等を踏まえ、庁内等検討委員会で幅広く議論した基本構想では、同地区の3つの基本的役割とした市民の憩いの場、人づくりの場、交流人口の拡大の場、それぞれの役割ごとに優先事業の考え方をお示ししております。そして、この基本構想をもとに市内関係団体等への説明を進めており、今後9月中をめどに説明を終え、いただいた御意見を反映させたより実効性のある構想としてまいります。改めまして所管委員会へ御報告申し上げますとともに、御意見をいただくなど御相談申し上げたいと考えております。

今後この構想の具現化に当たりましては、さきに述べました3つの基本的役割ごとの優先事業の考え方を基本に平成28年2月の全国中学校スキー大会、平成29年3月のJOCジュニアオリンピック大会、さらには平成30年の平昌冬季オリンピックといった日程を見据え、市の財政状況を見きわめながら、総合計画ローリングを経て現計画に登載あるいは次期総合計画に登載するかについて個別に精査してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、大項目2、都市再生整備計画名寄地区について、小項目1、これまでの事業成果と評価についてお答えいたします。平成22年度から実施しています都市再生整備計画名寄地区については、都市機能の強化、土地、建物利用の高度化によるにぎわいと活力あるまちづくり、公共交通機関の充実など市街地中心部へのアクセスしやすく、利便性の高いまちづくり、緑地の整備など快適で魅力あるまちづくりの3つの目標を掲げた

計画として各事業に取り組んでいます。各事業に対する効果として、駅前交流プラザよろーなの設置、市内循環バスの路線、便数の改善により一定のにぎわいや市街地中心部へのアクセス向上など一定の成果が得られている事業もありますけれども、都市機能の評価として町並み景観の改善に係るアーケード等の修繕については事業者数の減少により一部計画のとおり実施できない商店街もあるなど、さらには市街地中心部の空き地、空き店舗などを含めた情勢変化もあり、事業内容を再検討することも必要となってきました。目標を定量化する指標として、計画当初は平成26年度を目標としていましたが、平成27年度まで期間延長をし、まだ完結していない事業もあるため、目標達成度についての結果は出ておりませんが、現在商工会議所を中心として実施をしております買・なよろ運動の事業の中で市内買い物客に対する動向調査などに取り組んでおりますので、市街地中心部に対する市民の満足度など、一部ではありますが、今後明らかになってくるものと考えております。しかし、本計画の最大の目標であります市街地中心部のにぎわいの創出については、人口の減少、郊外地への店舗集積など年々厳しい情勢となっていることから、現段階では目標を達成することは難しい状況になっていると考えております。

小項目2、名寄地区中心街の活性化と将来の見通しについてお答えをいたします。中小企業振興条例は、さきの定例会においても本市における商工業の事情や将来あるべき姿、行政や事業者の役割などを考慮した制度として平成28年4月の施行を目指し、見直し作業を行うと答弁させていただきました。今年度から関係団体とさらなる連携を図るために開催することにいたしました商工会、商工会議所との定期懇談会の中でも中小企業振興条例施行規則の内容については、すぐに取り組むことが必要な支援策につきましては随時導入を検討することとし、条例の見直しと並行して検討作

業を行っていくことで確認をしたところであります。

名寄地区中心街の将来の見通しにつきましては、現況を見ると年々空き店舗が増加しており、今後とも増加していくことが予想されることから、市内はもとより市外から本市において新たなビジネスが創造できる環境づくり、さらには既存の事業所の後継者の育成に焦点を当てた支援など既存の制度にはない支援策などにも取り組んでいかなければ市内の事業所数の減少を抑えることができないと考えております。このことから隔年で実施しております市内の5人以上の事業所に対し実施しております労働状況実態調査におきまして、これまでは労働状況の実態の項目のみを調査していましたが、今回からは市や経済団体に対する支援等の要望内容なども調査項目に入れることとしておりまして、さまざまな場面で市内の事業所が切に願う内容等を把握する場面をつくりながら、支援内容の改正について検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院についてお答えをいたします。

初めに、第1・四半期の状況分析と今後の見通しについて申し上げます。第1・四半期における収支状況は、行政報告の中で申し上げましたとおり医業収益については入院収益と外来収益の合計額で前年比2.2%、3,888万円の減少となったところであります。内訳としては、入院収益で前年比5.2%、6,635万円の減、外来収益で前年比5.4%、2,747万円の増となっております。入院収益の落ち込みが大きいわけですが、主な要因としては、1つとしてことし4月から地域包括ケア病棟の開設備のため5階西病棟を一時休床していたこと、2つとして在院日数の短縮により病床稼働率が減少していることによる延べ入院患者の減少が影響したものと考えております。

今後の見通しとしましては、入院患者数については8月に5階西病棟を再開してからは病床稼働率も少しずつ回復してきており、一時休床する前の稼働率に近い数字となっておりますので、引き続き注視をしていきたいと考えておりますが、ことしの診療報酬改定を考えると今後も厳しい状況が続くものと想定しております。

次に、今後の収支改善策としましては、収益確保ではこれまでの医師、看護師等の人材確保、DPCの適正なコーディングや医学管理料ナビなどのソフトを活用しての請求漏れ対策の徹底、看護基準7対1の安定した運営、精神科看護基準13対1の取得などの取り組みに加えまして、後発医薬品の使用率を上げることによるDPCの計数にも増加に取り組んでまいりたいと考えております。

経費削減では、業務の見直しによる時間外の削減、経営コンサルを活用しての診療材料、薬剤等の抑制、臨時職員の適正配置などに引き続き取り組んでまいります。また、今年度は収支改善の提言や職務、職場環境についての職員満足度を含めたアンケート調査を全職員に対して現在実施をしております。さらなる経営改善と職員のモチベーション向上に努めてまいります。

次に、(2)の医療スタッフの見通しについてお答えをいたします。救命救急センターにつきましては、平成27年度のできるだけ早い時期に指定が受けられるよう現在関係機関と協議をしながら準備を進めているところでありますが、救命救急センターの設置に向け夜間、日中のヘリ搬送を含む救急患者の受け入れなど救急医療体制の充実、強化のためにこのたび救急科を新たに診療科目に加えたところであります。今後の課題といたしましては、10床以上20床未満のベッドの設置場所など基準に沿った施設等の改修、救急医療に精通した専任医師の配置、看護職員の確保などが挙げられます。医師の確保については、当院の救急専門医のほか、旭川医科大学に協力をお願いしながら体制を整備したいと考えておりますが、看護



師の確保は大きな課題となっております。

看護師の確保策については、市立大学、市内高校、看護師養成校に訪問し、作成したパンフレットをもとに奨学金、院内研修制度などについて説明し、広く募集に努めております。将来看護師を目指している学生には、高校生を対象にセミナー、ふれあい看護体験などを開催し、資格取得までのカリキュラムや学校での生活、奨学金制度、看護師となって以降の職場での体験などに理解を深めていただき、中学生には圏域の学校からの要請に応じて職場体験学習などの受け入れを行っております。また、看護師資格を持っていて出産や育児等の理由から医療現場を離れてから時間が経過している方には、潜在看護師研修を実施し、復職に向けた支援を行っております。看護師等の人材確保は、看護基準7対1の安定した運営を図るためにも最優先の課題でありますので、医療職給料表導入による初任給のアップのPRなども含めて今後もさまざまな施策に取り組みながら人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の指摘事項の検討と協議結果等についてお答えをいたします。まず、混雑時の対応につきましては、特に消化器内科、糖尿病代謝内科、外科、心臓血管外科が待合を共有していることから、朝の時間帯で混雑時に椅子が不足している場合にはこれまでも職員がパイプ椅子を出して対応しております。眼科移転後には若干椅子には余裕が出ておりますが、限られたスペースでの対応となりますので、これまで同様混雑時にはパイプ椅子での対応をしていきたいと考えております。

次に、自動血圧測定器の設置場所につきましては、現在高さの異なる2台を設置し、対応しておりますが、外来の再編工事に伴い消化器内科の内視鏡室が旧眼科の跡に移転し、その後内科外来の改修を予定しており、その工事にあわせて自動血圧測定器の設置場所の変更と新たに車椅子でも利用可能な設置台を設けることとしております。

次に、外来における患者コールにつきましては、

消化器内科、糖尿病代謝内科、外科、心臓血管外科の呼び出しが重複することにより、自分が呼ばれたかわからないことがないように、一度呼んでも来ない場合には職員が患者さんに声かけを対応しており、また待合を離れる際には外来受付に声をかけていただくよう案内掲示し、後回しにならないような対応を心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、引き続き再質問のほうをしていきたいと思っておりますけれども、今回この3つの質問を取り上げたというのは微妙に関連性があるというふうに思っています。それはなぜかということ、やはり名寄市にとって、今病院が精神科の新築はしましたけれども、これから人口減少あるいは過疎化の中で、高齢化の中で、少子化の中でどういうふうに病院経営をしていくのか、あるいは高度医療をどんどん進めていく中で、医師あるいは看護師を含め医療スタッフを充実させるときにどれだけ費用がかかるのか、それが収入と合っていくのかということも含めての課題があるというのが1つ。もう一つは、中心市街地活性化というのがやはりもう何年も、ある意味では昔から言われていることだけれども、なかなか進まないという実態もある。一方、日進地区はこの法外な計画を打ち出せると。この財政の状況を見据えながらのバランスがやはりちょっと違うのではないかという感覚は持っています。今常本室長の答弁を聞いておりますと、日進の再開発についてはある意味では構想であるので、いろんな方のお話を聞いて、あの地区をどういう夢のあるものにしていくかというものが必要だということで進めてきたということが根拠だと思いますので、私は市民団体の皆さんとか市民の皆さんが例えば昔6丁目商店街を中心にあそこで苗字博物館をつくろうという構想で、自分たちで300万円つくって、行政からも

300万円補助を受けて、600万円で構想をつくって、あの地区を何とかしようという、そういう夢あるものならわかるのです。ところが、今回の日進地区に限っては庁内の検討委員会、まさに庁内の財政事情、いろいろな課題認識されているメンバーの皆さんが協議された結果がこれだけ膨らますような結果になることに少し疑念を感じる。例えば構想というと、室長は構想という意味はどういうふうに受けとめていらっしゃるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま構想についてということで御質問がございました。この日進地区再整備基本構想策定に当たりまして、私ども市役所内部で庁内検討委員会ということで、それぞれの所管施設もございまして、庁内横断的にお集まりをいただきました。そういった中で、市民に喜んでいただける、あるいは交流人口を拡大をするという中で、どういった施設が必要で、あの地区を住民の皆さんの憩いの場として使っていただけるのかといったようなことで議論をさせていただきましたけれども、構想ということでは確かに御指摘のとおりあの構想の中身を全部実施をすることになりますと膨大な事業費がかかるということも当然あります。しかし、その前に構想として市民に夢を持ってもらえるような、そんな施設、地域として市民に親しんでいただける施設としてこの構想というものを私どもとしては考えていきたいというふうに考えておまして、この構想をつくった上で、さらに市民の御理解、御協力をいただいて、あの地域を市民の憩いの場として具体的に整備を進めていきたいという考え方でこの構想をつくってきた次第であります。構想についてどう考えるかということでありますけれども、基本的には夢を持ってもらえるような、そんな思いでこの構想の作成に当たったということですので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 構想という意味は違う

のです。構想というのは、これからしようとする物事に対して、その内容、規模、これはいいです、内容。もう一つ大切なのは、実現方法なのです。これを考えてこの夢をまとめることを構想というのです。という意味からすれば、これに一番欠けているのは実現方法なのです。夢はいいです。市民の皆さんに夢を持っていただくのは、それは結構。ぜひ必要なこと。この時代は特に必要なことかもしれない。ところが、この構想の中で実現方法が全く見えないのです。もう一つ、今室長の答弁の中で市民の皆さんに使っていただくという話をしました。ここのターゲットはどこに置いているかといったら、アクティブシニア層と。これどういう意味ですか、アクティブシニア層。ピヤシリヘルシーゾーン構想というのは、一番最初つくったときになぜあの構想ができたかという、あれは市民の皆さんに喜んでもらう施設つくろうと。それが結果的に近隣から交流人口を呼んで、全道から交流人口を呼んで、いいものになるはずだと。まずは、市民の皆さんに喜んでもらおうというのが基本だったはずなのです。それは、時代の趨勢でいろんな取り組みをされて、カーリング場も市民の皆さんも利用しているから、それも当然同じようにできてきていますけれども、今回の構想のターゲットはアクティブシニア層と。それは、名寄市民ではなくて全道、全国の団塊の世代で退職された方をターゲットにしているような表現がこの中にあるのではないですか。それが今市民が求めているあそこの日進地区の改革につながるようなのですか。改めてその御見解をお伺いしたい。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今アクティブシニア層ということで、ターゲットがこの構想ではそういった層をターゲットにしているというようなお話がございましたけれども、この構想をある程度まとめて、この間市民の皆さんからの御意見ということで、この9月をめどに各団体等も含めて御意見をいただいているところであります、

そういったところも含めて御意見をいただいた上で、最終的には具体的な整備計画といえますか、そういったことに持っていかうという考え方がありますけれども、考え方としては当然市民の皆さんの憩いの場という部分で私どもとしては考えておりますし、その一方で市外からのお客さんも呼び込むといったことも交流人口の拡大という意味合いにおいては必要な部分でありますので、アクティブシニア層という言葉が構想の中にありますけれども、そこも含めて、そこだけがターゲットではないということは御理解をいただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） なぜそれを言うかという、参考資料なのです。記載されている参考資料は、1つは日進地区の関連年表、もう一つはスキー合宿誘致のポイントなど6項目を掲載しているのです。これみんなどれも名寄の現状から分析したものではなくて全道、全国の成功例を示しているのです。だから、ターゲットが名寄市民ではないのです。言っていることが違うのではないのですかと言っているのです。では、それだけ言うのならこの構想の中に1つ欠けているのが足の確保なのです。市内はこれだけ高齢化あるいは厳寒あるいは積雪の地で、あそこにどうやって市民の方が足を運ぶかという、その確保は今まではサンピラー、振興公社の無料バスがあったけれども、それはだめだということになって、利用できない。あるいは、片道無料だったのが有料にしますということだめになって、どんどん足が確保できなくなった。その対策がこれに書かれていないということは、1つはターゲットは市民ではないということです。しかも、ここで議論されていることは庁内検討委員会で検討されたこと、それを市民の皆さんのいろんな団体の方と御意見を伺ってつくり上げるという、市の内部で財政、行政に精通した各セクションの代表者が協議した内容を市

民の皆さんに見せて、さらに意見を頂戴と言ったらどんどん、どんどん構想は膨らむ。これが本当のやり方なのですかということなの。例えばお隣の士別さん、今つくも水郷公園を直そうと市民委員会を立ち上げたそうです。上限が2億5,000万円だったと思います。それでしかないけれども、それで構想はできないのかというのでいろんな議論をされていると。これをやっていると、ターゲットは市民からどうも外れているような感じがしますけれども、例えばそこは本当に市民がターゲットだという認識はお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 名寄市のそういった市民が憩える場としての日進地区という意味合いにおいては、私どもとしてもあの地域が名寄市としてのそういう場であるということは認識をしております、そこは市民がターゲットということも当然考えております。そのほかに市民の皆さんとの交流も含めた、言い方としては交流人口の拡大ということになってしまいますけれども、そういう部分も当然あるというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） では、はっきり聞きましょう。この検討委員会にコンサルは入っていますか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 入っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） だから、こういう資料が出てくるのです。今の名寄市の現状からいって、うちは風連と合併をして、望湖台も結局は施設も閉鎖をしてしまうと。そういうことを轍を踏んできているのです、市民の皆さんは。それはなぜかといったら、財政が厳しいから。いろんな意味で名寄市の財政が厳しい。三位一体改革を含めて交付税はどんどん減っていくから、大変な時代にな

るということやってきたのです。だから、そういうところの涙をいろんな存続を望む声はあっても、やはりそこは我慢してこれでやっていこうということが出てきたのに、片方でそこをやる時にこれだけのものが膨らむ。例えば動物を飼うといったら、宿舍はどうするのですか。飼う人はどうするのですか。動物を育てると、餌代はどうするのですか。その維持管理はどうするのですか。それがこれからの名寄市の財政の中でしっかり立ち上げていくのかどうなのか、あるいははっきり言うと財政を所管する臼田部長はこの財政投資というのはどのぐらいというニュアンスをお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） まだ構想を検討中でありまして、今現在で幾らという部分はありませんけれども、先ほど議員が言われましたように構想ができた後にそれをいかに実現するのか、これはアクションプログラムとでもいうのでしょうか、そういったものがまた必要になってきますし、本市においては総合計画の中で大きな事業については年割も含めて検討するようになりますので、構想が一定程度まとまった段階で、総合計画のローリングの中でも検討していき、構想の中のどの部分を、事業年度も含めて検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 総合計画に盛り込まれていますけれども、例えば今（仮称）市民ホールはやる。南小も始まる。この後学校改築も控えています。名寄大学を含めて4大化をどうしていくのかといったら、校舎整備をどうするのか、図書館だけでなくそれをどうする。今病院のほうも改築がまた始まるかもしれないと言っています。その中でここにホテルをつくって、温浴施設をつくって、今ある施設を改修して、それが可能かどうかということなのです。それが市が庁内検討委員会が出した構想に、これをアクションプログラム

にするといったって、では何ぼかかるのですか。それは、規模を縮小していったら夢はどうしたのですかという話になるでしょうと。だから、士別の例ではないですけども、しっかり内部議論をして、ここまでは投資できるのだ、ここまではやれるのだという構想ならわかるのです。これから9月中にまた団体と話して、議会にもまた話しますわという話なら、もう広がった話を、これを縮めていくしかない。これからそういうことの合併算定がえを含めて交付税が減っていく。現ナマが減っていくという時代に入って行くのに、片方でこれだけ夢を広げているということに対する不信感があるのです。それは、例えば25年度の決算書にあるように基金残高、一般会計では70億円、特別会計を含めると目的基金もありますけれども、72億円、北海道備荒資金組合納付金24億円、合わせて86億円。それぞれの目的もあります。これを全部投入するような心意気であるのなら話わかります。だけれども、今市民の人たちは求めているのはそういうところではないのではないですか。私はそう思うのです。市民の皆さんは、やっぱり三位一体改革、あのときに市の財政が大変だといって極端でないですけども、きのうもそうですけれども、敬老の日。町内会でやる敬老補助金もカットしたのです、それは財政が厳しいというものを含めて。あるいは、バスの利用もそうです。利用料を無料で研修に、生きがいにぜひ使ってくれといったものを今度はちゃんと団体にそれを負担させているのです。そういうことを改善して市民生活を上げていくことが1つ。一方では、大切なことだとは思いますが、ここに今多額のお金を投じる。しかも、市内ではホテルが2つ。1つは新設、1つは改修ということで、今市民の皆さんそっちに目を置いていたら、今度は日進のほう新しいホテルとお風呂ができるのだと。いやいや、今ある施設も改修してやるのだとよという話が28年度です。あと2年です。ということは、もう来年度には着手しなければい

けないということです。そういうことが本当に実現性があるのか。改めてこれからアクションプランということで、今の財政状況からどのぐらい事業費投入できると臼田部長はお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 先ほど申し上げましたけれども、まだ構想そのものが完全にでき上がっておりませんので、現段階でこの構想に対してのどの程度の財源の充当ができるのかについては明言できる分にはありませんけれども、ただ議員が言われておりますように今現在でもかなり大型の事業が進んでいる部分もありますし、今後想定される分もありますので、それらも踏まえた中で構想全てができるかできないかについてもこれは当然精査が必要だというふうに考えておりますので、そこも踏まえた上での総合計画の検討になるかというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） そうはいつでも9月中に、今月中には一つの方向性を出すというのでしょうか。そんな余裕あるのですか。それで構想は固まってしまうのです。これからアクションプランニングをしていくかもしれない。財政のいろんな議論を、構想はそこで固まってしまうのです。それで、ちゃんとやっていけるのですかという意味ですけれども、これは経済部を所管する久保副市長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 日進地区の将来構想ということで、それぞれ担当のほうからもお答えさせていただきましたが、基本的にこの構想については日進地区であるべき姿を構想としてまとめようというところから始まったわけでありまして。先ほど構想の考え方については、佐藤議員御指摘のとおり構想が全く具現性のないものというところの構想の位置づけではなくて、まさに構想を立ち上げたら実現方法までしっかりと固めていくべき

ということについては全く異論ございません。ただ、この時点で構想の基本的な考え方については、一定の市民議論をしていただくたたき台ということも含めて考えておりまして、これがたたき台の議論としてそれぞれ各団体から御意見いただきまして、ただいま佐藤議員からお話のありました指摘事項についても一部重複もあったかなというふうに思っているところであります。まさに財源がしっかり担保されて、改めてこの構想が生きてくるというふうに思っておりますので、この詰めについてはしっかりと9月というふうに先ほど担当室長からもお答え申し上げましたが、その中で具現性を持てる必要な事業についてはその中からセレクトしていきながら、そしてまた皆様方に御相談をさせていただきたいというふうに思っています。今の段階での構想のまとめというのは、一定の夢も含めた構想ということを前提に置いております。ということで、ぜひ市民の意見を伺った上で、さらには財政のスキームをしっかりと考える上で皆様にまた御提案をさせていただきたいと思っておりますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 基本的に行政が市民に対して夢を持つこと、これは絶対なくしてはならないこと、私もそうだと思います。だけれども、夢は実現性なり現実性なりが伴っていて初めて市民に受け入れられるもの。それは大風呂敷と同じ。これが実現性がなくて、財源も見通しがなくて出すのは大風呂敷と同じです。今それをやることではなくて、本当に市民の皆さんにも日進地区をどうやって利用していただくのか、それを名寄市の核としてどうやって広げていくのか。そのことの議論をしっかりと庁内検討委員会ですべきことではないのですか。市民の皆さんに求めると夢は大きくなります。私は夢は大切だと思いますけれども、余りにも現実から逃避した夢は行政は持つべきで

はないと。逆に市民の皆さんにサジェスションをして一緒に考えようというふうにしていくことが大切だと思いますので、ここはいま一度立ちどまってでもこの構想について議論を深めていただきたいというふうに思います。

次に、中心市街地の活性化でありますけれども、正直中心市街地の活性化というのはもう昭和50年代、要するに大型店が出てくる、あるいは大型店が拡張するというときの3条申請のときから名寄市内では大きな議論であって、それは何かというと中心市街地が潰れると。中心市街地をどうやって残していくかという議論から、その議論がずっと昭和50年代から始まって、結局平成20年の徳田地区への大型店進出、これがさらに議論に拍車をかけた。そこで、期待されていたのがこの……それまでTMOもやりました。いろいろやりましたが、なかなか実現性が伴わなかった。そこで、行政が主導的にやろうといったのがこの都市再生整備計画名寄地区であります。今代監さんである上田さんがまだ所管でいたときに一生懸命議論をしてつくり上げてスタートをしたものでありますけれども、これがまさに都市再生整備計画が名寄市にとっては、商店街にとってはある意味では最後のとりで。それは、行政が主導する最後のとりでだったのかもしれない。ところが、実際やったのは一番期待した中心市街地の活性化はほとんど手をつけられない状態になっている。それをさらに28年の中小企業振興条例の抜本的見直しで2年先送りにすると。これで本当にいいのかということなのです。例えば認識的に市長が行った平成25年11月11日、まちづくり・住まいに関する市町村長との意見交換会、「名寄市のワクワクするまちづくり」、名寄市の加藤剛士さんで出しておりますけれども、この中でももう既に中心市街地の活性化がどうかというのが大きな議論として問題提起されて、認識も十分されていることでもあります。それと、私はこれは横道にされるかも、気になるのは認識なのですから、

名寄市の課題、郊外に大型店進出ということで徳田ショッピングセンターともう一つ大きなところの写真が載っています。購買力の流出、市街地中心街の空洞化、駅前の商店街の写真が載っています。これ夜の写真でしょう。シャッター閉めて誰も歩いてなくて。これをわざわざ載せて購買力の流出、市街地中心街の空洞化、こういう認識を持たれる意味が私はわからない。どう見たってこの写真夜です。アーケードの下に電気ついているのですから。シャッターは全部閉まって、人誰もいないのですから。周り見たら車道のほうは真っ暗なのですから。こんな夜に写真撮ったら、大都市以外はどこでもこんな状況です。この認識です。こういう認識でなくて、今中心街をどうするかという議論をもっと積極的に、例えば市長がおっしゃる中小企業振興条例を見直すといっても、中小企業振興条例ってわずか10条。基本的なものを書いた10条です。問題は、言っているとおり振興条例ではなくて規則をどう見直していくか。この規則を見直すのは、全然議会の同意は必要……議会の同意って議決事項ではないわけですよね。名寄市中小企業振興条例施行規則、これにきちっとどンドン、どンドン手を打っていかないと、中心市街地は2年待っていたら多分いよいよおっしゃるとおり高齢化になったり、後継者はいない、購買力は落ちている、消費税は上がる、電気料は高くなる、維持管理できない。では、もうやめてしまおうという状況がこの2年間にできるかもしれない。そうしたら、何が必要かといったら新しい潮流入れる。そのために何がガンかといったら、家賃をどうやって補助していくかということだと思います。ここでは、名寄市は今確かに商店街空き地空き店舗活用事業で個人、団体、グループが1年以上賃貸契約を結び、商業などを営む場合、家賃または借地料の100分の50、限度額60万円、同一事業所に1回につきというのがありますが、これではやっぱり。では、今10万円の家賃を……60万円で年間120万円かかる

のです。では、60万円もうけるために、払うために何ぼ売らなければいけない。あの人通りのない商店街でどうやって頑張らなければいけないのだと思われるのなら、これを極端でないですけども、やっぱりもうちょっと時代に合うように見直して対応するなどのことがあってもいいのではないかと。それがなぜこの20年、30年言われたことができないのか。原因はどこだというふうに認識されていますか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） この間の中心市街地のそういった取り組みが掲げられていながら、これまで具体的な進展がないといったような御指摘でありますけれども、私どもといたしましても関係機関でございます名寄商工会議所の皆様あるいは商店街の皆様方と議論、協議をしながらいろいろな対策をとってまいりました。この間どうしてそういった中で進んでいないかといいますと、後継者不足等もございまして、将来に商店街としての魅力がないという部分もあって後継者も育たないといった状況の中で、それをどう解決していくのかというのは私どもや会議所等との連携によりそういった部分を克服していかなければならないというふうに考えておりますけれども、そういった中でいろいろと案は出しながらやってはきているのですが、地元の皆さんも含めてそういった部分での具体的な取り組みに向けて議論はするのですが、なかなかそういった具体的な取り組みになっていなかったと。ここはどこかの部分に原因があるのかというのはなかなか私どもとしても、私どもも当然力不足の部分もあったというふうに思いますし、お互いの連携の中でうまくいっていない部分があったのかなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 商工会議所の皆さんあるいは商店街の皆さん、それぞれある意味ではみずからの命、生活にかかわる問題でありますから、

それは真剣に考えています。だけれども、行政としてどこまでそれをやり切れるか。今室長がおっしゃるように後継者不足だ何とかといったら、全く打つ手はないということです、それ。何をしてもだめだということです。そういうことだったら、2年後の中小企業振興条例、結局は行政としては何も打つ手はないので、会議所の皆さん頑張ってください、商店街の皆さん頑張ってください、後継者一生懸命つくってくださいと背中を押してあげるぐらいしかできないということです。私は違う。名寄市が例えば徳田に大型店が出るとき、コンパクトなまちづくりということで、市民の皆さんがげた履きで買い物できるものをつくるのだと。そのほうが絶対名寄市はいいのだと言ったのは平成20年の前です。そのときから何も進展していないということで、期待した中心都市再生整備計画名寄も結局3番目の目標は達成できないまま終わる。では、この間に市内の商店街の経営者が高齢化がどのくらい進んでいるのか、将来展望があるのか、経営状況がどうなのかという調査はされましたか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今手元にそういった具体的な調査内容についてはありませんけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、買・なよろ運動推進事業というものがこの間取り組まれておりまして、そういった中ではそういった経営者の方々への経営計画等の調査、あるいは若手の後継者の方への意向調査なども実施をされておりまして、さらに商店街としての消費者の皆さんへのニーズ調査といったこともやられていますし、買い物動向調査なども一定の人数を抽出をして実施をされておりまして、そういった部分ではそういった調査内容について今後明らかになってくるというふうに思っております。また、そのほかにも買・なよろ運動の中では商店街としての取り組みということで、わが店逸品PRということで、いろんなマスコミ等も使いながらそういうP

Rもしてきております。そういった部分では、私どもとしても関係機関一緒になってそういった部分に支援をしながら対応してきているというふうを考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 買・なよろ運動なんかを含めて商工会議所の皆さんあるいは商店街の皆さん、いろんな活動を展開されている。あるいは、観光協会を含めてどうやってあそこに人を呼んでこようかという取り組みをされていることには理解をします。行政がどうするかです。それを聞いているのです。片方で日進で壮大な計画を打ち出して、片方はいいや、これはもう後継者も含めていないからどうにもならないと。そのうち結果が明らかになって今後が見えてくるのではないかいという、そんな余裕があるのですかということ。今5、6丁目を含めてどうやって変えていかなければならないかというのがこれだけ高齢化が進んでくると、あそこからお店屋さんがなくなって、駅をおりて、例えば観光客が来て、よろ一なところで観光客が来てても振り返ってみたら商店街が全く真っ暗でシャッター閉まったところばかりというのが本当に交流人口にとっていいまちづくりになっているのですかというの。それは、日進行けばいいホテルが建っているかもしれません。今のホテルが大々的にリニューアルされているのかもしれない。温浴施設ができているのかもしれない。だけれども、そこまで行く間にやっぱりまちの中に住んでいる名寄市民の皆さんがどうやってふだんから買い物できて楽しめて、それがこの計画だったはずでしょうと。この点検がなぜ行われなかったのですかということ。あと1年、やるのは結局はLEDのライトを多分直して……それではなくて市民会館ですね。市民会館の解体が来年度の事業としてのっているだけだと思いますけれども、本来はそこでなくて商店街をどうするのがこの計画の柱。それが違うほうに向いていませんか。本当の部分で市民にとって一番期待した分

がなくなったことをどう認識されているのか、それがなぜできなかったのかということ进行分析をしっかりと、対応が出ていけば先が見えるのです。来年度こうやってやってみよう、これからこういう計画を立ててこう作り直してみようと。それが見えないから、商店街の皆さんもだんだん諦めの境地になってきているのではないですか。これからよろ一なが来年度に向けて指定管理をされる。そうしたら、市は全く中心街からかわりを持たなくなってくる。今のうちは中心街、よろ一なが管理をしていますので、あそこを中心に物事は考えられるかもしれないですけども、指定管理をすると、ではお願いしますということになってしまわないか。そうすると、中心街にますます目が行かなくなってくることへの懸念をしているのです。これまでの議論を聞いていて、久保副市長はどういうふうにお感じになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 大変厳しい状況のもとでそれぞれ商店街の運営、さらには商店のなりわいとして頑張っていただいているということでは敬意を表したいと思いますが、これまでの議論の中でも私どものほうで押さえていかなければいけないなというのは、やはり町中に人を誘導していくという、この施策をしっかりとっていく必要あるだろうと。これまでの取り組みの中でもコミュニティバス等々の運行もそうですし、特に議員御指摘のとおり高齢社会を迎えているという実態を踏まえていきますと、足の確保も含めてしっかりとその対応をしていく必要あるだろうと思っておりますし、さらには今町中ではそれぞれのイベントを商店街の方だけではなくて各団体の方、公益的な団体の皆さんも町中でのイベントづくりいろいろ考えていただいているという実態も踏まえて、行政としてはこれから町中誘導するための施策にできるだけ早くに取り組んでいきたいというふうを考えておりますし、さらにはそれに必要ななりわいとして商店街、あるいは商店に対する一定の



支援策についても議員がおっしゃっておりますと  
おり2年後と言わず、議論を進めながらしっかりと  
対応していきたいと思っておりますので、この点  
については御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 庁内には、いろんな部  
長職の皆さんの庁議、市長を中心とした庁議、あ  
るいは今やっているかどうかわからないですけれ  
ども、在庁部長会議ですとか、課長会議ですとか、  
係長会議ですとか、いろいろあるのですが、1つ  
やっぱり気になるのは、今回の2つの日進  
地区と商店街もそうです。やっているところは同  
じ部署です。同じ部署で何でこれだけの差が出  
てくるのか。片方に力入る、片方に入らないとい  
うわけではないです。構想を、これを日進地区を再  
開発することで中心市街地の活性化をどうやって  
つなげるのだという発想、あるいは中心市街地に  
人を集めて、それを日進にどうやって連れていく  
のだという発想、それがこの2つの計画から全く  
読み取れないのです。全く独立独歩なのです、2  
つとも。これが私問題だと思う。それは、議論し  
ていけば夢のあるほうはどんどん膨らみます。現  
実は、なるべくならわからないから直視しないで  
先送りしたいというの、それはわかります。これ  
をリンクさせる仕事は、商工会議所でも観光協会  
でも商店街でもないのです。市なのです。名寄市  
全体としてそれをどう考えるのか。それを名寄市  
の魅力としてどうつくり上げるのか。市長がこの  
発表されたように、こんな夜になるとシャッター  
が閉まって人っ子一人歩いていない商店街にどこ  
に魅力を感じさせるといふ、それをどうやって打  
破するかが、それが行政、市長、トップリーダー  
としての役所の役割なのです。そのために商工会  
議所も説得する、経営者も説得する、意欲を高め  
る、そのためにはこれをするのだという方針が見  
えないのです。新たに経済部長に就任した川田部  
長はどういうふうにお感じですか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 日進の再生、御指摘  
いただいたとおり中心市街地、どのように行き来  
というか、連動していくのかというのは大変一つ  
の大きなというか、課題だというふうに思ってい  
ます。まず1つに、中心市街地という部分に  
つきましても、先ほど答弁もさせていただいて  
いますけれども、できるものからこの間商工会議所、  
市などと定期的に話し合いを持たせていただいで  
いますし、その中で2年を待たずにしてできるもの  
で対応ができるのであれば対応していくという方  
針には変わってございません。そういった中でそ  
ういったことをやっていくということともう少し  
個店の皆さんがやっぱりお話というか、いろんな  
調査は今行っていますけれども、その中で本当に  
どういった施策が必要なのかということも少し個  
店の皆さんとも話し合いを進めていく必要がある  
のかなというふうに思っております。その中で当  
然市でやるべきもの、それぞれ関係機関がやるべ  
き役割分担がありますので、そこをやっぱりやっ  
ていくことが今一番大事なのかなというふうに思  
っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 今川田部長が御答弁さ  
れておりましたけれども、そのとおりだと思いま  
す。個店の皆さんとどれだけ腹を割って膝詰めて  
お話をし、名寄の商店街をどうしていくのか、  
中心街をどうしていくのか、そこに市はどうやっ  
て協力できるのか、商工会議所がどうやって協力  
できるのか、商店街振興組合がどうやって協力  
できるのか、それを総体的に結びつけて中心市街  
地の活性化を考えていく。その時間をやっぱりし  
っかりとらないと私はだめだと思っておりますので、ぜひ  
そのことは今部長御答弁されましたので、御期  
待をして終わりたいと思えます。

時間がありません。病院については、また決算  
委員会で院長が来られると思っておりますので、そのと

きに議論は楽しみにとっておきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

未曾有の豪雨被害に関して外2件を、大石健二議員。

○9番（大石健二議員） 新緑風会の大石健二です。議長より御指名をいただきましたので、これより3件6項目について質問を行います。

最初に、未曾有の豪雨で甚大な災害となった8月の豪雨からお尋ねをいたします。今定例会の初日には、8月4日から5日にかけての大雨による被害で、農業及び土木関連の災害復旧費2億8,700万円余の補正予算案が原案どおり可決されました。この災害が残した大きな傷跡が癒える間もなく、追い打ちをかけるようにして8月24日から25日にかけて再び大雨に見舞われ、収穫期を迎えている畑作物等に被害拡大が懸念されています。災害発生から1カ月余が経過する中で、農作物などの拡大が予想される災害被害額の見通しについて御答弁をお願いいたします。

また、この8月の豪雨がもたらした被害の現況分析に加え、今後の災害発生に備えた想定外、もしくはこれまでに経験したことのない災害を見越した水防、防災対策について御答弁願います。

次に、名寄市の人口減少対策等からお伺いをいたします。この名寄市の人口減少対策については、本年6月に開会された第2回定例会の代表質問で取り上げました。名寄市は、自治体消滅の危機を回避できるかについて2回目の質問となります。2040年までに人口が半減する自治体をテーマにした増田レポートに起因する国の対応は、まち・ひと・しごと創生本部の設置、人口減少対策関連法案の制定に向けた取り組みを初め、また道においても人口減少対策本部の設置など矢継ぎ早な対応策が講じられています。前回6月の第2回定例会の答弁では、こうした国や道の迅速な動向に呼応できず、名寄市としての具体的な人口減少対

策への取り組みに言及するまでには至りませんでした。こうした国や道などの迅速な取り組みを受けて、20年、30年先を見据えた名寄市の人口減少対策問題について改めて御答弁をお願いいたします。

また、北・北海道中央圏域定住自立圏の中心市として強いリーダーシップが求められる名寄市の果たすべき役割等についてもあわせて御答弁をお願いいたします。

次に、北海道縦貫自動車道建設の凍結解除についてお聞きをいたします。北海道開発局事業審議委員会は、このほど新直轄方式で整備する高速道路の再評価対象事業で05年度の国土開発幹線自動車道建設会議、いわゆる国幹会議で、当面着工しないとしていた北海道縦貫自動車道士別市多寄町一名寄間12キロの凍結解除が妥当との結論を導き出しました。また、8月21日付の業界専門紙によると、国交省は8月8日に北海道縦貫自動車道士別多寄町一名寄間の事業再開を決定、開発局では年度内にも未着工区間の調査、測量に着手し、15年度予算への用地費や工事費の計上も視野に入れていると報道しています。正式着工に向けた名寄市の今後の取り組みについて御答弁をお願いいたします。

次に、市民の声から、3項目お聞きをいたします。まず、名寄市の空き家対策等の取り組みからお尋ねをいたします。平成24年3月の第1回定例会に名寄市内で管理不全に陥っている空き家対策について取り上げさせていただいてからかれこれ足かけ3年目になろうとしています。当時自治体の空き家対策への取り組みは、まだ今日のような大きな社会問題とはなっておらず、埼玉県所沢市が先駆的に空き家等の適正管理に関する条例を制定、その後秋田県大仙市が行政代執行権を盛り込んだ条例を制定するなど、事態が深刻化している自治体に限られていました。25年3月の予算審査特別委員会で25年度中に空き家対策に関する条例案制定、施行について言明されたにもか

ならず、いまだ結果が伴わない現況を顧みて、名寄市の市民に向き合った市政執行について御答弁をお願いいたします。

次に、同じく市民の声から、快適で安全なまちづくりの道路の側溝の整備と維持管理についてお尋ねをいたします。市道の側溝などに汚泥やごみなどが堆積し、流れが悪くなっている箇所や側溝が砂利や盛り土などで隠れ、本来の側溝機能が十分に発揮されていない箇所も市内で散見されます。このため市民の方からは、側溝に堆積した汚泥や側溝の開口部周辺に茂る雑草類の刈り取りを求める声や、またやむなく自宅の周辺側溝の除草作業は行うものの、民意で重い金属製のグレーチングやコンクリート製のふたをあけて汚泥の除去を行ってよいものかどうか判断に迷うというお声もございました。前述の8月の豪雨など今後の雨水排水対策の観点からも堆積汚泥や生い茂った雑草の除去などの対策が急務ですが、これまでの取り組みと今後の対応についてお聞かせ願います。

最後に、もっともち米プロジェクトについてお尋ねをいたします。本年度で2年目を迎えているもっともち米プロジェクトをインターネットで検索をすると、5日現在で18万1,000という膨大な件数がヒットいたしました。この膨大な件数の中で最初に掲示されているのが「生まれ育ったまちは日本一のもち米の里です」と、このキャッチコピーが目を引き名寄市食のモデル地域実行協議会のホームページでした。充実した内容でさまざまな方々が名寄のモチ米について語っておられるホームページは、一読に値するというふうに考えております。本年度は、名寄市のモチ米をまちの中へ、まちの外へ、市内向け事業と市外向け事業を明確にして周知と認知度をそれぞれ高めしていく事業が行われています。市内向けの毎月10日の名寄モチ米の日のキャンペーンの継続や市民講座の開講を初め、飲食店7店舗の協力によるモチ米料理の周知を図っているほか、市外向けではスポーツ用補助食品やモチ粉パンの開発など流通ある

いは札幌圏でのPR活動を行っているとのことですが、これまでの経過と成果について御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問を終えさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員から大項目3点にわたっての質問をいただきました。大項目2、市長の市政執行について私から、大項目1は総務部長、大項目3、小項目1が市民部長、小項目2が建設水道部長、小項目3、経済部長、それぞれ答弁となります。

本年5月に日本創成会議が発表いたしました各自治体別の20歳から30歳の女性人口の推計、あるいは政府の骨太の方針2014におきまして50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持する、こうしたことを目標にしていることから今後我が国におきましては人口減少社会が到来することは避けられない状況にありまして、特に地方においては少子高齢化の進展、そして大都市圏への人口流出、これが相まって急速な人口減少が想定されております。このような情勢のもとで、国においては今月の3日に人口減少の克服や地域の活性化に取り組むまち・ひと・しごと創生本部を設置をしたところでありまして、2020年までの対策を盛り込んだ総合戦略と今後50年を見据えた長期ビジョンを策定をし、東京一極集中を是正し、地方での若者の雇用の確保や子育てしやすい環境づくりなどの施策を推進をしていくということとしております。人口減少問題には、長期的かつ総合的な対応が必要不可欠でありますことから、私といたしましてはこうした国の地方創生に関する動きなどと連動しながら、さまざまな政策分野において常に知恵を出し、創意工夫をしながら若者にとって魅力的なまちづくりを進めていくということが重要であると考えております。

本市におきましては、これまでも地域での安心な暮らしを支えるため、市立総合病院のセンター

病院機能の充実や乳幼児等への医療費助成の拡大を図ってきているほか、高等教育機会の提供と知的、文化的な拠点であります名寄市立大学の教育環境の充実に努めるとともに、現在も御審議をいただいております短期大学の4年制化と学部再編を進めるなど、都市部への人の流れを変えるための施策を推進をしております。今後におきましても子育て支援の充実やコンパクトなまちづくりの推進、農業の6次産業化の推進、観光による交流人口の拡大や移住体験の推進などにより、来たるべき人口減少社会の中で本市の都市機能を維持、向上していくことに全力を挙げて取り組むとともに、全国市長会などとも連携をしながら、国に対し地方が実施をする少子化対策、あるいは地域振興策など多様な取り組みへの一層の支援を働きかけてまいりたいと考えております。

また、今後人口減少が急速に進展することが見込まれる地方におきましては、各市町村がそれぞれ全ての都市機能を確保することは困難になるといったことが想定をされ、限られた地域資源を有効に活用するためには市町村同士が互いに連携をして取り組みを進めることが一層重要になってくると考えております。本市におきましては、北・北海道中央圏域定住自立圏、この中心市としてこれまでも医療、福祉、教育を初めさまざまな分野において圏域町村と連携、協力をしながら魅力ある地域づくりに取り組んできておりますが、本年8月には新たな取り組みとして構成市町村長が一堂に会する会議を開催をし、総務省の定住自立圏担当課長によります講演会を実施するとともに、各市町村の取り組みなどについて意見交換を行ったところでありまして、今後この会議を通じて新たな広域連携の可能性が広がることも期待をしているところであります。本圏域を取り巻く環境が一層厳しい状況となる中で、中心市と構成市町村による相互の役割分担と連携、協力がさらに重要となってまいりますことから、今後におきましても本市が圏域のセーフティーネットとして一定の

都市機能を担保し、士別市とともに中心市としてリーダーシップを発揮をしながら、圏域全体として必要な生活機能を確保してまいりたいと考えております。

小項目2の北海道縦貫自動車道士別市多寄町一名寄間12キロの建設凍結の解除を受けて、現況の課題、今後の対応について申し上げます。議員御指摘とおり、この5月に北海道開発局事業審議委員会におきまして事業継続、早期整備を行うことが妥当という判断をされ、これを受けまして国土交通省では8月8日、北海道縦貫自動車道の新設に係る整備計画を変更し、士別市多寄町一名寄間12キロの事業再開が決定をいたしました。この決定は、この間精力的な要望活動の成果であると考えておりまして、御協力をいただきました関係各位に対しまして心から感謝を申し上げるとともに、今後につきましては引き続き早期の着工と完成に向けて必要となる予算の確保について国に働きかけるとともに、地域振興への可能性なども含めて調査研究をし、地域の声なども踏まえて地域の実情に合った整備となるよう国の要望などしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目1、未曾有の豪雨災害に関してについて申し上げます。

初めに、小項目1、8月の豪雨被害から被害の概要について申し上げます。8月4日から5日にかけての大雨は、平成22年に比べますと2時間雨量で1.3倍から1.5倍、1時間雨量では1.5倍から1.8倍、総雨量では153.5ミリと過去の記録を大幅に更新する状況となりました。これによりまして豊栄川、風連別川など中小河川の増水、氾濫等の影響により徳田地区を中心とする床上、床下浸水のほか西風連地区におきましては初音橋が崩落をし、そのほかにも広い範囲で被害が発生、8月27日現在までの確認調査では、道路の路盤

侵食等41カ所、河川の護岸被害等38カ所など数多くの施設災害が発生をいたしました。また、農業被害では収穫目前のメロン、スイートコーンを初めとする作物が被害を受け、被害面積は水田で170ヘクタール、畑で50ヘクタール以上となっております。全体の被害額につきましては、前回平成22年の大雨災害を上回る状況となっております。被害箇所及び被害額の把握につきましてはまだ精査中の部分もございます。さきに補正を議決いただきましたので、可能なところから早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、8月24日には智恵文地区を中心に豪雨による被害が発生をいたしました。土木関係では、5日の大雨災害に追加する形で道路の路盤侵食など16カ所及び河川の護岸被害15カ所となっております。現在追加被害箇所について調査中でございます。農業関係では、収穫目前のカボチャ、パレイショを初めとする作物が被害を受けておきまして、被害面積は水田で30ヘクタール、畑で83ヘクタールとなっております。なお、土木関係、農業関係とも被害額につきましては、さきの5日の被害調査に引き続き現在担当部署におきまして調査、精査中でありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、被害の現状分析と想定外を見越した今後の対策につきまして申し上げます。まず、現状分析についてであります。施設災害につきましては初音橋など時間のかかる施設もございしますが、それぞれ復旧可能な範囲と考えてございます。しかし、農作物被害につきましては農業者の再生産にかかわる部分もございしますので、JAを初め関係機関、団体と十分協議してまいりたいと考えてございます。

次に、想定外を見越した対応についてでございますが、昨年は京都市の洪水、伊豆大島の土砂災害などが発生しております。ことしに入ってから、京都福知山市の洪水、広島市、礼文島の土砂

災害のほかさきの石狩、空知、胆振を襲った災害などいずれも局地的豪雨を伴うもので、積算雨量も従来の記録をはるかに超える雨量となり、予想を超える大きな被害が発生しているところであります。本市における起こってはならない想定の一つに天塩川、名寄川の洪水がございします。氾濫が起きれば市内一円が浸水をし、人命を最優先した対応としてあらゆる避難体制と対応を想定し、備えておく必要があると考えてございます。また、インフラ整備などには費用と時間がかかるため、直ちに実現はできませんので、結果として想定を超えた場合においては命を守る行動を最優先することとなり、大規模災害時における対応の共通点でもございします。この命を守るという点では、町内会や自主防災組織等による自助、共助の推進にあわせて、市は公助として早目、早目の対応の中で気象情報等の提供や避難情報を迅速かつ確に提供することが必要となります。その情報伝達手段につきましては、携帯会社3社に同時に配信されます緊急速報メール、北海道防災情報システムを活用しましたテレビで確認できる防災情報など充実を図ってきておきまして、現在防災ラジオの配付も計画をしているところでございます。想定を超える災害に備えるためには、これら情報伝達手段の充実と市民の防災意識の高まりに加えまして、いかに個人や町内会が命を守る行動をとれるかにかかっておりますので、それぞれの役割の中で想定外の災害に備えていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の3、市民の声からの小項目1について、小項目2は建設水道部長から、小項目3は経済部長から答弁をさせていただきます。

空き家対策に係る条例の制定については、近年の急激な空き家化の増加が問題となっているため、以前の議会において条例制定に向けた考え方を示

してきており、これまで空き家問題に特化した内容で先進事例を参考に条例制定作業を進めてきた経過がございます。本市の地域性に即した実効性のある条例として、こういった視点から策定を進めるべきなのか、策定する立場とは違った角度からの御意見等をいただきたいということで勉強会を開催するなど、御意見やアドバイスもいただいたところです。こうした条例制定に向け進捗している中、昨年より国は空き家問題が全国規模で深刻化していることから、空き家対策に係る新たな対策法の整備に向け調整を図ってきたところです。さきの通常国会に空家等対策の推進に関する特別措置法案を提出との報道がありましたことから注目をしてまいりましたが、関係省庁との調整がつかなかったため、国会への提出が見送られ、改めてこの秋の臨時国会に提出することになりまして、いずれにしても特別措置法案の行方を注視しているところでございます。ただ、現状において老朽危険家屋が近隣住民に不安を与えている実態がございます。こうした事案については、一般的に所有者が死亡していたり、複雑な相続関係が背景にあったりします。でき得る限り早い段階で解決に向けしかるべき対策を講じていかなければならないと考えております。また、新たな老朽危険家屋にならないよう空き家化の予防策として当面は空き家の実態調査による現状把握とその基礎資料等をもとに所有者へ啓発を行って空き家対策を進めてまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、市民の声から、小項目2、快適で安全なまちづくりから、側溝、排水等の整備と維持管理についてお答えいたします。

市街地内の道路排水の設備につきましては、道路改良工事を行う箇所では路肩に雨水枥を設置し、道路内に埋設する雨水管により雨水処理を行って

おります。また、未改良の防じん道路や砂利道路では道路の両側にコンクリート製のふたで覆われたトラフ側溝あるいは素掘りの側溝を配置しております。整備後の道路側溝等の維持管理についてですが、雨水枥の清掃につきましては雨水枥から道路内の埋設管への土砂流入を防ぐために4年から5年の間隔で枥の中の状態を点検し、適時枥内の清掃を行っています。また、未改良道路のトラフ側溝や素掘り側溝については、側溝内の土砂堆積により雨水が流れないなどのふぐあいが発生しない限り、市では側溝清掃は行っておりません。土砂堆積やトラフ、土管の破損により閉塞で雨水が流れない状態になっている箇所については、市が修復により機能回復の対応を行っておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、小項目3、もっともち米プロジェクトなよろからについて申し上げます。

この事業は、モチ米産地日本一のまちとしてモチ米のさらなる可能性の追求や食文化の構築を通してモチ米のブランド化を目指すものであります。昨年名寄市食のモデル地域協議会を立ち上げ、5カ年計画として農林水産省からも食のモデル地域構築計画として認定され、現在2年度目の事業を展開しております。本年度は、名寄のモチ米をまちの中へ、名寄のモチ米をまちの外へと市内向けの事業と市外向けの事業を明確にして、周知と認知度をそれぞれ高めていく事業を展開しています。市内向けでは、毎月10日の名寄モチ米の日のキャンペーンの継続、現在7店舗に協力をいただいているモチ米料理の周知、なよろ産業まつり等のイベントでの市民周知を図っております。市外向けでは、札幌圏のPR活動を行っております。今後は、新米も出ることからより一層のPR活動を内外で行うとともに、モチ米マイスター制度の準備やモチ米を利用した新たな商品開発も継続して

進めてまいります。2年度目の目標であります周知活動に徹して積極的に情報発信していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。再質問は、通告順とは異なりますことをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

最初に、縦貫道路、これについてお尋ねをしております。業界専門紙によると、今回の士別市多寄町一名寄間は新直轄方式による建設ということなのですが、つまり道内の高速道路を建設あるいは維持、運営しているネクスコ東日本にはよらない。これは、国と自治体で建設するという認識でよろしいかどうか、まず確認をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 議員の御質問のとおり、この区間については公団の整備ではなくて国が直接行いますので、この管内については旭川開発建設部が所管をして事業を進めるような形になります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） そうすると、士別市多寄町から延長すると、美深ぐらいまではそれぞれずっと無料化による利用走行が可能という理解でいいですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 新直轄方式になりますので、名寄までは新直轄での高規格道路ということで無料となりますし、名寄から美深については一般国道40号の高規格化ということで、無料で現在も供用されておりますけれども、引き続き無料での供用になります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

そうすると、ネクスコ東日本の高速道路の地図

を見ながらサービスエリアあるいはパーキングエリア、インターチェンジというのをちょっと列挙してみたのですが、砂川のサービスエリアが最もサービスエリアとしては北限だと。パーキングエリアは音江、深川から旭川ぐらいの間にあるかと思いますが、ここが北限に近かったのですが、その後士別のほう、比布、士別の隣の比布大雪パーキングエリアというのが、ここがパーキングエリアとしては北限だろうと思います。インターチェンジ、これを士別多寄あるいは名寄間の中で拾い出しますと、今のところ名寄インターチェンジ、北インターチェンジ、智恵文北インターチェンジ、智恵文南入り口というふうに、ICとは書いていないのです。これで美深インターチェンジ、美深北インターチェンジ、計5カ所、プラス変則的な智恵文南入り口という計6カ所ぐらい車の乗りおりにできる場所がございます。今後建設がされて、士別多寄町一名寄間が建設されることになって、その設計段階の中で当然風連にもIC、あるいはどういう名称になるかわかりません。智恵文のように入り口というような言い回しになるかどうかわかりませんが、こういったもの、あるいはサービスエリア、パーキングエリア、こういったものが設計の中に盛り込まれていく、あるいは名寄として反映をさせていく運動みたいな展開をどのように考えておられるか、もし今の段階でお持ちであればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 士別一名寄間は新直轄方式と。名寄のインターチェンジから北のほうは、またちょっと違ったスキームで今走っています。高速、一般国道というちょっとまた別のスキームでありまして、名寄以北は比較的小まめに乗りおりの設置はされているということでもありますけれども、今事業採択が決まりました名寄一多寄間は新直轄方式ということで、この間どのような乗りおりがなされるかということはまだ事実上決定をしていないというお話もいただいております。

もう一つ、サービスエリアの話もありましたけれども、基本的にはネクスコさんがやっている以外の国が直轄してやっている新直轄あるいは自動車専用的高速道路内でのサービスエリアは今のところないというふうにお聞きをしております。

一方で、先般も風連地区の皆さんを中心にこの12キロの早期の着工の実現と、加えて風連地区において乗りおり口をぜひつけていただきたい等々のさまざまな御提案もいただいているところであります。この道路は、物流、観光あるいは命の道として非常に重要な道路で、このことが地域の大きな活性化進行につながっていくというふうに期待もします。一方で、やはり動線が変わるといふことで、マイナスの影響もあるのかもしれませんが、そうしたことも含めて地域の要望もよく酌み取らせていただいて、調査研究をし、場合によっては国のほうにしっかりと地域の要望を提言、提案をしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 今市長がおっしゃるとおり、高速道路、命の道という大変救急救命の観点からも早急な整備が必要だと。一方で、高速道路がもろ刃の剣で効果、あるいは高速道路が引かれている地域によっては通過都市になってしまうというような、そういった両極端なところが一面としてございます。また、平成23年11月22日に風連町で行われた高速交通ネット促進市民集会というのがございました。ぜひともこうした市民の意向を酌んだ市民にとって利用の高い高速道路について働きかけを行っていただきたいと、そのように思います。

続きまして、ちょっと質問が多いものですから、時間の配分を考えながら質問をさせていただきたいと思いますが、空き家対策について次お聞きをいたします。先ほども申し上げたのですが、この質問を取り上げてから足かけ3年と。一旦は、平成25年3月の予算審査特別委員会であったかと思いますが、条例の制定、施行までというような、

年度内にやりたいというような言明までされていましたが、どのような事情があれ、結果としてその答弁というのは私にとってはほごにされた。ほごにされたというのがきつければ翻意されたというような言葉に置きかえてもよろしいかと思うのですけれども、ただ一度提案、施行という言葉で明言され、履行できなかったというのは厳然たる事実だろうと、私はそう思っております。いろんな事実があるのです。ただ、これは大人の社会、あるいは市長は民間企業の出身ですから、民間としては単なる努力は称賛にしか値しないのです。結果なのです。結果がどうであったかということを見ると、この空き家対策については大変残念な結果で終わっていると。これから29日に臨時国会が開かれる。今回は、安倍内閣が改造された。地方創生あるいは女性閣僚、いろんな問題もはらんでいるやに私は想像にかたくないのですが、ひょっとすると会期末で御破算というようなことにもなりかねないと。最悪を想定して最上の計画を立てていただきたいというふうに思うのですけれども、ただ私が質問をしてから各自治体の動きを追ってみました。道内35市で見ると、滝川市の2012年、芦別市の2013年、砂川市の2014年、美唄市が14年、室蘭市が13年、函館市が14年、網走市が14年など7市で昨年から一昨年にかけてこうした空き家に対する適正管理に関する条例を制定、施行しています。さらに、道内の自治体179のうち町村も含めると32自治体でここ3年間で空き家に関する、名称はさまざまございますけれども、適正管理条例というものを制定、施行をしているというふうに数字が出ております。こうした観点を踏まえても名寄市が国の動向を待って、上位の法律であるので、先に先走った上で条例をつくっても後々一部改正で大変な思いをするだろうというようなニュアンスで御答弁は聞こえなくもなかったのですが、先ほども申し上げたとおりやはりこれは市民に対して予算審査特別委員会の会議の席上で制定、施行とい



うお話でしたが、履行されていないと。改めて申し上げるのですけれども、この点についても加藤市長のほうでお考えがあればぜひともお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私のほうから答えさせていただきます。

今回の空き家条例の関係につきましては、国のほうで罰則規定も含めて対応したいということでありましたので、それとのバッティングも含めて原課のほうではできるだけ早く出す予定でありましたけれども、そちらの状況が正直言いまして二転三転と変わっています。1つは、罰則の中に住宅用地の軽減という制度が固定資産税にありまして、解体してしまった後についても家がなくなっても住宅用地の軽減を適用するという案でありました。その後恐らく総務省のほうから地方の税財源を確保する観点から、今度は罰則重視というか、適切な管理をされていない住宅については住宅用地の適用をしないと。これは市町村にとっては決してマイナスではありませんので、いわゆる罰を与えるという形で税源を確保すると。逆に税源をふやすという観点からでありました。参考までに私のうちで比較してみたのですけれども、住宅用地の私のうちは92坪ぐらい土地ありまして、住宅用地を受けるか受けないかにおきましては2万1,000円ほど税額がふえる感じになります。これが恐らく大都市部でいうともう少し金額がでかくて財政負担が重たいから、国としては罰則強化になって適正な管理が進むのかなと、こういうふうな観点からだと思うのですけれども、地方の都市においてはこの辺が効果的かどうかについては非常に難しいかなと思っています。

それから、大石議員が質問されてから具体的に市役所は危険家屋で解体寸前の家屋について何もしなかったのかということ、実はここ一、二年でもこの関係については市民の税金を使って対応してまいりました。これは、完全に壊れる状況に近く

ならないまで手出さないというのは、個人の財産を税金を使って解体してあげて更地にするということによる土地の賦課を、土地の値段を上げるということについては非常に不公平感があるということもありまして、最悪の場合についての危険家屋の除去についてはこれまでもやってきましたので、そこは市民の税金を使うということなので、ぎりぎりの選択をさせてもらっているということについては御理解賜りたいと思います。なお、この間緊急雇用のお金を使って一部所有者の方に自己負担をいただいて、一部市のほうが促進を図るということで支援をしてきたこともありますので、決して条例をつくらなくてはなくて、国の動向をしっかりと見きわめて、条例をつくることにつきましてはもうちょっと国の動向を見て、バッティングしないような形の対策もとりながらという考えでありますので、何もしないで条例をつくらなかったということではありませぬので、この辺については御理解賜りたいと思います。

なお、冬期間の危険家屋の管理につきましても今まで以上に指導の関係についても強化したいと思っていますし、実態調査の関係につきましてもこの間町内会のほうから御協力もらっていますけれども、先ほど市民部長が言いましたように新たな危険家屋にならないために、今高齢化社会の中で名寄から出ていって有料老人ホーム的なところに入っている高齢者の方が随分ふえてきているという情報もありますので、この辺については建物の有効活用も含めて、まずは町内会と実態調査の関係で御協力いただいて、ふえてきているものの把握についても取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。ぜひとも国の臨時国会の中で……ちょっと確認なのですが、なかなか管理不全に陥って社会的な価値も見出せない、住むこともできない、ほとんど危険家屋に近い建物と判断したときには、今度新

たに特措法の解除か何かで今までの6分の1ぐらいの軽減措置でしたか、それを庭の管理だとか家屋の管理がなされていないということで外すみたいな新聞報道があったのですが、これはどうなのでしょう。今回の臨時国会で法令案の中で盛り込まれているものなのですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 盛り込まれているということで確認しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、8月の豪雨についてお聞きをさせていただきます。今回の農業被害あるいは土木被害、災害復旧の優先順位というのがあるのかどうか、ちょっとまずお伺いをしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 優先順位ということでもありますけれども、当然工事が短期間でできるものとできないものという仕分けもありますけれども、基本的にできるものの中で考えていけば、やはり生活ですとか等に優先してしなければいけないところがありますので、そこを優先しての取り組みになるかというふうに考えてございます。ただ、実際には災害に係る補助制度や何かの関係もありますので、それらのスケジュールも勘案しながらの取り組みとなることとお含みをいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 優先順位があるということですが、この中で土木被害になるのかなと思いますが、別の観点で言えば教育施設であったり、観光施設でもあったりするピヤシリシャンツェなのですが、ここがランディングバーンのところの人工芝がめくれ上がったままで、たしか7月25日から中国の選手あるいはコーチの方が約10人ぐらい来名されて練習に励んでいたところ、その大雨の被害で練習ができず、朝日町のジャンプ施

設で練習に励んでいるということらしいのですが、名寄市が文教施設でも文教都市でもあり、あるいは観光立市として標榜あるいは公言、宣言しているような観点から見ると、ピヤシリシャンツェの復旧というのは優先順位としては高いのか、低いのか、この点いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 災害復旧の関係で基本的になるものにつきましては、住民生活に重大な影響を及ぼすものが恐らく優先順位でないかなと思っています。そこでいうと、守備範囲でいうと国道管理、国河川関係については国のほう、道管理道路、河川については北海道、当然市町村管理すべき道路、河川については市町村と。そういう中でも住民生活に大きい影響が出るところであって、例えば道路でいうと迂回できるかどうかということも含めて、なおかつ市町村、都道府県につきましてはできるだけ国のほうの激甚災害の指定をもらって有利な財源展開もして、起債を借りたときにも普通交付税の措置があって、自己負担した5%から10%の分についても特別交付税での措置という手厚い制度がありますので、その制度を使いながら、なおかつ住民生活に著しく影響のあるものについては最優先をして取り組まなければならない。こういうふうに考えておきまして、ジャンプ台の関係につきましては財源対策も含めて道路のところ飛び出したわけではなかったもので、優先順位というか、これから議会のほうに補正予算として相談をさせていただこうという準備で作業を進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 今の佐々木副市長の御答弁で理解はするところですが、最初に優先順位お聞きしたのは、まさにその観点からお聞きをしたかったのですが、今の御答弁で十分理解をするところでは。

あと、次の質問に入るのですが、災害時

に住民に避難を呼びかけるときに、その地の首長は災害対策基本法に基づいて避難情報を発令すると。いろいろ避難準備、避難勧告、それぞれ発令される。このほかに強制力が増す避難指示というものもあるのですけれども、名寄市の避難情報の基準というのはどのようになっているのか、もしあればお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 避難の指示に当たっての基準ということでありましてけれども、これはさきに新聞報道でもありましたけれども、なかなか各市町村で明確な基準ができていないというのが全道的な、あるいは全国的な傾向にあるかと思えます。ただ、国のほうでさきの東日本大震災などを教訓に被害時のマニュアルの見直しを図ってございます。本市におきましても基本的には国のマニュアル、案というふうになってございますけれども、これを準用しながら避難時の避難勧告等の指示を出させていただいているということでもあります。その内容について言いますと、天気情報の関係ですとか、あるいは洪水でいうと川の水位の関係、さらにはその後の天気情報、降雨の予想なども含めて避難勧告等の指示を出すというふうにしてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） あと、想定外というか、予想を超えると、そういう事態に陥ったとき、サイレンも吹鳴されるようなのですけれども、サイレンの吹鳴というのが何種類かあるのですけれども、緊急度に応じたサイレンの吹鳴というのが果たして今の市民の理解が得られるまでに至っているのかどうか。あと、先ほど申し上げた避難情報の内容について、市民の皆さんに周知、理解を図られているというふうにお考えかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市民周知についてで

ありますけれども、今回の災害、さらにはさきの東日本含めての国内的な、全国的な災害を含めて、特に重要だと言われているのが住民の皆さんがみずから危険を判断してどのように避難をしたらいいのか、このことをしっかりと市民の皆さんが理解をすることが必要だというふうに言われています。行政については、その判断をするための情報提供でありますとか、避難する避難所等の設置をしていくという、そういう役割、自助、共助、公助の考え方で避難に対応していくのが必要だということでもあります。そういった意味では、先ほど言いました避難所の周知等について、これは行政の役割としてしっかりと知らせていく必要があるというふうに思っています。これについては、平成23年度に洪水のハザードマップを配布してございまして、ここで避難所等については周知をさせていただいておりますけれども、今言ったように市民の皆さんが自分で判断できるということも含めて、より一層の周知が必要だと思っておりますので、これについては先ほど言った国のマニュアルなんかの見直し、予定されておりますので、それに沿った形で市としての基準を定め、ハザードマップという形になるかどうかについてはこの後の検討になりますけれども、改めてそういうものを作成して、市民の皆さんに全戸配布させていただき、周知を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） それでは、先ほど命にかかわるといようなお言葉があったかなと思うのですけれども、確かに今回は総雨量で153.5ミリと。これが今後総雨量で160ミリあるいは170ミリ、200ミリというような大雨に見舞われ、答弁にもありました天塩川、名寄川の氾濫というような事態に陥ったときに、今のそちらの机の上にはありませんが、防災計画あるいは水防計画というのが果たして実態に即した実効性のあるものなのかどうなのか、いま一度再点検する必

要があるように思うのですが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） それぞれその作成時点では最良の方法ということで作成をしているというふうに認識はしてございますので、現段階では防災計画、さらには先ほど言いました国のマニュアルをあわせて運用していかなければいけないかというふうに思っておりますけれども、国の基準等も見直しをされておりますし、先ほど議員が言われたような想定外の事態というのが非常に起きてきていますので、改めて国のマニュアルに基づいて防災計画等の見直し、さらには先ほど申し上げました市民向けのハザードマップ等についても見直しをしていきたいというふうに考えておりますので、今後見直しをした上で市民の皆様にも十分周知をしてまいりたいと、そのように考えてございます。御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 今回避難勧告が発令された豊栄、旭ヶ丘、栄町の災害時要援護者に対する避難誘導及び援助活動というのはどのように行われたのか、かいつまんで結構ですので、お知らせいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 避難勧告等の周知につきましては、町内会長さんに連絡させていただきましたし、町内会みずからの連絡網もありましたし、市の広報車を活用して、あるいは先ほどもありましたようにエリアメール等、そういったマスメディアも使いながら周知をさせていただいたこととあります。要援護者についてでありますけれども、これについては豊栄地区で6名今回対象の方がおられまして、そのうち当日避難が必要だった方は1名ということとありました。この方については避難をいただきましたし、またそれ以外にも当然弱者の方がおられますので、ここは町内会のほうで近隣の方が車を提供いただくなどして避難所に避難いただいたという事例も伺って

おりますので、地域のコミュニティーの大切さについても改めて今回認識したというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 今回は、町内会の皆さんの御協力で十分に要援護者の避難誘導ができたということなのです。たまたま今回は4日、5日が月曜日、火曜日、普通の家庭であればお勤めに出て、最も力を発揮するであろう大黒柱の方とか、そういった大きな力を発揮していただける方がたまたま家庭にいないということになります。そうすると、家庭に残されているのはたまたま夏休み期間ですから、児童生徒あるいは高齢者ということになるだろうと。そんなときに的確に判断をする人が不在だというときに想定を超えるような雨量があって、洪水、氾濫だというようなときに、果たして十分な避難誘導というのがこれまでの名寄市の啓蒙活動あるいは啓発で十分緊急事態を乗り切ることができるのかどうかという、その点についてはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今大石議員おっしゃるように、その辺の避難体制というものが十分かどうかについてはしっかり検証しなければならないと思っております。平成22年の災害のときには、名寄と風連が同時多発に起きましたけれども、一定程度自主避難も含めて避難場所の設置についても多少時間はかかりましたけれども、うまくいったのかなと思っております。ただ、現実には起きている災害の関係言いますと、相当短時間にたくさんの雨が降って、間に合うか、間に合わないかという問題もありますので、そこに周知の関係についても町内会とどのように連携していくかということと、それから報道関係でいうと今回の札幌近辺での大雨のときについては、放送、テレビ会社のほうから頻繁に言っていたのは、安全を確保するために避難所のほうに行ってください、避難勧告

出ていますと。その片一方で、垂直、少しでも高いところに、1階ではなくて2階が上がってくださうというもの、そういうような周知もしていただいたのでないかなというふうに思っています。ここは、まずは命を守るために2階に避難をしていただいて、そこから次なる救助を待つというのも一つの方法かなと思っていまして、この辺垂直避難という方向についても最近国のほうから出てきましたので、しっかり分析、検証しまして、町内会、自主防災組織等も含めて住民の皆さん方に伝わるような形での周知について努めてまいりたいと考えています。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域防災対策について外2件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、地域防災対策についてお尋ねをいたします。土砂災害の原因となった局地的集中豪雨が全国的にもふえています。1時間当たり50ミリ以上の雨の回数は20年前の1.4倍、土砂災害の発生も同様に1.6倍に上り、一方道内の危険箇所1万2,000カ所のうち警戒区域の指定率は11.9%と都道府県で最低と言われております。名寄でも8月5日には1日で153ミリの豪雨、24日は1時間で27.5ミリの集中豪雨となり、甚大な被害を受けました。その中で行政や警察、自衛隊、町内会などの対応で避難はスムーズに行われたと思われませんが、雨の音や気密性のよい住宅のため、避難広報の案内が聞きにくいという方、また聞こえたが、避難場所がわからないというお

年寄りの声を後でお聞きいたしました。どれだけ緊急避難場所が整備されても災害に遭遇した際、最も大事なものは住民自身が身を守る行動をとることにほかありませんが、このようなとき私はここに避難しなければいけないという住民への周知はどのようになっているのか。

また、水災害で関心を集めていますタイムラインと呼ばれる行動計画もありますが、1日前とは言いませんが、大雨、洪水注意報が出て、可能性があれば早目に避難所の開設や自主避難の開始をするなど理事者のお考えをお知らせください。

災害対策基本法が改正され、災害時要援護者の名簿作成を市町村で義務づけられ、手挙げ方式が進められておりますが、町内会や要援護者、要支援者への対応と行動計画はどのように進められているのか、理事者の御見解をお願いいたします。

災害対策は、自助、共助、公助が基本ですが、自分たちの地域は自分たちで守るという意識により組織した自主防災組織の災害時に地域住民が連携、協力して初期活動や救出、救護活動を初め災害時要援護者の救護方法の見直し等々を進めておりますが、自主防災組織による自主防災個別計画の進行状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

名寄も防災ラジオを町内会や法人に250台受信機を配置し、これから防災時の連携体制には必要ですが、先ほど言ったように大雨では避難広報が聞きにくい、気密性が高く、聞き取れない、また町内会役員や法人に行ったとしてもそこからの連絡は現状と同じ状況になりかねないと思われま。他市町村では、防災無線を全世帯に設置しておりますが、多額の費用がかかるためなかなか進められないというのが現状であります。電話で防災行政無線を聞くことができるシステム音声応答装置の導入の理事者の御見解をお尋ねをいたします。

大きい項目2つ目、子ども・子育て支援新制度本格施行に向けてということで、来年4月から施

行予定の子ども・子育て支援新制度は、我が国の全ての子育て家庭への支援を行うことにより、一人一人の子供の健やかな成長を支援するための重要な施策であり、子供や保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズに基づいて幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な施設、事業所からそれぞれの特性を生かした良質かつ適切な教育、保育、子育て支援を総合的に提供することを目的とされております。他方、新制度においていまだ不明確な点が多いため、幼児教育、保育の現場から不安の声が上がっております。特に私立幼稚園は、新制度へ移行するか否か厳しい経営判断を迫られております。また、私立幼稚園はこれまで設置許可や私学助成を通じて都道府県とのかかわりが深かったのですが、新制度のもとでは実施主体である市町村との関係構築を行う必要があるため、このことが新制度の移行をするに当たり大きな障壁となっているようです。4月10日、内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けての事務連絡が出されたようですが、平成24年第4回定例会で名寄市の子ども・子育て会議の設置を提案させていただき、本年より本市も会議を開催しておりますが、進捗状況をお知らせいただきたいと思っております。

新制度において私立幼稚園に在籍する子供、1号認定に対する施設型給付は、当分の間全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて一体的に支給され、地方単独費用部分は国の示す水準に基づいて地財措置がなされることになっておりますが、新制度の目的である幼稚園教育の提供体制をしっかりと確保するために、名寄市においても国の示す水準に基づく施設型給付の必要があると思われませんが、本市の状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

現在全国でもほとんどの全ての私立幼稚園で私学助成の対象として預かり保育が実施されているようですが、私立幼稚園はパートタイマーなど就

労している保護者の子供の受け入れ先として重要な役割を果たしております。本市においても市内5幼稚園全てで預かり保育が実施されて、多くの保護者が利用されておりますが、緊急時になかなか利用できないという声も聞かれております。新制度において私立幼稚園で実施されている預かり保育は、私学助成でなく名寄市が幼稚園に委託して実施する一時預かり事業として実施されるようになるようですが、新制度への移行について保護者の混乱を招くことがないように一時預かり事業の取り扱いの状況について理事者の御見解をお願いいたします。

本市の新制度と取り組み等について、住民や保護者への周知、説明はどのように行っていく予定ですか。とりわけ新制度に移行する幼稚園を利用する保護者等には、新たな施設型給付を受けるに当たり、名寄市から認定を受ける等々の手続が必要となるはずですが、そのような周知、説明、今後どのように進めていくのか、また今現在名寄市子ども・子育て会議が始まったばかりで余り進んではないと思っておりますが、理事者の御見解をお願いいたします。

3番目に、大項目、高齢者のボランティアポイント制度の推進についてをお尋ねをいたします。我が国において高齢化が急速に進展する中、名寄市も29.4%と急速に高齢化率も上昇しております。いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げることが極めて重要な課題となっております。そのためには、住みなれた地域で自分らしく生活を継続していける高齢者へのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた国、自治体の連携が求められております。一方、元気な高齢者については要介護支援者にならないためにも生きがいづくりや社会への参加の促進をする施策など介護予防につながる諸施策を展開する必要があると思われま。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関

係機関との連携をとりながら進めることが重要となってきますが、そこで現在高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして大いに期待されている取り組みがあります。現在各自治体でも進められているものは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域サロン、会食会、外出の補助、介護施設でのボランティア活動を行った場合、自治体からポイントをいただき、集まったポイントに応じ商品との交換や換金など介護保険料の支払いにも充てて保険料の軽減に利用する自治体もあるそうです。住みなれた地域で自分らしい生活を継続していける施策とともに、病院にかからなくてよく、日常生活を送るためにも高齢者へのサービスを充実させる必要があると思います。本市の高齢者の介護予防施策の状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

また、近年松阪市、倉敷市、豊明市、下川町などが高齢者への生きがいづくりの取り組みとして、ボランティアポイント制度の導入を行っております。本市においてもこのボランティア制度の導入の理事者の御見解をお尋ね申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 高橋議員からは、ただいま大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目2及び3につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1、地域防災対策について申し上げます。初めに、小項目1の避難方法の周知についてでございますが、避難に関する市が発する情報につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示がございます。避難につきましては、安全な2階等へ移動する垂直避難、避難所等へ避難

する水平避難の2通りが想定をされ、避難所等が遠い場合などには付近の安全が確保できる建物等への避難もこれに該当するところがございます。避難方法につきましては、災害の状況によって変わる可能性があり、最終的には各個人、町内会等において御判断をいただくこととなります。これら避難方法の周知につきましては、ふだんから御家庭での話し合いや町内会での打ち合わせ時などどのような避難方法が考えられるか、平時から話し合っていただくことが大事だと考えているところがございます。本年の春には、国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン案の改定が行われ、これに基づきまして避難の判断基準を策定するため、現在準備中でございますが、今後水平避難が危険な場合、避難の時間がない場合や夜間などの際には垂直避難の考え方が導入されてくることになると考えてございます。市では、各種災害ごとの避難方法につきまして平時から各個人や御家庭で考えていただけるように広報紙、市のホームページを初め関係機関のパンフレット等も用いながら周知、啓発を図っているところがございます。

次に、御質問にありましたタイムラインという新しい取り組みについてであります。最近はこのタイムライン及びトリアージという減災に効果のある新しい対応策も取り組まれているところがございます。トリアージについて申しますと、2012年10月のアメリカのハリケーンの際に取り組まれたもので、減災に大きな効果があったとされており、本年度は台風8号の上陸の際に三重県紀宝町におきましてタイムラインの対策がとられたところがございます。台風への対応は、天候悪化までの時間が想定されますので、それまでの間に準備する項目や担当する人員を決めることができるのが特徴です。台風の場合には、本市におきましても効果が期待できるシステムと考えておりますので、研究を進め、国の制度上の後押し等も見守りながら考えてまいりたいというふうに思

っております。

次に、小項目の2、災害対策基本法の改正による要支援者への対応と行動計画について申し上げます。平成26年5月の災害対策基本法の一部改正に伴い、本年4月から施行となりました要配慮者のうち、避難行動要支援者の方々につきましては自治体において名簿作成が義務づけをされたところでございます。名寄市は、手挙げ方式による災害時要援護者の制度を運用し、平成26年8月現在で178名の登録をいただいているところでございます。今後この制度で登録となった方々の情報を生かしながら、速やかに名簿作成を進める予定であり、また避難行動要支援者の方々の個別の計画などをどのように推進するかにつきましては現在検討中でございます。

なお、これに関しましては、市や、あるいは関係機関のみでは取り組めるものではございませんので、お住まいの各町内会の方々にも御相談をさせていただき、御協力をお願いしたいと考えてございます。

次に、小項目の3、自主防災組織についてであります。自主防災組織につきましては本年8月末現在で16の組織が設立をされてございます。災害時要援護者の登録を行っている町内会は45件で、うち災害時要援護者の個別計画は27町内会で定められておりますが、さきの大雨災害時には隣の方が車で搬送した例はありますが、個別の計画の推進、まさにこれからの課題となっております。

なお、昨年の災害対策基本法の一部改正を受け、各地域で個別計画を策定するという規定が盛り込まれ、また地域防災会議が認めた計画は地域防災計画に提案することも可能になってございます。今後は、地区の個別計画の策定が円滑に進むよう自主防災組織が中心となって取り組まれるようその手法について研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の4、防災行政無線を電話で聞く

ことができるシステム音声応答装置の導入について申し上げます。名寄市では、同報系、移動系の防災行政無線は設置をしてございません。本市の現状を申し上げますと、災害時の情報伝達手段としては電話、ファクス、北海道防災情報システムを用いた災害携帯電話等への緊急速報メール、テレビ等のデータボタンで確認ができる防災情報、エフエムなよろ、町内会を通じた情報伝達のほか、防災ラジオも今後運用が始まる予定でございます。新潟中越大地震を経験した新潟県の小千谷市では、大地震の経験から情報伝達手段は携帯電話の緊急速報メールを中心的手段として選択しており、また東日本大震災の被災地の南相馬市では多様な情報手段を用意しながらも防災行政無線を採用した緊急メールを用意してございます。議員御質問の新しいシステム音声応答装置につきましては、防災無線で聞き取れなかった場合に所定の電話番号にかけることで再確認ができるなど、防災機能にすぐれていると伺っており、和歌山県橋本市等では平成24年度から導入が始まっている事例でもございます。防災行政無線の設置がない場合に運用が可能なのか、また設置費用等についても今後調査してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2と3について申し上げます。

初めに、大項目2の子ども・子育て支援新制度本格施行に向けて、小項目1の名寄市子ども・子育て会議の状況について申し上げます。当市では、昨年11月1日に名寄市子ども・子育て会議を設置し、現在まで延べ4回の会議を開催してきております。昨年は、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の設問に関し議論をいただき、市内小学校までのお子さんのいる世帯へニーズ調査を実施いたしました。その後ニーズ調査の速報値を同会議で報告し、ニーズ量に関して議論を行ってまいりました。ことしに入り7月8日に開催した同会



議では、子ども・子育て支援法第59条で定義されている地域子ども・子育て支援事業のメニューである13事業について説明を行い、また地域型保育事業の運営に関する基準等について子供の安全を保障する観点から国が示す基準に準拠する当市の考え方を諮問し、8月25日に開催した同会議で基準について了承をいただいたところです。なお、地域子ども・子育て支援事業は、本市に必要な事業について議論をいただき、今後決定していく予定となっております。また、名寄市子ども・子育て支援事業計画の素案も提示させていただいておりますので、計画策定に向けて今後国による細部が決まり次第、名寄市子ども・子育て会議へ諮ってまいりたいと考えております。

次に、小項目2の幼児教育の提供体制へ施設型給付の状況について申し上げます。御質問の中にもありましたが、平成26年4月10日付で内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等についての事務連絡が発出されております。この通知は、教育標準時間認定子供、いわゆる1号認定に係る施設型給付に対する国の考え方として、国が示す施設の運営費に当たる公定価格の基準と異なる額を給付として定める市町村においては、費用等の実態を十分に踏まえ、特に公定価格に係る基準を下回る給付額を設定する場合には、その合理的な理由を明確にし、対外的に説明するよう求められております。公定価格は、国が示す施設運営費の基準となる義務的経費であることから、当市といたしましては国に準拠した考えで対応してまいりたいと考えております。また、同通知では私立幼稚園関係者からの要望も付記されており、内容として市町村の相談窓口の整備及び市町村との関係構築、希望する幼稚園の認定こども園への円滑な移行、施設型給付の幼保、公私間の公平性の確保、小規模園への配慮、また教育の質を保障するための地方単独費用の確保を含めた価格設定などとなっております。この地方単独費用部分に

つきましては、都道府県と市町村との負担割合等地方交付税措置の標準単価の検討とあわせて今後国において検討されることとなっており、国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。

次に、小項目3の預かり保育事業の新制度の取り扱いについて申し上げます。現在名寄市内には私立幼稚園が5園あり、それぞれ預かり保育を実施しており、パート就労などされている保護者の子供の受け皿として重要な役割を果たしていただいております。現在私学助成による補助金を活用し、各園運営しておりますが、新制度では子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業に位置づけられております。同事業は、子ども・子育て支援事業計画に登載されますので、現在名寄市子ども・子育て会議で議論を進めているところです。当市として預かり保育は現在も提供されているサービスであり、各園利用実績もあることから、必要な事業として提案させていただいており、同会議で御意見をいただくこととなりますので、御理解いただきたいと思います。今後新制度へ移行し、預かり保育サービスを提供する場合の利用者負担額等事業の概要については、現在国において議論しているところでありますので、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4の施設型給付対象施設の利用に係る認定と周知、説明について申し上げます。当市では、平成27年度から新制度がスタートする予定となっていることに備え、名寄市幼児教育・保育連絡協議会の設立について市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、無認可保育所等に呼びかけを行い、本年5月30日に設立会議を開催いたしました。同協議会では、分科会を設置しており、幼稚園部会では公定価格に関する運営費の積算勉強会等を開催し、新制度移行に向けての制度周知を行ってまいりました。お尋ねのあった幼稚園が新制度へ移行した場合の保護者等の認定手続などについては、利用保護者のお問い合わせ先と

して想定されるのが幼稚園現場でありますので、協議会を活用し、現場幼稚園教諭を対象に新制度の認識を深めていただく研修を開催してまいりたいと考えております。また、保護者等への周知、説明につきましては、行政が主導となり行っていく考えであります。方法等につきましては協議会の中で最善の方策を考え、おくれることのないよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、大項目3の高齢者のボランティアポイント制度の推進を、小項目1の本市の介護予防の施策の状況について申し上げます。介護保険事業の地域支援事業として実施している介護予防事業には、一般の高齢者向けの一次予防事業と要介護、要支援状態になるおそれのあると考えられる65歳以上の方を対象として実施する二次予防事業がありますが、昨年度の事業の実施状況について申し上げます。二次予防事業では、対象者の把握は地域の民生委員や家族、関係機関から相談のあった高齢者や名寄市民生委員児童委員連絡協議会の5つの地区を交代で要介護認定を受けていない1号被保険者に対し基本チェックリストを配付し、その把握を行っているところです。平成25年度には1,771人にチェックリストを配付し、344人が二次予防事業の対象となり、延べで1,544人が通所型介護予防事業を利用していただいたところです。また、一次予防事業では各老人クラブや町内会の健康教室、健康相談などにお伺いし、転倒予防の講話あるいは飲み込みや呼吸器の機能を向上させる嚥呼体操などを実施してまいりました。また、本市出身の理学療法士で北海道医療大学の鈴木英樹教授に積雪寒冷地である本市の冬期間の歩行について講演いただき、約100名の参加がありました。また、介護予防に関するボランティアの人材を育成するための研修として、介護予防サポーター養成講座を平成19年度から開催しておりますが、昨年までに受講いただいた方のうち48人に介護予防サポーターとして登録して

いただき、主に町内会の介護予防教室などで御活躍をいただいているところです。また、地域支援事業の任意事業として、自彊術やフォークダンスなどを行う健康づくり体操教室の開催や生きがいホビーセンターでは陶芸など4つの講座を開催してまいりました。また、老人クラブにおきましては、各単位クラブの活動のほか、名寄市老人クラブ連合会では健康づくり事業として高齢者健康料理教室やグラウンドゴルフ大会を開催していただき、健康づくりの普及啓発活動を積極的に行っているところです。現在名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の策定を行っており、名寄市保健医療福祉推進協議会に高齢者部会、保健医療部会の合同部会を設置し、議論をいただいているところです。同部会で現行の事業評価をいただきながら、7月から8月にかけて実施した日常生活圏域ニーズ調査や高齢者の保健、医療、福祉についてのアンケート結果の分析を行いながら、今後ともあるべき介護予防施策の推進に努めてまいります。

次に、小項目2のボランティアポイント制度の導入をについて申し上げます。介護支援ボランティアポイント制度につきましては、介護予防等を目的とした65歳以上の高齢者が介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて換金等を行うことにより、実質的に介護保険料の負担の軽減につながる制度として介護保険法の地域支援事業に規定されております。全国、全道の介護支援ボランティア制度を活用している市町村は、厚生労働省が本年3月に公表しましたが、全国1,742市町村のうち12%に当たる209市町村で実施しており、全道では北海道が平成24年度に公表した道内の市町村介護予防事業実施状況によりますと、既に実施している市町村も含めまして179市町村のうち14市町村が取り組み予定とお聞きをしているところです。特に本事業の先駆けであります東京都の稲城市では、平成19年度から本事業に取り組

み、平成25年度実績では65歳以上の人口の3.4%に当たる574人がボランティア登録されているとお聞きしております。本市といたしましては、今般の介護保険法の改正により要支援1、2の予防給付のうち訪問介護や通所介護について市町村が行う地域支援事業に移行することにより、当該事業を実施する際には市民の方々に地域支援事業の支え手、提供者になっていただくことも想定していかなければならないと考えております。ボランティアポイント制度は、自身の介護予防や健康づくり、社会貢献の観点からも有効と考えておりますが、まずさきに議員から御提言いただきました健康マイレージについて名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画策定のため20歳以上の市民の皆さんに対し参加の可否をお聞きしたところ、粗い数字ですが、参加するが35%、どちらとも言えないが51.3%の回答をいただき、参加しないとの回答は7.8%とのアンケート結果でありましたことから、当面健康マイレージについての検討を先行させていただき、介護ボランティアポイント制度につきましては今後の内容の研究や他市の動向を検討させていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、防災について、地域防災対策について再質問をさせていただきます。先ほど大石議員も言われたように、8月5日、8月24日の大雨で本当にもう甚大な被害が名寄でも起こりました。その中で自主防災組織等々で、私は8月5日のときよりも24日のほうがやっぱり避難等々の動き的にはすばらしくよかったのではないかなというふうに思いますし、この水害が起きてから各苦小牧にしろ、どこにしろ、京都にしろ、人間の背を超えるぐらいの洪水になったところがたくさんあるわけなのです。その中でよく消防で土のうをつく

って積むぞだとか、自衛隊さんに来てもらって積むぞという部分はあるのですが、先ほど防災計画に避難方法がある程度個人で検討していただいて、決めていただくためにもというふうに言われていましたけれども、土のうというのは1個、2個、2段、3段積んだらそれ以上雨が来たらもうだめなのです。それよりも人の命を優先させなければならぬと私は思っています。先ほど水平避難、町内会等々の避難所に行く等々言われています。でも、一番いいのがやはり住宅の中で2階に上がって避難するというのが最善の避難というふうに言われるぐらい、今は垂直避難、屋内安全確保が重要視されてきています。あと、屋内待機だとか、予防的避難という部分はありますけれども、私が言ったのはやはり防災の際、広報車の音が聞こえない。そして、避難場所がわからないというのが一番の高齢者または要援護者というか、要介護者等々の困ったところではないかなと思います。町内会である程度はできるけれども、やはりその部分の対応を周知をしっかりとしなければいけないというふうに思うのですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われるとおりです。私もそのように考えています。災害の程度によって対応方法というのは変わってくる部分があると思います。比較的洪水でも水位が低い場合については、議員が言われたように土のうを積みれば対応できると思いますし、さきの石狩、胆振のほうはひどい洪水になりましたけれども、本当に1時間に100ミリを超えるような雨が降ったということで、これはもう土のうを積んでも対応ができないということですから、命を守る行動というのがマスコミでも随分言われていましたけれども、まずは安全なところに逃げていただくというのが必要だと思いますので、災害に応じた対応が必要だというふうに思っています。ただ、災害に応じた対応をするに当たって、市民の方がそう

いった判断をするに当たっての事前の情報提供ですとか、あるいは安全な避難場所の確保については一定程度行政の役割があるだろうというふうに思っています。そういう意味では、広報車で案内ですとか、あるいは避難場所等に周知をさせていただいておりますけれども、ここについては基準の見直し含めて改めて市民の皆さんに周知をしてみたいというふうに思っていますし、その手がかりとしてはまず先ほども申し上げましたけれども、洪水ハザードマップ等がありますので、この見直しを進めさせていただきたいと思いませんので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 本当避難所の緊急避難場所というのですか、やっぱり北海道ではほとんどこの緊急避難場所の周知がなされていない。緊急避難場所と名前はなっているのだけれども、緊急避難場所になっていないという状況が各市町村で見られるという部分がありました。やはりこの地域の方はここに避難してください。先ほどタイムライン言いましたけれども、本当アメリカ等々では36時間前から住民避難の周知をして、1日前には地下鉄だとか交通機関は全部とめて、そして避難していただいているという状況です。そして、ことし7月の台風8号でも山形県の最上川流域でもこの台風が来たら必ず水害が起きるということで、国土交通省が避難勧告をして具体的に1日前からもうスタートさせて、避難させたという状況があります。そして、具体的な効果がしっかりあったというのです。今は、この集中豪雨というのが局地的なものですから、どこに100ミリがどんと来るかわからないよという状況ですから、なかなかそこまではできないと思っておりますけれども、大雨警報等々が出たら早目に避難場所を指定してというか、もう現状指定して、この地域の方は6時間前からでもいいから自主避難できる体制だとか、最悪自分の家の2階に垂直避難をする体制をしっかりとしていただくようお願いし

たいなというふうに思いますし、先ほども大石議員が言っていたように避難勧告を出す基準、先ほど国交省である程度決められたというふうに言われていましたけれども、やはりこれも名寄市として1時間に30ミリが降ったらこういう情報を出しますよという部分を防災計画にのせておかない限り、白田さんがやめた場合、誰がその状況で市民に通報するののかというのが決まらないと思うのですけれども、その辺の基準というのを明確にすべきというふうに思うのですけれども、どのような部分になるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、避難の情報について早目に出すということについてはそのとおりだと思いますし、これまでも心がけてきましたけれども、より一層早目に周知ができるように内部でも検討を進めさせていただきたいなというふうに思っています。また、その一つの方策としては、先ほど御提案いただいたタイムラインという方法があるということでもあります。これについては、事前にその災害に対する防災行動計画を立てるということのようですので、これについても実際に取り組んでいるところがありますので、その事例などを調査させていただければというふうに考えているところであります。

あと、避難に当たっての基準ということでもあります。名寄市の場合心配されるのは、一部土砂災害もありますけれども、多くは川の氾濫による災害というのが一番かというふうに思いますけれども、これについては河川管理者のほうで河川ごとに、ないところもありますけれども、大きな河川についてはそれぞれ水位の高さによって5段階、5ランクの危険準備段階も設けていますので、1つはこれを参考とさせていただければと思います。ただ、その水位が絶対というものではなくて、そのときの降水の状況、あるいはこれからの降水の状況、さらには名寄市の上の、川の上当たる地域の降水の状況なんかも含めて考えなければいけ

ませんので、何ミリだから必ずしもという基準については難しいかもしれませんが、それらを総合的に含めたときの基準については国のほうのガイドラインなんかにもその考え方については示されているものがありますので、これらを参考とさせていただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひこれは早目に設定をしていただきたいなというふうに思いますし、やはり市でそういう状況になったときに誰がなくても対応できる体制を整えていただきたいなというふうに思います。

それで、結局今回は27.5ミリ、そして前回は15.3ミリでしたから、ある程度の部分の災害で済んだと思うのです。でも、これが本当に苦小牧のように100ミリ降ったら、苦小牧の道路のように五、六十センチは間違いなく名寄市も道路が水没したところが何カ所もあるのではないかなというふうに思います。その中で平成26年からスタートさせている自主防災組織が先ほど16、45件、27町内会で要援護者が出されて、全部で178名が手挙げで出ているという部分なのですが、65歳以上の高齢者というのはきっと何千人もいるものですから、178名では本当少ないなという印象なのですけれども、やはり災害の少ない地域と徳田白樺団地だとか、豊栄、西町だとかという、そういうハザードマップで水害のある地域からの要支援者の名簿が多い状況なのでしょう。やはりまだ名寄市としても災害少ないから、地震がないから町内会的には余り出ていないのだという状況なのでしょう。そこら辺ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げましたけれども、災害に備えてということではみずからというところも当然重要でありますし、地域の

いわゆる互助の関係、共助の中での助け合いも必要だということでもありますので、そういう意味では自主防災組織の果たす役割というのは重要だと思いますし、今回の災害においても、例えば智恵文の八幡地区を見ますと自主防災組織があったので、非常に迅速かつ冷静に対応いただいて避難をいただいたというのがあります。自主防災組織の育成については、非常に重要だと思っておりますので、今後も努めてまいりたいというふうに思っています。

また、もう一方では、災害時の要援護者の関係、いわゆる災害弱者への対応というのが必要となります。これについても避難方法については、先ほど言いましたように全てが避難所に逃げればいいのかといえれば必ずしもそうではなくて、垂直への避難も含めて考えていかなければいけないなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても避難所に逃げるにしても2階に逃げるにしても、そのときに例えば声かけが必要であったり、2階に移動するに当たっての多少の支援が必要な場合もあります。みずからの命を削ってまでとはならないかもしれませんが、そういったものが必要だと思いますので、ここについても進めてまいりたいと思います。

あと、この間災害が起こった地区の登録者が多いかということでもありますけれども、これについては特定のところが多いという状況にはまだなっておりません。先ほども言ったように、まだ178名程度でありますので、各地域に散らばっているということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 大体わかりました。この部分、やはり町内会または行政としての広報等々でしっかり要支援者を少なくするというよりも多く、多い人が出て、その支援をどう町内会、行政がやっていくかだと思うのです。要支援者は、行政よりも結局はやっぱり町内会対応をしていか

ない限り水災害のときには無理かなという状況ではないかなと思うのです。そんな意味でも町内会の組織が重要になってくると思いますので、防災担当としてはやっぱり町内会との連携をしっかりやって、この要援護者への個別計画ですか、町内会と調整をしていただきたいなというふうに思います。毎年やる防災訓練のときと本当に雨降って、智恵文では防災訓練のときのようになかなかできなかったというのです。うちらこうやって防災訓練のときにしていたのに、八幡地区の人たちは避難して、うちら消防団は八幡地区の消防の番屋にいただとか、そういういろんな部分の連携がなかなかとれなかったという部分もあると思うのです。だから、そこら辺をしっかりあと対応していただいて、まずはやはり命だと思います。どれだけ土のう積もうと、何しようも、私は財産云々よりもやはりまずは消防団または市民の安全が確保されない限り、どんな水防活動をやってももう失敗だと思うのです。その意味でもやはり命を大切にす行動をとっていただきたいというふうに思います。しっかりとこの計画を進めていただくことをお願い申し上げます。

では、次、子ども・子育て会議についてお尋ねをいたします。今回名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定と4号の名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について提案されましたので、この部分を除いて質問をさせていただきたいというふうに思います。先ほど昨年の11月から子ども・子育て会議、または小学校へのニーズ調査を行ったというふうに言われております。このニーズ調査の中で保護者または小学生からどういうニーズの部分、きっと教育の部分でもあると思いますし、医療の部分でもあると思いますし、子育ての部分のニーズ等々もあったと思うのですけれども、保護者の方は何を一番求めているというか、名寄市の行政に求めているのか、もしわかれば教えていただきたいなという

ふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ニーズ調査は、昨年の11月に一般の小学生の保護者の方、そして就学前の保護者の方にそれぞれ調査をさせていただきました。調査内容といたしましては、就学前の方に対しては保護者の就労の状況、そして保育園や幼稚園などの利用についてということで、平日の利用意向、あと土日の利用意向ということで調査をさせていただき、またさらには病児、病後児保育、一時預かりなどについてアンケートをとらせていただきましたが、やはり保育所ですとか幼稚園の利用の要望が多かったということでございます。また、小学生の調査につきましては、同じく保護者の就労の状況ですとか、また放課後の過ごし方ということで、放課後児童クラブの部分ですとか、また同じく病児、病後児保育の部分、そして一時預かりの部分など、そういったところのニーズが高かったように思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） きっと今回この子ども・子育て支援新制度というのは、地域の子供たちを妊産期、妊婦健診だとか、こんにちは事業だとか、養育支援、家庭訪問事業等々、また地域子育て支援拠点事業だとか、あと一時預かり事業、また学童児では放課後児童だとか、健全育成事業等々やはり施設型給付と地域型の保育給付で対応して、批判のある消費税を上げた部分でこの子供、子育てを全国でやっていこうという部分だというふうに私は認識をさせていただいているのですけれども、その中で名寄も私学幼稚園等々がありますけれども、その部分が今回の制度に全部乗ってこの支援を受けるようになるのか、それとも今までどおり私学助成でいくほうが多いのか。今検討委員会が始まって、来年の部分ですから、きっとどうこうというのはわからないと思うのですけれども、どちらの状況のほうが多い部分があるのでしょうか。今回の新制度に乗る幼稚園のほうが多

いのか、もう乗らないで今までの私学助成だけで進んでいくのが多いのか。それによって、この新制度になればきっと先ほど幼稚園の先生方に認定や何かをお願いする、また制度を周知するのは行政で行うと言われた部分が出てくると思うのですけれども、どちらのほうは今現状、決まっていなければ決まっていなくていいと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 来年から施行が予定されております子ども・子育て支援新制度につきましても、幼稚園については4つの選択肢がございまして、今議員がおっしゃったように私学助成を受けながら今までどおりの幼稚園として残る方法、そして新制度に乗って新制度の中の幼稚園として運営していく方法、そして認定こども園の幼稚園型としていく場合、幼保連携の認定こども園となる場合という、以上の4つの選択肢があるわけですが、今のところ幼稚園の皆さんから御相談を受けている部分では、こども園への御相談というのはまだないわけでありまして、今の現状では私が思う感じでは新制度には乗っていただけたらと思いますけれども、新制度に乗った幼稚園として考えていられるのではないかと、うふうに、推測ですが、させていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。きっとそのような形になってくることによって、保護者というのが混乱が起きる部分もあるのではないかなというふうに思いますし、今回の制度というのは、名寄は保育所に入っている、待機児童がないというふうに毎年質問すると言われますので、安心はしているのですけれども、全国的にはやはり東京だとか大都市は待機児童がいるために幼稚園に入れられないから、そのために認定こども園をふやす、または小規模保育だとか、家庭保育だとか、そういう部分をどんどんつくっていくためにこの

新制度が進められてくると思うのですけれども、その中でこのお母さんたちが私もちょっと認識不足かもしれませんけれども、就労、パートの時間、またはお父さんとお母さんの合算した給料によって1号、2号、3号が変わってくるのではないかなという認識が、長時間、短時間の子供を見る時間帯が名寄市としては変わるのかどうか。変わらなければいいのですけれども、変わる予想があるのか。まだ決まっていないことですから、どうなのか。この私も余り言いたくないのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） おっしゃるとおり新制度の公定価格、いわゆる運営費が今年度末の予算編成で固まるということですので、詳細はまだ決定しないという状況ではありますが、今議員がおっしゃいました1号、2号、3号というのは認定の仕方でありまして、1号はおっしゃるとおり幼稚園、それから2号、3号は保育所ということで、2号は3歳以上、3号は未満児という振り分けでありますので、幼稚園が新制度に乗っていただいた場合は今までのような自分のところで利用料を設定するのではなくて所得に応じて、今の保育所と同じような形態の国が定めた基準によって、所得によって一定基準が示されておりますが、またこれもまだ確定はしておりませんので、今後注意深く観察してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。しっかりと保護者が安心して保育所、幼稚園に行ける体制を整えていただきたいというようにお願いします。

最後に、高齢者のボランティアポイントについて、時間がないので、お尋ねをいたします。愛知県の豊明市では、本当高齢者の介護施設に行って高齢者の方々とお話をしたり、その施設のお手伝いをしたりということでポイントを集めていま

す。この施設の担当者が言うには、アクティブシニアの人が来てくださるようになって、施設が逆に明るくなったと。また、食事の片づけを手伝ってくださったり、それによって職員の介護業務がしっかりできるような体制が組めるようになったというふうなお話があります。このボランティアポイント、すぐとは言いません。しっかり高齢者の方々が健康で、今にも起きそうな顔で亡くなるような施策が必要かなという思いで考えています。ぜひそういう元気で暮らせる施策をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

教育関係外1件を、竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目の1点目の1、2についてであります。近年教育関係者の事件、事故が全国で多発しております。名寄においても事件がありました。教職員における事故、事件にかかわる倫理観が近年薄らいでいるのではないかというふうに感じているのは私だけでしょうか。5月には、小学校の校長が覚醒剤所持の疑いで逮捕されておりますし、先月8月には教頭が盗撮で逮捕をされています。このことは、本人だけの問題でなくて、心身ともに成長期にある児童生徒に大きな心の病として一生残ることもあり得ることです。児童生徒のために学校づくり、育成にかかわる運営事業、相談事業、教育改善プロジェクトなど多くの事業が取り組まれておりますが、児童生徒のための事故、事件に対する啓蒙、啓発等のあり方が見えません。教育委員会としてどのような教職員への指導等をしているのかお聞かせをお願いします。

また、教職員の事件、事故にかかわって児童生徒のケアは進められていると思いますが、ケアにかかわってマニュアルが存在するかは承知をして

おりませんが、ケアのあり方等についてお聞かせを願いたいと思います。

3つ目のいじめについてであります。先月のマスコミ報道によりますと本年度3月、3カ月あるいは2カ月の調査でありますか、いじめはないとのことですが、総務文教常任委員会には報告されていると思いますが、正確な実態についてお知らせを願いたいと思います。

いじめについて、昨年同月期の調査では5件との報告でありましたが、関係各位の努力のたまものと敬意を表しますが、どのような対策をして件数が減ったのかお聞かせをください。また、今後のいじめにかかわり、何かアクションを考えておられればお聞かせを願いたいというふうに思います。

4つ目の特別支援教育についてお聞きをいたします。まず、本年も特別支援員を各小学校に配置されておりますが、特別教育における支援を受けている児童生徒数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

特別支援教育にかかわって文部科学省の認定を受けての特別支援の認定講習が行われましたが、本年は道教育委員会と名寄大学との共催で認定講習会が開催をされました。特別支援教育にかかわって名寄において講習が受けられるということは、教育者にとって10日間以上もかかる講習が地元で受けられることは非常によいことと思いますし、近年普通教育においても必要になってきている現状ではないかと思っております。昨年と本年の名寄市における各学校別の受講者数についてわかっている範囲でお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目の2点目は、北電の電気料値上げ申請にかかわってであります。昨年の値上げから1年を待たずして北電は電気料金値上げを申請をいたしました。北電は、主要都市で説明会を行っておりますが、道民の声は厳しく、値上げは賛成とはなっていません。企業からも厳しい意見が出されている現状にあります。値上げ時期は11月と報道



されていますが、名寄において申請どおりの値上げをされた場合の影響についてお聞きをいたします。

1点目は、庁舎及び公共施設の予想される値上がりの試算額について。

2点目は街路灯、防犯灯の試算額についてお聞かせください。

3つ目は、名寄市における企業等の対策についてお聞きいたしますが、聞くところによりますと製造業や酪農家、特に搾乳業者は大きな打撃があると聞いています。調査はされているのか、対策は考えているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、低所得者対策について考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま竹中議員から大項目2点にわたり御質問がありました。大項目1につきましては私から、大項目2につきましては総務部長から答弁をいたします。

まず、大項目1、教育関係の小項目1の教職員の事故、事件にかかわる倫理観と指導についてのお答えをいたします。学校においては、教職員一人一人が教育に携わる職の重要性をしっかり受けとめ、公務員倫理の高揚に努め、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき立場にあることを自覚し、みずからを厳しく律し、行動するなど、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう服務規律の厳正な保持に努めることが重要です。このため、初任段階教員研修や10年経験者研修などさまざまな研修を通して教職員のライフステージに即した資質、能力の育成を図る取り組みが進められていますが、依然として教職員による不祥事は後を絶たない状況にあります。例えば平成25年度における全道の学校職員の懲戒処分件数は、速度違反、飲酒運転などの交通事故

が65件、また体罰、わいせつ、セクハラ、金銭事故、個人情報紛失などの一般事故が118件で、合わせて183件という極めて深刻な事態となりました。このような現状を踏まえ、教職員の服務規律の保持を図るため、教育委員会では教職員が率先して児童生徒の規範となるよう校長会や教頭会などで機会のあるごとに注意を促し、厳正な指導をお願いしております。具体的には、職員会議や校内研修等において不祥事防止啓発研修資料等を活用して職員の意識改革を図るとともに、5月、6月に行われるコンプライアンス確立月間において不祥事の防止に向けたより実効性のある取り組みを実施するようお願いしております。また、管理職には日ごろから職員の能力、性格、意向などを考慮し、仕事に関するストレスの除去に努めるとともに、職員相互のコミュニケーションを積極的につくり出すなどして一人一人の能力を引き出し、学校の組織全体が活力を持って十分に使命を果たせる体制を整えるようお願いしております。

次に、小項目2の事件、事故にかかわる児童生徒のケアについてお答えいたします。学校において事件、事故発生時の児童生徒の心のケアが効果的に行われるためには、健康相談や教育相談が学校の教育活動に明確に位置づけられ、日ごろから円滑に運営されていることが必要であります。その上で事件、事故が発生した場合には次のような対応を徹底することが重要となります。まず、子供たちに動揺や風評が広まらないように子供たちや保護者へ適切な情報の伝え方について校内の共通理解を図ります。次に、子供たちの心のケアを第一に考え、保健指導を実施します。その中では、強いストレスを受けたときなどに起こる心や体の変化について説明したり、誰かに相談する、体を動かす、音楽を聞くなどストレスの対処方法について発達段階に応じて指導します。また、日常的に朝の健康観察や授業時間、休み時間、給食時間、放課後の活動などにおいて子供の表情、言葉、行動、態度、人間関係にあらわれるサインを捉える

ため、きめ細やかな観察をして心身の健康状態の変化を見逃さないように努めます。その結果、ストレス症状を示す子供に対しては、学級担任や養護教員などがふだんと変わらない接し方を基本としながら、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与えるようにします。また、医療的ケアを要する場合は必要に応じて保護者に学校医、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、支援に当たるようにします。教職員による不祥事は、子供たちの心を深く傷つけ、保護者、地域住民の信頼を著しく損なうものであり、決してあってはならないものです。今後も教育委員会としましては、危機感を持って教職員の服務規律の保持を図る取り組みを学校と連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3のいじめの実態と対策についてお答えします。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。このため、今年度教育委員会では名寄市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決、その他のいじめの防止等のための対策を推進しております。対策の具体として、いじめの問題の早期発見、早期解決を図るため、学校には道教委のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査におけるいじめの把握のためのアンケート調査を適切に実施するようお願いをしております。6月の調査結果では、今もいじめられていると回答が12件ありました。この12件について当該学校が聞き取り調査を行った結果、いじめとは認められませんでした。また、各学校では児童生徒のさまざまなトラブルに対しては組織的に対応し、早期解消を図るよう取り組んでおります。現在本市の小中学校からは、いじめの報告はありませんが、学校教育に携わる全ての関係者がいじめはいつでもどこでも誰でも起こり得るという危

機意識を持って児童生徒のわずかな変化やサインを見逃さないように努め、いじめ防止に向けた取り組みを推進することが重要であります。そのため学校には、定期的な教育相談の実施や休み時間、給食時間、清掃時間など全ての教育活動を通して児童生徒の言動の変化や身体にあらわれる変化等を観察するなどいじめの問題等の早期発見、早期解消を図る取り組みを一層充実するようにお願いをしております。また、名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校の3校には心の教室相談員を配置し、生徒が悩みなどを気軽に話せる環境を整え、生徒の心のケアに努めております。教育委員会のいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制について、学校教育課においては児童生徒の問題行動やいじめの問題等に関する学校からの報告、連絡、相談の窓口を指導主事として対応しております。教育相談センターにおいては、学校や家庭教育における児童生徒、保護者からの悩み、いじめ、不登校などの問題に対して学校や関係機関と連携を図りながら、適切な支援を行っております。また、ハートダイヤルを通して教育専門相談員が児童生徒や保護者等からの悩みについて個人情報管理に十分配慮しながら、電話や面談による相談やカウンセリングを行っております。

学校のいじめ防止等の取り組みでは、道教委のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査におけるいじめの把握のためのアンケートにおいて、いじめはどんな理由があっても許されないと思うと答える児童生徒の割合を100%にする取り組みを進めております。今年度の調査結果では、1年前の同時期と比べ、全小中学校の平均が92.27%から96.78%に、全中学校の平均が84.96%から87.89%に上昇しており、いじめは悪いことであるという認識が児童生徒に広がってきておりますが、まだ十分な状況であるとは言えません。また、現在の課題としていじめられたときに誰にも相談できない児童生徒がいることが指摘されていることから、学校においてはいじめら

れたとき誰にも相談しないと答える児童生徒の割合をゼロ%にする取り組みも進めております。さらに、いじめは悪いことであるという認識を深めさせ、広げるためには、児童生徒による自主的ないじめ防止の取り組みが必要です。具体的な取り組みとして、教育委員会と各学校の連携のもと、名寄東中学校生徒会を中心に全小中学校の児童会、生徒会の代表が一堂に会する（仮称）名寄市いじめ防止サミットを開催します。このサミットにおいては、各学校の児童会、生徒会が行っているいじめ防止の取り組みを交流したり、（仮称）いじめ防止宣言を採択したりすることで、さらに各学校において児童生徒による自主的ないじめ防止の取り組みの充実を図ってまいります。今後もしじめ防止基本方針に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、ふだんの点検、評価により改善を加えながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に努めてまいります。

次に、小項目4の特別支援教育の現状についてお答えいたします。本市の特別支援教育の推進は、平成17年度文部科学省の特別支援教育体制推進事業、推進地域の指定を受けたときに始まります。その後今日まで関係機関の組織や体制が整備され、本市の特別支援教育も徐々に充実してまいりました。しかし、一方で教職員の入れかわりや活動のマンネリ化などさまざまな要因により、例えば名寄市特別支援連携協議会などの活動や関係機関相互の連携などにふぐあいが生じて、本市の特別支援教育の支援にさまざまな問題点が指摘されるようになりました。このようなことから、昨年度より本市の特別支援教育の問題点を洗い出しながら一つ一つ改善に努めているところであります。例えば幼稚園、保育所、小中学校、高校、就労支援機関、団体が特別支援教育にかかわるそれぞれの課題を共有し、解決を図るため、名寄市特別支援連携協議会の専門委員会の組織を拡充し、情報交流の活性化を図っております。また、本市の特別支援教育の現状と課題、今後の取り組みの方向性

について共通理解を図るとともに、教職経験に応じた資質の向上のため、初任者や転入者、初めて特別支援教育に携わる教職員を対象にしたり、学校や学校関係者の管理職など対象として研修会を実施しております。

さて、御質問の小中学校の特別支援学級の児童生徒数についてであります。知的障害、自閉症、情緒障害、肢体不自由、言語障害、難聴、病弱の6つの障害種ごとに合わせて43の学級があり、在籍児童生徒数は合計で90人となっております。昨年度と比べて全体では3学級、在籍する児童生徒数では1割程度ふえております。したがって、ますます一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容、指導方法を工夫することが求められており、緊要な課題になっております。また、通常の学級には学習進度が著しく遅い児童生徒やある教科が極端に苦手であったり、周囲とコミュニケーションがとれなかったりするなど特別な支援を必要とする児童生徒、いわゆる困り感を抱えている児童生徒がおり、これらの児童生徒への個別指導を一層充実することも課題であります。とりわけ授業においては、例えば聞いてもすぐ忘れるなど聴覚系の認知に困難を抱える児童生徒には大事なことは文字で書いて示す、また書いた文字が重なるなど視覚系の認知に困難を抱える児童生徒については升のあるノートを使用させるなどの支援を取り入れることにより、その他の児童生徒にもわかる、できる授業、つまりユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業へと改善を図る必要があります。このような課題を踏まえ、本市の特別支援教育の充実を図るためには、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるとともに、特別支援学校教育免許状の取得を促進することも重要であることから名寄市立大学において行われる特別支援教育に関する講座への参加を促しております。

御質問の受講者数につきましては、市立大学の公開講座であった昨年度は市内の小中学校から9名、

中学校から5名、道教委と市立大学共催の認定講座となった本年度は市内の小学校から3名、中学校から6名の参加があり、障害や発達障害のある児童生徒への適切な支援のあり方等について研修を深めております。今後も特別支援教育に関して専門性の高い人材と指導力を有する名寄市立大学との連携を図りながら、本市の特別支援教育のさらなる充実に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目の2、北電の電気料金値上げ申請にかかわってについて申し上げます。

まず、小項目の1、庁舎、公共施設等の予想される値上がり分の試算についてでございますが、北海道電力は平成26年7月31日付で経済産業大臣に電気料金の値上げ申請を行いました。内容は、規制部門である家庭向け電気料金を本年10月1日から平均で17.03%、標準的な家庭で月額1,000円程度の値上げとなり、影響の大きなオール電化住宅では利用者が最も多いドリーム8のモデルケースで28.55%、8,000円程度の負担増が見込まれています。また、自由化部門の企業向け電気料金は、平均22.61%値上げの考えが示されております。お尋ねのありました庁舎や公共施設等の影響額につきましては、施設ごとに個別契約となっておりますことから、値上げ幅は異なるものの、北海道電力の試算によりますと対象41施設の平均で約20%、年間約4,800万円の負担増となっており、値上げ額が大きい施設につきましては市立総合病院で約1,600万円、下水処理場で約700万円の負担増が見込まれております。

次に、小項目の2、街路灯、防犯灯の値上がり分の試算についてでございます。平成25年度の電気料金は、年間で約3,600万円となっておりまして、仮に値上げ幅が先ほどの公共施設と同様に20%だと想定しますと、約730万円の負担

増と考えております。これら公共施設や街路灯の電気料金の増額分をいかに吸収するか、その方策につきましては公共料金に転嫁することは市民の皆様には新たな負担を強いることから難しく、まずは節電の一層の推進を第一に進めますが、さきの値上げ時におきましても消灯の徹底や蛍光灯の数を減らすなど節電に努めており、増加分を従来の節電で全て吸収することは不可能と考えられることから、当面電気料金の支出増は避けられないものと考えておりますが、他自治体の取り組みなどを参考に対応策を調査研究してまいります。

次に、小項目の3、企業等の対策についてですが、先ほども申し上げましたとおり北海道電力は企業向け電気料金を平均22.61%値上げする考えを示しております。御質問のありました電気料金再値上げに伴う費用や酪農家への調査についてであります。市独自では実施をしてございませんが、北海道が本年8月に道内企業を対象にアンケート方式により電気料金の再値上げに伴う影響予測調査を実施しておりまして、あわせて団体、企業に対して聞き取りによるヒアリング調査を実施してございます。また、JA北海道中央会では酪農家の負担増についての試算を行っておりまして、その結果につきましてはまず北海道が実施したアンケート調査結果では経営に何らかの影響があると答えた企業は全業種で92.3%、うち24.2%が大きく影響すると回答しており、業種別では製造業が大きく影響すると答えた率が最も高くなってございます。また、経常利益の影響につきましては、58.6%の企業が減少すると答え、減少率は全業種平均で10.8%、業種別では製造業が最も大きくなってございます。また、再値上げの対策、対応では、さらなる節電と答えた企業が68.4%と最も多く、今以上の対策、対応はできないという企業は22.6%に上りました。また、聞き取りによるヒアリング結果では、酪農業の生の声として経営への影響は今回の再値上げで生産コストがさらに上昇し、経常利益の減少は避けられ

ず、牛舎の照明、搾乳、ふん尿の排出など全て電力で賄っており、代替は不可能で、既に照明をLED化しており、これ以上の節電は不可能で、対策は難しいという声もございました。また、JA北海道中央会による値上げによる負担増の試算ですが、搾乳牛70頭程度の道内の平均的規模の酪農家の負担増について、昨年とことしの値上げ分を合わせて年間27万円の負担増になると試算しております。

次に、企業等への対策ですが、市みずからも負担増を抱えることとなり、企業はもとより市民生活にも影響が及ぶことから、新たに企業を対象とした市独自の支援策を講じることは難しいと考えておりますが、節電につながる施設整備への補助や資金貸し付けなど既存制度がございますので、これにより対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の4、低所得者対策についてですが、先ほどの企業等への対応と同様に市独自による低所得者への直接的な支援は困難と考えております。本市といたしましては、8月30日に本市で開催されました北海道電力主催の電気料金の値上げ申請に関するお客様説明会で意見を申し上げたとおり、この再値上げによる家庭や企業への影響の大きさを踏まえ、電力会社のさらなる企業努力を求め、値上げの中止や少なくとも値上げ幅の引き下げを行うようさまざまな機会を通じ、関係機関と連携しながら要請してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 答弁いただきましたから、再質問させていただきたいというふうに思います。若干前後するかもしれませんが、ちょっと風邪がみで鼻声で聞きづらいかもしれませんが、お許しを願いたいというふうに思います。

1点目の教職員に関係する事件、事故のかかわりで、報告、今答弁あったように道内で総体で180件ぐらいの事件が発生をしていると。非常に

大きな数だというふうに私は思っています。2年前にも名寄である事件が起きましたけれども、先ほどの答弁でありますと、みずからが律して研修したり、そういうことをしながら教職員への倫理観の上げ方等々含めてやられているというふうに思いますが、もう少し学校内だけでなくて学校間における研修や何かも含めて必要かと思えますし、校長、教頭だけに任すことはいかがなものかというふうに私は思っています。先ほどちょっと私の質問の中にありましたけれども、その学校教育、学校の運営にかかわって、経営にかかわって、校長や教頭が進めているわけではありますが、しかしその教頭や校長が事故を起こしているということでもあります。そういうことからすると、教育委員会が率先して研修等々含めてやるべきではないのかというふうに私は思っていますけれども、このことについて考え方あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 竹中議員から御質問があったとおり、報告どおり教職員の事故、懲戒処分受ける件数183件ということで、これ大変重大な状況にあるかというふうに思います。そういった面では、児童生徒に与える影響というのは、これは大きなものであります。この間先ほども申し上げましたように、校長会や教頭会、研修会通じて教職員に対する服務規律の保持については徹底をするよう促してきているところでありますけれども、言われているように校長、教頭もほかの地域のところで事件、事故を起こしている状況があるということでもあります。そういった意味では、校長、教頭がきちんと校内研修なり日々の職員会議の中で定期的に、日常的にそういった服務規律について繰り返し話をすることは大事ですし、教職員相互がしっかりとそれぞれ子供のいじめと同じようにストレスがたまっている部分であったり、何か悩んでいる、そういったものを隣土士の職員同士もやっぱりきちんと見つけ出して解消

に努めるなど、そういった学校内での全体としての取り組みが必要かというふうに思って、そういった指示もしているところでもありますけれども、決して校長、教頭だけにそこを委ねているということではありませんので、御理解をお願いしたいと思いますし、そういった意味では各学校の取り組みについてはそれぞれ特色あった取り組みがされると思いますので、有効な取り組みについては全体化をして、そういった事故が起らない、教職員のストレスやそういった悩みを解消できる体制等がとられている、先進的に行われている学校等あればきちんとそこはほかの学校にも広める、そういったことも含めて教育委員会としての取り組みもさらに強化をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 教職員の問題については、余り深く入るといろんな問題もまた言わざるを得なくなりますから、そのぐらいにしておきますが、ただ教職員の事件、事故にかかわって児童生徒の心のケアの問題について、中身的にはスクールカウンセリング等々のカウンセラー等々との連携も含めて、あるいは医者、ドクターとの連携も含めてやっているということだそうではありますが、次にいじめの問題も私は同じようなことが言えるのかなというふうに思っています。ただ、ちょっと去年から、昨年の調査から見ると件数が下がっている、ゼロになっているわけですからいいのでありますが、新聞報道だけで見ますと今もいじめられているという中身について、その後の調査ではいじめに該当しないということで報道がされていますけれども、中身的にいじめについてはいじめる側といじめられる側の受けとめ方が大きく違うというふうに私は思っています。いじている側は遊び半分とか、からかい半分という状況の中でいじめが発生することが往々にしてあって、それがいじめられる側にとっては大きな心の病として一生残ることもあり得るわけです。あ

る雑誌を読んでいますと、大人になって就職する。そこで学生、子供時代のことがよみがえってくる。あるいは、結婚したときに、あるいは子供を出産したときにという時々の人生の中でそういう問題が出てくるという、ある雑誌を読んだことがございます。そういった意味では、児童生徒のときにきちっとケアをしておかないと行く行く大変な人生になるのではないかというふうに私は思っていますから、このいじめについて前にも一回質問したことがあります、いじめは千差万別とか、同じいじめというのはほとんどないわけでありませうから、学校間での事件についての共有とか、そういうことがきちっとできているのかどうか、しているのかどうかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） いじめについては、いじめを行っている児童生徒が深く考えないで行った行為であっても、いじめを受ける児童生徒にとっては深い傷を負う重大な問題、今議員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。そのため学校においては、いじめを受ける児童生徒に対しては絶対に守り抜くことを伝えることで安心感を持たせ、共感的理解に努めながら心のケアを図るなど、きめ細やかな対応に努めてまいっております。一方、いじめを行った児童生徒に対してもいかなる理由があってもいじめはやってはならないことを理解させ、みずからの行動の責任を自覚させる指導に努めております。

また、学校では教育活動全体を通じて道徳教育や読書活動、体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在をひとしく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる取り組みを推進しております。いじめの問題が生じたときは、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒が在籍している学校と教育委員会が連携をして対応してまいりますが、個々人のいじめの問題は児童

生徒のプライバシーにもかかわるものであるため、当該児童生徒が在籍している学校と在籍していない学校との間での事案を共有することはありませんが、校長会等において児童生徒のプライバシーに十分に配慮しながら、さまざまなケースについてその時々への対応等について、対処のあり方について情報を交換しながら、共有しながら次の対策も含めて検討協議を進めて、進めているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 児童生徒の心のケアについては、スクールカウンセラー等々含めてやっているということですから、今後もきちっと強化をしていただいて、いじめのない学校をつくっていただければというふうに思っています。

次に、特別支援教育にかかわって、それぞれ名古屋大学が進めてきた中身について去年は14人、ことが9人という状況だそうではありますが、受講して認定講習を受けて認定を受けるということはいいいことだと思いますし、現状今言われていることは、学校内で困り感というか、そういうことが出ているというふうにも聞いていますし、こういう認定講習を受けて学校に多くそういう先生が、教員がいることによって少しでも学校内が落ちつくとか、そういうことは非常にいいことだというふうに思っていますけれども、しかし長く市内に在住するというわけでもありませんね、教員の場合は異動でありますから。ですから、毎年何人かの先生方に受講していただいて、少しでも学校内の困り感というものを少なくしていくとか、そういうことが重要だというふうに私は思っていますが、市長の行政報告の中で児童生徒の問題行動等の対応のため指導主事の配置をしているというふうには書かれていまして、問題行動という中身がどのような中身を指しているのかについてちょっとお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今の問題行動等の質問についてでございますけれども、一応イメージというのでしょうか、について簡単に申し上げますと、いじめへの対応について先生方の対応はもちろんですけれども、子供たちへの対応もしっかりできるという意味で指導主事の配置をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） わかりました。指導主事1名の配置ということで対応できるかどうかは疑問でありますけれども、今後精いっぱい主事の力量を発揮していただいて、少しでも問題なくなるように努力を求めたいというふうに思っています。

あと次に、大項目の2点目に行かせていただきますけれども、先ほどの答弁でいきますと昨日でしたか、新聞報道で公共施設の値上がり分というふうに報道されていまして、そのまま答弁されたのだと思いますが、数字が間違っていれば大変なことですから、そういうことだと思いますが、現状41施設あって4,800万円ほどの増になると。単純計算でいくとそういうことにはならないのかなというふうに思いますが、各施設における契約月というのは違うのかなというふうにも思っています、最短の契約更新月と、最長でいきますと来年も再来年もあるのかもしれませんが、最大で何年契約になっているのか、最短で何月が契約更新時期なのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 電気料金の契約については、基本的には1年間の契約となっております。今現在契約して入る中で、今ちょっと一覧表を確認していますので、もしかするとあれかもしれませんけれども、直近のものでいきますと今年の11月に契約期間が切れるものがあるということでもあります。また、最長になりますと議員が

言われましたように来年の7月まで契約があるものもございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 最短で11月、最長で来年の7月と。中身的にいくと、最長7月にかかわっては補正かかることはないのだろうと思いますけれども、11月から始まって3月までで5カ月で4,800万円、非常に大きな額だというふうに思っています。この間も答弁の中でありましたけれども、街路灯も含めてLEDにしたり、消灯したりということで節電に努めているわけでありまして、現状は非常に大きな額になっているというふうに思いますけれども、行政としては市民への説明会に行って話したということですが、市長として今回の北電の再値上げにかかわって本社に対する値上げ申請の反対の声を上げるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の値上げに関しましては、名寄営業所の所長からも数回にわたりまして私のところに直接出向いていただいて、その説明をいただいたところでありますが、住民説明会でも我々の基本的な考え方をお示ししたとおり、住民生活にも多大なる影響もあるということも鑑みて、何とかここは見直していただく、あるいは経営努力をしっかりとしていただく、その旨の要請はさせていただいたところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 要請ということは弱いのでありまして、中身的には名寄の現状を見たときにそんなに大きく年収が高い方ばかりでなくて、低所得者中心にして非常に多いわけでありまして、電気料金の値上げがされることによって低所得者についてはますます生活感が厳しい状況になるというふうに私は思っています。先ほど答弁の中で低所得者に対する対応はできないという

ことでありましたけれども、福祉灯油の例もありますし、北電は私は反対でありますけれども、新聞報道によりますと泊原発が再稼働した場合は値下げもというような報道もされておりましたけれども、私は再稼働反対をしております、このままでいくとどこまでも値上がりが続くのかなというふうに思っています。特に福祉灯油の扱いについては、かなり低所得者を中心としてということになっていきますけれども、現状来年は消費税が8%から10%に上がって、またこれも厳しい状況になりますし、年金生活者でいきますとますます厳しい生活状況が出てくるということは確かでありますので、そういった意味ではもう少し行政としても北電に対する値上げの反対の申し入れをきちっとすべきではないかというふうに思っています。

今この問題だけでなく、行政として再生可能エネルギービジョンというのをを出して、それに沿って昨年ですか、アイ・ジーさんが太陽光発電あるいはベストホームさんですか、もやっているようでありまして、そういう代替エネルギーについてのあのビジョンをつくった以降の行政としての流れというか、考え方について、どのようにあのビジョンをきちっと言葉だけでなくやってきているのかについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 新エネビジョンのその後の取り扱いといいますか、推進状況ということになるかと思えます。これにつきましては、既にビジョンを策定させていただきまして2年目を迎えているわけでありまして、このビジョンの考え方は、環境に適合した社会は必要だろうという考えのもとに、CO<sub>2</sub>の削減ですとか、あるいは節電を進めようということでビジョンの中でうたっております、具体的には平成25年度から関係する施策を進めさせていただいているところであります。代表的なのは、今お話にもありましたけれ



ども、この地域、北海道は安価で広い土地があります。さらには、気温が低いということもあって、太陽光発電に向いているということがありましたので、家庭用住宅向けの太陽光発電システムの設置に対する支援を行っておりまして、昨年も10件を超える実績がございますし、ことしも既に10件を超える交付決定を行っておりますので、そういった意味では家庭における太陽光の発電システム定着が進んでいるかなというふうに思っております。もう一方では、議員が言われましたようにメガソーラーの関係でありました。この地域でメガソーラーが進出していただけるかどうかについては多少疑問もありましたけれども、幸いに地元企業のほうからメガソーラー1.5メガワットだと思いますけれども、これの推進の話がありましたので、新エネビジョンを進める上で、これは1つモデル的な取り組みになるだろうということでの支援をさせていただいたところであります。また、この設置を受けて、これも議員からお話がありましたけれども、民間で2社、3社、2カ所、3カ所たしか太陽光を進めているところがありますので、そういった意味では市が支援した事業が一つのモデルとなってこの地域において太陽光が推進されているという、そういうふうに捉えてございます。

また、一方で節電の関係につきましても、これは消費者協会とも連携をさせていただきながら取り組んでおりますけれども、一般家庭での節電モニターということで募集をして、その取り組みを市民の皆様に周知することによって節電にも取り組んでいただこうということで、普及啓発も含めて進んでおります。このビジョンに基づいて、今後とも施策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 今節電モニターという話がありました。ここ数年節電というPRは大きくされていて、一般家庭ではある程度節電を進め

ているというのが現状でないかと思うのです。高いLEDにかえたりすることも家庭的に長い目で見るとそれも必要だということで、無理してかえている方もいるやに聞いていますけれども、現状今建設サイドで住みかえの関係で建設をしている公営住宅の扱いも北斗団地でいきますとオール電化の状況であります。新北斗の改築のところは、両用というか、化石燃料を使うという状況でありますけれども、ちょっとお聞きをしたいのであります。公営住宅にかかわってここ四、五年のオール電化の住宅率、市が建設、改築にかかわっているオール電化の電化率についてどのぐらいなのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） オール電化の住宅率ということでいいですか。率はちょっと計算していませんのですが、オール電化住宅については今北斗団地で26年度建てかえが終わりますと、26年度完成分で44戸、緑丘については第1団地のシルバーハウジング住宅で14戸、東光団地で15戸、南団地で34戸ということで、現在26年度分について北斗団地も含めて完成をすれば107戸という状況になっています。市営住宅については、全体で960戸というような押さえています。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 率が出ていませんから、また後で資料あればいただきたいというふうに思いますが、先ほど答弁の中でオール電化住宅にかかわっては高い料金を払わざるを得ないということになっていくということでもありますけれども、温暖化問題等々含めて環境のことを考えると、化石燃料よりもオール電化のほうが事故、火災の問題を含めていいのかもしれませんが、懐のぐあいのことを考えると非常に大きく出費をすることになると私は思うのです。特に公営住宅については、低所得者を中心とした住宅ということになっているだけに、その率は大きなものになってくるので

はないかというふうに思っています、このまま  
でいくとしたら、今後のオール電化あるいは一般  
の化石燃料を利用した住宅の率の変更等々につ  
いて考え方があればお聞かせを願いたいというふ  
うに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来電気料金の値上  
げに係って議員から御質問がありますが、再生可  
能エネルギーの話もありました。再生可能エネル  
ギーも地域の振興策として地域資源を有効に生か  
すために、持続可能な地域の発展のためにこれは  
取り組んでいかなければならない。一方で、再生  
可能エネルギーを大きく進めていくことは、皆さ  
んも御承知のとおり電気料金にはね返ってくる  
ということで、再生可能エネルギーの負担分とい  
うことでそれぞれ皆さん料金を徴収されていると  
いうふうに思いますが、電気代が少しずつ高  
くなってきているということもございます。加え  
まして議員もお話のとおり、原発の問題もあ  
ったということであります。これは、北電さんの問  
題もしっかりと追及していく必要あるかと思  
いますけれども、一方でやはり国の施策によ  
っても相当動かされてきているということもあ  
ろうかなというふうに思います。ここは、し  
っかりと注意深く国の施策、動向を見きわめ  
ながら、現状においては市民の皆さんの、あ  
るいは住まれている皆さんたちのアンケート  
等も聴取をしながら、また値段のことも横  
目でにらみながら、今のところはオール電  
化ということで今の北斗団地については進ん  
でいることでもありますけれども、今後このよ  
うな状況がずっと続くようなことであれば、  
これは再検討もしなければならぬというふ  
うに考えています、いずれにしても国の動  
向をしっかりと見きわめて逐次対応してま  
いりたい、このように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） そのように進めていた

だけばというふうに思いますが、まだまだ中身  
が私との溝は深いのでありまして、今後もう  
少し議論をさせていただければというふ  
うに思います。

最後に、時間ありませんから、1点だけち  
よつと忘れておまして、特別支援教育にか  
かわって、小学校やっていますが、特別支  
援員のあり方について、中学校に配置を  
されていないというふうに思うのですが、  
道北では何市か中学校に特別支援員配置  
をされているというふうにお聞きをして  
いますので、小学校から中学校に上が  
って、その子供たちが中学校に上がった  
からといって特別支援教育必要ないとい  
うわけではないというふうに思  
っていますので、あるいはそこのつな  
がりも含めて今後名寄市として中  
学校に特別支援員の配置の考  
え方があるかどうかだけお聞き  
して、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま特別支援  
員の中学校への配置についての考  
え方についてお話がありました。最近  
小学校から特別支援教育支援  
員の増員要望が多くなってき  
まして、ここ二、三年3名から  
4名ずつふえてきて、現在6  
つの小学校に17名の配置を  
しているところであります。こ  
のような状況を踏まえていく  
と、中学校からも今後支援  
員の要望等の話も出される  
状況にあるかなというふう  
に考えているところであり  
ます。全道的な部分でい  
けば、ことしの5月の状  
況でいえば中学校で4.4  
数%の学校に配置がされて  
いるというような報告も  
出されています。小学校は  
66.8%だと思いますが、  
そういった状況も踏ま  
えながら、協議をしながら  
教育委員会としても中  
学校への配置について  
も対応を考えていき  
たいというふうに思  
っていますので、御理  
解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の  
質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄振興公社、なよろ温泉サンピラーの今後の改善、推進について外1件を、佐々木寿議員。

○12番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名と発言の許しを得ましたので、通告に従い質問してまいります。

まず、第1点目は、名寄振興公社、なよろ温泉サンピラーの今後の改善、推進について伺います。初めに、改善事項と今後の方向性について伺います。なよろ温泉サンピラーは、本市のまちづくりに大きく貢献してまいりましたが、25年度はボイラー更新に伴う営業休止等によって営業収益減に大きく影響し、24年度までの同温泉の経営が名寄振興公社の累積欠損金をさらに増加させ、資本金を取り崩すこととなり、同公社が債務超過寸前の経営状況となりました。そこで、改善事項と今後の方向性について伺います。

次に、今後の関与のあり方について伺います。近年は、長引く景気低迷に加え、燃料や食材費などの高騰に伴って厳しい経営が続き、利用者、売り上げともに将来は不透明であり、また施設、装備の老朽化による修繕の取り扱いなど将来に課題を抱えております。しかしながら、観光振興、交流人口の拡大などに重要な役割を担っていることから、効率的な管理運営に努め、健全経営を期待するところです。そのためには、これまで以上に行政との連携が不可欠であります。そこで、今後の経営状況の把握、点検、評価機能、改善事項が生起したときの早期対策、公表のあり方はどのようにかわっていくのか伺います。

2点目は、高齢者支援対策について伺います。高齢者就労支援について伺います。高齢化最先進国日本は、3人に1人が65歳以上の超高齢化社会が到来しつつあります。人生90年時代、複数のキャリアを積み重ねる人生多毛作が可能な時代

を推奨し、超高齢長寿社会にふさわしい社会システム及び個人の生き方の見直しが必要だといえます。社会の持続性確保のためには、労働力、社会保障財政、経済成長の維持、好転のために高齢者雇用拡大が必須とも言われています。ひいては、高齢者は生産者、労働者に、納税に、そして働いて健康増進、医療費削減に、さらに高齢者は積極的な消費者となります。高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指す高年齢者雇用安定法も制定されました。これからは、少子高齢化の急速な進展に伴い、若年労働力の減少が見込まれる中で、経済社会の活力が維持していくためには高齢者の豊かな知識と経験を活用していくことが求められております。しかしながら、現実的には一定の収入を得られる安定的な就業を望む高齢者にとっては、一般的なシルバー人材センターによる臨時的、短期的な軽作業の求人が沿わないために、ミスマッチが大きな課題となっております。これらで扱っていなかった職種や常用雇用など高齢者ニーズに応じた職業紹介や仲介、就労相談等一步踏み込んだ総合相談窓口のような高齢者の就労を後押しする機能が求められておりますが、見解を伺いたいと思います。

次に、難聴者支援について伺います。現在身体障害者手帳の交付対象になる国内の聴覚障害者数は約36万人となっており、非常に大きな声か補聴器を使えば聞き取れる程度の聴力レベルが70デシベル以上の人々となっております。高齢社会の到来で難聴者が着実にふえてきているといえます。国際医療福祉大学病院耳鼻咽喉科の中川教授によると、国内の推定難聴者数は1,994万人と推計され、65歳以上の4人に1人は補聴器が必要な難聴と言われておりますが、実際に補聴器をつけている人は必要な人の半分にも満たない現状となっているということでもあります。補聴器は、一般に価格が高価なことも事実で、そのため障害者手帳の保持者向けに設けられている国の助成制度に

加え、国の基準では補聴器の購入に補助金が出なかった比較的軽い難聴者に独自の助成制度を設ける自治体がふえているということもあります。当市の支援に対する見解を伺います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 佐々木議員からは、大項目2点について御質問をいただきました。大項目1及び大項目の2、小項目1、高齢者就労支援については私から、小項目2、難聴者支援対策については健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

大項目1、名寄振興公社、なよろ温泉サンピラーの今後の改善、推進について、小項目1、改善事項と今後の方向性についてお答えいたします。まず初めに、公社が市に納めてきた温泉施設利用料について御説明いたします。公社は、平成9年のリニューアル後、近隣市町村の他の同様施設とは異なり、平成10年度から24年度まで施設利用料を納めております。その総額は2億円を超え、当時の市の厳しい財政状況に少なからず寄与してきた一方で、公社として内部留保されておらず、現在の厳しい経営状況の一因となっているものと認識しております。そのような状況を踏まえ、公社におきましては平成25年5月になよろ温泉サンピラー経営改善計画を策定し、利用促進策、原価率低減策、人件費や燃料費等の経費縮減策などを進めております。これまでに宿泊ネット予約システムを構築し、一定程度の利用実績を得たほか、仕入れ方法や単価等を見直すことで原価率低減を図っております。さらに、社員給与の削減やボイラー更新工事により可能となった集中制御による消費燃料の削減などを実施してきたところであります。今後の方向性につきましては、道及び市からの指定管理料による施設の適切な管理運営に努めるほか、スキー場及び温泉についてはさらなる利用促進、原価率低減、経費削減といった経営改善計画の着実な遂行により経営安定化を強く促し

てまいります。

続きまして、小項目2、今後の関与のあり方についてお答えをいたします。経営状況につきましては、本年7月時点で主に工事関係者の宿泊数が増加したことや営業活動の強化によるパークゴルフパックの利用者が増加したことなどから、指定管理料収入も含め損益で昨年度を上回っております。

点検、評価については、まず一義的には公社自身が判断するものと考えておりますが、毎月行われる公社の営業会議には営業戦略課もオブザーバーとして参加をしており、改善事項が発生した場合には財政課や理事者とも協議して早期対策を図っております。

公表につきましては、定期株主総会での前年度事業報告の公表を受け、議会においても議員協議会の場で御審議いただいております。

続きまして、大項目2、高齢者支援対策について、小項目1、高齢者就労支援についてお答えいたします。高齢者の雇用の現状につきましては、高年齢者雇用安定法の中で55歳以上の者を高年齢者と位置づけ、ハローワークなよろ管内においても従業員31人以上規模の企業に対して高年齢者雇用確保措置等の実施状況について調査を行っています。この高年齢者雇用確保措置とは、65歳未満の定年を定めている事業所が雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用確保のため、定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を行うことをいい、高年齢者雇用安定法の中で定めています。昨年行いました調査の結果として、61企業からの回答のうち高年齢者雇用確保措置を実施している企業の割合は前年度比3.1ポイント上昇の100%となりました。この企業のうち希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は73.8%、70歳以上まで働ける企業の割合は23%でした。また、本市でも隔年ごとに労働状況実態調査として市内の従業員5人以上の事業所に対して調査をしており、

前回調査した平成24年度の定年再雇用制度に関する回答として定年制度を実施している事業所が全体の85.5%で、そのうち定年退職者の再雇用制度を実施している事業所が77.4%という結果でした。ハローワークなよろとしても高年齢者雇用確保措置が未実施である企業を把握した場合は、個別指導を強力に実施することとしており、本市としても少子高齢化の進行、近年における労働力不足などを踏まえ、国が目指している年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け関係機関と連携して取り組んでまいります。

一方、求職、就職状況としてハローワークなよろが発表しています本年4月末における45歳以上の中高年齢者の有効求職者数が556名で、前年同月と比較すると5.1%減少していますが、就職件数も43名と前年同月比37.7%減少しています。これは、建設、医療専門技術者、ホームヘルパー等のサービス業、農業、建設作業員の職種が人手不足であるため、それらに係る求人数は維持されていますが、中高年齢者に限らず求職者の希望と求人業種との間にミスマッチが起きていることから、就職者数が向上せず、依然として人材不足も解消されていない状況です。これらの問題については、地元企業の理解と協力がなければ改善に向かっていかないことから、引き続き関係機関と連携を図り、要請活動を含めた対策を検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の高年齢者支援対策について、小項目2の難聴者支援対策について申し上げます。

名寄市で身体障害者手帳を所有している方は、平成26年3月現在で1,481人、そのうち聴覚または平衡機能障害の方は149人、うち補聴器を補装具として平成23年度から25年度で給付された方は難聴児で1人、難聴者で67人となっております。身体障害者福祉法では、現在両耳の

聴力が70デシベル以上の高度難聴のうち補聴器の使用が必要と認められた身体障害児や身体障害者に限られておりますが、これら難聴児や難聴者にとって補聴器の使用はコミュニケーションを形成する際に有効であることは議員御指摘のとおりです。

難聴児のスクリーニングにつきましては、新生児の家庭訪問や3歳児健診、就学時健診において実施しており、軽度、中等度難聴児の市内の小学校の状況につきましては、入学時の就学時健診や入学後に毎年行われる内科検診の際にオーディオメーターを使って聴力検査が行われております。聞こえに心配のある児童がいた場合には、個別に相談し、座席を前にするなど配慮している状況にあります。

高齢者における難聴は、加齢性難聴と呼ばれ、多くの方は高音域から聞こえづらくなると同時に、本人が自覚していない場合が多く、本人よりも周りが先に気づくことが多いようです。難聴の方に対しましては、さまざまな配慮が必要となるところですが、本市におきましては高齢介護課と地域包括支援センターに大声を出さなくても聞き取りがしやすい自助具や筆談用の小型ホワイトボードを配置し、来庁者や必要に応じて訪問時にも活用しているほか、相談室等も利用しているところです。高齢者に多い認知症は、病気やストレスなどさまざまな要素がありますので、難聴により仮に社会的な活動が減少することになれば認知症の要因になることも考えられるところです。

身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の難聴児に対しまして、北海道以外の30の都府県や道内では十勝管内の9市町村において助成事業が行われており、北海道の調査においては道内の当該児が約630人と推計されているところです。本市におきましても数名の当該児がいると推計されているところです。高齢者に対しての助成については、私どもの独自の調査となりますが、全国で22の都府県や市町村で実施されており、

道内では北見市のみが助成を行っているところ  
です。補聴器の使用は、難聴児の円滑な言語発達、  
社会性の向上、学習機会の確保などが図られ、健  
全な育成につながるものであり、また高齢者の使  
用も聞こえを補助する用具として有効な器具と考  
えております。名寄市といたしましては、本市独  
自での助成は財政負担上困難と考えますが、国や  
北海道に対しまして難聴児や難聴者の補聴器購入  
の助成制度の創設について、市長会等を通じ強く  
働きかけてまいりたいと考えておりますので、御  
理解をお願いします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 御答弁をいただき  
ました。再質問させていただきます。

まず、なよろ温泉サンピラーにつきまして再質  
問をさせていただきますが、これにつきましては  
できれば担当の副市長に御答弁をいただきたいな  
というふうに考えています。まず、基本的な考え  
で、今経営悪化の状況から立ち直らせるためには  
施設一丸となって取り組まなければならないとい  
うことはもちろんです。これは、やっぱり管理者  
がサービス向上と改善のための情報収集を行いな  
がら、効率的な管理運営、あるいは健全な経営に  
努めなければならないということは承知でござい  
ますが、これはトップから末端まで全員の意欲と  
認識が図られていなければ進まないと私は考えて  
おりますが、どのように確認をされているのか伺  
いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 佐々木議員から担当副  
市長ということでの御指名いただきましたので、  
再質問につきましては私のほうからお答えをさせ  
ていただきたいと思います。

まさに公社経営そのものは、市の第三セクター  
で対応しているということでもありますので、三セ  
クの設定の原点は市の行政の機能と、それから民  
間のいわゆる機能、役割をしっかりと連動させて

ということでもありますので、この観点に立ちます  
と公社経営そのものが市の財政を揺るがすとい  
うことにもならないだろうということ、議員御指  
摘のとおり健全経営に向けては必須の課題とい  
うふうを受けとめているところであります。公社の  
職員、従業員に対しましては、あらゆる場面で営  
業戦略課の職員、さらには私の兼職ということも  
含めて一丸で対応しようということで、営業戦略  
室長のほうからの答弁にもありましたが、経営改  
善計画のもとでしっかりと対応していくというこ  
とで、これは全社員、全従業員一丸となって目下  
取り組んでいるということでもありますので、その  
点については御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 意思を確認させて  
いただきました。一丸となっていかなければ本当  
に進まないな、こういうふうに思います。

そこで、設置者として責任を適切に果たしてい  
くためには、やはり指定者として経営状況がしっ  
かりとなっているのか、あるいはどういうふうに  
評価するというのは非常に大切なことだと考えて  
おりまして、モニタリング評価について伺いたい  
と思えますけれども、当然振興公社のモニタリン  
グ評価についてはやっていると推測するわけであ  
りますけれども、その中の全体として振興公社の  
モニタリングはやっているかもしれませんが、温  
泉施設としてのモニタリング評価、これは可能な  
のか。もし可能であれば住民や、あるいは利用者  
あるいは有識者の第三者を交えたモニタリングあ  
るいは評価を主体的にするべきだなというふうに  
思っております、これは行政による指定管理者  
制度の運用と、それから指定管理者の業務の双方  
を監視するという意味では改善を求めるのには可  
能だと。非常に有効なのではないかなというふう  
に考えているわけでありまして、これについては  
どのようなお考えを持っておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） モニタリング、さらには市民からの評価ということも含めた中でのそういう反映をしっかりと公社経営の中ですべきではないかという、そういう視点での御質問かと思いますが、適宜公社のほうでは利用者の意見に耳を傾けて対応しているということと昨年については総務省の経営診断をいただいて、その中での経営改善等々の一定の御指導をいただいたということでもありますし、先ほども申し上げましたが、適宜市民、利用者の意見については意見箱等を設けながら意見をいただいて、それを市が管理している施設でありますので、公社のほうで必要に応じた改修、さらにはその他の改善等については市の担当部局としっかりと協議をさせていただきながらこれまで進めてきたということでもありますし、今後ともそういう対応をしていきたいというふうに考えておりますので、先ほども御質問の中でしっかりした連携が必要ではないかということをお話しましたので、そこは佐々木議員御指摘のとおり公社と市のしっかりした連携を密にしながら、今後とも市民の声に答えていくというふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 今市民からの例えば意見を聴取するということがあったのですけれども、市民の意見するの、目安箱か何かあるのだと思いますけれども、それに対する回答といいますか、そういう部分についてはどのような感じをやっているのでしょうか。それについては、やはりそれに関するような資料とか、そういう根拠のものをしっかりとお知らせしなければいかぬという部分があると思いますけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 市民の声なり利用者の声を公社として受けとめて、行政のほうに報告をいただいているというスタイルでありますけれど

も、市民の関心事という点では公社経営、さらになよろ温泉の管理の部分についても関心の強い事項だというふうに思いますので、その点については担当部局とも調整をしながら、必要な事項については市民周知をさせていただくのがよろしいかなというふうに現段階では考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） ちょっと前にも改修、修繕の要望が市民のほうからも出ているということなのですけれども、改修あるいは修繕の費用というのは指定管理料以外の費用の支出なわけでありまして、これは修繕費に関して1件何万円ぐらいまでは指定管理者が負担するということになっているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまの修繕の関係でありますけれども、これにつきましては指定管理者基本協定におきまして財産の維持、修繕に要する費用は公社負担というふうになっておりますけれども、通常の維持管理の範疇を著しく超える場合につきましては双方協議となっております。指定管理者の責めに帰すべき事由のものを除きまして1件20万円を基準としております。そういったことで大きな経費を要するものにつきましては、予算にもかかわってくるものでありますので、事前に連絡をいただいたりということで、事前に協議をさせていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） すると、これは金額的な区分で20万円が限度だということなのです。これは、実際には本当にコストと投資の区分が必要なのではないかなと思っております。本来であれば効果が長年にわたって生ずるものについては投資、そして投資としてももちろん行政が負担すると。そうでないもののコストについては指定管理者が負担すべきだというふうな考えを私

は持っているのですけれども、設置者としての行政の責任を果たすには、やはりコストと投資の考え方、それに基づいてリスクの分担で行ったほうがいいのではないかとこのように考えているのですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほど営業戦略室長のほうからお答えを申し上げました指定管理料の中での修繕等の対応の上限20万円というお話でありましたが、このことにつきましては通常の修繕、営繕を含めた修繕ということで、管理する上で相当出てくるだろうと思われるところの範疇というふうに考えていただければと思うのですが、佐々木議員もおっしゃっているようにコストというのは20万円という意味だというふうに思うのですが、そういうふうに伺っていいですか。

○12番（佐々木 寿議員） 一連のものをやったら、細切れにやったらコストがこうやってかかるのではないかと。

○副市長（久保和幸君） わかりました。大変申しわけございません。20万円というくくりの中で、それを小破でやるよりもまとめて一定の効果を上げる修繕なり改修……改修までいかないですね。修繕をしたほうが投資効率は上がるのではないかとこの考え方だというふうに承ったのですが、その考え方についても今後の指定管理のあり方に大きく関係する内容になりますので、明言は避けさせていただきますけれども、そういう考え方もあるのかなというところを検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） そういう観点に立ってやったほうがすっきりするのではないのかなというふうに考えておまして、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、一番の問題になっているのは、1回目の質問にありましたように指定管理者の管理運営

が困難になった場合、これの対応というのはやっぱりしっかりと考えていなかったのではないのかなというふうに思いますけれども、今後これはどういうふうに対応されていくかと検討はされているのでしょうか。それと、やはり今後施設建設から一定の期間がたって、先ほど言いましたように相当数年度が進んでいまして、多額の修繕費や改修費がかかるのだろうというのが明確であります。そして、私の考えですけれども、大規模改修に伴っての施設の営業休止をせざるを得ないという、こういうリスクが想定される場合はやはり施設の設置者である行政が負担すべきだというふうな考えを持っておりますけれども、これについての考え方はどういうふうな見解でいるのか伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 最近の振興公社のここ二、三年の経営がよろしくないもので、いろいろ市民の皆さんや議員の皆さん方にも御心配いただいていますけれども、昭和40年代の前半におきましては名寄市の施策としてジャンプ台をつくったり、スキー場を開発するという一つの大きな政策目的を持っておりまして、そのときにピヤシリロッジというのをつくったと。それを振興公社のほうに管理委託をさせると、そういう経過がございました。それで、施設の設置者については名寄市と。管理運営については振興公社にお願いをします。スキー場については、平成18年から指定管理料という形で4,000万円超えるか、そのぐらいのお金をお支払いしているのですけれども、サンピラー温泉につきましては平成9年から収益上がりまして、10年には3,600万円ぐらい、そのうち1,000万円ぐらい委託料を引っ張って二千五、六百万円ぐらい差し引きの利用料が徴収できる状況になりましたので、徴収したという経過があります。もともと旧風連町も近隣の町村が抱える公共温泉、それらにつきましては場所がちよっとまちの外れにあったり、それから宿泊施設



がまちの中に十分ないということも含めて、なかなか採算にペイをしないと。そういう状況の中で建物は市町村がつくってあげて、赤字を出さないようにできるだけ努力してもらっただけでも、不足する分については委託料、現行では指定管理料という形で若干お金を払ってもらいながら運営をしていただいているというのが状況かと思えます。参考までに、土別の翠月さんにつきましては平成10年からオープンをしているそうです。ここについては、委託料は市からもらっていませんけれども、利用料も市に払っていません。これまでずっと健全経営できたのですけれども、24で800万円、25で400万円、それでももう少し過去の利益剰余金を残しておきまして運営に使えるお金が内部留保されているのであります。

ちょっと名寄市のことで申しわけないのですが、平成9年に建物は全部市が起債を使ってリニューアルをしまして、管理運営を振興公社のほうにお願いをしました。ちょうどそのときは、アルペン関係につきましては北海道スキー連盟から毎年のようにさまざまな大会が来たり、それから東京なよろ会の皆さん方の来訪もあったり、それから観光とか、民間の方々の利用もありましたので、先ほど言ったように相当大きな金額の収益が上がったものにつきまして、平成12年ごろにつきましては公債費負担適正化計画、13年からは短大の4大化、そういうこともありまして、行革を一生懸命やりながら自主財源の確保に努めるという、こういう時代背景もあったもので、先ほど常本室長から説明ありましたように、平成10年から24年まで約2億円を超えるお金という話ありましたけれども、正式には2億1,400万円です。そこから約4,000万円ぐらい委託料等を、この委託料というのは施設を持っているとそこを管理するための管理人さんの報酬等でそういうお金を払っておりましたので、実質1億7,000万円の利用料を名寄市のほうに納付させていただいたということでもあります。この辺の部分が御意見

いろいろ議員、市民の皆さん、私どもで若干意見が分かれるかもしれませんが、もし仮に内部留保を一部でもさせておけば果たしてどうだったのかという、こういう問題もあろうかと思えます。

それから、先ほど久保副市長が言いましたように、総務省のこういう第三セクターの管理の関係について明らかにここ二、三年についてはバッテンマークです。当然議員の皆さん方おっしゃるように、しっかりとした経営改善はしなさいということは総務省からも言われていますので、それについてはしっかり対応したいなと思えますけれども、先ほどの建物については市が設置をして、大規模改修についても市がやって、小破修繕については管理をしていただいている振興公社が、第三セクターにやってもらうと。こういうのが大きな流れでありますので、その辺しっかり区分けになっておりますので、この辺について御理解をお願いしていただければなというふうに思っています。

なお、今言ったような他の市町村の公共温泉のあり方と名寄市の公共温泉のあり方については、赤字を出さない運営ができれば本当は一番いいのですけれども、なかなか地理的な状況であるとか、地域の経済状況なんかも含めて、これについてはいろんな御意見があろうかと思えますので、この辺は25年度決算委員会という場も設けられておりますので、改めてその機会も通じましてもう少し詳細にお伝えしたいなと思っております。今後の経営の関係につきましては、久保副市長が社長をやっておりますので、担当のほうからの答弁という形にさせていただきますので、全体の交通整理だけ、済みません。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 理解をいたしました。

今やはり指定管理料の問題、あるいは施設利用料の問題、これは本当に今後しっかり検討しなけ

ればいかぬなというふうを考えておりますけれども、なよろ温泉は日進地区の再整備構想の中の本当に重要な役割をされるという位置づけになっておりますので、指定管理料ですと余りこの施設というか、これは独立採算によって行っているわけですし、あと施設利用料でも普通の利用料の納め方とは違った形で納めているわけですが、今後指定管理料とか、あるいは施設の利用料、これは抜本的な見直しが必要なのではないかというふうには私考えているのですけれども、その辺についての御見解があれば伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） ちょっと議論してもらう前に参考になるかなというふうに思うのですが、上川管内で旭山動物園に近くて「じゃらん」なんかの雑誌にも出る、名前は言いませんけれども、町営のホテルがあります。そここのところの年間の指定管理料は800万円だそうです。先ほどの名寄市の言った金額につきましては、最高で引き算しても二千五、六百万円ぐらいという部分もありましたので、指定管理料を払う前にまず利用料を納めているということに対して相当経営に対して足を引っ張っているのかなという、こんなような状況がありますので、参考までにお隣のびふか温泉さんは平成10年ごろから4年間にわたって都合3,000万円の利用料を払っています。そのときも指定管理料については、今は公園と一体となっていますので、温泉プラス公園で指定管理料をいただいていると、こういう状況でありますので、どこも多分経営的には苦しいということなので、指定管理料をお支払いになっているのか、この辺がいかほどかについては、またいろんな計算なり持っている経営の資力というか、この辺について考えていかなければならないかなと思います。そういう面で見ると、利用料のあり方と、それから指定管理料についてはそれぞれ施設の持っている規模であるとか、例えばうちはスキー場を中心としたサンピラー温泉ということもあります

ので、その辺の用途の考え方等についても十分検討していかなければならないのかなと、こんなふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 何せ重要な施設だと私は思っておりますので、これから本当にしっかりとそういう前向きな考えで検討していただきたいと、こういうふうに求めておきたいと思っております。

それでは次に、高齢者就労につきまして伺いたいと思っておりますけれども、1点だけお伺いしたいと思います。高齢者、先ほど冒頭に質問したのはフルタイムでやりたいということをお伺いしたわけですが、まずきっかけとしてはフルタイムではなくても、本当に短時間でもそれに働き方を求めながら、最後には何とかそういう働くということに対しての意欲を盛り上げるためには、今名寄に高齢者事業センターありますけれども、これと連携をしながら進めていくことはできないのかなというふうに考えていますけれども、その辺のお考えがあれば伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど御質問にありましたシルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた法人格を有する団体でありまして、本市におきましては今議員おっしゃったとおり法人格を有しない、いわゆる高齢者事業団ということでございまして、名寄地区と風連地区に2カ所ございまして、それぞれ会員をその団体でみずから募っていただいております。自主的運営がなされているところでございまして、高齢者の生きがい対策として、また高齢者の短期的な仕事ができる場として、地域に御貢献をいただいております。今後これら高齢者事業団と連携をしながら、高齢者の方の短時間の生きがいを持った仕事の創設等については十分考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 私も実際の話をして、自衛隊のOBで組織をする隊友会のほうにも高齢者の事業センターのほうから今は人員が何か少ないということで、いないかということで、御紹介願いたいというふうなお知らせもありました。これから我々のOBもまだまだ元気なところがありまして、まちの方も民間の方も当然同じような環境にあるのだと思います。これは、働く喜びと、働いていると先ほども言いましたように健康であるから働けるのでありまして、そうすると医療費も少なくなるというふうな部分もついてまいりますし、冒頭に申し上げましたように消費も拡大するというふうなことにもなると思いますので、ぜひしっかりと連携していただきたいなというふうに思います。

それでは最後に、難聴者支援対策ですが、先ほどの答弁はわかりました。それで最後に、さっき包括センターのことについてはお話を伺いましたが、行政の窓口に対する対応というのは今後しっかりとやってもらいたいなというふうに思っていますけれども、これについてはどういうふうに、何か具体的に進めていくことがあれば答弁をいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高齢者の方への対応につきましては、先ほど申し上げましたが、中途失聴ですとか、難聴者の方々については手話をコミュニケーションの手段とされていない方がおりますので、そういった場合は来庁者が窓口に来られた際は平易な言葉で説明をさせていただいたり、また筆談をするなどの対応をとっております。また、説明の声を聞きやすくするために個室でお話をするような対応をとらせていただいております。また、完全に耳が聞こえない聾の方などが来られた場合は、手話での対応につきましては聴覚障害者協力員派遣事業において手話通訳者や、また要約筆記者を派遣をしております、同伴の

上来庁される場合もございますけれども、市役所にも健康福祉部の職員を初めといたしまして手話奉仕員の養成講座を修了した職員もございますので、例えば1階の案内窓口等にそういった方がお見えになった場合は連絡をもらって担当者がお迎えに行くというような対応をとらせていただいております。また、今年度からではありますけれども、職員の提案ゼロ予算事業といたしまして、職場における手話の普及も少しずつではありますが、図らせていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） しっかりと丁寧に御対応していただきたいと、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

補足ということで、中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。先ほど竹中議員のオール電化の住宅率の関係で御質問がございまして、私4団地で107戸というふうに申し上げましたが、東光団地、シルバー団地なのですが、一部灯油、給湯器については電気ではないということなものですから、3団地の92戸になります。それで、26年度の公営住宅全体が969戸ですので、オール電化の率というのは9.4%になります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上のように答弁を変更させていただきたいということです。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 駒 津 喜 一

平成26年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成26年9月17日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏  
書記 山 崎 直 文  
書記 鷺 見 良 子  
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君  
副市長 佐々木 雅 之 君  
副市長 久 保 和 幸 君  
教育長 小 野 浩 一 君  
総務部長 白 田 進 君  
市民部長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経済部長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教育部長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院院長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 常 本 史 之 君  
上下水道室長 天 野 信 二 君  
会計室長 山 崎 真 理 子 君  
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 高 野 美 枝 子 議員  
3番 塩 田 昌 彦 議員  
4番 山 田 典 幸 議員  
5番 竹 中 憲 之 議員  
6番 佐 藤 靖 議員  
7番 奥 村 英 俊 議員  
8番 上 松 直 美 議員  
9番 大 石 健 二 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 川 口 京 二 議員  
12番 佐々木 寿 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
18番 駒 津 喜 一 議員  
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（2名）

議長 19番 黒 井 徹 議員  
16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○副議長（佐藤 勝議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出が出ております。

また、黒井議長からも欠席の届け出が出ていますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様の御協力をよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○副議長（佐藤 勝議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 奥村英俊 議員

12番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

災害時における市民対応について外2件を、高野美枝子議員。

○2番（高野美枝子議員） 皆様、おはようございます。ただいま議長から指名がありましたので、大項目3件について通告に沿いまして質問させていただきます。

初めに、災害時における市民対応についてお伺いいたします。今なお全国各地でゲリラ豪雨の恐怖にさらされています。今回の災害で亡くなられた方、また被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

名寄市では、8月に2回の大雨による災害がありました。ほとんどの市民の方が初めての経験とお話しされる未曾有の災害でした。雨が降るたびに災害が心配で、憂鬱な気分になりますと市民の方から切実な声をいただきます。

そこで、避難行動要支援者に対する対応について、特に災害時の高齢者、障害者、幼児、女性に対する対応についてお伺いいたします。

それを受けて、今後のあり方についてお伺いいたします。

次に、今回の豪雨により大変な恐怖を私たちは経験いたしました。それと同時に、市内に放置されている空き家への浸水、壁が剥がれたり、屋根が飛ばされたりはしないかと心配した方も多かったのではないのでしょうか。雨の多い年は雪も多いと言われていています。今回の雨が雪だったら、家屋の倒壊も予想されるところです。そんな冬がもうすぐそこまで来ています。大雪には、昨日初雪が降りました。

そこで、名寄市における空き家対策についてお伺いいたします。私たち会派は、7月に空き家条例に沿って対策を進めている長崎市と佐賀県多久市を視察し、研修してまいりました。今国会でも動きがあり、それを受けて名寄市として対策をとるとのことですが、早期解決に向けて一日でも早く手を打つべきときにあるのではないかと考えます。早期に対応することにより、まだまだ使える住宅については空き家バンクの登録をしていただき、市営住宅に何度応募しても入居できない方や市外から名寄市に来られる方に使っていただく、また定住促進とあわせて取り組みについてお伺いいたします。

3番目に、名寄市の子供、子育て支援についてお伺いいたします。女性が輝く時代を目指す現政権は、女性の就労を奨励していますが、女性が活躍するためにはまず保育所と学童の整備が絶対必要です。名寄市における放課後の子供たちの対応について、児童館と放課後児童クラブのこれまでの経過と現状についてお伺いいたします。

また、保育所における待機児童の現状についてお伺いいたします。

以上3点についてこの場からの質問といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） どうもおはようございます。ただいま高野議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目2のうち小項目の1及び2につきましては市民部長から、同じく小項目の3につきましては営業戦略室長から、大項目3のうち小項目の1につきましては教育部長から、同じく小項目2につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目1、災害時における市民対応について申し上げます。初めに、小項目の1、災害弱者に対する対応についてでございますが、8月4日から5日にかけての大雨では、豊栄川を初めとする河川の増水、氾濫の危険等の影響によりまして徳田地区を中心に床上、床下浸水があり、徳田地区、豊栄地区にそれぞれ避難勧告を発令したところでございます。当該地区は、過去にも水害を経験していることから、町内会との情報交換が多く、今回の河川増水に際しましても町内会として河川の監視など御協力いただいたところでございます。また、同じ河川沿いの地区におきましても洪水経験のない地区と比べますと防災意識や対応に温度差があるものと感じられますことから、今後とも防災意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

避難勧告の市民周知につきましては、町内会長への連絡を初め、広報車、市のホームページ、エフエムなよろなどのほか、関係機関による巡回や訪問、さらに現在は携帯電話会社による緊急速報メール等も活用しているところでございます。

8月5日の大雨に伴う避難所は、一時的な緊急避難所としての性格から、地区からできるだけ近いところを選定し、各避難所へは保健師の派遣も行い、毛布、飲料水、お弁当などを配付するなど緊急時における対応をとったところでございます。避難所の設置状況につきましては、避難勧告では

市内7カ所に避難所を設置しまして、334人を受け入れました。自主避難があったところでは3カ所に避難所を設置しまして、12人を受け入れたところでございます。なお、災害弱者に当たる当該地区の災害時要援護者は6人で、うち入院や旅行など当日御不在の方及び避難の必要がない方が5人おりましたので、1名の方が避難所へ避難されているほか、隣人が車で避難を支援した例もございまして、改めてコミュニティーの重要さが示されたと考えているところでございます。

また、8月24日の大雨に伴う市の対応といたしましては、5日の経験から大雨や洪水を心配される方々に早期に対応したいと考え、早い時点で自主避難の連絡を行い、徳田地区には北国博物館を、豊栄区にはスポーツセンターを緊急避難所として開設準備を行い、大雨を心配される方7名が北国博物館に避難をされました。一時的な緊急避難所でございますので、御負担をおかけした部分はあるかと思いますが、今回の検証を踏まえまして今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

また、災害への平時の取り組みとして大変重要なハザードマップにつきましては、来年度以降浸水想定や避難所など災害弱者の方にもわかりやすいものとして全面改定する予定でございまして、他市のハザードマップなどを研究の上作成し、完成後につきましては全戸への配布を予定しているところでございます。

次に、小項目の2、今後のあり方について申し上げます。今後の対応につきましては、市の取り組みに係る改善はもとよりですが、自助、共助を中心に啓発を行い、また町内会、関係機関の意見を伺いながら自主防災組織の育成を推進してまいります。

災害弱者に関しましては、実際の災害時の対応として見守り等を進める中で、避難の時間のないとき、外に出ることが危険なとき、または避難路がない等の場合におきましては安全な建物の2階

へ避難するなどの垂直避難についても考慮する必要があり、その調査研究を進め、周知を検討してまいりたいと考えております。

また、関係機関との連携といたしましては、平成25年5月の災害対策基本法の改正、本年4月1日の施行に伴いまして、今後避難行動要支援者名簿の作成を行いまして、名寄消防署を初めとする関係機関と利用方法を検討、調整し、効果が発揮されるよう進めてまいります。

次に、情報の伝達であります。先ほど申し上げました町内会長への連絡を初め、各種媒体を使った周知のほか、今後各町内会の防災ラジオの配付も計画しておりますので、これら複数の方法によりまして的確な情報伝達に努めてまいります。また、市民みずからも気象情報の認識や共助による平時からの声かけ、さらには早目の行動がとれるよう防災意識の向上と取り組みに役立つ情報提供を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） おはようございます。私からは、大項目の2、空き家対策についての小項目1と2について、小項目3は営業戦略室から答弁させていただきます。

少子高齢化によって全国的に空き家が増加傾向にある中、本市においても管理不全、空き家の存在が顕在化しております。適正に管理がされていない空き家が治安の低下や犯罪の発生、雑草の繁茂やごみの不法投棄による景観の悪化など住民の生活環境に不安を与えており、管理不全の空き家をもたらす苦情がしばしば市に寄せられてございます。本市における管理不全の空き家のケースを見ますと、住宅所有者の死亡や転居、入院などさまざまな要因がございしますが、主な要因として相続に関する問題が挙げられてございます。高齢世帯の住宅使用者の死亡により、住宅の維持管理者が不在となった後、次世代への相続が円滑に行われなかったために空き家化が進んでしまったとか、

空き家の所有者に相続人がいなかったことや相続人が相続を放棄してしまい、空き家を管理する者が不在となったケースもございします。また、相続した空き家の管理責任者であるという意識が薄いということもありまして、実際に居住したことがなく、遠い血縁関係にあった者から相続によって引き継いだ住宅の場合、相続人にとってもみずから管理責任者であるとの意識は持ちにくいことから、適正に管理がされなくなったケースもございします。

ほかに大きな要因として挙げられるのは、経済的負担でございします。1つには、定期的な維持管理に係る費用負担でありまして、空き家は放置しておく物理的な傷みが生じることから、老朽化を防ぐには定期的な維持管理を行うことが不可欠であります。遠くに居住していることから屋外、屋内の清掃、雑草の除去や家屋の破損状況の確認などに時間的あるいは費用的な負担がかかることにより、老朽化が進む原因ともなっております。また、空き家の除却には高額な費用がかかり、一般的な戸建ての住宅では約100万円から200万円前後の費用負担となることから、なかなか整理がつかないといった状況がございします。ほかにも除却の進まない理由の一つとして、除却後の固定資産税負担の増加が挙げられます。現在住宅用地については、固定資産税の特例措置で軽減がありまして、除却した場合、固定資産税が増額となる可能性があり、更地化が進まない理由となっていると考えられます。

以上のようなさまざまな理由から、空き家化が進み、管理不全の家屋が地域に問題をもたらしており、今後さらに適正に管理されない空き家の増加が想定されるため、その解決に向けて行政による空き家対策の取り組みが重要であると認識しているところでございします。このような状況から、今以上に空き家化が進まぬよう、御指摘のように早期に対策を講じていくことが必要であります。そこで、老朽空き家の予防策の取り組みとして、



空き家の早期発見と把握でございます。まずは、対象家屋の情報収集であります。平成25年度に各町内会長宛てに実施した管理不全家屋の実態調査をもとに町内会等と連携し、登記簿謄本等のデータの活用も図りながら、所有者の名前や連絡先を特定していく作業とあわせ、外観調査により実態を把握していきたいと考えております。

次に、所有者への働きかけとして、意識の啓発があります。管理不全になっている家屋の持ち主は、所有者として適正に管理する義務があるという意識が低い場合があるので、管理義務の責任を認識してもらう必要から、文書等による意識啓発を所有者に働きかけ、しっかり管理責任を認識してもらうまでPRを継続していくことも重要であると考えております。

また、福祉部門との連携も必要になると考えております。住宅の相続が発生する可能性が高いのは高齢者であります。将来的に空き家化を未然に防止しておくことが必要であり、高齢者の現状を把握している高齢福祉部門と連携を図り、高齢者への指導、相談の取り組みを推進していくことが空き家化を防止する手段として有効であると考えてございます。以上、今後の空き家対策の早期解決に向けた取り組みについて関係部署と連携し、進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、空き家バンクについてですが、空き家バンクとは空き家、物件情報を市のホームページなどで提供する仕組みのことを指しております。行政側が地元の方々から広報紙やホームページなどで空き家情報を広く募集し、移住、交流希望者向けの物件情報を収集して提供することにより、活用可能な空き家の利用を促していく施策として、人口減少に悩む過疎地を中心に取り組まれてございます。この制度は、一般的に不動産業者に仲介を依頼していない市内の空き家を貸したい、あるいは売りたい所有者の方が物件を市に登録し、市がホームページ上でその物件情報を市内に移住や定住を希望している方や市内

在住の方に提供します。市が所有者とその物件を利用する希望者と調整し、その後も実際の交渉を当事者間あるいは宅建事業者の仲介で行うことにより、空き家の有効活用を促進していくもので、不動産の流動性を高める有効な取り組みであると考えます。

道内において空き家バンクを開設している自治体は、本年2月現在で小樽市や富良野市など全体で22市町村となっており、近年制度を導入する自治体がふえている状況でございます。空き家バンクの先駆的取り組みとして注目したいのが平成23年度から平成24年度に後志地域において空き家の有効活用と廃屋化を防ぐことを目的に後志総合振興局が中心になり、しりべし空き家BANK社会実験事業が実施されました。空き家バンクのホームページを開設して相談対応等の業務を専門業者に委託して事業を実施しております。その後、実験事業が終了した後もしりべし空き家BANK協議会として組織活動を継続し、現在も振興局の委託により15市町村が加盟する広域的な空き家バンクとして運営をしています。この取り組みの特徴は、複数の市町村間で空き家に係る情報を共有でき、広範囲の地区をカバーすることができることであります。小規模の自治体にとっては、空き家バンクを単独で運用するのは負担が大きく、スケールメリットが期待しにくいとされており、流動性を高める観点からはこのように都道府県が関与するなどして広域的な事業スキームを整えることが効果的と考えるところであります。

空き家バンクについては、名寄市移住促進協議会がホームページにおいて空き家情報を提供している現状もありますが、空き家化の予防対策として空き家の流動性の向上を図る観点から、有効な対策の一つでありますので、今後とも調査研究してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項

目2、空き家対策について、小項目3、定住促進についてお答えいたします。

当市では、官民連携して移住促進及び地域の振興を図るため、平成24年4月に名寄市移住促進協議会を設立いたしました。その取り組みの一環として、先ほど市民部長からの答弁でも触れられておりましたが、本年7月に協議会のホームページを立ち上げ、その中で協議会構成団体の不動産業者の空き室、空き住宅情報を提供しております。具体的には、各社とも一戸建てあるいはアパートやマンションの部屋のタイプごとに代表的な物件情報を提供し、より詳しい内容につきましては各不動産業者のホームページに飛べるようにリンクしております。したがって、それぞれの空き家が不動産物件として各不動産業者が取り扱うことになれば、協議会のホームページを通して当市の移住希望者に対して情報提供できるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） おはようございます。私から大項目3の名寄市の子供、子育て支援について、小項目1の放課後の子供たちの対応について、児童館と放課後児童クラブの経過と現状についてお答えをいたします。

児童館は、児童が自由に遊びに来ることができる施設として市内に2カ所あります。名寄地区は、名寄市児童センター、風連地区は風連児童会館が月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで開館しており、児童厚生員が見守る中、安全な居場所を提供するとともに、子供たちが遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通して心身の健康を増進し、情操を豊かにするよう努めております。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が利用できる施設で、市内に4カ所あり、公設は南児童クラブと風連児童クラブの2カ所、民設は学童保育所コロポックルと共同保育園どろんこはうす学童すまいるの2カ所が

あります。公設については、少子化により南小学校に空き教室ができたことから、平成10年に南児童クラブを開設いたしました。また、風連地区では昭和50年に風連町児童会館が建設され、学童保育充実のため、平成10年に同会館内に児童クラブを開設し、児童会館と児童クラブが混在した形態で運営をしておりました。しかし、児童館、児童クラブ合わせて70名以上の利用があり、国の放課後児童クラブガイドラインの児童クラブ定員が最大70人までとなっていたことから、児童クラブと児童館の登録を区分することとあわせ、平成22年に旧風連福祉センター解体に伴い、建物の一部を活用して児童クラブ施設を別棟で整備し、現在に至っております。民設につきましては、昭和55年当時鍵っ子と呼ばれる子供たちの健全育成のため、市民有志により発足した児童館と学童保育を進める会などの要望により市が名寄幼稚園に委託し、学童保育所コロポックルを開所したことが始まりです。運営は、名寄幼稚園と父母が担い、早くから障害のある児童の受け入れなどを実施してきました。その後、平成9年には共同保育園どろんこはうすが働く保護者と職員が一緒になり、ボランティア的な発想から運営を始めました。開所時間については、保護者の希望により早朝保育、延長保育、泊まり保育、休日保育を実施しております。それぞれが運営委員会と保護者一体となり、多様なニーズに対応した保育内容を実施しております。

放課後児童クラブにおいては、公設と民設の違いやそれぞれ開設に至る経緯が違い、運営形態、保育サービスの内容などが異なり、利用料についても違いが生じている状況にあります。そのことから、サービス内容や利用料など全て統一していくことは難しい状況にありますが、職員の配置、設備、開所日数や時間など市として基準策定に向け準備を進めているところであります。少子化により子供たちの人数は減少していますが、核家族化や女性の就労の増加により共働き世帯がふえて

いる中で、放課後児童クラブを利用する子供たちは増加傾向にあります。現在希望すればほかの学区の放課後児童クラブに通うことができますが、下校時の移動距離もあり、名寄小学校区と東小学校区は学童保育所コロポックル、西小学校区と豊西小学校区は共同保育園どろんこはうす学童すまいる、南小学校区は南児童クラブ、風連中央小学校区は風連児童クラブというように学区に、おおよそのすみ分けとなっております。

なお、南児童クラブは学校再編による南小学校校舎改築に伴い、平成28年4月に南小学校敷地内に新たに南児童クラブ専用の施設を開設することとしております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の名寄市の子供、子育て支援について、小項目2の保育所の待機児童について申し上げます。

現在名寄市内には、認可保育所として5つの施設があり、公設保育所は南保育所定員90人、西保育所定員70人、東保育所定員60人、また民間の施設として2つの施設があり、それぞれ定員60人と50人で運営されており、定員の総数は330人となっております。認可外施設では、民間が1施設、へき地保育所が2施設、事業所内保育所は3施設あり、定員の総数は181人となっております。保育ニーズの受け皿といたしまして、市内で511人の児童が受け入れ可能な状況となっております。

認可保育所の状況を説明させていただきますが、定員総数330人に対しまして本年8月末現在345人が入所しており、定員に対しまして15人の超過で運営をしております。3歳以上の幼児、いわゆる以上児につきましては、認可基準で示されているとおり、3歳児で幼児20人に対し職員配置は1人、4歳以上では幼児30人に対し職員配置が1人となっており、急なニーズがあった場合でも柔軟に対応ができる状況にあります。ゼ

ロ歳から2歳児、いわゆる未満児については認可基準で示されている要件は1歳から2歳児は幼児6人に対し職員配置1人、ゼロ歳児では乳児3人に対し職員配置1人となっております。民間施設では、未満児の対応についてあらかじめ想定した人数の受け入れ状態しかとれないため、急激なニーズの変化については公設の保育所が対応を行ってきております。現在は、入所相談件数も落ちついてまいりましたが、待機児童を出さない取り組みといたしまして、相談のあった場合には民間施設での受け入れの確認を行い、受け入れができない場合は公設の保育所長が集まり、調整会議を随時開催し、受け入れを行ってきているところです。今後とも子供、子育ての市民ニーズに対応すべく、公設、私立と垣根のない取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。

まず最初に、災害時における市民対応について、ハザードマップのことでお答えいただきました。私もきょうここに持ってきたのですけれども、23年3月にできた非常に立派なハザードマップでございまして、今回きのうの答弁にもございましたけれども、見直しをしていただけるということでもございましたけれども、これを張っておくところがなかなかないものですから、結局はしまい込んでしまっただけというふうにお聞きしました。これはこれでいいのですけれども、壁にちょっと張っておけるような、自分はどこに避難するのかなという程度と、あとそのときに何を持っていったらいいとか簡単なものも、壁に画びょうでとめられるような、そんなものもあったらいいのかなというふうに思いますし、そんなに経費もかからないのではないかなというふうには思いますし、あとここにはないよろ一などが今新しく施設としてでき

ておりますので、非常にいいマップでございますけれども、そういう小さいのもできたらつくっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今ハザードマップの関係で、より工夫をしてわかりやすい内容にしたらいいのではないかとというふうに御意見をいただきました。非常に貴重な御意見だというふうに思っています。私たちも先ほど申し上げましたように、ほかの自治体の例なども参考にしながらどういった形が見やすいのかということで検討しているところでございます。今回の既に23年に配ったものについても浸水の深さを色分けするなどして、そういった工夫もしています。あるいは、ほかのところでもこの見方についてですとか、そういった部分では工夫をさせていただきましたけれども、先ほど言ったように時間が経過してこれに載っていない避難所等もありますので、そこらも含めて、あるいは基準の見直し等もさせていただくということでこの間答弁させていただいておりますけれども、それらも含めて市民の皆さんに、特に弱者の方にもわかりやすい視点ということで見直しの際については留意をしてみたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） どうぞよろしく願いいたします。

あと、市民の意識改革ということでしょうか。今回の空知地方というのでしょうか、石狩地方の災害でも75万人の勧告が出ていても0.0何%の避難する方しかいらっしやらないということで、夜1時でしたか、避難勧告が出たのが。名寄の場合も1回目の8月5日のときは午前10時ぐらいでしたから、働きに行っている方は職場にいらしたのでしょうか、家庭に女性とか高齢者の方が多かったように思います。そういう場合、なか

なか避難しない。自分の命は自分で守るしかない状況の中で、私たち市民一人一人が意識改革をどのようにしていったらいいのか、そして行政としてこれからは今回を受けてどのようにしていこうとしているのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われるように、さきの石狩、胆振中心にした豪雨の際は避難が73万人とか出ていました。うち実際に避難所に避難した方は500名程度だということですので、非常に避難所に逃げた方は少ないというふうに認識をしておりますけれども、たしか避難勧告そのものについては深夜でありましたけれども、早い時間に出されていたということで、それぞれが恐らく命を守る行動をとられたということで、札幌ですから高層ビル等もありますので、高い建物に逃げられた方もおられるのかなというふうに思っています。ただ、ここで教訓にしなければいけないのは、やはり夜でも災害は起こるとのことだと思っておりますので、その深夜でもどのような形で情報をまず伝達できるのかについては今後も工夫をしなければいけないと思っておりますが、現状の中でも先ほど申し上げましたように携帯を使ったエリアメールについては、これは設定をいただければ夜中でも音が出て気づいていただける分かと思っておりますし、この後予定しています防災ラジオについてもこれは全戸ということではありませんけれども、町内会の役員さんには各町内会3台を配付いたしておりますので、これは自動的に立ち上がるラジオでもありますので、そういったもので深夜でも連絡がとれるような形を、さらには町内会の中でもあるいは自主防災組織を立ち上げていただいて、その中での連絡網も含めて深夜でも連絡がとれる体制をぜひつくっていきなというふうに思っております。

それと、今後についてでありますけれども、今言ったようなことを行う上では当然市民の皆さんの意識を高めていただかなければいけないという

ことになりますので、これにつきましては私ども広報があったり、あるいは先ほど言ったハザードマップの配布もあったり、そういった方法もありますし、町内会の役員の皆さんとは意見交換会ですとか、あるいはまち懇の場とか、そういった市民の皆さんとも触れ合う機会がありますので、そういった機会も通じてぜひ意識の高揚に向けての啓発等も実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。私たち自身、一人一人が意識改革をしていければいいのですけれども、なかなか情報が伝わってなくて、避難、そんなの出ていたのという高齢者の方もいらっしゃるというので、そのところはやはり重点的にお願いしたいというふうに思っております。

今町内会との連携ということでお話ししていただきました。本当に困ったときは、やっぱり遠くの親戚より近くの他人とか向こう三軒両隣とか申しますけれども、今町内会に入会しない方も若い方だとかいらっしゃるというふうに聞いておりますし、町内会の方も高齢な方がいらっしゃいます、今回避難勧告が出ていて、町内会長、どうしますかといったときにもう休んでおられた方もいらっしゃるというふうにもお聞きしております。町内会とどういうふうにもうまくコンタクトしていくかということがこれからの課題だというふうに思いますけれども、今答えていただいたのですけれども、より町内会会長さん初め、町内会に住む名寄市職員に対してもそこら辺のところどういうふうに指導していただけるかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市民の皆さんには、一つのチャンネルとしては先ほど申し上げたように町内会が最大の連絡先になるかと思っておりますので、ここはあらゆる機会を使って意識を高めて

いただくようにお話をしたり、情報提供をしてまいりたいと思っております。

また、先ほど言われた災害弱者の部分での高齢者という部分では、さきにもピヤシリ大学だったと思いますけれども、いわゆる高齢者大学の中で担当職員を呼んでの学習会というのでしょうか、講義なんかもありましたので、これは私どものほうで出前トークというのがありますので、そういった部分も使って、ぜひ声をかけていただければこちらから出かけてまいりますので、そういった部分も含めて市民の皆さんの意識を高めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） わかりました。今回避難所もなかなか急なこととか、私たちも備えがなかったということで、いろいろな問題もあったかと思っておりますけれども、今回のこの問題については名寄市だけの問題でなく、北海道、国でも大きな問題として捉えているところでございます。国や道に対して支援を求めるためにも国の国土強靱化対策にのっとり、名寄市の災害対策を強化し、毎年災害を更新することがないように、安全は守られるという教育と能力を再三再四確認することが重要であると思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に、空き家のほうに移っていきたいと思えます。これから冬を迎え、去年より多い積雪や異常気象が心配される状況です。所有者不明家屋は、名寄市に何軒くらいあるのでしょうか。それと、所有者不明の家屋が倒壊した場合の対応は誰が行うのか、またその費用についてはどうなるのかお伺いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほども答弁申し上げたのですけれども、25年3月に町内会のアンケートを実施してございまして、それが基礎となつてございます。それによりますと、住宅総数が

1万790戸、空き家が305戸で、危険な家屋が84戸、所有者不明の空き家が44戸ということで、あくまでもアンケートで数値を押さえているという経過がございますので、実態を積み上げていって何戸という数字は実は手元にございません。御了承をいただきたいと思えます。

費用負担ということになりますけれども、これは基本的に個人の財産ということになってございますので、あくまでも個人の責任でということが原則になってございます。ただ、実際問題として所有者の方が死亡されたとかという場合は相続人のほうに行くということで、そういう事態になった場合はなかなか問題が複雑化するというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 商店街で家屋が倒壊した事例がございましたよね。あのときの費用というのはどこで負担しているのでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 商店街の組合、どんぐり小路というか、まちの中だと思いますけれども、組合のほうで基本的に負担をしていただいているという格好になってございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） それもやはり市の指導が早くあれば、もしかしたら防げたのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） なかなか相続に至ると連絡そのものが難しいという実態がございます。商店街の件についてもかなり年数を経過してやったという経過があるはずでございまして、そうならない前に早目に連絡をとるとするのは先ほども答弁で申し上げましたけれども、大事なかなというふうには考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 一般的な危険家屋で

はなくてどんぐり小路の関係につきましても、一部休んでいるお店があったのですけれども、廉売機能として店を営業している方がいらっしまったので、通常の管理については組合の中で対応されていまして、それが真ん中部分のところが老朽化をしております、その関係もありましてちょっとした大雪で倒壊してしまったと。こういう実態でありましたので、あそこのところはかなり真ん中の状態が危ないねという話については、当時何年か前に建築のほうが現地を見て、組合側のほうにも一定程度そこのところ危ないのではないという話はしたことございます。それが結果として老朽化がさらに進展をして、雪が降ったことによって真ん中の部分から内側のほうに倒れ込むような形で壊れてしまったと。そういう部分がありましたので、今議員がおっしゃったように老朽化した建物のうち、特に営業している店舗なんかについても改めて、先ほど市民部長が言いましたように町内会を通じて危険な住宅の把握の関係とあわせて指導も含めて、その店舗の関係については多くの市民が出入りしますので、その辺についてももしっかり対応してまいりたいなと思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） よろしく願いいたします。

会派で視察いたしましたときに、相続でもめている、そういう事例も行政が入ることによって解決した例が非常に多いという報告もいただいております。その点についてどうお考えでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 以前税務課にいる当時によくやはり滞納の関係で、滞納整理と税という形だったのですけれども、相続を捜していくと役所が中間的な立場で、公正な立場ということで間に入って整理を進めていくという事例は確かにございましたので、具体的にこちらのほうで扱った例は今のところございませんけれども、役所が入ることによって一定程度整理が進むというのは

実態としてあるのかなというふうには考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 実際にあったような報告もいただいておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、やはり固定資産税の関係で空き家を処分できないというような例も多いかと思っておりますけれども、除却に当たって市がその土地をいただくことによって処分をすとか、そういう例も学習してきておりますので、いろいろな事例がございますので、他市、他県のよい事例はたくさんあると思っておりますので、条例もたくさんできておりますので、今回新しくできるそうでございますし、罰則規定だとか罰金も制度に盛り込まれたところでございますので、ぜひ倒壊家屋とか風でひっくり返るとか、そういうことがないように、安心して住める町内会、名寄市であってほしいと思います。

あと、やはり使える住宅を別荘とまでは言いませんけれども、名寄に住んでいた方が住まなくなって、そこを買って夏の間だけそこに住まわれてゴルフをしたり、観光したりして、冬の間は住んでいないのだよという、そういう住宅もございますので、本当に名寄市は雪質日本一でもございますし、ひまわりも咲いていますし、住みよさ、ことは2番目になりましたけれども、1番目でございますし、私は美瑛、富良野、ニセコにも劣らない名寄市の景観だと思っております。ひまわりも行ってみたい風景の表紙を飾っているぐらい素晴らしい名寄市でございますので、ぜひ有効に利用できる住宅については別荘も考えていただいて、バンクということで空き家バンクについては今後調査していただけるとお答えいただきましたので、やはり早く手を打っていただきたいと。条例を待って、予算の関係もございましてしょうけれども、すぐに取りかかれるような、そんな体制にしたいとさせていただきます。このことについてお伺いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 国の法整備については、これはしっかりと見きわめなければなりませんし、空き家の管理条例の制定とは別に、これから雪が積もる季節になります。地域の安全、安心を守るという立場で、管理不全の空き家もしくは所有者への働きかけなどPRの継続、これのしっかりとした対応が必要になってくると考えてございます。

なお、別荘とかということございました。先ほど答弁でも申し上げましたけれども、名寄市移住促進協議会のホームページ、こちらのほうで情報検索をしていただければ物件情報が満載でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 私たち一人一人がやはり名寄はすばらしいところなのだということで発信していくことが大切ですし、私たちが住んでいるこのまちが別荘にふさわしいのだと、そういうスタンスでいきたいと私は思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、名寄市の子供、子育て支援について再質問いたします。26年の第2回の定例会で東地区への設置に向けたスケジュールや……児童クラブです。設置に向けたスケジュールや運営形態などについて9月をめどに方向性を出していきたいと考えておりますとの答弁をいただいておりますが、東地区の保護者の方も大変期待しているところですが、その後の検討結果、また協議状況についてお聞きいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員から御質問がありましたように、26年の第2回定例会の奥村議員の一般質問におきまして放課後児童クラブ等につきまして9月をめどに方向性等々を出していきたいという旨の答弁をさせていただきました。その後検討をさせていただいた結果について、報告と現状について話をさせていただきます。

東小学校内での設置について、放課後児童クラブとして専有できるスペースがないか、確保できないか検討してきましたが、大変厳しい状況にあるということ。また、東小学校のコミュニティカレッジ等共有して使用できないかということについても協議をしてきましたが、狭隘なため、現在のコロポックルの通所している児童を受け入れる状況にはないという判断をしているところであり、小学校区内で開設するスペースが確保できないということでありまして、増築等のことにつきましても前回もお話をしていますが、東小学校の大規模改修の方法や時期について検討中の状況にありまして、計画が立たない現状にあります。現在学校区内で開設できる建物がないかどうか調査をしているところでありまして、コロポックル関係者と東地区の運営や現在の通所にかかわる安全対策等について協議を行っております。また、東小学校の保護者に対して利用意向調査等を実施し、現在分析を行っているところであります。そうした取り組みの中で設置場所、運営形態や関係団体等との調整協議を進めているところでありまして、現時点で具体的な方向性を示す段階に至っていない状況でありますので、御理解をお願いいたします。

特に東地区開設までの冬期間の通所等にかかわる安全対策につきましても、アンケート調査の結果を踏まえながら、コロポックルの関係者の皆さんとも具体的な協議を進めているところであります。決まり次第保護者への周知等を行いながら、対応してまいりたいというふうに考えています。東地区の設置につきましても、一時的な対応ではなく、長期的に安定した運営により保護者が安心して預けられ、子供たちが安全に安心して過ごせる居場所をつくるため、関係団体との協議を進めながら慎重に対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） わかりました。検討

中であり、まだ計画が立たないということで確認させていただきました。

小学校の児童クラブに預けておられるお母さんにお聞きしましたところ、今非常に不審者が多くて、学校からのお便りの中に不審者がというお便りをいただくたびに、やっぱり学校の中に学童クラブが欲しい。それで、南小学校の児童クラブに今回多く入ったとか、そういうお話も伺っております。そこら辺の保護者の方の御意見、お考えを十分にお聞きして、慎重に検討していただき、少しでも安心、安全な施設になることをお願いしたいと思っておりますし、なるべく早期に安心できる学童クラブをぜひ東地区にもつくっていただきたいというふうに考えております。

最後に、加藤市長にお伺いいたします。災害の対応、空き家の対応、女性が働きたいときにすぐに働くことができる対応についてお伺いいたしました。それぞれ待たない、今すぐ対応しなければならない問題であると考えます。名寄市民の安心と命を守る市長としての考えをお伺いいたします。

また、第2回定例会で町中に子供たちの居場所をつくりたいという加藤市長の考えをお聞きいただきましたが、再度質問させていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 多方面にわたって再質問をいただきました。まず、災害の対応ということで、今これまでそれぞれ答弁させていただいたことに尽きるのかなというふうに思います。あくまでも自助が基本で、その上に共助があり、公助があると。それぞれの役割をしっかりと担っていくために、行政もできることはやっていきたいというふうに思いますし、今回議員からもさまざまな御指摘もいただきました。このこともしっかりと受けとめさせていただいて、今後の糧にしていきたいと。また、今回大変すばらしい事例もあって、そのことがテレビ報道でも取り上げられたということは、今後地域の皆さんがそれぞれまた意識を



持ってそうした災害対応に当たっていく、そうした一助になっていただければなというふうに思っております。継続してここは市民の皆さんと対話もし、より災害に対応してのそれぞれの自助能力を高めていく意識も啓発をしながら、我々もできることをしっかりやっていくと、こういうことに尽きるのではないかとこのように思っています。

空き家の対応についても先般のそれぞれ議員からもお話のあったとおりでありまして、現在国会で具体的な議案が審議中ということでありまして、その審議経過を見ながら条例提案を効果的なものができるかできないか、ぜひ検討していきたいと、このように思っています。今議員からそれぞれ非常に自治体、自治体によってユニークな事例もあるのだというお話もありました。そのこともぜひ参考にさせていただいて、名寄市の冬が非常に厳しいこの地域の中でより名寄市に適した有効性の高いオリジナリティーのある対策を打っていくべく、今後も国の情報を見きわめながら、早期にしっかりと事業構築をしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御指導いただきたいと思っております。

放課後の児童クラブに関して、東クラブのお話ありましたけれども、基本的には小学校区単位でできるだけ小学校の敷地内、極めて隣接のところ設置をしていきたいという思い、方針は今でも変わっていないところでありますけれども、この間東地区に関しては保護者の皆さんやそれぞれ担任する施設の皆さんとも御議論あるいは今東小学校そのもののハードの問題等もありまして、なかなか現状で今すぐに設置ができない状況でありまして、しかし通所の問題等でできるだけ不安が解消できるようなカバーはしっかりとさせていただきながら、今後もその方向で進めていきたいというふうに考えております。

町中に子育て支援施設ということでのお話が最後ありましたけれども、現在これは子ども・子育て会議、これまで延べ4回ぐらい開催をしている

かと思っております。この中でさまざまな子育て支援の議論をされているというふうに思っています。また、事前に保護者の皆さんからアンケート調査等もありまして、子育てに関して切実な声があるのも重々承知をしております。幼児の医療費の拡大の問題については先般の議会で一定の方向を示させていただきました。加えて子育て支援センターあるいは一時保育、こうした保育ニーズが多様化していることに対する充実を求める声は相当多いということでありまして、しかもこのソフトが町中にあれば、特に名寄市街地区においてはこうした施設がなかなかないと、不足していると、こういうことが指摘をされておりましたので、町中にぜひこうしたことをつくっていききたいと。今まさに市内の幼稚園がどういった施設、運営形態を今後27年4月に向けて選択をしていくのかということとも無関係でありませぬので、この辺もしっかりと見きわめながら、できるだけそうした事業者の皆さんが担任できないところでお手伝いできることがあれば、ぜひそうした施設を町中に設置をしていきたいという考えでありまして、できるだけ早期に、できれば来年度中ぐらいにそうしたためどが立てるように今後議論を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

大雨災害から外2件を、川口京二議員。

○11番（川口京二議員） 議長から御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

質問の前に、近年では全国各地で大雨による被害が起きています。また、一部の地域だけを集中的に襲うゲリラ豪雨が多発しているように思います。名寄市でも8月4日夕から5日の昼にかけて、また8月24日にも大雨が襲いました。災害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げます。また、復旧のために御尽力をいただいた関係者の皆様には感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入りますが、今回災害のことで質問をいたしますのは私で4人目となりますので、重複する点もあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。大きな項目の1点目は、今回の大雨災害から何点か質問をいたします。1点目は、避難準備情報について伺います。8月5日の大雨では、10時に災害本部が立ち上げられ、10時3分に徳田白樺団地、豊栄地区に避難勧告が、また西町1、2、3区、栄町区には避難準備情報が発令されました。避難準備情報とは、避難勧告や避難指示が発令されてからでは災害時要援護者の避難終了に時間を要することから、発令に基づき要援護者の避難を行い、また災害時要援護者ではない人々に対して避難準備を発令することで避難を具体的に準備してもらうために発令するものです。このようなことから、徳田白樺団地や豊栄地区にも避難勧告の前に避難準備情報を出すべきではなかったかと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

また、ハザードマップを見ますと、避難に関する呼びかけという箇所があります。避難指示などの種類が記載されており、避難準備、避難勧告、避難指示が示されています。呼びかけ内容の欄には、避難勧告の場合、〇〇地区の皆さん、〇〇川の堤防が決壊するおそれがありますので、避難を始めてくださいと書かれていますが、避難準備の場合は何も書かれておりません。どのようにして避難準備を呼びかけるのか伺います。

2点目は、災害情報の伝達について伺います。8月5日の大雨では、避難勧告が6カ所、避難準備情報が5カ所出されておりました。私は、災害の場合、命を守るために避難をすることが一番だと考えています。そのためには、地域の皆様に避難勧告や避難準備情報が発令されたということが確実に伝達されなければいけないと思います。その情報が十分に確実に伝達されたのか心配しているところです。地域の皆様に対してどのように伝達したのか伺います。また、解除についてもお

知らせください。

3点目は、避難所について伺います。洪水ハザードマップを見ますと、この地図は天塩川、名寄川と豊栄川が氾濫した場合の浸水予想に基づいて名寄市で想定される最大の範囲と最大の水深及び各地区の避難場所を示したものと書かれています。マップを見ますと、今回避難所に指定された名寄中学校と文化センターには洪水時にはバツ印がついています。豊栄区と栄町区の避難所は、名寄高等学校になっています。しかし、今回指定された避難所は豊栄区は名寄中学校で、栄町区は文化センターでありました。なぜそうだったのかお知らせください。

また、閉所の考え方について伺います。避難箇所7カ所、自主避難3カ所、合計10カ所に避難をされたわけですが、避難解除が出されたのが5日の18時50分です。解除がされていないのに閉所をしているところがありました。避難解除が出されるまでは避難所は開所しておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

4点目は、自主防災組織について伺います。平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、地域住民による平時からの自助、共助の営みが緊急時の危機管理に大きな効果を発揮するということが自主防災組織の育成が防災行政の重要項目と捉えられるようになりました。地域防災力の向上に向けた住民の活動は、さまざまなコミュニティ活動の核にもなるべきものでもあり、防災を初めとする地域の安全、安心な暮らしへの関心や意識が日常生活の中で高まることによって自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されることも期待されています。平成22年4月現在では、全国1,750市町村のうち1,621市町村で設置され、その数は14万2,759組織が結成されています。現在は、もっと多くなっていると思います。名寄市における自主防災組織の現状と今後の育成について伺います。

5点目は、防災資機材について伺います。防災計画には、水防資機材の保有状況が書かれていますが、今回の水害で不備はなかったのかどうか、また今後の計画についても伺います。

大きな項目2点目は、自動体外式除細動器、AEDについて伺います。AEDが医療従事者以外の一般市民にも解禁されてからちょうど10年が経過しました。この間AEDは急速に普及し、設置台数は40万台を超えたとされています。名寄市でも社会福祉管理分として35台、小中学校を初めさまざまな施設に設置をされています。万が一の場合、AED使用者が冷静な判断ができない場合でも迅速に間違いなくAEDを使用するためには、使用しやすい場所に設置されている必要があります。誰もがわかりやすいように表示しておくことが大事です。また、実際に使用しようとしたときに使えない状態では困ります。公共施設における設置場所は適正か、設置場所に表示はしてあるか、点検や管理は定期的に行われているか伺います。

大きな項目3点目は、豊西小学校について伺います。28年度には南小学校と統合となり、豊西小学校は廃校となります。全国では、平成23年度は474校が廃校となりました。平成4年度から23年度まで6,834校が廃校となりました。文部科学省は、近年～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトを立ち上げるなど、廃校の再利用が進められています。建物の7割が宿泊施設やレストラン、美術館や病院、教育施設などに生まれ変わっています。豊西小学校廃校後はどのように活用していくのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま川口議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては健康福祉部長から、大項目の3につきましては教育部長からそれぞれ答弁

とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、大雨災害から、小項目1の避難準備情報について申し上げます。8月4日から5日にかけての豊栄川に関する降雨及び水位の状況から御説明させていただきたいと思えます。一定の雨量で雨が続いた影響で、9時30分を過ぎたころから氾濫危険水位に近づく状況となり、その後急激な降雨によりまして午前10時には氾濫危険水位に達したため、徳田白樺団地と豊栄区にそれぞれ避難勧告の発令をさせていただきました。この段階では、急速に水位がふえてきており、急激な状況の変化が予想されたために、同地区にそれぞれ避難勧告の発令を選択させていただいたところでございます。一方、西町1区、2区、3区、栄町区につきましては、河川沿いで一部が増水するという情報が入っていたため、増水地区を含む栄町区までを対象として避難準備情報を発令し、栄町区につきましては午前10時50分に避難勧告に切りかえをさせていただいたところでございます。栄町区を避難勧告とした理由でございますが、栄町付近の浸水想定浸水深が西町地区より深いための対応でございます。今後は気象状態が見込める場合には避難準備情報から順次発令をしたいと考えておりますが、今回と同様に天候の急速な変化等による場合は避難勧告、避難指示の順に発令する場合がありますので、御理解をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、ハザードマップの避難準備時の呼びかけについてでございますけれども、市の呼びかけにつきましては基本的には避難勧告、避難指示に準じて呼びかけをさせていただくこととなり、これにつきましてはハザードマップの改定にあわせて呼びかけ内容についても改めて周知をさせていただきたいと考えてございます。

次に、小項目の2、災害情報の伝達についてでございます。情報伝達の方法につきましては、各町内会長に対して直接の伝達、広報車、市のホー

ムページ、エフエムなよろによる周知のほか、北海道警察、名寄消防署による巡回や訪問による対応もごさいます。8月4日から5日にかけての大雨は、名寄市全域に及ぶものであり、市を含む関係機関がそれぞれ対応をしましたが、役割分担やその方法につきましては一層の調整が必要と考えておりまして、今後災害時の情報伝達の体制づくりについて検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問のありました避難準備情報と災害情報の伝達についてであります。8月24日の大雨では5日の大雨対応時の課題を踏まえまして情報伝達の方法として携帯会社3社に同時配信される緊急速報メールの運用を開始したところをごさいます。また、北海道防災情報システムを活用したテレビによる防災情報の提供を8月から開始したところをごさいまして、今後エフエムなよろの放送回線を利用した防災ラジオを各町内会に3台配付する予定でありますので、これら複数の情報伝達手段を活用しまして情報伝達の精度を高めてまいりたいと考えてごさいます。

また、避難勧告等の解除についてであります。気象情報の確認はもちろんでごさいますが、河川の水防警報伝達による水位の状況、国土交通省や気象台のレーダーによる観測情報、土砂災害でございまして土砂災害警戒情報の解除の有無に加えまして土壌雨量指数及び解析雨量の状態を旭川地方気象台に確認するなど、安全が予想でき、避難所に避難者がいないことをもって解除し、町内会長及び避難者への伝達、ホームページ等の広報媒体により周知をさせていただいているところをごさいます。

次に、小項目3、避難所について申し上げます。避難所の定義につきましては、災害対策基本法の規定によりまして指定緊急避難所、指定避難所がごさいます。今回設置をしました避難所につきましては、いずれも一時的な避難として位置づける緊急避難所として取り扱ったものをごさいます。

また、今回の豊栄区を初めとする避難所につきましては、北海道で示しています豊栄川の浸水想定をもとに浸水深がほとんどない施設を選定してごさいまして、豊栄地区では5日は名寄中学校、24日にはスポーツセンターを、栄町区におきましては文化センターをそれぞれ選定させていただいたところをごさいます。

なお、避難勧告解除と避難所の閉鎖時間の関係についてであります。智恵文八幡地区の土砂災害警報は15時20分に解除、名寄市の大雨警報につきましては15時42分に大雨注意報となつてごさいまして、それぞれこの時点において避難解除ができる状態にありましたが、避難者が避難所から全員退去するのを待って一斉に避難解除としたため、避難解除と避難所の閉鎖時間に差異が発生したものでごさいますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、小項目の4、自主防災組織についてお答えいたします。災害が発生した場合には、市の取り組み、公助とあわせて自分の身は自分で守るという自助、地域の人たちや学校の仲間が互いに助け合うという共助の取り組みが重要であり、これらの共助を担う名寄市の自主防災組織の結成数につきましては8月末現在で16団体と確認しているところをごさいます。札幌気象台を初めとする各種の情報におきまして、自助、共助を高めることが人命救助に大きくはね返るという報告がされていることから、今後も自助、共助を中心に啓発に取り組んでまいります。特に共助を担う自主防災組織の役割は大変重要であると認識してごさいますので、今回の災害を機に自主防災組織に関する問い合わせが数件届いていることでもありますので、さらに自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の中で中心として活躍いただける人材の育成、また公助として市の情報提供や支援を行いながら取り組みを促進させてまいります。

次に、小項目の5、防災資機材について申し上

げます。防災資機材につきましては、計画的にそろえてきているところがございますが、今回の災害では砂詰めをした土のう備蓄量が課題となりました。今後も土のうを初めとする防災資機材は、想定される災害に対応できるよう確保してまいりたいと考えておまして、徳田白樺団地には地元業者から社会貢献として提供されました土のう220袋を町内会館裏に設置をし、初動対応に備えることとしてございます。それを報告させていただきまして、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の自動体外式除細動器、AEDについて申し上げます。

自動体外式除細動器、AEDは、平成16年7月に非医療従事者による使用が許可されて以来、本市におきましても市役所や小中学校を初め、各教育、福祉施設などに設置を進めてきたところがあります。名寄市内の設置状況につきましては、上川北部消防事務組合が公表している情報では本年7月17日現在で市内には58カ所、70台が設置されており、公共施設では40カ所、46台、個人病院や大型店などの民間事業所などでは18カ所、24台となっております。

御質問の社会福祉課が管理をしているAEDにつきましては、市役所、学校などの公共施設32カ所に35台が設置されており、本体機器の更新やバッテリー、電極パッドなどの消耗品の定期的な交換、補充を行っております。各施設における設置場所につきましては、施設ごとに違いはありますが、その施設の目的に沿った設置場所として玄関前、体育館やホールなど人の多く集まる場所の近くや職員室、管理室など施設職員が迅速に持ち出すことのできる場所などに設置をしているところと見られます。設置場所の表示では、AEDマークの書かれた掲示物を35台全てに配付をしており、それぞれに表示がされているところと見られます。AEDの点検、管理の状況につきましては、昨年全施設

に対して一斉点検を実施して、設置施設におけるセルフメンテナンスチェック機能を活用した日常的な点検をお願いしているところと見られます。また、消耗品の交換時期は社会福祉課で一括管理しており、期限前に各施設に配付しております。各施設でAEDを使用した場合や消耗品の破損や紛失などは随時報告をいただき、その都度電極パッドやバッテリーなどの消耗品やキューマस्कなどの附属品の補充をしております。いざというときにAEDが機能するよう、今後とも適切な維持管理に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3の豊西小学校について、小項目1の廃校後の活用についてお答えいたします。

豊西小学校につきましては、通学区域の見直しを行い、名寄南、西小学校の2校に通学することとし、平成27年度末をもって閉校することが決まっております。また、校舎については昭和48年に、屋内運動場は昭和50年に建築され、いずれも旧耐震基準の建物で、今後他の用途に転用し、利用する場合においては改修等に相当の経費がかかるものと思われまゝです。御質問の廃校後の活用方法について現時点で市内での具体的な議論はなされておきませんが、教育委員会で検討されてきた内容としては、1つ目は議員からもありました文部科学省が取り組んでいる「みんなの廃校」プロジェクト等に登録をし、全国から利用者を募る。2つ目は、維持経費がかかることから建物を解体し、更地とし、新たな活用方法が決まるまで（仮称）市民ホールの臨時駐車場や冬場の一時排雪場所として利用する。3つ目は、比較的利用価値の高い屋内体育館だけを改修し、今後も利用していくなどさまざまな活用方法を検討してまいりました。

なお、今後の検討に当たっては、教育施設という側面だけではなく、新たにオープンする（仮

称) 市民ホールや浅江島公園にも隣接しており、環境的に恵まれた立地条件にあることから、さまざまな面からの活用が考えられる施設、敷地であることも考慮し、庁内的な活用方策の協議を進めるとともに、市民の意見を聞き取り、参考にしながら方向性を出していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） それぞれ答弁をいただいたので、再質問をさせていただきます。

まず、避難準備情報ですが、緊急な場合や急激な状況の変化では、発令するいとまのない場合も当然あります。しかし、今回の場合は9時30分過ぎたところに氾濫危険水位に近づく状況になったということですから、今後の天気予報も考えると危険水位に達することは予測できたのではないかと思います。避難準備情報を発令することによって、家族等に連絡をしたり、非常持ち出し品等の用意など避難準備を開始いたします。また、避難の支援をされる方は支援行動のための準備をするわけです。それぞれが心の準備、物品の準備をするわけです。準備情報は、災害が発生するおそれがある場合に発令して準備をするわけです。当然災害が発生しない可能性もあるわけです。空振りの場合もあります。しかし、人々の命を優先するために発令することに意義があるので、早目の呼びかけをお願いしたいと思います。

避難準備の呼びかけについては、先ほどハザードマップの改定にあわせて内容を周知することですので、よろしくをお願いしたいと思います。

情報の伝達という観点から伺います。栄町区には、5日10時40分ころだったと思いますが、消防の広報車が巡回をして豊栄川の増水により豊栄地区に避難勧告が発令されました。避難場所は名寄中学校ですというような趣旨を話していました。西町もそうだったと伺っています。あの大雨ですから、自分の地域のことかなと思って聞いて

いた人が大勢いたと思います。今回の場合は、栄町区にはまず栄町区の状況を話すべきであり、他の地域である豊栄区の話もされても錯綜するだけだと思います。巡回経路も含めて消防との連携はどのようになっていたのでしょうか、伺います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま再質問をいただきました。まず、最初にいただきました避難準備情報も含めて早目、早目の情報提供というところにつきましては、答弁の中でも触れましたけれども、その状況に応じながらできるだけ速やかに、かつ迅速、的確に情報が伝わるように今後も努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

具体的には、情報の伝達というところで御質問をいただきましたけれども、基本的に情報伝達は先ほども申し上げたように複数の手段を用いて今も実施をさせていただいているわけでありますけれども、その中の一つとしての広報車の役割というのは非常に重要だ、有効だというふうに考えているところでございます。今現在スピーカーを備えつけの車については、風連、名寄庁舎にそれぞれ分けてでございますけれども、5台ほど庁内にありますので、関係機関との連携も含めて今後とも有効に活用してまいりたいというふうに考えています。

御指摘のありました消防の広報の関係でありますけれども、消防も当然災害対策本部に入っておりますので、当日も本部のほうに張りつき、連絡をとりながらそれぞれ対応に当たらせていただいたということでもあります。今地区を誤って広報していたということでもありますので、ここの部分につきましては内部で調査を行いまして、改めてそこについてはそういう事実がございましたら、改善を図ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） その後私は不在にしていたので、確認はできなかったのですが、広報車は西町、また栄町に回ってきたのでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これにつきましては、今回の8月4日、5日の災害については同時に多発というのでしょうか、複数の地区で災害が発生したということがありまして、当該の栄町区あるいは西町1区から3区につきましては消防のほうで広報が回ったということがありましたので、市の広報車等については既にほかの地区を回っていたということがありましたので、その地区については広報車での対応はできなかったということでありまして、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） 栄町区は、5日の11時に町内会長に避難勧告の連絡がありました。まずは、地域の皆さんに避難勧告が発令されたことを連絡することが大事だと思い、会長と相談をして役員が手分けをして1軒1軒戸別に連絡をしました。平日でもあり、不在の家が多く、私が連絡をとれたのが約3割程度でした。皆さん何のことかわかりませんでした。情報が伝わっていませんでした。エフエムなよろや市のホームページや広報車等で伝達をされているということですが、平日の日中であり、ラジオを聞いている人やパソコンを見ている人は大変少ないのではと推測しているところでもあります。確実に連絡がとれるのは、電話をかけたり、戸別に訪問するのが一番だと思いますが、そこまでは行政では無理ですので、市としては広報車等のスピーカーがついている車を利用して、避難情報や避難勧告が発令された地域には何回も巡回して連絡するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここにつきましては、先ほども申し上げましたが、スピーカーがついて

いる車が5台ということでありまして、複数の地区で同時に起きた場合については、これは場合によってですけれども、回る地区の順位もつけられてもらわなければいけないかもしれませんが、まずはある車を最大限活用して地区の住民の皆さんに周知できるように、ここについては改めて検証させていただきまして、内容を検討させていただきたいというふうに思います。ただ、市としては広報のほかにも市民の皆さんに周知する手段は複数用意しているということで、先ほども申し上げましたけれども、携帯電話を使つての緊急メールですとか、あるいはテレビ等のデータボタンで今名寄市がどういう警報、指示を出しているのかについても、これは一過性でなくて何度も確認できるような内容もありますし、あるいはエフエムなよろなどでは防災時においては一定の時間繰り返し名寄市の情報等も発信いただきました。対策本部にも詰めていただきまして、非常に頻繁に情報を入手いただいて放送いただいていた部分もありますので、これら複数の情報伝達によって不足する分については埋めてまいりたいというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） わかりました。

西町区や栄町区には、避難準備や避難勧告が発令されたわけでありまして、しかし西町1区と栄町に挟まれている中島区には何も発令されていないのです。建物は頑丈ですけれども、地形的には豊栄川のすぐ横ですし、土地も低いと思います。なぜ何も発令されなかったのか伺います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 中島区には発令をされなかったということでありましてけれども、今回栄町に避難勧告を出したその理由は先ほども述べましたけれども、補足をすると栄町奥に天塩川のほうに水をくみ出す排水機場がございましてけれども、そのところの付近の水位が上がってきたと

ということで、これに早目に対応するために避難勧告に切りかえをさせていただいたということでありまして、中島区についても隣の町内会となりますので、そこについての発令の必要があったかなにかについては改めて検証させていただかなければいけないかと思っておりますけれども、その段階については中島区については先ほど議員が言われた建物の構造等も含めて指示を出す必要はないだろうと、このように考えたということであります。先ほど言いましたように、改めて今後については検証させていただければと思います。御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） 余り理解はできなかったのですが、次に行きます。

避難所についてですが、まず災害時はハザードマップを見てどこに避難をするのか確認すると思います。しかし、現在のマップには先ほど言われました緊急避難所とか指定避難所とかは記載されておりません。どう見てもハザードマップでは栄町や豊栄区の避難所は名寄高等学校としか読み取れないように思います。今後も豊栄川の浸水想定をもとに浸水深がほとんどない施設を選定することになれば、毎回違うこともあるわけですから、そのことが理解できるように書きかえる必要があると思いますので、市民の皆様がわかりやすいようにマップの改定の際はあわせて実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ハザードマップの避難所の表示の関係についての御質問をいただきました。ハザードマップで想定している避難所の表示については、名寄川、天塩川が同時に氾濫をしたときのどこまで水がつかるかという部分の想定をして、避難所については指定をしているというのがありますが、あわせてハザードマップには豊栄川のみが氾濫をしたときの分についての浸水の状況についても記述をさせていただいてい

るところであります。避難所の設置につきましては、災害の程度によってというか、災害の起きる場所あるいは程度によって状況に応じて判断しなければならぬ場合もあるということをご考慮いただきたいと思います。ただいづれにしても今回の災害に当たっての避難所の指示とハザードマップの表示については、これに差があるのは間違いのない事実でございますので、さきにも申し上げましたけれども、ハザードマップについては見直しを検討してございますので、この見直しにあわせて皆さんにわかりやすいような形で避難所の設置状況についてお示しをしたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） それでは、自主防災組織について伺います。

情報の伝達網、町内会ごとで電話で連絡をしていただくとか、戸別に回っていただくとかすれば今より確実に情報が伝達されますし、災害時には行政だけでは対応が難しい面もあると思います。自主防災組織を立ち上げることにより、防災という話題で家族や隣近所、町内会で話をするにより、地域の連帯感や地域コミュニティの向上が図られます。また、災害時には各自がとるべき行動を理解したり、助け合うことにより被害が軽減されます。今後も町内会等と話し合う機会もあると思いますので、自主防災組織の重要性を話し合って、さらに自主防災組織の育成に努めていただきたいと思っておりますので、再度伺います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 自主防災組織の今後のあり方ということかというふうに思いますが、先ほど議員のほうからも全国的な自主防災組織の設置状況について御示唆をいただきましたけれども、この間ももとよりでありますけれども、特に今回の災害に当たって教訓となったのは自助、共助の重要性というところだと思っておりますし、これは名寄市だけではなくて全国的な災害において



もそのところの重要性ということで、国の避難に関するマニュアルの見直しでもその重要性というのがうたわれている部分だと思えます。そういった意味におきましては、自主防災組織というのがまさに共助の助け合いの核になる組織だというふうに思っておりますので、これにつきましては今後とも町内会あるいは地域の皆さんともお話をしながら、自主防災組織の設立、さらには育成に向けて、それと先ほどの答弁の中でもありましたけれども、組織の中で中心となる人材の育成も含めて今後対応をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思えます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） 防災資機材について伺います。

今回避難された方は、自主避難を合わせて346人になりますが、毛布の備蓄は478枚となっています。今回は夕方には解除になりましたので、必要はなかったのですが、余りにも少ないのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

また、4年前の大雨や今回の大雨によって土のうやブルーシートが必要な地域もわかったと思えます。先ほどの答弁にもありましたが、土のうなどはそのような地域あるいは町内会ごと保管してはどうかと思えます。そのほうが対処が早いし、被害も軽減できるのではないかと思います。いかがでしょうか、伺います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 災害における資材の関係の備蓄の関係についてでありますけれども、基本的には3日分の対応できる資機材を目標として今備蓄を進めているところでありますけれども、実際の対応としますと1日過ぎますと、これは各協定先の事業者ですとか、あるいは日本赤十字社のほうから対応の資材等も運ばれてきていますので、当面はこの1日乗り越える分については不可欠だというふうに考えているところでございま

す。最終的には、先ほど申し上げましたように3日耐えられるような形で計画的に備蓄を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、地域ごとあるいは町内会ごとに、今回の災害を教訓に必要な箇所に資材等の保管をしてはということであります。先ほど申し上げましたように、白樺団地については土のうを220袋でありますけれども、社会貢献でいただいた分について既に配置をさせていただいている部分であります。保管に当たっては場所の関係もありますし、あるいは保管のスペース等の関係もあります。また、適切に保管できるという環境も必要だというふうに思っておりますので、これらを含めて調査研究してまいりたいというふうに考えておりますし、効果的な保管に努めたいと考えておりますので、御理解をいただければと思えます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） わかりました。

災害が起こって一番大事なことは、安全に避難することです。その観点から、私はハザードマップは大変重要なものであると思っております。市内全戸配布されていて、災害時に市民の皆さんがまず頼るのはハザードマップです。ほかに災害時にどうするという情報がないからです。ですから、誰もが理解できるものでなければなりません。どんな連絡が来て、どんなものを準備して、どこへ避難するか、誰もがわかるようにしていただきたいと思えます。また、少し字が小さいところも気になりますので、高齢の方も見やすいような配慮もお願いしたいと思えます。

名寄市は、災害の少ないまちです。津波はないし、地震も少ない。しかし、今回のような大雨はないとは限りません。地球の温暖化により大気中に水蒸気が多く、いつどこでゲリラ豪雨が発生してもおかしくないと言われております。私ごとで恐縮ですが、15年ほど前に佐々淳行さんの講話を受講したことがあります。初代内閣安全保障室長

であり、危機管理の第一人者と言われております。その中で危機管理の基本は悲観的に準備し、樂觀的に対処することだと話されておりました。準備をするときは時間もありません、考えられる全てのことを考えて準備をすれば、何が起こっても慌てずに対処ができるということです。もちろん全てのことを行うことは不可能です。また、大変費用もかかるとおっしゃいます。しかし、安全はお金では買えません。今回の大雨を教訓にして、いま一度防災について徹底的に考え、市民の皆さんがより安心、安全に暮らせるようなまちづくりをお願いしたいと思っております。

AEDについて伺います。AEDの設置場所については、人口密度の高い場所、高齢者の多い場所、スポーツ施設など心停止の発生頻度の高い場所、学校のような広い場所では複数の設置が望ましいが、数が限られるなら運動場や体育館の近くなど効果的な場所に置く必要がある。心停止から5分以内に除細動できるかどうか設置場所の目安になるそうです。また、わかりやすい場所や誰もがアクセスできる場所がよいそうです。名寄の小中学校では職員室が多いようですが、体育館や玄関というところもあります。一概にどこがいいとは言えないでしょうが、いま一度考えていただいて、その施設で最適な場所に置いていただきたいと思います。

それと、非常口やトイレには誘導する表示は多いが、AEDは設置場所にしか表示がない。これではAEDにたどり着けないという意見もありますので、あわせてお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

AEDの設置場所につきましては、先ほどもお答えいたしました。各施設によりまして異なっているのが実情でございます。各施設の入り口には、AEDの設置施設という表示はしておりますし、またAEDの保管場所での表示はしておりま

すが、誘導表示がないのも事実であります。学校などにつきましては、主に児童生徒など施設内の使用を想定しておりますので、AEDの使用については施設職員が対応できるよう講習会等を開催しているところでございます。各施設の近隣の地域住民の方の使用や特に市役所などは多くの市民の皆さんが御利用される施設でありますので、今後AEDの市民の皆さんへの啓発や設置、管理の規範となる意味からも、それらの意味も含めまして施設に入って誰もがすぐわかりやすい場所への設置を考慮いたしたいと考えております。市民の皆さんの使用にも対応できるよう、AEDの設置場所の見直しや必要な箇所にはAEDまでの誘導表示につきましても改善に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） AEDの使用だけではなくて、使用するまでの心臓マッサージが大事だそうです。AEDが到着するまでは心臓マッサージを続けなければなりません。AEDを使用した後も救急車が来るまでは心臓マッサージを続けなければなりません。年に数回消防が救命講習会を開いています。ぜひ職員の皆さんも講習会への積極的な参加をお願いしたいと思います。また、一度受けた方も忘れることもありますので、1年に1度ぐらい受けていただければと思います。

AEDは、予算面を考えると購入する場合は30万円から50万円です。本体の耐久年数は5年から8年です。バッテリーは四、五年、パッドは1年半から2年で交換が必要です。バッテリーやパッドの交換に5年で13万円ほどかかります。ということは、購入すると5年で43万円から63万円かかるわけです。レンタルだと月5,000円ぐらいのところもあります。消耗品も含まれています。レンタルだと8年で48万円くらいです。また、AEDは管理が大変だと思います。消耗品の交換時期が違うため、また交換する期間が長いため、全国では使用するときにはバッテリーが切れ

ていたという事例もあります。レンタルだと消耗品の管理もしてくれます。値段的にも、また管理面も考えますと、購入するよりもレンタルのほうがいいと思います。そろそろ交換時期に来ているAEDもありますので、レンタルを検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） AEDの本体の使用期限はおおむね7年程度となりますが、使用期限を迎えたものは随時入れかえをするということになっております。買いかえの場合は、本体購入後に議員おっしゃったとおり電池パックや電極パッドといった消耗品の補充管理が必要となってまいります。消耗品の交換の管理ですとか、また使用後の消耗品の補充、本体バッテリーや故障した場合の保証など機器のメンテナンスなどを考えますと、保守を見込んだリース契約等での入れかえはAEDの適正管理の観点からも検討が必要であると考えますので、今後購入した場合の費用とリース契約した場合の費用の詳細な比較検討をさせていただき、検討させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） わかりました。

病院以外の突然の心停止で亡くなる人の数は1年間におよそ6万人、交通事故が4500人ぐらいですから、13倍ぐらいになるそうです。毎日160人ほどの人が心臓、突然死で亡くなっている計算です。そのときのためにAEDは必要ですし、いつどこでそんなときがやってくるかは誰にもわかりません。そのときになって私はできませんということがないように、市民皆さんがAEDを使用することができれば助かる命もあるわけです。一人でも多くの人を使用できることが大事です。現在も講習会等への参加を呼びかけていることと思いますが、今以上の市民に対する講習会の参加の呼びかけをしていただければと思います。

豊西小学校について伺います。24年5月時点

で全国では利用計画がない廃校が1,000校あるそうです。理由については、地域からの要望がないとか、建物自体が老朽化しているとか、財源が確保できないとか、いろいろありますが、まずは地域の皆様の意見を聞くことが重要だと思います。説明会を開いたり、アンケートを行ったり、地域と協議することも必要かと思いますが、そのような計画はあるのかどうか伺います。なければ今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま議員のほうから廃校後の利活用についての協議についての御意見をいただきました。今のところ具体的な進め方についての検討は出ていませんけれども、今いただいた御意見も参考にしながら、地域の皆様の御意見を聞くことは当然でありますし、先ほど述べましたけれども、（仮称）市民ホールや浅江島公園といった多くの市民が集う場所でもありますので、そういった面では市全体として有効的な活用もできる場所でもあるというふうにも考えていますので、市全体の意見を聞くような、そういったことも考えながら、広い意見を聞きながら今後進めていくような形をとっていきたいというように考えていますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川口議員。

○11番（川口京二議員） わかりました。よろしくお願ひします。

さきの議会報告会でも文化的な合宿施設にしてはどうかという意見もありましたが、私は市民ホールもできますし、立派な浅江島公園もありますので、子育て支援という観点から子育て支援施設があってもいいのかなと思います。また、高齢者のための福祉施設も必要だとも思います。さまざまな意見があると思いますので、待ち受けの姿勢ではなくて積極的に話し合いの場を設け、いろんな意見を聞いて有効に活用していただきたいと思ひます。廃校後も管理が必要だと思ひますので、

なるべく早い段階で考えるべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市農産物簡易加工処理施設の運用について外2件を、塩田昌彦議員。

○3番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をしてまいります。

大項目1の名寄市農産物簡易加工処理施設の運用について2点質問いたします。1点目は、加工施設あぐりん館及びグリーンハウスの利用状況と地場農産物を活用して研究開発により商品化に結びつけている商品及び団体についてお知らせください。

2点目は、近年製造工程の管理を重視した衛生管理法、北海道HACCPの評価認定を受けている施設がふえている現状にあります。そこで、加工施設あぐりん館やグリーンハウスを利用して商品化している商品が消費者に安心して安全な商品であることを確認していただくため、また商品の販売においてHACCP評価を受けることは商品の優位性や付加価値を高めることになるため、両加工施設の北海道HACCP評価認定を受けるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、大項目2の商工業活性化に係る道及び国からの補助について2点質問をいたします。1点目は、現在行政から商工業者、商工会議所、商工会、NPO法人なよろ観光まちづくり協会等への補助情報はどのような形で発信されているのか、また行政や商工会議所、商工会、NPO法人なよ

ろ観光まちづくり協会等横の連携や情報の共有はどのように図られているのかをお知らせください。

道や国からの情報は、行政においては総務部企画課、経済部営業戦略室に流れてきていると思いますが、情報の共有に関し、定期的に会議を開催するなどの確に関係部署に伝わるシステムの構築がなされているのか、またメール発信にとどまってははいないか、情報提供システムについてお知らせください。

2点目は、現在名寄市から道や国へ職員が派遣されていますが、情報の提供についてお聞きいたします。職員の派遣については、職員研修の一環として職員おのおのの資質の向上等を図ることを目的に派遣されていると思いますが、上部上級機関への派遣であり、名寄市が進めるまちづくりには必要な情報がたくさんあると思いますが、情報の提供や成果などについてお知らせください。

次に、大項目3のジュニア育成について5点質問いたします。1点目は、ジュニアの登録状況についてお知らせください。種目別に少年団登録数及び少年団員数についてお知らせ願います。

2点目は、ジュニアの育成補助金についてお聞きをいたします。現在ジュニア育成補助金は、財団法人名寄市体育協会に150万円、風連町体育協会に24万円が交付され、体育協会を通して各少年団に交付されておりますが、交付の状況についてお知らせください。

3点目は、ジュニア育成に係る指導者養成の考え方についてお聞きいたします。ジュニアの資質向上を図るために優秀な指導者に指導を仰ぐことは絶対条件となります。現状指導者不足は否めない事実であり、これは指導者不足の解消を図るため行政としてどのような対策を講じているのかお知らせください。

4点目は、少年団等の道大会や全国大会への出場支援についてお知らせください。

最後5点目は、少年団が利用できる専用のバスの確保についてお聞かせください。少年団が遠征

等のため足の確保に苦慮をしている現状を踏まえ、専用バスの確保に係るバスの購入について考えをお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 塩田議員からは、大項目で3点にわたって御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2の小項目1は営業戦略室長から、小項目の2は総務部長から、大項目の3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、名寄市農産物加工処理施設の運用について、小項目1、加工施設あぐりん館、グリーンハウスを使用して、地場農産物の活用を図り、商品化している商品及び団体について申し上げます。まず、加工施設の利用状況について報告いたします。平成25年度の実績ですが、あぐりん館では利用件数32件、利用団体17団体、利用者は延べで280人となっております。グリーンハウスでは、利用件数41件、利用団体36団体、利用者は延べで282人となっております。利用の状況では、みそづくり、トマトジュース、イベントの準備等に市内の加工グループを初めとして幅広く利用されております。また、利用団体の中で商品化している団体ですが、トマトジュースの加工で3団体、みその加工団体で1団体、みそとピクルスの加工団体で1団体、合計5団体となっております。

次に、小項目2、商品化の優位性を図るため施設のHACCP認定（北海道）を取得する考えについて申し上げます。北海道HACCP自主衛生管理認証制度は、食品関係業者等がみずから行う食品の衛生管理方法について北海道が独自に作成したHACCPに基づく衛生管理導入の評価調書を使用し、施設の状態や管理運営の方法を143項目にわたって自己採点の上、一定の基準に達した場合に申請することになります。北海道では、

同じ調書をもとにしての登録評価機関が実地調査を行い、認証審査会で認証されるものです。認証期間は3年間となっており、その後は更新することとなります。認証を受けた衛生管理方法により製造、加工された食品には認証マークを表示することが認められ、北海道を通じて広く道民に公表されます。名寄市においては、学校給食センターが平成23年に認定を受けております。公共の加工施設でのHACCP取得については、不特定多数の利活用がある施設でもあり、取得することで今まで以上の衛生管理を利用者に協力いただくことなど含めて課題も多いものと認識しておりますので、利用者の御意見を伺いながら研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、商工業活性化に係る道及び国からの補助について、小項目1、現在行政から商工業者、商工会議所など関係機関への補助情報はどのような形で発信されているか、また行政や商工会議所など関係機関の横の連携、情報の共有が図られているかについてお答えいたします。

現在国、道、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターなどから随時メールでさまざまな情報提供がございます。さらには、本市から職員を派遣しています北海道経済産業局、一般社団法人移住・交流推進機構からも貴重な情報を受けることができる環境がございます。提供があった情報につきましては、営業戦略課内で検討の上、各団体への連絡、さらには関係団体を経由して各事業所へ情報が行き渡るよう取り組んでおりますが、情報内容によっては関係団体、各事業所と直接会って協議することとしております。

行政と関係団体との連携等につきましては、昨年度からおのおのが今まで蓄積されてきた専門的な知見などを有効に活用するためにはどのような

役割を担うことが連携を図る上で必要であるかについて協議をし、本年4月から中小企業振興条例に係る支援策の相談窓口を今まで市担当課であったものを商工会及び商工会議所に変更し、事業者が支援策とあわせて経営、融資などについても相談できるワンストップ窓口の役割を商工会及び商工会議所が取り組んでいただけるよう支援体制を変更したところであります。

また、昨年までは状況に応じて随時情報交換、検討会議を開催してきましたが、今年度からは各組織の代表者による情報交換の場も設定するとともに、事務局レベルでは定期情報懇談会を開催し、今まで以上に横の連携、情報共有が図られていると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目2のうち小項目2、国、道等へ派遣している職員からの情報提供の状況について申し上げます。

現在は、平成25年度から財団法人地域活性化センターへ1名、平成26年度から北海道経済産業局へ1名、さらに北海道との人事交流で1名を派遣し、人材育成を図る一方で、派遣した職員からはそれぞれ補助金などの支援制度や地場製品のPR機会を初め、関係機関や団体などとの新たな接点を含めて広範かつ詳細な情報が他の自治体に先駆けて提供されている状況でございます。この間の主な成果といたしましては、地域活性化センター関係ではジュニアオリンピックの誘致や地域おこし協力隊に関する情報提供を初め、移住交流による地域活性化支援事業の採択や本市の農産物をPRすることを目的に先般東京で開催されました民間企業とのコラボ事業などがございます。また、北海道経済産業局関係では、11月に沖縄で開催されます東アジアへの輸出を目的とした海外バイヤーとの商談会の出展の決定やタイ、北京を初め国内の民間企業に名寄市の特産品をPRし、販路拡大を目指す取り組みのほか、経済産業局が

窓口となりますものづくり・商業・サービス補助金の情報提供を受け、市内からも幾つかの業者が申請を上げている状況でございます。このほかにも派遣した職員に関する機関や団体との連携が密になるなど一定の成果があると認識しており、今後におきましても職員派遣を継続しながら、人材育成の観点はもとよりですが、国などにおける情報収集や関係機関、団体との連携を深め、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3のジュニア育成につきましてお答えをいたします。

最初に、小項目1のジュニアの登録状況についてですが、現在名寄市内のスポーツ少年団は、名寄地区ではバレーボール5団体、野球4団体などで13種目20団体、団員数は429人、風連地区では5種目5団体、団員数は82人となっており、登録されている指導者数はそれぞれ66人と25人となっております。

続いて、小項目2の育成補助金につきましては、名寄地区では名寄市体育協会に対する補助金300万円のうちジュニア強化費として150万円を充てることとしております。名寄市体育協会においては、各競技団体ジュニアの登録人数1人につき1,000円と強化合宿等を行った場合の補助を行っております。風連地区におきましては、風連町スポーツ少年団連絡協議会に対する補助金24万円について、各少年団に3から4万円が育成費として交付されております。

続いて、小項目3の指導者育成の考え方についてですが、本市においてはこれまで体育協会等が定める定款や規約に基づき実施されていますスポーツ少年団や指導者を育成する事業に対しまして、先ほどお答えをいたしました補助金を活用いただくことで側面的な支援を行うことを市として進めてきております。これは、教育委員会が直接的に指導者育成に関して事業を行うのではなく、それ

ぞれの競技の特性や各競技団体の考え方に沿ってより事情を把握されている体育協会等において育成事業を進めていただくことが効果的であるとの判断によるものであります。活用の例としては、名寄地区では体育協会から各競技団体へ交付されるジュニア強化費の中で各団体がそれぞれの判断において指導者研修会や資格取得講習会の参加者助成の一部として活用されていると伺っております。また、風連地区では、風連町スポーツ少年団連絡協議会から指導者研修会等への参加料や交通費、宿泊費の2分の1以内を予算の範囲内で助成しているとのこと。このほかには、アスリートとの交流事業や教育振興補助金による助成制度もございますが、具体的な指導者育成は各競技団体や少年団等においてさまざまな取り組みがなされておりますので、体育協会等と連携して育成や教室の支援、充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続いて、小項目4の少年団等の道大会や全国大会出場への支援についてお答えします。本市においては、市内に住居を有する児童生徒の個人または団体が文化、スポーツ活動のために全道大会や全国大会に出場する場合、名寄市教育振興補助金の交付基準に基づき補助をしております。具体的には、義務教育児童生徒が全道や全国大会に出場した場合、また高校生は全国大会に出場した場合同じですが、交通費と宿泊費に対して一定の補助を行っております。平成25年度の補助金交付実績では、小学生で12件の116万2,000円、中学生で34件の308万4,000円、高校生で1件の8万2,000円、総額で432万8,000円の交付となっております。名寄市教育振興補助金については、名寄市教育振興基金を財源として運用していることから、交付基準等の拡大は難しいと考えています。この補助金の継続と趣旨の通り、引き続き児童生徒の文化、スポーツ等教育の振興につなげていきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

最後に、小項目5の専用バスの確保についてですが、平成20年までは篤志寄附により購入した市所有のマイクロバスを名寄市体育協会において運用しておりましたが、車両が老朽化しましたことから運用を廃止したところ。それ以降につきましては、専用バスを更新することができませんので、現状社会教育関係団体活動推進補助金を活用し、バスの借り上げ料に対する半額補助を御利用いただいているところであります。スポーツ少年団等の利用は年間2回まで可能としておりますが、利用状況は名寄地区でも年間5件程度となっております。現時点では、これまで同様民間事業者のバス活用を基本にその利用に対する補助を行い、負担軽減を図っていく考えでありますので、専用バスを導入することの検討には至っておりませんので、御理解をお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の加工施設の利用状況でありますけれども、いろんな方々が利用されているというふうなことで理解をさせていただきました。ただ、このHACCPの関係でありますけれども、公共施設でもあるというふうなことも含めて、これから評価認定を受けるために関係機関と調整を行いながら進めていくということによろしいのかどうかということと私も質問させていただいた背景には、ここを利用して商品化している方々から何とかそういうふうな施設の認定を受けることはできないのでしょうかというふうなことを農務課のほうに恐らくお話をしていると思うのですけれども、そのことが生かされていないといましようか、どのようにするのかお答えいただいていたことから、このように私が今質問するような形に至ったというふうなことでもありますし、やはり

商品というのは付加価値を高めることと衛生管理をしっかりとしているというふうなことは必須の部分でありますから、これは何とか努力をしていただいて、そして自己評価をし、そして道の認定に向けての努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） HACCPの関係でございます。私ども今考えているのは、HACCPそのものが私どもの中でも勉強不足というのは確かにあるものでございますから、これは北海道の窓口は名寄保健所になってもございますし、今月に上川管内のHACCPの研修会というか、勉強会もあるので、そこにも参加をするようにして、どのようなことが本当にできるのか、どんな準備が要るのかを含めて、まず私ども内部でその中身をしっかりと研究させていただいて、それでできるものであれば関係機関の皆さんとも御相談しないといけない事項でございますので、まず研究をさせていただきたいということで、今そのように考えているということでよろしく申し上げます。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） ただいま講習会にも参加をさせる中で保健所の指導を受けながら作業を進めていくということですので、どうかよろしくお願いをしたいというふうに思いますので、状況わかりましたので、以上でHACCPの関係については終わらせていただきます。

続きまして、道や国からの補助金の部分でありますけれども、この補助金については行政内では企画、そして営業戦略と。ここには先ほども御答弁いただきました国、道、それから外郭団体からいろんな情報が来ているということですので、それについて先ほどのお話ではしっかり共有を図っているというような答弁に聞こえました。ただ、現状はそういうふうになってはいないのかなと私は思っています。これは何かというと、実際商店

街の皆さんとか、やはり何かをしたいなと思っていても相談するところがはっきりわからないと。常日ごろから商工会議所なり商工会、そしてそれにかかわる部分として観光まちづくり協会があるわけですから、そこいろんな連携を密にしながら情報を共有して、まちでどんな考え方を持ってどういうふうにしてほしいのだろうというふうなことを的確に把握をしていたならば、やはりそういう早い話文句ですけれども、出ないと思うのです。出るということは、皆さんがお考えのようにきちっと情報が伝達されていてケアされているということであれば恐らくこんな意見はいただかないで済むと思うのです。ですから、そうではないというところをしっかりと認識をさせていただいて、やはり私はもうまちの中にもっともっと出ていくべきだと思うのです。お題目みたいに商業活性、商業活性、いつの場でもそういう言葉は出てきます。しかし、それを実際に実現するのは業者さんというか、店主ですよね。その人たちの気持ちを受けとめて、行政はそれのサポートとして情報をしっかりと流して、こういう場合にはこういうふうな部分があるよというふうに教えてあげる。それがやはりちょっとそれならやってみようかなというふうな気持ちの転換につながっていく。それがまちの活性化。一遍に全部できるわけではないです。だけれども、一つ一つやはりそういうところから入っていかないとだめなのではないかなというふうに実は思っています、御答弁を聞くと何か全部できているようにお話しになっていますけれども、そうではないと思いますので、もう一度その点について、現在進めていること、今までやっていなかったけれども、今4月からこういうふうにしたということでも結構です。お答えください。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今塩田議員のほうから先ほど答弁で申し上げましたけれども、私どもから商工会議所初め関係機関への情報提供あ



るいは情報共有という部分がうまくいっていないのではないかと御指摘もいただきました。御指摘のとおり、私どもといたしましては会議所、商工会等とも定期的に今年度からですか、そういう話し合いの場を持ちながら、そういう情報共有も含めて図りましょうということで、2カ月に1回程度今事務レベル段階では開催をさせていただいているところであります。そういう部分では、これまでなかなかうまくいってなかった部分があったのかもしれないというふうに考えております。そういう意味で先ほども答弁で申し上げましたとおり、各支援制度ですとか、融資ですとか、そういった部分、利用しやすい状況をつくるために、まずは会議所や商工会の窓口に行ってもらって、そこでそういった制度も含めて説明をしていただく、あるいは受け付けていただく。そして、業者の営業状況といいますか、経営状況といいますか、そういったことも含めて相談をいただいて、その上で市のほうに上げていただくような、そんな流れをこの4月からとっておりますので、さらに先ほども答弁でもありましたとおり、ことしから北海道経済産業局のほうにも1人職員を私どものほうから派遣をさせていただいておまして、情報もたくさん流れてきておりますので、そういった部分も活用しながら、もっとより連携をとりながら、今後皆さんに利用しやすいような体制をつくってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） わかりました。なるべくというよりは、ことしの4月から名寄市と、それから商工会議所、商工会、3者による定期的な会議を開いて情報の共有を図っているというふうなことについては理解をしています。画期的なことだなというふうに思っていて、非常にいいのではないかと御指摘もいただいておりますので、その活用をしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、このことに関しては中小企業の振興条例、規則、これを28年4月からですか、見直しをすべく、今その調整をしながらこの1年半ですか、かけていろんな情報を詰めていくというふうなことだと思っておりますけれども、その中で実際に観光まちづくり協会、この中に入っていないのです、3者の会議は開いているけれども。いろんな部分で、私今までずっと皆さんが進めてきていることというのは絶えず同じようなサイクルでいると思うのです。ですから、そこは入るべきなのではないでしょうか。

それと、もう一つ、この条例、規則を見直すための部分として一生懸命お話をされているという部分でいうと、実際に名寄の5丁目、6丁目に新しく来てお店を構えた方、何件かありますよね。そういう人たちの意見とかお聞きになっているのかどうなのか。それと、できればそういう人たちをその中に入れて、そして意見を聞きながら、1つまとめていくというような形をお考えにはなりませんでしょうか。よろしくお願ひします。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今塩田議員からいただきましたまちづくり観光の部分でありますけれども、この間商工会議所や商工会の皆様との事務レベルでのお話し合いというものをさせていただいております。その一方で観光協会の皆様ともお話をさせていただくということで、実現には至っていないのですが、話をさせていただいております。そのほかに商工会議所、商工会、あるいは風連の観光協会も含めた、そういったそういう団体の集まりというのも年に定期的に、懇親の場も含めて設定はさせていただいておりますので、その部分について中小企業振興条例改正に向けてそういった方々の御意見をいただくという意味では、今後そういった部分について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、新規で入られている5丁目、6丁目の開業者の皆さんの部分につきましても、これまでそ

の後の御意見等も含めて直接私どもにはいただいているというのがありますので、そこら辺も会議所等を通じて連携をしながら、そういった意見もお聞きをしながら今後の事業に向けてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 私中小企業振興条例の条例、規則の見直しがどうのこうのと言っているわけではなくて、やはり携わる行政、そして商工関係の人たち全てが同じ共通認識を持つということが大事なのだというふうに思っていますので、そういうふうな形で意思の疎通が図られるような形に持って行っていただきたいというふうに思います。

それから、買・なよろ運動推進事業、今毎日新聞に載ってまして、そういう中でうちはこうなのだよといろんな情報を提供してくれているということを含めて、これは商工会議所さんが進めている事業というふうなことで、いいことだなというふうに思っています。そういうふうにまちの方のいろんな意見を聞くというばかりでなくて、こんなことを一緒にやってみませんかというふうな話をするということは大事だというふうに思っています、ここの部分についてもこの部分についての認可といいたいでしょうか、受けるのは市のほうの判こも要するという、そういうこともあったのですけれども、もともとの最初の始まりといいたいでしょうか、この話があったときに一緒に商工会議所とともに話し合っこの事業認可につながったかどうかということについてお知らせ願いたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 買・なよろ運動につきましては、ことしで2回目というふうにお聞きをしていますけれども、今現在事業を進めるに当たりましては私どもの営業戦略課長も実行委員の一人のメンバーとして入らせていただきまして、実際に事業を検討させていただきながら進め

ておりますので、認可の部分、私ども今手元にそういった部分ちょっと持ち得ませんけれども、当然そこら辺の部分については当初の部分から意見交換なり情報交換なりをしながら認可に向けてやってきたというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） よろしくお願います。

それで、もう一つ、今取り進めている部分としては、首都圏でのアンテナショップ設置運営検討事業というのを取り組みをしたいということで検討されているというふうにお聞きしておりますが、行政もこの中に、恐らく検討、水間課長が入っていらっしゃるのだと思うのですけれども、これをどういうふうに生かしていこうとしているのか、差し支えなければお答えいただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） アンテナショップの関係で補助事業を使いながら、今商工会議所さんのほうを中心にして実行委員会をつくりながら計画をされて、これから実行しようとしております。この部分につきましては、私どもが中心というか、主体的になってやっているものではありませんけれども、塩田議員御指摘のとおり水間課長が入りまして……

（何事か呼ぶ者あり）

○営業戦略室長（常本史之君） 済みません。おっしゃられましたとおり営業戦略課長が委員として入りまして、一緒に考えさせていただいて、進めさせていただいているということでもあります。そこは、私どもが今都市交流の中で杉並区と交流をさせていただいてまして、そちらのほうへの、杉並区を中心とした首都圏への物産の販売ですとか、名寄からのそういう経済交流も含めてやりたいという話でございましたので、私どもとしてはそこを当然杉並区を中心としてということでございますので、支援をしていくという部分についてはこの間お話し合いもさせていただいて、取り進めているところでございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、2点目の職員派遣の中での情報提供という部分で、よくわかりました。やはり上部機関といいましょうか、上級機関からの情報というのは本当に名寄の市長が進めるまちづくりというふうな中で必要な情報だというふうに思っています、今回この質問をしたのは市の職員が派遣という形で何人か、今現在3人ですけれども、進められている。その成果というのがどのような形になっているのかというのは、正直な話市民の方ってわからないのです。ですから、ごめんなさい。この質問をさせていただいて、その中で御答弁をいただいて、こんなことを一生懸命頑張っているのだというのが知りたかった。そして、周知をしたかったというふうな部分ではありますので、今後も頑張って進めていただければというふうに思いますので、答弁は要りません。

それから、少年団の関係でありますけれども、1点目と2点目の部分については同じようなことになりますので、再度この中でちょっと御質問をさせていただきたいのは、少年団の登録については現状体育協会を通していいでしょうか、名寄の体育協会、それから風連の体育協会、そちらに少年団登録をして、そして上部機関、道体協、日体協というような形で登録をされていくというふうな形で登録されていて、名寄の体育協会、それから風連の体育協会に登録されている少年団に対する補助制度はあるのはわかりました。しかしながら、この体育協会に登録をしていない。指導者もいてしっかり少年団活動をしているけれども、していない状況もあります。その状況の把握はされているのか、その方たちへの例えば行政としての補助金の交付の考え方、これらについてお聞きをしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 教育委員会としましては、今ありました体育協会加盟団体に属しない少年団の活動につきましては正確に把握している状況にはございませんが、陸上競技やスキーのアルペン競技などで活動されている実情は伺っているところであります。このような活動に対しても補助をすべきという御意見でありますけれども、個別には大会、遠征等におけるバス利用などでは御相談に応じておりますが、基本的には体育協会等を通じての補助事業でもありますので、協会等の方針や判断も尊重すべきと考えています。

また、ジュニア育成に当たっては、長期的な視点から競技団体の育成を優先していく必要があるのではないかと考えてもいますので、体育協会への加盟及び登録の働きかけも含めて対応について体育協会とも連携を十分にとりながら、今後対応してまいりたいというふうに考えています。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 今御答弁の中で体協の考え方を尊重しというようなことで、ちょっとびくっとしたのですけれども、これって違うのではないですか。名寄市が、行政が出す補助金ですよね。体育協会に150万円出して、そして名寄市に住む子供たち、一生懸命頑張っています。その人たちに不公平にならないように助成があってしかるべきだと私は思います。それが1つは、確かに言われることわかるのです。少年団登録していない。できない。何かの状況があるのでしょうか。それらもきちっと把握してみなければわからないということは重々承知をしています。しかしながら、やはりそれはこの平成9年に財団化して、そのときに名寄市は体育振興、育成にかかわる部分としては体育協会と企画立案をともにして進めていくのだというふうになっていたはずなのに、何で体協だけがやっていて、市がそこで参画する形になっていないのか、ちょっと解せないのです。そこのところをお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 体育協会の考え方を尊重しという話をさせていただきましたけれども、スポーツ振興につきましても基本的には体育協会に加盟されている団体なり少年団、そういった組織にされている方を基本として進めている中で、言われているようにいろんな方が、それに加盟していない方が個人的にやっている部分も先ほど言ったように承知している部分もあります。ただ、市としても全ての活動している人を把握できるわけでもありませんし、どういった活動内容も含めて基準をつくるのも大変さもある部分もありますから、一定の基準といますか、そういったものに対する助成についてはやっぱり体育協会への加盟なり少年団としての登録、これが必要だというふうにも考えています。そのためには、活動されているところについて競技団体として加盟していなければその加盟、加盟しているけれども、少年団として加盟していない子供たちがいれば少年団での加盟をするためにその該当する競技団体とも協議を体協のほうでも進めていますし、当然教育委員会としても連携を図りながら、そうした組織の中にも入っていただきながら、そして名寄市の総体のスポーツ振興を図っていくという、そういった考え方でいきたいというふうに思っていますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） よろしく申し上げます。というのは、やはりこれは体協さんとしっかり連携をして、それこそ体育振興、スポーツの振興、ジュニアの育成、図っていくべきだと私は思っているんで、今そういうふうな部分について助成が要するに平等でないというふうなこと、これは私の考え方の中にはあります。なるべくそういうふうな部分で体協さんと話をして、未登録の部分については登録を例えば促すだとか、登録できないとすれば登録できない理由は何なのかとかいうふうなことも含めて、少年団登録というのは実際に道体協のほうに少年が600円、そして指導者は

1,200円納めるわけですよね。ですから、その一部の補填にもなっているというのは重々承知をしていることではありますけれども、大会に参加をする場合は何せ体協の主催の大会は登録しないと出られません。しかしながら、それ以外の部分は登録していなくても出られるのです。全国大会にも行けるのです。ですから、そんなことも全部含めて、少年団、どういうふうにも今後育成していくのかということも含めて、済みません。連携して協議をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それから、指導者の指導者不足というような部分で、先ほども御答弁いただきました。各スポーツの競技団体、そこがやはり主体となって指導者を育成をし、そして少年団活動をしているというのが実態ですから、その中でいろんな状況がこれからはまた生まれてくるかもしれないし、指導者に対する助成制度って何もないのだと思うのです。先ほど各団体のほうに出している補助金を活用して、指導者資格を取るために旭川、札幌まで行きますよね。その資格取得のための負担をそれで補ってほしいという思いもあるでしょうから、したがってそういうふうな形で養成をしていくというふうなことになると思うのですけれども、やはり指導者をしっかり養成をしていかなければならぬというふうなことは思っているながら、いろんな場面でオリンピックの選手を名寄から出したいよねという話があります。それにはしっかりした指導者が、やはり選手といいましょうか、いい選手も必要ですけれども、その選手をつくり上げていく、育成していくのも指導者ですから、そういう指導者の育成といいましょうか、それらも含めてこれから行政としてどんな形をとっていいのかも含めて体協としっかり連携をとって進めていただきたいというふうに思っていますので、これ答弁要りません。よろしく申し上げます。

それから、4点目の義務教育の児童生徒への交付の関係ですけれども、よくわかりました。この

ようにして多くのお金が交付をされているという実態、重々わかりましたので、1つだけ確認させてください。交付対象となる大会といたしましうか、やはり中学校だと中体連とかいろいろあると思うのですけれども、児童生徒ですから小学校、中学校で全道大会、全国大会に出場する。これを開催というか、企画をしている競技団体の部分があると思うのですけれども、それらも全て交付対象の認識になっているのかどうなのかというのをちょっとお知らせいただければと思います。確認です。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今おっしゃるように、各団体が主催する全道大会、全国大会については対象となっております。補助対象が中体連であれば対象経費の全額、民間団体といたしますか、そういう団体が開催する場合については2分の1の補助ということで整理しております。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） わかりました。

最後、5つ目の部分でいうと、ジュニアの専用バスの確保について、なかなか難しいのかもしれませんが、必要としている団体たくさんいます。平成20年に体協に専用バスがあって、先ほどおっしゃられたように事情があって、その後更新されないままに現在に至っていると。そして、その大会に進むための部分といたしましうか、交通費の関係も含めて年2回団体には助成制度を設けているというふうなことで、その部分を、たくさん団体ありますよね。先ほどお聞きしたら、去年は5団体の申請があったということなのですけれども、それについてどのようにお考えでしょうか。というのは、少な過ぎない。必要としているけれども、バスでなくて、やはり経費がかかるから個人の親御さん、保護者をお願いをして何台かで連れてその大会まで行く、そういう状況が現状あるのです。ですから、それらについて何とか専用のバスは確保できないものかというふうなことです

ので、その点について。

（何事か呼ぶ者あり）

○3番（塩田昌彦議員） そうです、そうです。あくまでも確保です。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど申しましたが、5件ということでありますけれども、名寄市教育振興補助金の中にもそういった部分も含まれている部分があるので、その件数はちょっと押さえていませんので、言われているように経費がかかるから保護者の方が送迎しているというケースが多いのかなというふうにも考えているところであります。

専用バスの確保ということでありましたけれども、体協のほうからも以前の状況を若干聞き取りもさせていただきましたけれども、その当時大会が集中して1団体1回程度にしているとか、やっぱり競合して全ての団体が利用できない。一部の団体しか利用できなかったという状況が報告されています。そういった面では、更新するとなるとバスの購入費なり維持管理する経費も含めて多額にかかりますから、公平に利用していただくためには補助制度による負担軽減という、そういった形で進めていきたいという旨で先ほど答弁をさせていただきました。名寄市のバスの運行につきましても近年陸運局からの指導等も強くなりまして、市バスを運行させるときに例えば団体等が運転代行を頼んだ場合については道路運送法違反になるとか、白バスで有償であった場合については、これについても道路運送法違反になるとかという、そういったようなことは指導を受けているところでありますし、逆に以前でいけばそれらの団体の大型免許を持っている人が運転したという状況があるかと思っておりますけれども、そうなった場合に市が所有するバスをそういう不特定多数の人に運転させるということは、事故が起きたときにこれはかなりの重大な問題にもなるかというふうに思っていますので、そういった面では今実施をしてい

ます民間事業者の利用を促しながら、それに対する補助制度を活用していただくということで考えていますので、御理解をお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） そうすれば、以前体育協会にあったバスは、これは違反を起こして、違反を承知をしながら設置をし、運営をしたと、そういう理解でいいのですか。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） その当時は、そういったことで特に指導等なかったもので、違反をしたということではなくて、あのときは使用料等は取っていません状況でありましたので、ただ、今の名寄市の行財政推進に基づくものでいきますと、受益者負担の部分で無償でそういったものをやるというのはどうかという問題があるので、今後やる場合においてはやっぱり有償という考え方も出てくるかということも含めて考えられますので、そういったことを今話ささせていただきました。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） この部分については、応分の負担という原則に関して言えば、これはやはりかかる経費は一部負担をしてもらうということは当然のことだというふうに理解をします。それを理解をしながら、要するになぜこんなにしつこくするかというと、欲しいと。そういうふうな形でやっぱり選手の移動に係る経費含めて人的確保だとかという、それこそ乗用車4台も5台も連ねていくだとか、いろんなこともあって大変なのです。なので、何とかならないだろうかというふうなことなので、やはり私は国の要するにそういう陸運局の考え方なりなんなり、それを押してまで必要だなんていうことは言いません。\_\_\_\_\_

○副議長（佐藤 勝議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 平成9年当時だと記憶しているのですが、そのときに行政の白バス行為についてはだめですと、そういう指導が一回名寄市に入っています。無料でやったときにはどうなのかということで、ぎりぎりの対応をさせていただいて、振興公社の送迎バス、お金取っていないから途中でおろすことについてはぎりぎりのところセーフでないかというような議論もありまして、やっていたことがあります。それは、結果として不特定多数の場所にバス停のごとくおりにくさることについてはだめよと。宿泊、温泉利用者の関係について、観光地なんかでやっている送迎バスという形で無料で行う場合についてはセーフなのですから、場所が不特定多数であちこちにおりていくことについてはだめということでありましたので、そういうことも含めて、決して少年団バスだけではなくて文化振興の関係も含めたり、全て整理をさせていただきました。それで、個人個人の車を連ねていくことが効果的なのか、子供たちの安全、安心も考えたときに民間のバスを使って2分の1の助成をすることが本当に経費が高いのか、この辺の関係と車1台を持つことによって先ほども小川部長言いましたように同じ時期に、夏休み時期とか一番いい時期に利用が重なったときにバスが1台では少年団活動のニーズを満たせないという、こういうデメリットもありますので、市の考え方として数年前に市の持っている車を白バスのように使うことについてはやめましょうということでやめました。白バス行為の云々という形につきましては、1つは市の持っている車をレンタ会社のように使わせることについてはだめですということです。それが結論です。\_\_\_\_\_

陸運の

ほうで認められているのは直営事業。市の直営事業についてはセーフです。ただ、個別の少年団とか体協加盟団体の少年団たちが使うときには、市の車を貸すということについてはレンタと同じような扱いになりますので、民間業者のバスを借りていただいて、2分の1の負担を市のほうから助成をして、それも若干回数の制限はありますけれども、最大限市としてできる対応について対応させてもらっていただいて、これはもう何年から前から議会にも報告させていただいて取り組んでいる内容でありますので、ぜひこの辺については子供たちの安全、安心も含めて御理解をお願いしたいなというふうに思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） わかりました。私の認識不足だったこともありまして質問をしてしまったというふうなことでありますけれども、今陸運局の指示のもとに正しい運行の仕方といいたしうか、あり方というので進めているということですので、理解をいたしました。

以上をもって終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今の塩田議員と執行者のやりとりの中で、バスの白バスに関する関係で他市町村の状況について調べるようにと。それで、副市長から一定の回答があったことについて、名寄市議会として他市町村に迷惑かけるようなやりとりというのはいかかなものかというふうに考えていますから、議事録精査していただいたほうがよろしいのではないかと思います。そして、これは先進事例だという感覚は明らかに間違いで、従前の私どもの言っている事例の扱いとは違うので、その影響についてはちょっとはかり知れないのではないかと思いますので、しっかり精査していただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

熊谷議員のほうから議事進行についてありましたが、塩田議員からの他市町村に関する部分については削除をする、それに伴って佐々木副市長の答弁の部分も削除するというので御理解をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

それでは、地域経済の活性化施策について外1件を、駒津喜一議員。

○18番（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告どおり質問をいたします。

最初に、大項目の1番目として、市内の景況は一部の業種を除いて依然低迷している状況です。地域経済の活性化は、雇用の安定や、ひいてはボランティア活動にも広がり、地域全体の活性化にも発展するものです。地域の活性化を進めるためにも中小企業振興条例並びに企業立地促進条例の施策が重要だと考えます。この支援策である振興条例と企業立地促進条例をもとにした経済施策は、来る平成28年度に向けて大幅な見直しが見られるという計画でございます。この計画についてどのように取り組み、どのように改善されるのか、趣旨と目的をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、企業誘致についてお聞きいたします。企業の誘致は、雇用問題の解決、税収の増加など期待でき、全国の各自治体では企業誘致に民間調査会社の利用、外部アドバイザーの活用など積極的に取り組んでいます。北海道内の誘致活動は、全国から見れば消極的な自治体が多い傾向でありま

すが、中では積極的な自治体もあります。特に白老町では、町長が率先して取り組み、出張時には必ず企業訪問をし、職員を含めた訪問件数は年間平均約150件、企業数は平均で68社にもなります。同じ企業を何回も通う回数となっております。さらに、誘致した企業を含め町内にある既存企業の流出に対しても企業の悩み、問題点に町内の各部が協力して企業の課題に取り組むことで流出を最小限にとめているそうです。名寄市においても企業誘致は人口減少の抑制、雇用の拡大、自主財源の確保など地域経済の活性化やこれからのまちづくりには大きな効果が期待されます。この企業誘致に対する考えと既存誘致企業に対する取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、移住、定住促進についてお聞きします。名寄市は、住みやすい地域として上位にランキングされています。こうしたランキングを活用した移住、定住促進を強化する必要があると思います。移住、定住を希望する中には、生産年齢の世代で就職や新規事業の起業を希望する方なども予想されます。市内の経済状況は、一部の業種で人手不足の業種もございます。こうした問題の解消と交流人口の拡大にも期待ができます。移住受け入れとして、生活インフラの整備、医療等などがありますが、まず住居のあっせんが必要になります。そこで、市長の行政報告にもありました平成25年度から実施しておりますお試し移住住宅の事業を行っておりますが、1年以内の限られた期間ではありますけれども、この交流事業においても移住、定住につながるものがあると思います。利用された方の状況と移住、定住を希望される方への支援策を含めた今後の計画についてお聞かせいただきたいと思います。

最後の大項目としまして、資源循環リサイクルについてお聞きいたします。平成22年度のごみの総排出量は全国で4,536万トンで、1人当たり1日に976グラム排出しております。ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量は昭和60

年度前後から急激に増加していましたが、平成12年度をピークに継続的に減少傾向にございます。1人1日当たりの排出量では、ピークであった平成12年度から約20%減少していることとなります。この減少は、リサイクルできる量が増加していることが予測されております。環境問題と資源問題を同時に克服し、今後もごみの減量化をより進めていくためには、リサイクル活動を積極的に取り組んで廃棄物の発生抑制、リデュース、部品等の再使用、リユース、使用済み製品等の原材料としての再利用、リサイクルのいわゆる3Rを推進し、循環型社会の構築をより推進していくことが重要となります。この考え方は、市民が行政と協力をしてごみの減少とリサイクルに理解をして、ともに取り組むことが大切なことです。この意識をさらに向上させるために、全国では子供たちへの教育の一環として、また町内会自治区での啓発などに取り組んでおりますが、名寄市においてはどのように取り組んでおられるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上でございますが、前日の、そして今までの一般質問と重複する項目が何点かございますが、あえて答弁いただきますようお願い申し上げます。この場での質問を終わりたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま駒津議員からは、大きな項目2点について御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

大項目1、地域経済の活性化施策について、小項目1、中小企業振興条例、企業立地促進条例についてお答えいたします。まず、商工業への支援につきましても、平成28年度施行を目指して中小企業振興条例及び同施行規則に係る改正作業を商工会議所及び商工会とも確認をしており、本年11月をめどに検討委員会を設置する予定で、その委員メンバーの選定などについて現在協議をし



ているところでございます。今回の条例改正につきましては、市、経済団体、中小企業者の役割や経済循環の中で協力が不可欠な市民の理解などを規定するとともに、施行規則の支援策の中で現状として余り活用されていない事業、現支援内容で改善すべき事業、中長期的な視点の中で新たに創設すべき事業、さらには本市で新たなビジネスを創造する事業者や各事業所後継者が事業を継続できる環境づくりなどについて再確認し、先進的な取り組み事例も参考として本市の商工業事業にとってどのような内容を導入することが必要であるかに焦点を当て検討していくことと考えております。

次に、企業誘致につきましては、市外から新しい企業を誘致することはもちろんのこと、既存企業の移転、増設や大規模な設備投資等の事業拡大も含むものと考えており、企業の立地は税収の増加、市内の雇用拡大、地域経済の活性化のほか新たな産業集積により市民の暮らしやすさ、住みよさの質の向上にもつながるものと考えております。昨年第4回定例会で駒津議員からも企業誘致に対する市の取り組みについて質問がございました。名寄市企業立地促進条例の整備を視野に産業の振興や雇用の拡大が図られるよう取り組みたいとの回答をさせていただきました。本年第2回定例会では、助成の対象となる施設の範囲を拡大するとともに、助成の要件を変更することを主な内容とした一部改正案を提出し、議決をいただいたところでございます。条例改正後は、工場等の立地について問い合わせもございましたので、現行の助成内容等をもっと広く市内外に発信できる方策を検討するほか、北海道、名寄商工会議所、風連商工会等関係機関が有する情報を活用し、既存誘致企業も含めた市内外の企業ニーズの把握にも努め、企業立地の推進を図ってまいります。

続きまして、小項目2、移住、定住促進について、お試し移住住宅の利用状況と今後の計画についてお答えをいたします。昨年度旧風連高校の教

員住宅を改修し、昨年7月からお試し移住住宅の利用を開始し、利用が好調だったこともありまして、今年度はさらにその隣の教員住宅を改修し、7月から2棟目の利用を開始したところでございます。利用期間につきましては、1週間以上1カ月以内としております。1週間以上としておりますのは、一般の宿泊施設としての利用を防ぐことと本市での暮らしを体験していただくためには一定程度長い期間滞在していただく必要があると考えているからであります。また、より多くの希望者に機会を与えるために、1カ月以内と上限を設けております。

それらの利用実績につきましては、昨年度は7月の1カ月間に奈良県の60代男性2名、8月最終週の1週間に札幌市の50代男性と40代女性の御夫妻、9月の1カ月間に東京都の60代御夫妻と10代のお子様の3名が利用しております。このうち9月に東京から利用された御家族はその後昨年秋ごろから中古の戸建て住宅を購入をして本市に移住したと聞いております。今年度は、1棟目に5月から6月にかけての1カ月間に神奈川県60代御夫妻、6月中下旬の19日間に千葉県40代男性1名、7月の1カ月間に兵庫県70代男性と60代女性の御夫妻、8月の1カ月間に東京都40代御夫妻が利用し、2棟目には8月初旬の8日間に愛知県の80代男性と70代女性の御夫妻、8月中旬の8日間に東京都70代男性と60代女性の御夫妻が利用しております。

今後の利用予定につきましては、12月28日から1月3日まで大阪府から50代男性1名の予約利用が入っておりまして、初めての冬期間の利用をいただける予定でございます。

今後の計画についてであります。今年度1棟目の住宅玄関前周辺の外構工事を行い、地面が低いことによる水たまり対策と雑草対策を施し、利用者からの好評を得ていることから、来年度は2棟目も同様の工事を行うとともに、1棟目と2棟

目周りに全体的に砂利を敷くなどして水はけ及び雑草対策を施すことにより、より快適に利用できる環境を整える予定であります。これまで利用された方のアンケート結果によりますと、冬での暮らしに不安を抱き、完全移住ではなく、本州の暑さを逃れるために夏の期間だけ滞在するシーズンステイを考えている利用者が多いのも事実であります。このような方々にもぜひ冬期間も利用していただき、冬での生活の不安を解消していただくようお願いしております。さらに、本年9月23日に東京で開催をされます北海道暮らしフェアや来年1月18日に開催をされますJOIN移住・交流&地域おこしフェアにも出展をいたしまして、当市のお試し移住住宅の利用をPRする中で、特にこれからの冬の利用を積極的にアピールしてまいります。

以上でございます。

**○副議長（佐藤 勝議員）** 三島市民部長。

**○市民部長（三島裕二君）** それでは、大項目の2、資源循環リサイクルについて申し上げます。

ごみ排出量抑制については、平成15年度ごみ処理量の有料化を行った結果、排出量で30%以上の減量化、資源化ではリサイクル率で6%台から20%台へと大きく向上をしました。その後炭化ごみは減少傾向にありますが、埋め立てごみの排出量は微増状態となっております。また、資源ごみについては、古着の回収を繊維全般に拡大したことで平成25年度の古着の回収量は前年度の4倍となりましたが、資源ごみ全体の回収量は年々減少傾向となっております。

御質問の3Rの推進及び循環型社会の構築に向けて意識の向上のための取り組み状況についてですが、今日まで集団回収を初め新たに平成19年度は廃食用油のリサイクル、平成20年度には古着、平成25年度には使用済み小型家電のリサイクルを取り組んできているところです。啓発、周知について有料化の平成15年度と平成21年10月、家庭から出るごみと資源物の分け方を載せ

たガイドブックを発行し、資源の出し方、品目別のごみ分別辞典を載せ、周知を図ってまいりました。また、ごみの収集時は分別の悪いもの、資源物においては出し方の違うもの、汚れたもの等があれば違反シールを張らせていただき、回収しておりません。これも周知目的でありまして、電話対応、直接指導等をさせていただいております。

名寄市は、自衛隊、大学等ある関係で転入、転出者の大変多いまちとなっており、転入者へのごみ分別の周知が課題であることから、転入届に来られた方へガイドブックを使用し、個別に説明をさせていただいております。そのほかに毎年開催されるふれあい広場、産業まつりで段ボールコンポストやリサイクルのPRをさせていただいております。町内会等の団体には、出前トークで「ごみの分別収集とリサイクルの推進」と題したメニューがあり、ごみの減量と再資源化の取り組みについて理解をいただくことができます。さらに、小学校の社会科の授業ではリサイクルセンターの施設を訪れ、ペットボトルやプラスチック、容器包装類、発泡スチロールや缶類、瓶類の分別など廃棄物を再資源化する中間処理について、実際に作業現場の処理状況を見学してもらい、学習をいただいているところです。

最後に、ごみ分別ガイドブックの発行について、一部収集体制が変更、使用済み小型家電の取り組み等がありましたので、広報10月号と一緒に全戸配布をする予定となっております。さらにわかりやすいように試行錯誤を重ねて、現在新しいごみの分別ガイドブックを作成中であります。

以上、3Rの推進及び循環型社会の構築の啓発、周知に向けて努めているところです。

私からは以上でございます。

**○副議長（佐藤 勝議員）** 駒津議員。

**○18番（駒津喜一議員）** それぞれ御答弁いただきましたので、再質問を行いたいと思います。

まず最初に、大項目の1点目でございます。地域経済の振興ということで、中小企業振興条例に

ついて、または立地条例についてお尋ねを申し上げますけれども、昨日とただいま直前の各同僚議員の御質問が非常に重複する予想がありますので、なるべく重複しないように、違う観点から御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、名寄市内の企業と申しますか、商工業の状況なのですけれども、今の商工業者の現実として平成26年3月現在で1,370事業所ということでございます。これ私のほう古いデータがないのですけれども、これは昔から比べれば、昔は15年、20年前は2,000事業所あったように記憶しているのですけれども、かなり減っているということです。特に中心街を構成しております商店街、五丁目商店街では平成26年3月現在で5丁目が36件で、6丁目が38件と合わせて74件となっております。これも10年前の数字がありますけれども、5丁目、6丁目合わせて117件ということで、この数字を比べていまして10年間の間で37件ほどの店舗が減っているという状況にあります。中心街の店舗だけではなくて、郊外の店舗も店を閉めるところが多くなっておりまして、非常に市民の消費者難民というところも懸念されるところではあります。そういったことでこの振興条例の見直しにつきましては、今までの施策も必要ではあると思うのですけれども、中心市街地あるいは店舗支援事業などいろいろ金額に対して以前から一般質問でやらせていただいておりますので、この点を要望した部分を答えていただきたいというふうをお願いしていきたいと思っております。

また、昨日も質問に出ておりましたけれども、後継者の問題というのが挙げられるというふうに思います。後継者に関しましては、民間のリサーチ会社によりますと上川管内商工業者に1,104件のアンケートをとりましたら、後継者がいないと回答した企業は841社で76.4%ということです。これは、全道では72.8%、全国では65.4%が後継者がいないというふうに答えているそ

うです。したがって、これから事業を継承して店舗数そのまま維持できるか、またはそういった部分で期待する部分は少ないという実感でございます。

それでは、どうして商業あるいは商工業の活性化を求めるかという、新規の企業、この事業が今強化する部分ではないかというふうに思います。新規で新しく勤めていた方が脱サラで事業を起こす、あるいは先ほどの答弁にありました移住、定住、あるいは交流事業で名寄で事業を起こしたいということで展開する部分、ここの部分で新規事業者の支援策というのは今までの政策として融資制度、新規開業資金の支援しかありません。よしんば空き店舗支援事業というのも該当するのかもしれませんが直接的に関係するのは新規開業資金ということで市の融資制度しか支援策はないわけですし、この融資制度につきましては銀行の預託融資でございます。したがって、実績もない、または資金もないという立場の方が新たに事業を起こしたいという場合はなかなか金融機関あるいは保証協会の許可はおりないという状況も多々ございます。そういった意味合いから見れば、この融資制度だけでは到底対応できないという部分が多く考えられます。したがって、新規開業する事業者、希望する方に対して支援を新たに創設するか、あるいは強化するか、そういった支援が必要だというふうに思いますけれども、これについて御見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま駒津議員のほうから3点にわたりまして再質問をいただきました。中小企業振興条例の改正につきましては、平成28年4月の施行を目指して今後先ほど答弁で申し上げましたとおり検討委員会を組織をいたしまして、今そのメンバーを選定をするために商工会議所、商工会の皆様方と検討させていただいているところでございます。そういった

言われたような利用しやすい、さらには名寄の今の状況に合った支援制度等をいろんな意見を聞きながらそこに反映させていくということは当然のことだというふうに考えておりますので、今後そういった部分十分意見を聞き取れる状況をつくり上げながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、後継者問題も非常に深刻な問題であります。また、3つ目の新規起業者への支援ということもございます。そこにつきましては、先ほど御指摘のとおり商店街におきましては高齢化の関係もあって空き店舗なども非常に年々ふえているという状況もございますので、商店街に活気を取り戻すという、なかなか難しい問題ではありますけれども、そこを目指して、次代を担う若い世代の皆さんに対する持続的な取り組みというのが必要ではないかなというふうにも感じておりますので、そういった部分も含めてこの検討委員会の中で議論をさせていただきまして、新名寄市内の商店、商工業者に対するよりいいもの、いい条例を今後考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 駒津議員。

○18番（駒津喜一議員） 私最後の新規だけ質問したのですけれども、御丁寧に3つも答えていただきまして、とりあえず一問一答でございまして、3つも答えていただくとは思っていませんでしたのですけれども、御丁寧に御回答いただきましてありがとうございます。

当然後継者の支援というのにも必要だというふうに思っております。したがって、これとあわせてこれからの時代にはやはり後継者が少ない状況の中では新規に事業を起こす方への支援も必要だというふうに思っております。

それと、この振興資金の中にはやはり中心街の活性化ということも織り込まれております。商店街の組合への支援、支給とか、そういったものがございます。そういった意味で中心市街地の活性化

という、市街地の計画もこれから進んでいくとは思いますが、私も過去に中心市街地の近代化の設計書と申しますか、設計図を何回か、4点ぐらい見させていただいて、研究してきた部分もございまして。その中では、コンサルタントの方の特色が非常に出る計画書でもあります。中には大学生を取り入れて、それと一般の方を入れて、商業者を入れて、大学の教室の中でグループディスカッションをしてつくった計画書もございまして。できた計画書は、商店街に「せせらぎの聞こえる商店街」というキャッチフレーズで、川をつくるという構想の計画書ではありましたが。中には教科書どおりの設計書をつくっていただく、丁寧につくっていただくコンサルタントの先生もいらっしゃいました。このコンサルタントの近代化の計画に共通して言えることは、消費者と商業者、そうしたコミュニケーションの場をつくることと消費者の憩いの場とするというのが共通して織り込まれております。そういった意味からいけば近代化の建物の、または構築の部分も大事な、建設的なことも大切なことだとは思いますが、精神面と申しますか、商店街の方々が意思統一して取り組む、そういった部分、これはやはり商業者、該当する地区だけではなくて行政と関係団体と一致になって方向性を導いていく必要があるというふうに思っております。こういったことは、得意なコンサルタントの先生がいらっしゃいますので、こういった先生を登用して、建築の部分だけではなくてそういった意思統一に向かった精神的な部分も必要ではないかというふうに思いますので、ぜひこういったことも審議会の中で支援金として取り込んでいただければいいのかなというふうに思っておりますので、お願いしたいというふうに思います。

あと、企業立地促進条例なのですけれども、こちらのほうはお気づきだとは思いますが、工場とソフトウェアハウスと試験研究施設という部分がございます。この部分につきましては、ソ

フトウエアハウスという部分につきましてはこれだけ情報化が浸透した中で、フトウエアの会社も非常に飽和状態という形になっておりますので、この辺もどういふふうに取り組んでいかれるのかお聞きしたいなというふうに思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ソフトウエアハウスというものも今、年々こういった部分の分野につきましてはそういう情報産業の発達とか、そういった部分においていろんな分野の事業といえますか、起業されている方がおられるというふうに考えております。できれば私ども名寄市といましてどういった方々が企業立地という形で来ていただけるのかという部分、この名寄の地域に合うような方々がおられるのかというのをちょっと研究をさせていただきながら、この条例を生かしていくために今後も研究させていただきたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 駒津議員。

○18番（駒津喜一議員） 時代に沿った施策を対応していただきたいと思っておりますので、ぜひそういう形をお願いしたいというふうに思います。

次、企業誘致でございますけれども、これも昨年質問して要望させていただいておりますので、今回白老町の事例を挙げておりますけれども、訪問する企業の中には飛び込みで行くという企業はめったにないと思います。これは、白老町に聞いたわけではないので、私の想像なのですけれども、多分職員なり町長なりの人脈を使ってそういうふうで紹介をさせていただいて、行っているのではないかとこのように想像します。こういった人脈を大いに活用して、これからの企業誘致に取り組んでいただきたいなというふうに思います。これは答弁要りませんので、お願いだけしていきたいと思っております。

続いて、移住、定住の部分でございますけれども、交流事業でもありますお試し移住に関しまして非常に好調な滑り出しということでございます。

それで、各全国的に移住、定住に対する受け入れる側の対応というのを調べてみたのですけれども、中にはやはり若い世代で移住をして、そして再就職を探したり、あるいは事業を行いたいという方もいらっしゃいます。それで、交流事業で行っていただきますお試し移住住宅なのですけれども、これは1カ月以内ですか。1カ月以内で1週間以上の滞在ということで、物件もホームページで見させていただきました。教員住宅の住宅で3万5,000円でしたか、それと一軒家の住宅で7万円という家賃が印象的だったのですけれども、数があるので、それしか目につかなかったのですけれども、移住する方には、名寄に来て事業を行いたいという若い人たちの中にはやはり工房にしたいとか、レストランにしたいとか、いろいろ住宅をいじりたいとか、それで安い物件を手に入れて改築費用を抑えたいとか、そういった希望も全国的に見れば多いように見受けられます。そういった意味でこのお試し交流事業は、その部分だけは移住、定住にそぐわないのかなという気がいたします。そういった意味で先ほどから出ておりますが、空き家の利用ということで、全国的にこういった要望に応えるために地域の空き家を活用していただく、移住、定住に提供するという形をとっている行政がふえてきております。そういった部分で空き家対策にもなりますし、移住、定住の誘致するいい材料にもなるわけなのですけれども、こういった空き家を活用して移住、定住を促進するという考えについて御見解があればお聞きしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 空き家を活用しての移住、定住の取り組みということでありますけれども、きょう午前中に高野議員のほうにも答弁をさせていただきましたけれども、名寄市の移住促進協議会というのが設立をされておまして、その中の取り組みの一環といたしまして協議会のホームページをことしの7月に立ち上げてございます。その中で協議会の構成団体に不動産業者さ

んが3社入っております、そちらの空き室、空き住宅情報をそのホームページから見られるようにしております。この協議会は、設立時からより多くの団体、個人の方々を募集をさせていただいております、十分な会員の状況にもまだなっておりませんが、駒津議員がおっしゃるような空き家をお持ちの方についてもこの協議会に加入できる資格がございますので、ぜひそういった方々への会員の募集も含めて今後募集の周知も十分させていただきたいというふうに思っていますし、そこでそういった情報が集まってくればそういった方々への情報提供というのも容易にできるのかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 駒津議員。

○18番（駒津喜一議員） そういった空き家の情報というか、データも市民と協力しながら集めるのが一番いい手だというふうに思っていますので、ぜひ協議会をフル活用していただいて、そういった空き家のほうのデータの紹介も今後実施していただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思えます。

手元にあるのは、これ道の移住、定住の御案内のホームページから抜粋したものののですが、もちろん道の移住、定住の紹介には道内の各市町村の紹介がされております。項目別に閲覧できるようになっておりまして、その中にはやはり土地、住宅の提供という各市町村の支援する内容が書かれております。こちらのほうには、残念ながら名寄市のデータは入っておりません。逆にもう一方、就業、就農、起業支援、この項目については名寄市は入っております。名寄市は入っているのですが、項目としては就農者が2点、そして企業、店舗を展開するというのがこれはいわゆる先ほど言いました開業資金と融資に対する支援ということでございます。これは、今の先ほどの答弁で土地、建物の件についてはこれから協議会を機能して対応していただくということで

ございますので、これからこういった紹介が出てくると思うのですが、こちらのほうの就業、就農、起業支援という部分では列記されているほかの市町村から見れば非常に魅力がないといえますか、余り行きたいという気持ちが起きないような項目でございますので、この辺どういう認識を持っていらっしゃるのかお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御指摘いただきましたとおり、現状の中身でそちらに搭載されるような状況になっておりますので、今後そういった部分、何とか改善できるように各制度を修正をしながら、対応できるものについては対応し、そういう部分で対外的にも情報提供できるような形にしていきたいと思いますというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 駒津議員。

○18番（駒津喜一議員） ぜひ移住、定住を希望する人と、それと交流事業であるお試しの部分でも何かしらアフターフォロー、あるいはこういった土地、建物の提供というか、含めて支援策をふやしていただきたいと思います。

全国的には、非常に積極的な市町村が多い。福島県の川俣町ですか、ここでは新婚さんがいらっしゃいましたら、移住してきましたら、新婚定住支給金ということで20万円から40万円の支度金が当たるということでございます。1年で移動してしまったら半分返還してくださいとか、いろんな罰則はあるのですが、そこまでしてでも呼び込む。これは、道外だけのことでなくて、たしか15年前に函館市も新婚さんではないのですが、定住、移住でアパートあるいは住宅を買ったときに支援金を出すという制度がありました。こういった部分でも魅力のある対応をしていかなければ移住、定住に対してはなかなか進まないと思います。一時は、団塊の世代の定年された方の第二の人生ということで進めた部分もありま

すけれども、これからはそういう世代ではなくて若い世代、それから幅広い世代にわたって移住、定住の促進は取り組まなければいけないというふうに思っておりますので、そういった面の大まかに見た支援策ということで、お考えがあればお聞きしたいと思えます。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 福島県川俣町の事例等も御紹介いただきましたけれども、そういった部分については私たちの段階ではなかなか判断できない部分もございますので、他の市町村、そういった事例たくさんあるというふうに思えますので、そういった事例を研究させていただきながら、今後もしそういった部分が対応できるのであれば研究してまいりたいというふうに思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○副議長（佐藤 勝議員） 駒津議員。

○18番（駒津喜一議員） 人口が減少するのも何とか歯どめをしなければいけない。そして、地域の活性化もこれからしなければいけない。そういった意味で以上申し上げたことに振興条例を初め、そして移住、定住に対する取り組みに関しまして積極的に取り組んでいただいて、これからの振興条例に関しましても施策について再考いただきますようお願いを申し上げて、移りたいと思えます。

最後になりますけれども、リサイクル、3R運動でございます。この3R運動につきましては、昨年の12月定例会で私のほうで提案を申しあげまして、今回の市長の行政報告の中にそれが対応されたということで、非常に市民からも喜ばれるところでございます。そういった意味で小型家電リサイクルについて取り組んでいただいたということは、大変高く評価できるのではないかなというふうに思えます。そのときに、私実を申しますともう一つ提言をさせていただいているわけなのですけれども、この3R運動というのは要するにリサイクルをすることによってごみの減量化を進

めると。そして、今外国に頼っている資源を回収して資源不足を補うという意味で3R運動というのが大分前から行われているわけですが、今小型家電リサイクルにつきましては、これはどこでやっているのか。これリサイクルセンターですか。リサイクルセンターで……

（何事か呼ぶ者あり）

○18番（駒津喜一議員） 一般の市民においては、あのリサイクルセンターに行かれるというのはなかなか大変なことをございまして、ほかの行政は大抵の場合は、昨年私滝川と岩見沢に行政視察に行かせていただいたのですけれども、市役所の玄関に小型家電リサイクルボックスというのを設置いたしまして、そこで回収できるような形になっております。これは、便利だというだけではなくて、市民に対してリサイクルの3Rの大切な要素を認識してもらおうという部分で非常に効果がある行動だというふうに思うのです。このボックス自体は大して経費はかからないと思うのですけれども、市役所庁内の玄関に置けば、また管理とか、それを置く場所とか、いろいろと手間はかかりますけれども、その手間がかかる部分以上に効果があるというふうに思うのですけれども、リサイクル回収ボックスの設置について、ちょっとお考えをお聞きしたいなというふうに思えます。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 3Rの取り組みにつきましては、何よりも意識の啓発が必要となってまいります。また、毎日のことですから小さなことの積み上げがとても大切になります。小型家電のリサイクル回収ボックスの関係でございますけれども、何せこの4月にリサイクルセンターで回収をするということが決まったばかりということもございまして、意識啓発の部分もあるかと思えますけれども、名寄庁舎あるいは風連庁舎に設置できるのか、スペースを含めて、さらには対象物以外が置かれていないようにちゃんと職員が目が届く範囲に設置することができるのか、また置

かれた携帯電話、パソコンなど個人情報保護の観点から盗難防止対策等が必要不可欠と考えておりましたが、いずれにしましても先ほども申し上げましたが、この4月に始まったばかりということも考え合わせて、可能なものであればボックス回収についても設置に向けた研究を進めたいと考えております。

以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 駒津議員。

○18番（駒津喜一議員） ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと思います。ボックスは便利だけではなくて、何回も申しますけれども、3Rの精神を非常に受け継いだものでございます。また、名寄市のというか、これは岩見沢のごみのパンフレットなのですけれども、岩見沢のごみのパンフレットにおきましてもこれ3ページから4ページのものなのですが、転入された方がこれをいただいて岩見沢市のごみの分別を学習するということなのですけれども、このパンフレットの下の方に「ちょっと待って！ごみにしてしまう前に」ということで3R運動のキャッチフレーズと意味を書いているのですけれども、名寄市はごみのパンフレットを見ましてもこれ全然出ていないのです。そういった意味で市民と一緒にったりサイクルを進めるに当たってもこういった細かい配慮も必要だというふうに思いますので、ぜひ市民と一体化したりサイクルの3Rを進めていただきたいなというふうに思っております。

時間が余りましたけれども、以上をもちまして私の質問を終わります。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時10分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

災害のない治水対策について外2件を、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） ただいま議長より指名がありましたので、本定例会において大項目3件について質問をさせていただきます。なお、重複した質問もありますが、御理解をいただきたいと思っております。

災害のない治水対策についてお伺いいたします。本年は、日本全土の至るところで集中豪雨が発生し、広島県では73名もの命も奪われる大きな災害が起きています。名寄市についても人的な被害はないものの、8月に2度の集中豪雨があり、豊作が見込まれる収穫途中や収穫目の農作物に大きく被害をもたらし、今後収穫をする農作物にも影響があると考えられます。春先より苦労しながら育ててきたものが一瞬にして無残な形になることは、災害とはいえ残念としか言いようがないと考えます。農業被害に限らず、被害に遭われた市民の心中は再度このようなことのない治水対策を望んでいることは明らかで、ことしのような集中豪雨は地球規模の温暖化による気候の変化は顕著で、必ず今後も起こることが考えられます。今回の集中豪雨をもとに災害のない治水対策の強化を望みますが、そのお考えをお伺いいたします。

次に、過去直近での大きな水害は平成22年7月下旬に24時間で100ミリを越す雨が降りましたが、過去のデータや今回のデータも踏まえ降水量と時間、気象庁の予測なども参考にある程度どこの河川が氾濫を起こすか予測ができるのではないかと考えます。災害を最小限にとどめるためにも初動の迅速化や市民に対する対応に戸惑いのないように降雨量と時間の気象予報もあわせた警戒基準を設け、水害予想と市民対応を進めるべきと考えますが、そのお考えをお伺いいたします。

災害関係では最後の質問になりますが、災害時の電話の対応についてどなたが対応しても同じ対応ができるように、よい意味でのマニュアル化した対応が必要だと考えますが、そのお考えをお



伺いいたします。

大項目の2点目、望湖台自然公園について伺いいたします。平成23年度をもってセンターハウスが閉鎖をして、以降年々自然公園を訪れる人も減少していますが、四季折々咲く花々や湖の景色は市内の観光スポットの中でも冬期間を除き年間を通して楽しめる自然豊かな憩いの場所だと言え、観光場所としてのポテンシャルは高いところだと考えますが、今後の利用の展望についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、センターハウスについてですが、昭和57年に建てられ、32年が経過をし、閉鎖後2年半が経過をして、無人となったこともあわせて老朽化に拍車をかけているセンターハウスについて、今後全く利用価値がないのか、今後の対応について伺いいたします。

次に、センターハウスの閉鎖に伴い風連地区に温浴施設がなくなり、無料バスで風連地区からなよろ温泉サンピラーまで送迎を行っていますが、年々利用者が減ってきています。距離的な問題や特にお年寄りを初め車のない方が自由に好きなときに行くには同じ市内といっても場所的に難しいのだろうというふうにと受けております。風連地区に限らず、名寄市民が楽しめる憩いの場所として温浴施設のない風連地区にということで、地区住民や風連商工会からも強い要望があります。どのような対応が可能なのか、市の考えをお伺いいたします。

大項目3点目、士別（多寄）から名寄間の高速道路について伺いいたします。ことし5月28日に北海道開発局事業審議委員会で道縦貫自動車道士別市多寄から名寄間の建設凍結の解除の方針が決定されました。約10年間着工が先送りされてきましたが、先週地権者を集めた道路計画説明会が開催され、本格的な建設の動きが見えてきておりますが、今後の開通に向けた見通しについて情報を得ている部分でお知らせをいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、昨年11月に市民有志を集め、早期着工、風連地区に昇降口の建設、地域経済向上のためのサービスエリアの設置の要望が市長に出されておりますが、これは名寄市の経済にも大きくかわり、まさに道北の拠点、揺るぎのない道北の中心都市に発展するか否かもかかってくる重要なことだと受けとめておりますが、これまでの働きかけと市の考えをお伺いいたします。

壇上からは以上の質問とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 日根野議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1の小項目1については私から、小項目2、3及び大項目の3は総務部長から、大項目の2は営業戦略室長から答弁させていただきます。

大項目の1、小項目1、今回の豪雨をもとに災害の起きない治水対策の強化をについてお答えいたします。8月4日から5日にかけての豪雨と、さらに8月24日の豪雨により道路や河川の河岸等の被害が発生しました。発生した被害につきましては、道路ののり面や路盤、河川の河岸が決壊をした箇所機能回復のため、原形復旧工事を行い、市民生活に影響が出ないよう緊急性の高い箇所から工事を行っております。これらの復旧工事とは別に防災上の観点から行う河川改修工事や治水工事がありますが、名寄市が管理しております河川は全て普通河川でございます。この普通河川につきましては、河川法の適用とならないことから、河川改修を行う場合には国や道の補助金や交付金の対象とならないため、昔ながらの未改修河川におきましては修繕、維持工事の範囲内での対応となっております。このほかに市の管理河川には過去に国や道の農業事業により農業用排水路としてコンクリートブロック等で整備がされ、後に市が引き継いだ普通河川がございます。これらの排水路として整備がされた普通河川につきましては、補助事業の選択基準により事業を実施しているこ

とから、集中豪雨等に対応した整備水準とはなっておりません。また、既に護岸整備を初め河川用地の確保など事業が完了していることから、治水対策として河川断面を大きくするなどの再整備を行うことは大変難しいことと考えております。

しかしながら、大規模改修にかわるものとしてこれまで平成22年の大雨時には風連市街地に住宅浸水の被害の発生をもたらした真狩川の氾濫対策として、平成23年度に堆積土砂の床ざらいを行い、平成24年度には越流水防止のため河川管理道路のかさ上げ工事、鋼矢板設置工事を行いました。このことにより、今回の大雨では耕作地への出入りのための橋梁箇所などから一部あふれ水が流出をしましたが、前回のような住宅冠水被害にはならず、一定の効果があつたものと判断しております。また、工事ではありませんが、平成25年度に風連無名川に設置をいたしました河川水通報システムにより職員、委託業者へ早い段階で連絡が入ったことから、迅速なポンプ稼働の準備ができました。しかしながら、樋門のポンプ能力に課題があり、樋門の開閉調整とポンプ稼働を併用しながら浸水対策を実施する状況となりました。これらの普通河川や雨水排水の治水対策工事につきましては、国の補助制度もないことから、引き続き道路、河川の維持補修費の中で、少しずつではありますけれども、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、引き続きまして小項目の2、水害予想と市民対応について申し上げます。

8月4日から5日にかけての大雨では、豊栄川を初めとする河川の増水、氾濫等の影響があり、市民に対し避難勧告等の情報伝達及び避難所の開設を行ったところでございます。当日は、豊栄川、風連別川を初めとする河川の増水があり、河川ごとに水防警報が発令をされました。北海道から発

令される情報をもとに水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位を一定時間ごとに確認をし、旭川地方气象台との直通電話、いわゆるホットラインにより情報を収集して対応を図ってきたところでございます。河川で危険となる水位の基準につきましては、河川ごとに定められておりまして、この基準に基づき災害への対応を判断することとなります。また、气象台から発表される各種気象警報は、1時間に50ミリを超える雨量が予想される場合には警報が発令されますので、災害対応の判断基準としているところであります。気象が悪化し、災害が起こるおそれがある段階になりますと、避難準備情報及び避難勧告を発令することになりますが、洪水の場合には避難判断水位を超えたところで今後の気象情報等を考慮して判断することとなります。また、河川の水位が確認できない風連地区の真狩川等では名寄消防署を初めとする関係機関の巡回等によりまして増水の確認を行い、対応してきたところであります。

平成22年7月の災害でも予想外の降雨により災害が発生していること、昨年からゲリラ豪雨を中心とする局地的豪雨が全国で確認されています。また、本年に入ってから台風による被害や強い雨雲による土砂災害が発生しており、いずれも過去のデータを大きく更新する強い雨が降っていることを示すものでございます。これらの原因は、暖かい湿った空気と冷たい空気の影響で大気が不安定となることから生ずるもので、予測することも大変困難性が伴うものと聞いており、さきの大雨では4日12時から6日3時までに153.5ミリの降雨があり、平成4年7月の123ミリを大きく上回るなど過去のデータによる予測が大変困難な状況が生じました。今後は、气象台を初めとする各種情報を中心に災害が起こるおそれのあるときは的確に早目、早目の対応をとることにあわせて、今回水害の起きた場所についてはその経験等生かしながら関係機関とも協議を進め取り

組んでまいります。

次に、小項目の3、災害時の電話対応についてであります。8月4日から5日にかけては、大雨の影響が広範囲に及びまして、事務を行う職員も繁忙をきわめた状況にありましたので、議員御指摘の情報収集においては今後検証すべき点もあると考えております。しかし、実際には優先度を考慮しなければならない状況もあることから、連絡をいただいた全ての方に御満足いただける対応とはならなかったものと認識しているところでございます。災害翌日の6日の電話の対応につきましては、5日の反省を踏まえ、受け付け表を作成し、担当する課にファクスで情報伝達する対策を講じたところであります。受け付け事務及び担当部局への情報伝達において円滑化が図られ、一定の成果があったと認識しているところでございます。今後は、さらに情報収集体制の研究を進め、災害対応につきましては地域防災計画で定められている災害本部体制の点検を進め、より具体的に対応項目と担当課をあらかじめ決めておくことによりまして初動態勢の迅速化を図るなど、今回の災害における課題等について必要な工夫、改善を図ってまいります。

次に、大項目の3、士別市多寄町一名寄間の高速道路について申し上げます。初めに、小項目の1、開通に向けた見通しについてであります。北海道縦貫自動車道士別市多寄町一名寄間12キロにつきましては、平成18年2月に国の国幹会議におきまして当面着工しない区間とされて以降、これまで事業着手の見通しが立っておりませんでした。本年8月に国土交通省において当該区間の整備計画が変更され、事業再開が決定したところでございます。今後の予定は、本市におきましては明後日となります19日に旭川開発建設部による道路計画説明会が開催をされ、本市では名寄地区、風連地区住民などを中心に調査に必要な関係住民を対象に説明が行われ、その後道路の詳細設計や現地測量などに取りかかる予定と伺ってい

るところであります。また、事業の概要、スケジュール、予定等につきましては現段階では示されておきませんが、引き続き旭川開発建設部と連絡を密にとり、情報収集に努めるとともに、早期着工、完成に向けて国への要望など取り組んでまいります。

次に、小項目の2、風連地区における昇降口及びサービスエリアの設置についてでございます。昨年11月に風連地区で開催をされた集会の後、参加された市民有志の方々から士別市多寄町一名寄間の早期着工と道の駅へのアクセス確保などにつきまして御要望をいただいております。風連地区には、名寄市の南の玄関口として道の駅があり、本市を初め圏域の地場産品や観光などの情報発信拠点として、平成25年度には年間約48万人が訪れております。また、JA道北なよろや上川北部森林組合など、1次産業の本社機能が集積する地区でもあり、経済面はもとより地区住民の利便性の観点からも高速道路からの誘導策は必要と認識しているところであり、インターチェンジの設置等によるアクセス確保が最も有効な手段と考えるところであります。

また、サービスエリアの設置につきましては、現在国の審議会におきまして無料区間における高速道路の休憩施設の整備について検討が進められておきまして、今後国の動向を踏まえながら名寄市全体の地域振興策の観点から、その一つの方策として調査研究してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、高速道路の開通に伴い、本市にとって何が有効であり、何を優先すべきかにつきまして市民を初め関係団体や民間などの御意見を踏まえて整理を行い、国への要望、協議など取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、望湖台自然公園についてお答えいたします。

まず、小項目1、今後の利用展望についてお答

えいたします。昨年市では、ふうれん望湖台自然公園の所在する東風連町内会を初め風連地区の関係団体等に公園の主な施設概要とキャンプ場等に係る利用状況について説明した上で、関係団体等から公園の今後の方向性についての御意見をいただき、いただいた御意見等を踏まえ公園の存続に向けた考え方をまとめたところであります。さらに、今年度につきましては、御意見をいただいた関係団体等に管理範囲を縮小し、地域の憩いの場として公園を活用したいとの市の考え方を説明しているところでございまして、今後はこれまでどおり自然環境の保全を中心とした公園の維持、整備活動に努めるとともに、地元東風連町内会等とも協議を行いながら、安全、安心を確保することを優先し、段階的に公園の整備を進めてまいります。

続きまして、小項目2、センターハウスの今後についてお答えをいたします。公園内にありました入浴宿泊施設センターハウスの利活用につきましては、平成24年3月31日の営業終了後、2件のお問い合わせはありましたが、具体的な協議をするまでには至りませんでした。また、昨年関係団体等から老朽化による危険性が指摘されるとともに、利活用の見込みがないのであれば取り壊してはとの意見も出されており、ことし行った関係団体等への安全、安心を確保することを優先し、段階的に公園の整備を進めたいとの説明の中で、センターハウスの取り壊しをお示したところであり、出席者からは一定の理解を得たというふうに考えております。財政的な問題もございまして、取り壊しの時期は未定でございしますが、現在は市のホームページでの利用者募集を中止をしており、早期に取り壊す方向で考えているところでございます。

続きまして、小項目3、センターハウスにかわる温浴施設等の憩いの場をについてお答えいたします。市では、財政的に1自治体で2つの公共温泉の運営は難しいとしてセンターハウスの閉鎖を

決定いたしました。温浴施設建設にどのような対応が考えられるのかということでありますけれども、民間事業者による温浴施設建設及び運営というのがあるのかというふうに思っております。地域住民の憩いの場がふえることはもちろんのこと、民間投資による新たな雇用創出等も期待できますので、今後風連商工会や名寄商工会議所等と民間事業者の誘導策について意見交換を行うなど研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順不同になりますけれども、再質問をさせていただきます。

初めに、高速道路の関係でお伺いいたしますけれども、今答弁でも道の駅へのアクセスというのは非常に重要だというような話がありましたけれども、位置的には27線ですね、道道交差の。そこということでも完全に理解しているのか、再度その辺の確認をしたいのと、それから昇降口なのですけれども、8月27日の建設新聞にも書いてあるのですけれども、旭川開建は要望があれば地元の声に耳を傾けたいというような報道もあったのですけれども、これまで要望活動をしていると思うのですけれども、その辺の感触的にはどういったものと受けとめているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、箇所についてでありますけれども、これは先般多寄のほう、士別のほうで説明会等もあり、一定程度の図面は示されたというのがありますけれども、ただ最終的な詳細の図面等についてはこれから設計になりますので、27線あたりがというところまでは言えるかと思っておりますけれども、そこが決定なのかということについてはちょっと明言できない状況にあるということで、改めて説明会の後に詳細設

計が組まれた段階で、具体の路線等については決まるということで受けとめていただいていたのかなというふうに思っています。

次に、昇降口の要望についてということでありますがけれども、これについてはこの間の要望につきましては高速の本線の着工が決まらないとなかなか枝葉の話にはいかないというのがありましたので、これについてはまず本線の凍結解除、着工を優先してこの間要望してきたということであります。ただ、要望については相手先もあることですので、余り具体的な話はできませんけれども、要望においても当然懇談の時間等がございますので、そこは市長の口からも本市の状況等についてはお話をいただいておりますので、そういった意味では相手先にも本市の状況については一定程度の御理解をいただいているというふうに思っておりますし、今回本線の着工については決定がされましたので、今後につきましては先ほど申し上げましたように本市にとって何が有効なのか、さらには何を優先すべきかを踏まえた上で改めて正式な要請をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 昇降口の位置については理解しました。また、昇降口をつけるかどうかについてもこれからは積極的に要望活動を行っていただきたいというふうに思います。これは、あそこの道の駅に限らず、国道沿いにそれぞれ商店もありますし、いろんなお店もありますので、なければ本当に大変な、経済のことも考えたときには心配になってきますので、ぜひ何が何でもつけていただくようお願いをしていただきたいというふうに思います。

それから、これもちょっとまだ私もわからないのですが、多寄まではもう工事をしていると思うのです、37線。そこまでの完成の時期というのはまだわかっていないのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思っています。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここについては、国の示す計画でいけば27年度中の完成、供用開始を見込んでいるということでありましてけれども、一部情報では工事そのものについては多少おくれぎみだという話も聞いてはおります。ただ、国総体としては今現在はその計画を変えていないという状況にありますので、そこも含めて御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 遅くとも28年度中にはできるのかなという気もしますがけれども、あそこ多寄まで開通しますと、国道の今の車両の量と、今度は東5号の延長の森林組合からJAの乾燥施設から士別へ抜ける道路があるのですがけれども、あそこの道路に非常に車が集まってくるのではないかなというような予想は誰でもできると思うのですがけれども、あそこ風連、名寄の境界まではまああ割と直線が続いていいのですがけれども、士別管轄に入りますと非常にアップダウンがあって、カーブがあって、事故も多くて、冬道なんかはトラック途中でとまったら上っていけないような坂も幾つかあるということで、そういった部分を含めて、多寄までできたときには早急に完成までしていただくような、そんなことも頭の中に入れながら要望していただきたいなと思います。士別管轄とはいいながら、あそこを通るのは恐らく名寄市民が主になってくると思いますので、そういったことも考えながら要望を行っていただきたいというふうに思います。それは答弁は要りませんが。

それから、多寄から名寄間ができますと本当に特に交通量の変化があって、風連地区はもとより徳田地区の南側の国道沿いも非常に車が減って、経済的にも大きな変化が起きてくるのではないかなというふうに考えているのですがけれども、その辺の対応策といいますか、行政としては何か考えを持っているのかお伺いしたいと思っています。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これにつきましては、さきの大石議員の答弁の中で市長が答弁されている部分もありますけれども、高速の開通に伴っての地域振興策として何が必要なのかについて、ここ改めて協議をさせていただく部分かなというふうに思っております。ただ、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、国は高規格道路についてはなかなかそういう地域の経済の面からいろいろな接続というのはこの間余り前向きには考えておりませんでしたけれども、先ほど言った道の駅あるいはほかの商業施設も含めてのそこへの誘導あるいは高速との接続についても今検討している部分がありますので、そういった動向についてもあわせて注意をして見ていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 非常に高速通るのは結構なことなのですが、そういった経済的な部分も大きな影響があるということで、高速でサービスエリアといいますか、物販をしているのは、南でいいますと砂川サービスエリアがあるのですが、砂川から名寄まで120キロということで、もしこれからどんどん高速が進んで稚内までとなると180キロということがあるのですが、できれば名寄市のインターチェンジの付近でそういったオアシス的な部分も必要ではないかなというふうに考えているのですが、当然給油施設だとか、いろんな休息施設や飲食店もあれば沿道の商店がそこで場所を変えてというような方向も出てくるのではないかなという気がするのですが、そういった考えも柔軟な考えの中で進んでいったほうがいいのではないかなと思いますけれども、その辺の見解があればお伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 多寄一名寄間の事実上着工決定に伴ってさまざまな御議論いただきました。

改めてこの間さまざまな皆さんのお力もいただき、このような結果になってうれしく思います。命の道と言われておりまして、私としてはこの道路がつながることが地域のインフラにとって欠かせないというふうに思っておりまして、ぜひこれをしっかりと生かしていくとともに、今議員がおっしゃられたとおりさまざまな不安もあろうかと思っております。しかし、これをできれば我々の地域はチャンスと捉えてしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。風連地区の問題、そしてサービスエリアの問題ということもお話いただきましたけれども、サービスエリアの問題についても今地元の商工業関係者からもそうした声があるのも私もお聞きをしております、風連地区の乗りおり口とも含めてそうした地元の雰囲気といいますか、ことに対してはこれまでも開発局とも逐一お話はさせていただいているところであります。今回正式着工ということになりましたので、改めてここはまたいろんな情報も踏まえて積極的に国、開発局に働きかけをしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 積極的に取り組んでいただけるということで、本当にうれしく思っておりますけれども、名寄市にとっても大きな経済の変化が起きるといことはありますので、その辺はしっかりと受けとめて進んでいただきたいというふうに思います。

それから、これについて、次の高速なのですが、完成後、今度は下川からのアクセスというのも将来的にはありますけれども、考えていかなければならないのではないかなというふうにも思っているのですが、これは名寄だけでできることでもなくて下川方面とも協議をしながらということになると思うのですが、ちょっと早い話かもしれませんが、その辺のことも頭の中、下川とも今すぐとは言いませんけれ

ども、長期的に見たときにやはり協議はしておいたほうがいいのではないかなという気がするのですけれども、その辺の見解についてあればお伺いしたい。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 北海道縦貫自動車道は、名寄を通過するに当たりまして、その後は239も含めたバイパス構想はあるということは私も承知しておりますし、まだその構想は消えているものではないというふうに認識をしています。地域づくり連携会議が6月でしたか、7月でしたか、国と道と、そして上川北部の市町村長が集まっての地域づくりの意見交換会が先般ございまして、そのときに下川町長からもこの話が発言をされておりまして、239の名寄地区についてのバイパス化もぜひ早期に進めていただきたいというお話もありまして、こうした地元の要望も開発局も認識しているというふうに思っておりまして、引き続きこのことも議員おっしゃるとおり並行してといいますか、また具体的に中身が詰まってまいりましたら、しっかりとまたこれも働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 高速関係についてはわかりました。

次に、望湖台の関係でありますけれども、望湖台取り壊しが決定されたということで、一定程度いたし方ないのかなという気もするのですけれども、いまだに市民の方は全員の方にそういう情報が行き渡ってなくて、よく聞かれるのは格安で自炊のできる合宿所だとか長期滞在所になればいいねというような話が私のところにもよく来るのですけれども、そういうところは別に探さなければならぬというか、実はいろんなところで聞いた、士別は結構格安でそういった部分で泊まらせているところがあるものですから、士別へ行ってしまうのですけれども、この望湖台を壊すということになれば仕方ないのかなという気もするの

ですけれども、それにかわるような施設がもしあるとすればどういったところがあるのかなという気がするのですけれども、ちょっと通告にないのですけれども、お伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 望湖台自然公園の関係につきましては、先ほど答弁でもお答えしましたけれども、昨年風連地区を中心に地元東風連町内会、そして各団体等の今後の方向性についての御意見をいただいて、それを踏まえた上でのごとしに入ってから各団体等への御説明をした上で、今後の方向性というものをお示しさせていただいている状況であります。今、日根野議員からありましたあそこの場を格安でのそういう宿泊施設等についてできないかという考え方がありましたけれども、既にそういった方針が出ているということで、難しいので、ほかにないかという御質問だったというふうに思いますが、今の段階では市内いろいろ見渡してみてもなかなか宿泊施設自体がそういった部分で対応できる部分というのはないというふうに考えておりますので、今後そういった部分、どういった施設がそういう部分で使えるのかというのはわかりませんが、その部分については研究なりをしてまいりたいというふうに考えておりますので、また逆に何か御意見、いい案があれば教えていただきたいなというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 望湖台関係では、かわる温浴施設も特に風連地区では根強い要望があったりなんかして、風連の商工会からも昨年の12月、市のほうに要望が上がっているというふうに思っておりますけれども、その回答と今回の答弁は大体同じで、民間業者で商売してくれというような話なのですけれども、市としてはどういった支援策というか、持っているのか、その考えについてお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、考えられる内容については民間でのそういった温浴施設の建設、運営という部分が考えられるということでお答えさせていただきましたけれども、今後企業立地促進条例の改正というものを先般の6月の議会では一部改正をさせていただきまして、平成28年度で名寄、下川、美深地域の企業立地促進法に基づきます地域産業活性化計画の更新時期に向けて、その段階でまた改めて抜本的な改正をしたいということでお話を差し上げておりまして、それに向けた条例改正だったということでありまして、その部分でいけば2年後に再度改正をいたしますので、そこでそういった支援策が対応できるのかどうか、今後研究させていただきたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 企業立地促進条例を改正してということなのですから、現在サービス業が入っていないというようなことでこの条例が使えないわけなのですから、そのときにはしっかり見直していくという考え方なのか、その辺ちょっと再度お伺いしたい。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） いずれにいたしましても、企業立地促進条例で名寄市に多くの企業の皆さん方に広く門戸を開くという形でいけば、そういった部分でも検討を進めていくということは当然のことだというふうに思っています。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） しつこいようですが、市が支援するとすれば2年後の企業立地促進条例の改正を待つという判断ということで理解していいのか、その辺ちょっとしつこいかもしれないけれども、お伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 具体的に民間でのそういった建設なり運営といった具体的な話が

今現在上がっている状況ではないというふうに考えておりますけれども、この段階でいきますと私どもとしては先ほど申し上げたとおり企業立地促進条例といったものの中で支援をしていくのが現段階で考えられる部分ではないかというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） わかりました。

それから、望湖台もそうなのですが、バンガロー、名寄市にもあるのですけれども、風扇館も奥のほうにはあるのですけれども、これらについても、あそこは有料というか、お金を払って入っているのです。それだけの経済効果なのです、あそこというのは。あそこで別に売店があるわけでもありませんから。何かもう少し工夫して経済効果の上がるような形にできないかなというふうに思っているのですけれども、当然あそこに入りますと自分で買い物をしたもので中に入ってそれぞれ飲食をしたりということをするのですけれども、例えばあそこを利用した場合に1,000円の商品券なり500円の商品券、期間は短い、例えば1週間ぐらいで使い切るような期限切った商品券を発行して渡すとか、多分あそこに入る人は地方の人が多いためですから、これもつたいないからどこかで買っていこうというような話にもなると思うのですけれども、その辺の工夫もして経済効果の上がるような、もうちょっと工夫した方策を、名寄のバンガローもそうですけれども、そういった工夫も必要ではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺の見解についてもお伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） バンガローというのは、多分コテージのことだというふうに思うのですけれども、コテージにつきましては今通常どおり冬を除いて営業させていただいております、その利用者の方々に商品券なりなんりのサービスをしてはどうかということでありまして



れども、なかなかそういった部分のサービスといえますか、特典というのをつけるというのは現状においてはちょっと難しいなというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 難しいというのは、そんなことをしなくていいという意味なのかどうか、ちょっとその辺。難しいという意味がわからないのですけれども。

○副議長（佐藤 勝議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 言葉の使い方ですけれども、できません。できないというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） わかりました。

それでは、災害のない治水対策についてですけれども、特に私今回の災害で感じたのは、電話の対応がまちまちといえますか、訴えかける人の表現力もあるだろうし、いろいろあると思うのですけれども、電話対応でまちまちな対応をしているなというのは非常に感じているのです。例えば市民から電話があって、今川があふれて大変なのだというような話が来ると思うのですけれども、訴えを聞くだけではなくて、その人はどういう状況、ひとり暮らしでお年寄りなのか、あるいは避難所までどのぐらいあって自分で行けるのかどうかだとか、水位が今家の周りどのぐらいあるだとか、あるいは隣、すぐ近くにどんな川が流れているだとかという、そういう言ってみれば消防に救急車を頼んだときにいろんなことを逆に聞きますよね。そういったマニュアルをしっかりとつくって対応すべきではないかなというような気がするのですけれども、その辺の考え方についてお伺いいたしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 電話対応ということで、先ほども答弁をさせていただいたのもありますけれども、災害の種類によっても電話の対応が

違うと思いますし、電話をかけてくる方も施設が災害に遭っているのか、あるいは人が危険になっているのかなど、そういったケースに応じても電話のやりとりというのは違うと思います。また、職員の年齢あるいは経験に応じて、例えば電話をいただいたときにその地形が頭に浮かぶ方もおられれば、その地形がなかなか浮かばないでイメージができないというようなところもあると思います。ただ、最低限聞き取るところはしっかりと聞き取らなければいけないというふうに思っていますので、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、5日の対応については不十分な部分があったけれども、翌日についてはペーパーをつかって、それをもとに聞き取りをしたということで、それでもまだ不十分な部分はあったかもしれませんが、一定程度改善をして、必要な最小限のメモ化についてはできたのではないかとということ。あと、口頭での職員間でのやりとりについては、当然忘れると言ったら変ですけれども、漏れる部分もあるかもしれませんし、表現によっては十分伝わらない部分があると思いますけれども、これもペーパー化することによって必要最低限のものが的確に伝わったというふうに思っておりますので、ここについては今御指摘もいただきましたけれども、改めてどのような様式がいいかについては研究をさせていただきたいと思っておりますけれども、今後ペーパー等の議員が言われるマニュアル化に向けて取り組みを進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ぜひ対応者によって変わることはないような対応をしていただきたいと思います。

それから、災害のない治水対策ということで、普通河川でありますから自賄いでやらなければならぬという話なのでしょうけれども、計画を持って維持補修費を使って今後直していくという答弁だったと思うのですけれども、今後直すとしたら

災害が起きないように維持補修費をかけて直していくのか、あるいはもともとどおりに復旧して、それで終わりという考えなのか、その辺のことについて再度お伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 現在私が考えているのは、今回8月4日、5日、さらに24日ということで、それぞれ被害に遭った箇所については早急に市民の皆さんの生活に影響が出ない範囲で一生懸命今復旧作業をやっているということで、これについては基本的には原形復旧ということで考えております。それで、22年の大雨以降も金額は多い少ないはありますけれども、約2,000万円ほどそれぞれ該当のところに、これはどうしても単費にならざるを得ないのですけれども、あるいは一時期は緊急雇用の関係で交付金などを使いながら単年約2,000万円ぐらいの規模でやってきました。それで、議員が今おっしゃっております今後起きないような対策ということの工事はどこまでするのかということなのですが、実際に現行でき上がっています河川の改修をさらにやるということになりますと、一番いいのはやはり河川の幅を、河川改修を大々的にやるということになるかというふうに思うのです。これをしますと、今少なくとも既存のそれぞれの市が管理している普通河川については一定の規模、工事費をかけまして護岸改修とかができ上がっているところなのです。それにさらに用地などを買収して河川改修をしなければ、現状以上のものにはきっとならないかというふうに思っています。その意味では、私自身は財政的にも大変難しいかなというふうに今は思っています。

以上でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） お金もかかるということで、それは理解はしているのですけれども、また恐らくこんな気象の地球の温暖化が進んで、必ず起きると思うのです。部長も多分そう思って

いると。起きないとは言えないと思うのですけれども、起きるとも言えないのだけれども、多分起きるのではないかなという気はするので、できるだけ国のメニューだとか、緊急雇用だとか、いろんなのがあろうかと思えますけれども、単費にしてもある程度今後起きないような形で、莫大な1億円も2億円も毎年かけろとは言いませんけれども、一定程度起きないような方向の予算づけで進んでいくべきだなというふうに考えているのですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員がおっしゃられたとおりではございますが、予算的なことも当然ございます。ただ、災害ですので、予算、予算ということでできないばかり言っているのは仕方ありませんから、先ほど言いました2,000万円の範囲といたしますか、今までは2,000万円で、22年以降おおよそそれぐらいの年間の予算でやってきていました。これについては、御承知のとおり24年でしたか、日根野議員のほうから提言があった無名川の水位の通報システムですとか、これは本当に予算的には五十数万円ぐらいでしたけれども、早期にこちらのほうに連絡が入るといことで、少しずつそういった小さなことから今やっていますし、真狩川についても先ほど言いましたように何年か、2年間かけてそれぞれ道路のかさ上げなりやらさせていただいておりますので、逐次それぞれ皆さん地域の状況などもしっかりと把握をしながら、少なくとも地先の皆さんの住宅の浸水とかが発生するような状況については回避をするようなことでやっていきたいというふうに思っています。特に徳田の関係については、22年もそうでしたし、今回も残念ながら水がつかしました。今回肉づけ予算でも上げさせていただいていますけれども、17線の道路排水の関係の改修ですとか、さらに道のほうも今遊水地の関係とか計画があるようでありますので、少なくともあいった住宅地の浸水についてはない

ような形でやっていきたいと思ひますし、あわせて農業関係についても今回相当被害があったということで、残念ながら私ども農業関係についてもではちょっとできないことがございますけれども、担当の経済部と連携をしながら、何か新しいメニューなり少し相談をさせていただきながらやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） これ最後の質問になると思ひますけれども、どうしても市の普通河川から道の土現の川につながる部分が水かさが上がるというなことで、今回も大沼川が出口が、風連別川の出口で非常に柳がいっぱい生えていて、格子のように出口を、いまだに恐らく切っていないと思ひます。そういうことはやっぱりしっかり当局に伝えて改善するように強く求めていってほしいのですが、あそこもあのあたりの農地はもうカボチャ植わっていたり、上は水田だったり、すぐくごみが、水田のところはもうごみだらけで稲が潰されている箇所が何カ所もあったり、カボチャについてももういいカボチャが2町ぐらいあったのでしようけれども、ほとんどだめだというような話もありますので、本当に風連別川もタヨロマ川もそうなのですけれども、非常に管理がジャングルみたいな河川になっていますから、しっかり要請をしていただきたいと思いますけれども、その見解を求めて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○副議長（佐藤 勝議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 中村部長から答弁求めていると思ひますのですが、私のほうからお答えさせてもらってもよろしいでしょうか。

1級河川含めてそれぞれの官庁で所管しているのですが、この間河川敷地内の立木含めて対応してほしいということで要望書を上げているところでありまして、今回そういう部分でいうと何カ所

かの河川で木が倒されて、流水の中でそれぞれ被害に遭ったということもありますので、この辺については抜本的に関係官庁のほうに要望していきたいと思ひますので、この点についてはしっかりと対応させていただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれを持ちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

副議長 佐藤 勝

署名議員 奥村 英俊

署名議員 佐々木 寿

平成26年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成26年9月18日(木曜日)午前10時00分

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

日程第3 報告第1号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について

18番 駒 津 喜 一 議員  
20番 東 千 春 議員

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

日程第3 報告第1号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 欠席議員(2名)

議長 19番 黒 井 徹 議員  
16番 植 松 正 一 議員

## 1. 事務局出席職員

事務局 長 益 塚 敏  
書 記 山 崎 直 文  
書 記 鷺 見 良 子  
書 記 佐 藤 潤

## 1. 出席議員(18名)

副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 高 野 美 枝 子 議員  
3番 塩 田 昌 彦 議員  
4番 山 田 典 幸 議員  
5番 竹 中 憲 之 議員  
6番 佐 藤 靖 議員  
7番 奥 村 英 俊 議員  
8番 上 松 直 美 議員  
9番 大 石 健 二 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 川 口 京 二 議員  
12番 佐々木 寿 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員

## 1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 白 田 進 君  
市 民 部 長 三 島 裕 二 君  
健 康 福 祉 部 長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 川 田 弘 志 君  
建 設 水 道 部 長 中 村 勝 己 君  
教 育 部 長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院 長 松 島 佳 寿 夫 君  
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君  
事 務 局 長  
営 業 戦 略 室 長 常 本 史 之 君  
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君  
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君  
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

○副議長（佐藤 勝議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

また、本日も黒井議長から欠席の届け出が出ていますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、昨日に引き続き副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○副議長（佐藤 勝議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 竹 中 憲 之 議員

17番 山 口 祐 司 議員

を指名いたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域農業を守るために外2件を、山田典幸議員。

○4番（山田典幸議員） おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、これよりさきの通告に従い大項目3点にわたって順次質問をさせていただきます。

初めに、大項目1点目、地域農業を守るために、小項目1、8月の記録的大雨における農業被害についてお伺いいたします。8月4日から5日にかけて24時間総雨量が153.5ミリという過去最大値を観測した記録的大雨により、市内全域各所において河川の増水、内水の氾濫が発生し、大きな被害をもたらしました。当市の基幹産業である農業においてもその影響を大きく受け、農地の冠水などにより収穫目前のメロン、スイートコーンなどが収穫皆無になるなど水田、畑合わせて220ヘクタール以上が被害を受けました。その被害

も冷めやらぬうちの8月24日、時間雨量が27ミリを超える大雨が再び当地域を襲い、田畑合わせて100ヘクタール以上が被害を受け、場所によっては4日から5日にかけての大雨を超える被害も確認されたところであります。本年は、例年になく順調に春作業が進み、その後各作物の生育もおおむね順調に推移してきており、農家の方々にとってはよい出来秋を期待しつつ収穫最盛期を迎えようとしていたやさきの被害であり、経営成果に及ぼす影響はもとより精神的な部分においての影響もはかり知れないものがあるというふうに思います。ごく最近時間雨量100ミリを超えるようないわゆる記録的短時間大雨が全国各地で頻発し、甚大な被害をもたらしています。当地域においても近年集中豪雨による農地の冠水などの農業被害が毎年のように繰り返されており、農家経済に大きな影響を与えています。かつて異常気象と言われていたことがもはや異常でなくなり、恒常化している中において、このような状況に対応でき得る対策を講じていくことが当市の基幹産業である農業を守っていくためには何にも増して必要ではないでしょうか。理事者の御見解をお伺いいたします。

2点目、有害鳥獣による農作物被害についてお伺いいたします。近年道内各地においてエゾシカによる農作物被害が非常に多く発生しており、平成24年度道内全体での被害額は約63億円にも上るとのことです。当市においても毎年一定程度の被害が確認されておりますが、現状と対策等についてお知らせを願います。

あわせて、近年はヒグマによる農作物被害も増加傾向にあり、当市においても市内各所において目撃情報や農作物の食害などが報告されております。本年のこれまでの状況と今後の対策についてお知らせを願います。

大項目2点目、教育行政について、小中一貫教育についてお伺いいたします。先般文部科学省は、学制改革の一環で2016年度にも小中一貫教育

を制度化する方向で検討に入りました。現在小中一貫教育については、制度的に位置づけられたものではなく、全国の学校、市町村において独自に取り組みがなされ、教育課程特例校や開発研究学校といった特例の指定が必要となりますが、制度化されることで自治体の判断で導入できるようになり、地域の実情に合わせた教育課程の弾力的な運用が可能となり、それに伴い義務教育9年間を通じた特色ある教育の実現が期待されるようになります。そこで、この制度化されるであろう小中一貫教育についての当市としての考え方、あわせて当市での導入の可能性と課題についてお考えをお知らせください。

最後に、大項目3点目、地域コミュニティのあり方について、智恵文地区における複合施設建設の要望について伺います。先般6月25日、智恵文地区PTA代表、町内会代表、保育所運営委員会代表、老人クラブ代表の連名により智恵文地区複合施設建設に対する要望書を加藤市長並びに小野教育長宛てに提出をさせていただきました。この要望に至る経緯については、学校適正配置計画と学校施設整備計画に伴う築38年が経過した智恵文小学校の耐震化改築の検討をきっかけに学校を中心とした地域コミュニティのあり方について協議がなされ、さまざまな議論の結果、小学校、中学校を併置校として地域に存続させ、あわせて保育所と現在の多目的研修センター機能を一つの施設に集約させた地域コミュニティの核となる複合施設の建設を地域の総意として要望すべきとの方向性が示されたことによるものであります。

具体的な趣旨として、小中学校においては単に併置校とするのではなく、義務教育9年間を見通した小中一貫教育とし、子供たちのさらなる成長を促す。さらに、保育所とのつながりも密にし、保育所から中学校まで連携した教育を推進する。複合施設化により現在の研修センター機能も併設することで老人クラブ活動や地域の活動なども

より連携がしやすくなり、これまで以上に地域と結びついた地域独自の教育が推進できる。このことは、地域に誇りと愛着を持ち、主体的にみずからの将来を切り開いていく生きる力を持った子供の育成に極めて有効である。複合施設化により幼児から高齢者までの多世代交流の場となり、同時に高齢者の生きがいづくりの場の提供につながる。また、少子高齢化や人口減少が進行していく中において地域コミュニティを集約し、再構築することにより過疎化に歯どめをかけることが期待されるなどあります。

以上、地域の要望の趣旨について申し上げましたが、今回の要望を受けて今後行政としてどのような対応をしていくのか、理事者の御見解をお伺いいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） おはようございます。山田議員からは、大項目で3点について御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、地域農業を守るために、小項目の1点目の8月の記録的大雨における農業被害について申し上げます。今回の農業被害については、4日、5日の大雨による農作物への冠水被害が132戸、智恵文地区34戸、名寄地区23戸、風連地区75戸、被害面積で220ヘクタール、24日の大雨による被害は51戸、智恵文地区34戸、名寄地区9戸、風連地区8戸、被害面積は113ヘクタールとなっております。重複した被害箇所もありますが、水稻102.8ヘクタール、カボチャ75.8ヘクタール、大豆28.6ヘクタール、小豆21.6ヘクタール、バレイショ27.6ヘクタール、スイートコーン18.5ヘクタール、施設園芸作物、花卉、メロン、トマトなどで2.2ヘクタール、ソバ、ビート、葉物野菜、飼料作物等で55.9ヘクタールで、合計で333ヘクタールとなっ

ております。4日、5日の大雨による農業用施設の被害は、てしおがわ土地改良区施設については29カ所、また個人の農地被害、畦畔崩壊、のり面崩壊等による排水路の埋没、用水路の崩落、排水路のブロック浮上など22カ所となり、特に被害後の降雨による2次被害に対応すべく排水路を塞いでいる土砂除去を優先的に対処させていただきました。24日の大雨による被害状況は、全体で17カ所、のり面崩壊、畦畔崩落、農道洗掘、用排水路土砂埋没等が発生しました。現地を確認し、緊急性のあるところを優先的に対応してまいりました。特に8月24日の智恵文地区を中心に局地的な大雨による農作物の被害につきましては、収穫途中や収穫目前にした時期であり、冠水被害による生産物、カボチャ、バレイショ、タマネ等の病気や腐敗が見受けられることから、被害額は今後の状況にもよりますが、生産者の被害は大きいものと認識しております。

ここ数年の天候不順による冷害、高温障害、大雨、湿害等の被害のほかに2年続けたの局地的な豪雨による被害が発生しております。現状として近年の局地的豪雨に対して現況の排水路ではのみ込めない状況になっていることは認識しております。幹線級の排水路については、国営直轄事業並びに道営畑地帯総合整備事業で整備し、道河川、普通河川、農業排水路として管理しているところです。将来を見越した排水対策については、国、北海道を初め関係機関、農業団体はもとより被害箇所を含めて地域全体で協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、小項目2点目の今年度の有害鳥獣による農作物被害について申し上げます。名寄市鳥獣被害防止計画の対象鳥獣による農作物被害状況についてですが、エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス等においては平成24年度の農作物被害額3,045万4,000円、平成25年度は1,292万8,000円となっております。エゾシカ対策では、平成22年度から平成24年度の名寄市鳥獣被害防

止計画に引き続き平成25年度より3カ年の期間とした第2次の鳥獣被害防止計画を策定し、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会が事業実施主体となり、国の補助事業による鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に取り組み、平成22年度685頭、平成23年度329頭、平成24年度392頭、平成25年度422頭、平成26年度は8月末現在で284頭と猟友会の御協力をいただき駆除してきたところです。今年度の減少傾向については、この間の駆除活動の効果のあらわれと考えているところです。引き続き被害防止緊急捕獲対策事業も継続されることから、効果的な活用に努めてまいります。

本年度のヒグマの出没状況ですが、9月2日現在では昨年の43件に対し、本年度は23件となっておりますが、智恵文地区ではスイートコーン畑の食害を中心に出没をしている情報が12件寄せられている状況です。通報があった場合は、担当者が現地を確認し、看板設置、町内会並びに周辺住民に危険周知を行うとともに、警察、学校等関係機関に情報提供を行っております。たび重ねて出没し、農作物の被害並びに人家への影響を考慮し、市職員による夜間パトロールの実施と猟友会会員のヒグマ駆除隊員による箱わなの設置と早朝パトロールを実施したところです。現在智恵文地区においては、3カ所に箱わなを設置しましたが、捕獲には至りませんでした。スイートコーンの収穫作業が終了したところについては、箱わなを撤去させていただきますが、今後ともヒグマ出没が見込まれる場合は箱わなの設置を含めて対応してまいります。

また、中山間地域等直接支払制度交付金を活用して農業者みずから電牧柵を設置する取り組みを行っており、平成26年度までに名寄地区106キロメートル、風連地区236キロメートル、合計342キロメートルを設置し、侵入防止対策を行っているところです。

狩猟者の高齢化と狩猟登録者の減による今後の

猟友会と新人狩猟者の育成について、現在名寄市における狩猟登録者は名寄部会37名、風連部会10名、個人申請登録者1名の合計48名が登録しておりますが、前年度に比べ3名の減少となっております。北海道猟友会の育成事業を初め中山間地域等直接支払制度交付金を活用した支援事業として農業者みずからの自衛対策として狩猟免許の取得に支援を行い、狩猟登録費用の助成による新たな狩猟者の育成に努めているところです。ただし、ヒグマの銃器による捕獲は経験を必要とする事項であり、現状では箱わなによる捕獲が効果的と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうからは、大項目2の教育行政について、小項目1の小中一貫教育について、本市としての考え方についてお答えをいたします。

近年全国において子供が小学校から中学校へ進学した際に新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態、いわゆる中1ギャップが指摘されるようになりました。この中1ギャップの主な原因としては、小学校は学級担任制であるのに対し、中学校は教科担任制であるなど授業形態に違いがあることや中学校では小学校よりも規則に基づいたより厳しい生活指導が行われる傾向にあること、また生徒が小学校のときの学習上、生徒指導上の問題が中学校と十分に共有されていないことなどが挙げられております。こうした中1ギャップを初め、その他のさまざまな教育上の課題に対応し、小中学校の円滑な接続を図るため、各地で小中連携、一貫教育が推進されるようになりました。その取り組みの主な成果としては、不登校の出現率の減少、学力の向上、児童生徒の規範意識の向上、教職員の指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されております。このように小中連携、一貫教育が

進む中、本市においても4つの中学校区を単位として小中連携を推進し、小中合同の行事、小学6年生の中学校体験入学、中学校教員による小学校への出前授業、参観日の授業参観交流等の取り組みを通して小中学校の円滑な接続を図っております。教育委員会としては、これまでの本市の小中連携の取り組みが一定の効果を上げていることから、継続的に支援するとともに、一層の改善、充実を促してまいります。また、小中一貫教育については、小中連携の取り組みを一步進め、より円滑な小中学校の接続を図るため、義務教育9年間を通じた教育課程を編成することが必要であり、今後先進校、先進地域の取り組みについて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

続いて、小中一貫教育の導入の可能性と課題についてお答えいたします。先ほど述べましたように、本市で取り組んでいる小中連携は、小中学校が互いに情報交換、交流することを通じ小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育のことです。これは、小中学校がそれぞれの児童生徒の学習や生活の実態について共通認識を図る場を設定したり、互いに学校行事等で交流したりするなど、双方にとって教育効果が期待できることから、部分的に行うことができます。

次に、小中一貫教育は、小中学校から9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のことです。したがって、小中学校が教育目標や教育課程をともに作り上げる取り組みや双方の教員の指導体制や施設設備の活用に関する条件整備などが必要となり、小中連携と比べ導入に当たっては検討する課題が多くあります。例えば教育課程の編成では、地域において育てたい子供像について関係者が議論し、それを実現するための一貫した教育過程を小中学校が共同して編成することが必要です。その際に義務教育においては、全国どここの学校に行っても同じ教育が受けられることを担保すべきであり、小中



学校段階で転校する児童生徒が一定数いることから、一貫教育実施校と通常の小中学校で教育内容が大きく異なることがないように工夫する必要があります。教育の指導体制や施設整備の活用に関する条件整備では、小中学校の教員が指導のあり方について共通認識を持った上で乗り入れ指導を行い、小学校高学年から教科担任制を一部導入して指導したり、小学校から進学した生徒を見守りながら指導したりする取り組みが大切です。しかし、乗り入れ指導の実施により教員の負担が増加するので、日常業務のあり方を見直し、効率化させる必要があります。また、校地、校舎が離れた場所にある小中学校、または隣接していても小中学校が異なる校舎である場合には、乗り入れ指導等の実施やそれに関する教員同士の研修、打ち合わせなどにテレビ会議を導入するなど校舎間の移動に係る時間の短縮を図る工夫も必要です。そのほか校地、校舎が離れた場所にある小中学校では、合同行事等を行う場合には児童生徒の交通手段を確保し、移動ルートの安全に配慮する必要があります。

このように小中一貫教育の実施に当たっては、さまざまな制約や課題があります。しかし、教育課程特例校などの制度を活用して各自治体を実施している小中一貫教育は、義務教育の9年間を通じた教育課程に基づいて行われているため、小中連携と比べてさらに小中学校の円滑な連携を図ることができるものとして期待をされています。このため、国においては来年の通常国会で（仮称）小中一貫教育学校の制度化を目指すとしております。今後教育委員会としては、（仮称）小中一貫教育学校の制度化に向けての動きを見守りながら関連情報の収集に努め、本市のそれぞれの学校や地域の実情や要望を踏まえた上で、小中一貫教育を実施できる地域を指定して取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目の3、地域コミュニティのあり方について申し上げます。

去る6月25日、智恵文地区複合施設建設に対する要望書を智恵文地区各団体の代表の皆様より市長並びに教育長宛てにいただきました。名寄市の人口減少が進む中で、智恵文地区におきましては保育所や小中学校の運営を初め各地域行事等を地域全体で協力し、支えていただいておりますことに改めて感謝を申し上げますとともに、農業後継者や新規就農者など若い世代の方々が多く住んでおられ、御活躍されている地域とも認識をしているところでございます。御要望いただきました小中学校のほか、保育所や行政等の機能も含めた複合施設建設につきましては、地域コミュニティのさらなる充実、子供たちを地域が守り育てるという観点からも地域の核となる施設と認識しておりまして、智恵文地区の皆様の強い思いは十分理解をしているところでございますが、複数の重要な機能を持つ施設があるがため、各部横断的な見地からの検討が必要になってまいります。また、全市的な視点から、学校を初めとする各施設の耐震状況、老朽化等による優先順位を決めなければならない状況にもあることから、まずは第2次となります新総合計画における位置づけなどを含めまして十分な協議の時間をいただきたいと考えてございますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、大雨による農業被害についてということなのですが、先月8月、まさか1カ月に2回もああいうことが起こるとは本当に夢にも思っておりませんでした。また、ここ最近の天候、非常にす

ぐれなくて、本当に雨続きで地域の収穫作業も大変苦労して、また滞っている状況でもあります。昨日夕方、智恵文地区ではひょうが一部で降ったということで、一部葉物野菜にもちょっと被害があったということを報告も聞いております。一日も早く天気が回復して収穫作業本番を迎えてほしいなというところで、地域の特に今最盛期でなければならないバレイショの収穫もまだ2割に満たないぐらいの進捗状況だということで、本当にこれからどうなるのかなという不安でいっぱいありますし、毎年9月定例会、収穫状況、作況状況、私も報告をさせていただきながら毎回質問に立たせていただいているのですが、ことしこそはいい報告といいますか、作業の進捗状況、また作況もことしはいい報告が皆さんにできるのかなと大雨の被害までは順調でしたので、思っていましたけれども、ちょっとまたこのような残念な報告になってしまいます。徐々に時間がたつごとに大雨の、特に農作物の被害というのがやはり御答弁にもありましたけれども、出てきておりまして、特に今選果作業等も農協でピークを迎えているカボチャなのですけれども、やはりことしは腐敗がひどいということで、当然畑でも腐敗している状況、また収穫できるものを農家の庭先で1週間ほど貯蔵しておいてから農協に出荷するのですが、それも農協の選果施設に入ると腐敗をしてしまう。それは選別した段階で市場に出荷するのですが、また荷物が市場に着いた段階でもやはり腐敗がひどいと。やはり本当にいつもの年と比べてそのような腐敗が多いということで、担当者も非常に苦労している状況であります。

そんな状況の中、やはりこれ今の段階ではなかなか作物ごとの被害額も確定できない。バレイショもこれからどれぐらい品質低下があるのかどうかということも収穫が終わってみないとわからない部分もありますけれども、支援のあり方等については次の12月議会でまた議論させていただきたいと思いますが、いずれにしましてもそれぞれの

被害に遭われた農家の方々にやはり最低限翌年の再生産に影響がないような適切な対応をこれは改めてお願いをしておきたいと思っております。

今回の大雨の被害、昨年、一昨年ぐらいからそのような大雨降るようになりまして、やはり冠水を繰り返している圃場も数カ所あります。御答弁にもあったように、根本的、抜本的に地域全体として排水能力の改善は考えていかなければならないのですけれども、やはり早急に対応すべきものは早急に対応していただかないと、これは本当に翌年の生産活動にも支障が出てくるという状況にもなりかねませんので、そのあたり今回の2度にわたる大雨の被害、場所等も把握されていると思っておりますけれども、そのような対応をお願いしたいと思っておりますが、御答弁のほうよろしく願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 本年度の8月の被害、私どもも春先が順調でいって、ことしはということで期待をしていて、本当に残念な思いでいっぱいでございます。今議員から御質問あった対策ということで、農地の抜本的にということになると、やっぱり基盤整備とかという事業になるのかなというふうに思いますけれども、今現在在国営、道営を初めどんなものがあるということを調査を行っている段階でございますけれども、議員も御承知のとおりこの事業には一定の規模なり採択要件がございます。さらには、地元負担もあるということでございまして、今回の被害で一定の被害箇所というものは私どももある意味把握をさせていただいたということでございまして、このことで地域の方と十分やっぱり今回の災害を教訓にして話し合いが必要なのかなというふうに思っております。それで、その中で地域としていろんな話し合いを持って何が必要なのかということも十分御議論いただく機会を設けなければいけないというふうに思っております。市としてもJAともこの間災害後早急に話し合いもさせていただ

いていますし、その中でも基盤整備等の重要性の御相談をいただいておりますので、そういった情報提供を含めて今後そういった対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） そのような対応がやはり今後必要になってくるのかなというふうに思います。地域の農業者の方もそれぞれの箇所、箇所は冠水するところが決まっておりますので、そういう箇所の早急な対応はそれはそれでしていただかなければならないのですけれども、今回こういう状況になった中で、やはり地域でも多数もう地域全体でそういう抜本的な排水対策考えていかなければならないのだらうなというような声もたくさん上がっているところであります。そういう部分では、当然地域がまとまって全体の中で動くということがまず大前提になるのかなというふうに思いますけれども、やはりこれは行政側にも今部長おっしゃっていただいたように、地域の中に入っていただいて、いろんな話をする中で本当に何が必要なか、何ができるのかというところをそれぞれ地域、行政、協力してこれから進めていっていただきたいというふうに思います。また、そういったことをこの地域だけでということではなく、やはりこれは名寄市としても国または道に事業の関係も含めて対策をとってもらいたいということ強く要望をさせていただきたいと思っておりますけれども、その辺に関して御見解があればよろしくをお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 各種事業等の関係につきましては、先ほどJAからも今回の災害に対しての要望事項という中でいただいておりますので、その中でも河川等の部分、さまざまな分野で御要望をいただいております。そういう中で事業の部分についてもまずは地域の皆さんとお話し合いをさせていただいて、本当に何が必要で、生産者は

もとより市なりJAを含めてどういったことができて、やっていくことがいいのかということのを要望活動を含めてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回のことを受けて一部ちょっと寂しい話ではありますがありますけれども、若い農業者の方も本当にこの地域で農業をこれからやっていけるのかというような気持ちにもなりますよね、8月ああいう形になって、それがもう毎年続くわけですから。これからの若い人たちが意欲を持って取り組める地域農業でなくてはなりませんし、子供たちが将来この地域で農業をやりたいと思えるような地域農業を私たちつくっていかねばならないというふうに思っていますので、短期的に見たことは当然早急にしていかなければならないのですけれども、やはり本当にここで長期的ビジョンに立った中で対策を講じていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、有害鳥獣の被害についてということであります。エゾシカなんかはどうなのでしょう。当市の状況、捕獲頭数もそれなりに駆除されている状況の中で、やはり私は一定の効果が出てきているのではないのかなというふうに。鹿を見ないのです。これは、反面ヒグマが出没しているからなのかなというふうにも思ひますけれども、一定程度のそういった対策の効果があらわれてきているのかどうか、その辺の認識について改めて教えていただきたいと思ひます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） エゾシカの部分は、ここさきの捕獲の状況なんか説明させていただきまして、有害鳥獣防止協議会の猟友会さんとの協議の中でも定期的に行っておりますけれども、その中でもエゾシカは減っているというようなことをお聞きしておりますので、そういった意味で

は一定の効果は出てきているのかなというふうに認識しております。

以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） エゾシカ个体数が減ってきているのかなというふうに感じておりますけれども、反面やはりヒグマですね。全道的に見てもこれは个体数が減っている状況にはないというような話も聞いておりますし、件数は昨年に比べて少ないながらもやはり出沒、スイートコーン畑の周りを中心に被害なんかもあって出沒しているところなのだというふうに思います。いずれにしても、いろんな対策、電牧柵の対策等もありますけれども、ヒグマのほうも个体数を減らす努力をやはりいま一度していただかないと、多分毎年毎年同じ熊が周辺スイートコーン畑を狙って出ているのではないかなと。年々足跡も大きくなってきているような気がしますので、多分同じ熊が出ている状況なのかなというふうに思いますけれども、3カ所に箱わなを設置しているということでもありますけれども、箱わなは今行政で幾つ所有しているという状況になっているのでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田議員。

○4番（山田典幸議員） 後ほど報告いただきたいと思いますが、3カ所に設置しているということで、箱わな、多分3つではないはずですよ。捕獲のための努力ということで、仕掛けたからといってそう簡単にかかるものでもないというふうには認識はしておりますけれども、やはりとるための努力は最低限していただきたいなというふうに思います。ちょっと苦言みたくになりますけ

れども、出沒情報があった中で担当者が農家の出沒した先に来られて、当然電牧柵を張ると一定程度の効果はあると。やはり電牧柵を張ってもらえないのだと。でも、わなも仕掛けられないのかというふうに言うと、わな仕掛けてもかからないのだというような対応で、被害に遭った農家の方がその対応に関して本当に捕獲する努力が全く見えないと非常に憤慨していたというようなお話を聞きましたので、やはり熊も頭いいですから、そう簡単にはかからないのです。ただ、やはり捕獲のための努力だけはしていただかないと、実際近隣の町村では一定程度毎年捕獲をして、少しでも个体数を減らそうというような取り組みがなされているわけで、名寄市の場合2006年、2007年に数頭、2年間で4頭捕獲した以降、たしか昨年遅くに1頭あったのかな。なかなかかからないという状況もわかるのですけれども、やはりそういった捕獲に対する最大限の努力はしていただきたいというふうに思うのですが、御見解をよろしくお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほど御質問あった箱わなの関係、6基保持しております。

それで、その中で先ほど申しましたけれども、この間の取り組みとして情報があれば、先ほどの取り組みは市の対応はお話しさせていただきましたけれども、やっぱり猟友会の皆さんに御相談をして、どこが一番いいかという箇所を含めて御協力をいただいて設置しているというのが状況でございます。そういった中でなかなか結果があらわれないということで、特に名寄の場合は一番のスイートコーンにつくということなものですから、朝早くからの作業から本当に心配もあるのかなというのは十分承知をしてございますけれども、できるだけ先ほど言いました箱わなは有効な措置ということでございますので、努力はさせていただきますと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 6基あるということですから、ぜひ3基遊ばせておかないで頻繁に出没するところに設置して捕獲の努力をしていただきたいと思ひますし、近隣そういった捕獲をするためにいろんな努力をしているというような話もちよっと聞くこともありますけれども、例えば民間の力をかりて、知恵をかりて、講習会なんかも開催しながら猟友会の皆さんに勉強をしていただきながら捕獲に向けての取り組みをしているというようなお話を聞くこともあります。名寄市としてもそういった対応をぜひ工夫して、そういった取り組みもしてはどうかと思ひますが、お考えをお願いしたいと思ひます。

○副議長（佐藤 勝議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） ヒグマの被害状況についても大変深刻だというふうに私も受けとめておりまして、議員御指摘のとおりヒグマの個体数が問題だということについては十分承知をしております。エゾシカの対策、先ほど触れておられましたけれども、これも全道一円でそれぞれの対策を講じた結果として総体のエゾシカが減ったという、こういう事例もございますので、抜本的な対応というのはやはりふえているだろうと思われるヒグマの個体数を全道的に減らしていくということがまず急務かなというふうに思っていますので、この点についてはぜひ北海道ともしっかりと話をさせていただいて、今後の対応に当たってまいりたいというふうに思っているところであります。

さらに、箱わなのお話もございました。箱わなについては、それぞれ農業被害にかかわる対策ということで、議員も御承知だと思いますが、鳥獣保護法、狩猟免許法というのは一つの法律で、かつ有害鳥獣にかかわる対策というのはその法律を保護しないのでできるという特別な措置ということですので、一定の申請手続が必要になってくるということで、そこが農業者の皆様になると速やかな対応になっていないのではないかとこのように思われるかもしれませんが、一定の法律の手続を

とらなければいけないということもありますので、そこは合法的な形で、どうすれば速やかにできるのかということについてはこれからもしっかり対応してまいりたいと思ひますし、さらに先ほど申し上げましたが、全道的な取り組みということで考えたときにヒグマも一定程度テリトリーを持つという習性があるようですから、そういう情報を含めて、さきにも講習会したことがございますので、近隣の方々あるいは猟友会の皆さんも巻き込んだ中での有効な対策について今後進めさせていただきたいと思ひますので、この点については御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） ぜひそういう形でよろしくをお願いしたいと思ひます。多分被害に遭った農家の方々、また地域住民の方も少しでもそういった結果が見えれば気持ちの中でも安心する部分が出てくるのかなというふうに思ひます。一層の努力をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、教育の関係、教育行政の関係と最後の智恵文地区の複合施設にかかわって、関連がありますので、多少質問が行ったり来たりするケースがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいというふうに思ひます。それでは、地域の複合施設の建設の要望を先般6月に出させていただいた中で、やはり申し上げたようにきっかけは学校をどうするというところから始まりまして、耐震化、改築が、小学校をどうするというような議論の中で、それぞれ小学校教育、中学校教育も地域に残したいと。その中で併置校で、単なる併置校ではなくてやはり地域に根差した教育はどのような姿が望ましいかという中で、地域として小中一貫教育を選択したという経緯でございます。御答弁にあったように、智恵文地区小中連携という面では、これはもうそれぞれ小規模で人数が少ない中での教育環境でありますので、行事も一緒

にやる中、やったりすることが通常ですし、PTA組織ももう小中一緒になっているという状況の中、小中の連携はもう十分とれていると。やはり一歩進んだ形で地域の特色ある教育を進めていきたいという思いであります。

また、中1ギャップという問題に関しても、事農村地域である智恵文に関してはここは問題にならないのだろうなというふうに認識をしております。地域独自の教育環境をやはりこれからの子供たちによりよいものをつくってあげたいという認識でそういった選択をさせていただいたところでもあります。一貫教育を市内に導入するには、検討する課題がやはり多くあるというようなお答えでもありましたけれども、地域を指定して導入に向けた検討をしていくという御答弁ありましたけれども、私どもの地域、そういった地域でそういう選択をさせていただきましたので、ある意味智恵文地区を、智恵文小学校、中学校を指定といいますか、その地域に限って導入に向けた検討をしていくと、私どももそのような認識でいてよろしいのかどうか、改めて具体的に御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今小中一貫教育にかかわります一つのモデル校ということについての御質問でございましたけれども、それも智恵文地区のということでございますが、結論から申し上げますと智恵文小学校と智恵文中学校は、私として考えるには小中一貫教育のモデル校にはふさわしいのではないかなと考えておまして、これからそのモデル校として考えていくには大変ふさわしい地域ですので、そのように対応していきたいなというようなことで考えているところでございます。

智恵文小学校と智恵文中学校につきましては、これまでも先ほど議員のお話にもありましたように地域の人やもの、自然を生かした特色ある教育活動に取り組んでいただいております。また、そ

の結果、子供たちの生きる力に大変大きな効力を発揮しているのではないかなと思っておりますし、運動会や体育祭なども合同で実施しております。また、小学校、中学校のPTAの組織も一体化したということで、小中連携や学校と地域の連携がかなり進んでいるという認識でおります。さらに、智恵文地区の学校につきましては小規模の小学校1校と中学校1校でありますので、今後小中一貫教育を効果的に推進していくという素地というのでしょうか、条件はかなり整っているのではないかなと、そんなふう考えているところです。今後国では、仮称ですけれども、小中一貫教育学校の制度化、これを目指すとのことでありますから、名寄市におきましても小中一貫教育に関する調査研究、これは進めていく必要があるだろうと考えていたところでございます。したがって、私としては智恵文小学校と智恵文中学校は名寄市としての小中一貫教育のモデルにふさわしいと考えているところでございます。ぜひこれまでの小中連携の取り組みの成果でありますとか課題を踏まえて、地域や小規模校の特性を生かしながら、義務教育9年間、これを見通した教育目標の設定でありますとか、教育課程の編成、あるいは指導方法、指導体制のあり方等について研究を深めていただきたいなと、そんなふう考えております。そのためにも教育委員会といたしましては、小中一貫教育にかかわっての全国的な情報の収集に努め、実施内容や実施方法について精査するとともに、学校に対しましても先進校、先進地域の情報提供や教員の研修、あるいは9年間を通じた教育課程編成に係る指導、助言等の支援をしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 大変ありがとうございます。そのようなモデル校にふさわしいということによっていただけて、これは地域の保護者も大

変喜ぶのではないかなというふうに思いますし、地域としてもこれからどのような形で推進していくのか、これは逆に教育長初め教育委員会の皆さんにお世話になりながら、本当に地域にふさわしい教育のあり方をともにいろいろ協議しながら模索をして、その実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。今後ともぜひよろしく御指導お願いしたいと思います。

それにあわせて、複合施設が出てくるわけですけれども、地域の意向は十分理解したというふうに受けとめていただいたのだと思います。確かに超えなければならないハードルも多々あり、低くはないのだなというふうに思っていますけれども、これはまた行政の側も地域に積極的に入っていて、地域と向き合っていて、私どもも全て自分たちの地域の要望がかなわないと全然だめだよというスタンスではありませんので、そこはやはり行政側とできるもの、できないものというも出てくると思いますし、当然財政措置というものもこれから検討していかなければならない行政側の課題だと思いますので、そういう形でぜひ地域にしっかりと入っているような協議をして、まず半歩でも一歩でも進めていただきたいなと。これは、庁内でそれぞれの部署で協議いただくのも含めてお願いしたいと思います。改めて御答弁のほうよろしくをお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今複合施設の関係で再質問をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように非常に地域の熱意の高いものだと思っておりますし、先ほど教育長から言われたようにモデル的な部分もあると思いますし、さまざまな機能が入るということでもありますので、その一方でやはりハードルも高い部分もあると思います。国の機関といってもいろんなセクションがまざるというのがあります。これは、先ほども言った庁内ももとよりそういうふうになりますので、そういったもののハードルも含めて調査をしな

ればいけませんし、議員が言われましたように財源手当てについても複数の機能を持ちますので、随分融通はきくようになりましたけれども、各省庁のほうのどういった財源が確保できるのかも含めてここは調査をさせていただきたいと思います。その上で地域とも適宜意見を交換させていただいたり、構想についてさらに深い話を聞かせていただく必要があると思いますので、順を踏みながら内部での検討、さらには地域の意見交換を進めさせていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 地域としては、これから進むに当たって行政の皆さん方とお話し合いとか、協議する準備は気持ちの中ではもう今でもできていますので、そういう形でぜひ随時進めていただきたいというふうに思います。地域の中でもこのことを実現させるためには解決しなければならない課題も多々ありますので、地域としてもそのように進んでいきたいと思っておりますし、この構想、計画に関しては建てて終わりということではなくて、やはり建てるまでの経過の中で地域住民、私も含めて地域コミュニティーのあり方というのを再認識していくというのが目的にもなると思っておりますし、建ててからの活用というのも十分考えていかなければならないところだというふうに思います。

最後に、こういった地域の思いを6月25日しっかりと受けとめていただいたと思っておりますが、加藤市長にそのあたりの考え方を最後お伺い、御答弁いただいて、終わりたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 智恵文地域においてもいろいろな方もいらっしゃるでしょうし、さまざまな考え方があると思いますが、その中で1つに地域の総意として意見をおまとめいただいて御提案をしていただいたということは、本当にすばらしいことだと敬意を表するところであります。加え

まして、小中一貫のモデル校という特色ある取り組みの提案と。このことについては、今教育長もモデル校としてふさわしいと。地域の総意であるということと教育長の今のお言葉非常に重たく受けとめさせていただきたいと思います。

白田部長からお話あったとおり、今後具体的に詰めなければならない問題もあると思います。智恵文地域の人口の推計の問題であるとか、より具体的な施設の中身の精査でありますとか、それに伴って市全体の計画も見比べた中での計画の位置づけもしていかなければならないというふうに思っています。しっかりと受けとめさせていただきました。次期総合計画が29年度からのスタートでございますけれども、できるだけこの次期の計画の早期に実現がかなうように地域とも精力的に議論を重ねていきたいというふうに思っていますので、ぜひ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

8月の大雨被害にかかわって外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目3点についてお伺いをいたします。

1点目、8月の大雨被害にかかわって伺います。まず最初に、被害に遭われました皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の大雨によりまして市民の皆さんから災害の少ない地域だと思っていたがと驚きを隠せない状況であります。異常気象の中で私たちのまちでも災害は起きるということを実感しました。さらなる備えが急務となっております。

そこで、今回の大雨被害から学びながら、備えを進めるためにお伺いをしたいと思います。1つに、被害地域の対応についてです。繰り返される農業被害への対応について伺います。来年の再生産に影響のないように、環境整備が急がれます。関係機関への要望などの取り組みはどのように進んでいるのか伺いたいと思います。農業関係者の

方からは、TPP、農協解体などが言われる中で農業への不安、将来への不安も広がっている。繰り返される冠水被害で、その不安はますます広がるのではないかと、農業から離れてしまうのではないかなどの不安や懸念が出されているところであります。また、徳田しらかば団地への対応について、町内会からも要望も出されていると思っておりますけれども、被害を繰り返さない対策が急務です。対応をお知らせください。

2つに、避難者への対応について伺います。高齢者の方々への避難誘導、声かけはどのように行われたのかお伺いします。災害時要援護者の方たちへの対応はどうであったのか、また避難所での声かけ等についても伺います。避難された方々の中には、不安でたまらなかった、他の被災地域の方々への不安な気持ちがよくわかったなど切実な声をお聞きしているところであります。また、女性職員の配置等についてもお聞かせください。

3つに、今後の対策として自主防災組織への支援について伺います。智恵文八幡の全戸避難を教訓にしたいと考えます。私が住んでいます東12区町内会や旭東北区など名寄川の増水に不安が広がりました。自主防災組織への関心は非常に高まっています。行政としての支援についてお知らせください。

大きい項目2つ目、子供に優しいまちづくりを。この間子供の貧困問題を含め子育て支援について幾度となく取り上げさせていただいてまいりました。今子供の貧困が最悪の状況であるといえます。私たち日本共産党名寄市委員会がこの夏に行いました市民アンケートにも子育てに関する要望が非常に多く寄せられているところであります。

そこで、子供の権利条例制定の考えについてお聞かせください。まち全体で子供の育ちを考える子供に優しいまちづくりを目指し、子供の権利条例の制定の考えについて再度お伺いをいたします。この7月、政務活動費を活用させていただき、平成24年12月25日に子どもの権利条例を制定



した青森市を視察させていただきました。青森市では、11月20日を子どもの権利の日と定め、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員による子どもの権利相談センターを設置するなど、子供に優しいまちを目指して子どもの権利条例を生かした取り組みを進めていらっしゃいます。次世代育成支援後期行動計画が最終年となっています。前回の質問には、内部で研究を重ねながら検討したいとの答弁でした。改めて子供の権利条例制定のお考えを伺います。

大きい項目3つ目、北海道電力の再値上げにかかわって伺います。1つに、市民の暮らしへの負担について伺います。市民の暮らしの中では、特にオール電化を取り入れた方々からは詐欺に遭ったようだ、こういった声が非常に多く聞かれます。また、市立病院を含め市関連の施設への負担増も膨大となっていると先日の御答弁でありました。苫小牧の岩倉市長が8月26日、根本的に見直すことを強く要請する申し入れ書を北電社長に提出しています。8月30日の名寄市での説明会で、市は2年連続の値上げは考えられない。家庭への影響ははかり知れず、効率化を進め、中止すべきと反対したと地元紙が取り上げられていますけれども、名寄市としてきっぱりとした姿勢をとることが必要ではありませんか。お考えをお聞かせください。

2つに、再生可能エネルギーへの転換計画の推進について伺います。北電は、泊原発再稼働ができないから再値上げ申請に踏み切った。泊原発が再稼働後、少しでも早く値下げしたいなど再稼働を条件に値下げをちらつかせるなど企業努力はみじんも感じられません。どの世論調査でも原発の再稼働反対が半数を超えています。本道小売業のトップ、アークスの横山清社長は、長期的な視点に立てば人類の未来にかかわる問題だから、原発みたいに危険なものは諦めたほうがいいと、このように述べていらっしゃいます。また、8月23日、青森市では脱・原発依存社会の実現を目指す

方針、青森市再生可能エネルギー戦略の年内策定に向けて再生可能エネルギーフォーラムを開催しています。3名の講師が講演をされています。その中の一人が南相馬市の桜井市長です。桜井市長は、40年しかたっていない原発によって1,000年以上の歴史を持つまちが破壊された。このような中で再稼働させるのは世界の恥だと話されています。青森市の鹿内市長は、市民の安全、安心を守るため市として原発に依存しないまちづくりを目指していくと宣言しています。

今名寄市では、新エネルギービジョンのもと、太陽光発電システム設置補助金交付事業などを進めています。市内でも太陽光発電の設置が進んでいます。新たに建設予定の南小学校、市営住宅への太陽光発電の設置についてのお考えを改めてお伺いをします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 川村議員からは、大項目で3点について御質問をいただいております。大項目1、小項目1は私から、小項目2と3、さらに大項目3は総務部長から、大項目2は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、8月の大雨被害にかかわって、小項目1、被害地域の対応について申し上げます。8月における農業被害では、市内においても大きな被害となったところです。特に2度の被害を受けた智恵文地区では、現在収穫作業が行われていますが、カボチャ、パレイショにおいては病気の発生や腐敗による被害が見受けられることから、生産者の被害は大きいものと認識しております。ここ数年の天候不順による被害のほか局地的な大雨による被害が発生していることから、中小河川を含めた排水対策の重要性を認識しているところです。今回の災害においては、道北なよろ農業協同組合とも被害状況や生産者の状況を含め今後の

対応についても協議もしてきたところですが。その中では、用排水対策や河川内の木の伐採等を初め今後の災害対策への要望もいただいております。北海道を初めとして関係機関への要望も引き続き行ってまいりたいと考えております。現況の農業を取り巻く状況は変革期を迎えており、現在交渉が行われているTPP等の問題もあり、近年の自然災害を含めて生産者においては今後の農業や将来の不安などが懸念されるところですが、JAを初め関係機関とも十分協議を行いながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えております。

また、将来を見越した排水対策等については、一定の年数を要することから、被害地はもとより地域全体で協議していくことが重要であると認識しておりますので、御理解をお願いします。

以上、私からの答弁いたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、引き続きまして小項目の2、避難者への対応について申し上げます。

今回の大雨における避難誘導に当たりましては、各町内会における声かけや関係機関による訪問等が行われたところでございます。災害時要援護者への対応といたしましては、豊栄地区では町内会、民生委員がそれぞれ巡回をいただき、災害時要援護者の避難はもとより実際の避難に当たりましては災害弱者の方をお隣の方が自動車で運搬されたと同っております。避難所内におきましては、まず早急な対応が必要となります毛布、飲料水、食事などの配給を優先して行うとともに、保健師を派遣しまして健康面にも留意をさせていただいたところでございます。

なお、5日の大雨の際は、夕方に避難勧告を解除した後に各避難所において避難者がいないことを確認し、閉鎖の手続きをとりました。しかし、夜間不安を感じられる市民がおられましたので、避難所を開設し、お泊まりをいただいた経過もございます。また、不安が強い高齢者などへの対応と

いたしましては、女性職員の配置が適しているという傾向がございますので、今後は今回の経験を生かしながら女性職員を含めた人員配置も検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、自主防災組織への支援について申し上げます。8月4日から5日にかけての自主防災組織の活動事例を挙げさせていただきたいと思いますが、東地区におきましては13区の自主防災組織が名寄川の増水に対しましてみずから避難判断水位を設定し、河川監視を行いながら自主避難を判断、実行するために活動いただいたところでございまして、河川の増水中も市へ水位の状況を確認しながら情報収集し、活動いただいたところでございます。このことを通じ、市が保有する気象情報や河川の水位及びその後の気象情報など必要に応じて自主防災組織へ情報提供することの大切さを改めて認識するとともに、自主防災組織における情報分析あるいは情報の理解につぎまして、人材の育成も必要と考えるところでございます。

また、智恵文八幡地区におきましては、平成24年度に土砂災害に係る防災訓練を実施しておりまして、その経験を生かして一斉に、かつ迅速に避難できたことは他の地区のモデルとなる取り組みであるというふうに理解をしております。八幡地区の5日と24日の大雨の際の避難行動は、避難所が少し遠い智恵文支所となりましたけれども、短時間で状況を理解され、避難をいただいたことは訓練の成果と捉えておりまして、24日の避難行動が5日の避難行動よりもさらに迅速だったことから改めて訓練や経験の大切さを感じたところでございます。

今回名寄川の増水で住民の皆様が大変不安があったことも承知しておりますが、大きな河川の氾濫時には自主防災組織などの自主的に活動ができる組織の役割が大変重要だと考えておりますので、今後とも継続して自主防災組織の育成に取り組み、いざというときの避難時の連絡体制やいち早く避

難するという体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。

また、今後は自主防災組織の中心で活躍する人材の育成も大切であると捉えておりますので、防災知識や気象情報の理解を深めるために何ができるかを研究しながら、また各種講習会及び資格取得講習会等の情報を提供しながら、検討を進めてまいります。

次に、大項目の3、北海道電力の再値上げにかかわってについて申し上げます。まず、小項目の1、市民の暮らしへの負担についてでございますが、御案内のとおり北海道電力は平成26年7月31日付で経済産業大臣に電気料金の値上げ申請を行い、規制部門である家庭向け電気料金で平均17.03%、月額1,000円程度の引き上げ、オール電化住宅では最適とされ、利用者が最も多いドリーム8のモデルケースで28.55%、月額にして8,000円程度の負担増とされ、大きな影響を受けることとなります。また、市公共施設の影響につきましては、41施設合わせまして年間でおおよそ4,800万円、率にして約20%の負担増と試算をしており、これら大幅な値上げは家庭や企業に重くのしかかることとなります。このことから、8月30日に北海道電力が開催をいたしました電気料金値上げ申請に関する説明会に参加をいたしまして、同席上におきまして2年連続の値上げは家庭や地域経済に対し甚大な影響を及ぼすものであり、到底認められるものではないと今回の値上げに対して強く中止を求めているところであります。電気料金の値上げの手続は、今後経済産業省と消費者庁の協議を経まして、経済産業大臣が認可を行い、値上げの実施時期や値上げ幅も決まることとなりますが、本市といたしましてはこの電気料金再値上げに伴う家庭や企業における影響の大きさを踏まえ、電力会社にさらなる企業努力を求め、値上げの中止や少なくとも値上げ幅の引き下げを行うようさまざまな機会を通じ関係機関と連携して要請をしております。

次に、小項目の2、再生可能エネルギーの転換計画の推進について申し上げます。現代社会における電気は、国民生活のライフラインとしてはもとより企業の経済活動などあらゆる分野において不可欠となっており、電気を含めたエネルギー政策は国がその責務を負い、電気事業者とあわせて安定的に供給される必要があります。また、そのエネルギー供給の方法につきましては、国民に広く知らされ、十分議論される必要があります。安全の確保はもとより環境への適合の観点からは再生可能エネルギーの普及も重要と考えるところでございます。このことから、本市におきましては、平成25年2月に名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンを策定し、以降これに基づく施策を推進しているところでございます。具体的には、1件当たり28万円を上限とする名寄市住宅用太陽光発電システム設置事業を実施しておりまして、平成25年度の実績では交付決定で12件、補助金で300万7,000円となっており、本年度はこれまでに交付決定12件、補助金で324万4,000円の交付決定を見込んでいるところでございます。

太陽光発電につきましては、当該事業のほか名寄小学校屋上に10キロワットのパネルを設置しているほか、市内民間企業が設置したメガソーラー発電施設に対しては土地の貸し付けや支援を行い、その普及促進に努めているところであり、これに続く市内業者もあらわれているところでございます。また、太陽光以外にも雪氷熱を利用した農作物貯蔵施設のほか、木質バイオマスにつきましては昨年度その導入に向けた利活用調査を実施しておりまして、本年度安定的な燃料確保のための体制づくりや施設導入のための具体的な方策を検討しているところでございます。

なお、お尋ねのありました名寄南小学校新校舎や公営住宅建てかえにおける新エネルギーの活用につきましては、公営住宅につきましては設置に係る工事費が交付金の対象とならないため、設置

計画はございませんが、名寄南小学校につきましては名寄小学校と同様に子供たちへの環境教育教材として活用することを目的に太陽光パネルの設置を予定しておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の子供に優しいまちづくりを、小項目1の子供の権利条例制定の考え方について申し上げます。

1989年、第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約では、子供を一人の権利主体として捉え、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの柱に要約される子供の権利を保障しており、日本は1994年に批准をしました。現在子供を取り巻く環境は、核家族化の進展や生活様式の多様化に伴い、家族団らんの減少、地域のつながりの希薄化、さらには深刻化する子供の貧困問題など社会的支援が必要な子供がふえており、国の総合的、実効性のある対策が求められております。本市は、平成22年に策定した次世代育成支援後期行動計画に5つの基本目標を掲げ、子供の育ちや子育て支援など次世代育成の取り組みを進めてきたところであり、本年は同計画の最終年となりますので、計画の検証や事業の評価を実施してまいります。

子どもの権利条約は、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現、確保するために必要となる具体的な事項を規定しております。条約の第3条には、子供にかかわることについて、それにかかわる大人が関与する場合、現在や未来において子供の最善の利益をもたらすような関与をしなければならないとする考え方が示されております。平成24年8月に交付された子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、子供、子育て支援については子供の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子供の視点に立ち、

子供の生存と発達が保障されるよう良質かつ適切な内容及び水準のものとし、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、全ての子供や子育て家庭を対象とすることが求められております。現在本市では、昨年11月1日に設置した名寄市子ども・子育て会議において平成27年4月からの計画となる名寄市子ども・子育て支援事業計画の策定作業を行っているところです。この支援計画の根拠法となる子ども・子育て支援法の基本指針に則して、子供の安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利など子供にとって大切な権利を掲げ、名寄市子ども・子育て会議で議論いただきながら、名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問と要望をさせていただきますと思います。

まず最初に、8月の大雨被害にかかわっております。さきの山田議員の質問の中でも農業被害への対応等十分にお話がされたかというふうに思います。関係機関への要望のところではいいますと、私たち日本共産党の国会議員団としても政府交渉を行いました。また、河川整備費の増額等強く求めていく必要があるというふうに考えていますので、さらに国、道に向けてというお話でしたので、関係機関、JAの皆さん、また農業従事者の皆さんのお話もしっかり受けとめながら取り組んでいきたいというふうに思います。

避難対象者への対応についてであります。先般からの一般質問の御答弁で、あらゆる媒体を使って避難誘導を行ってきたというお話がされておりました。ただいま御答弁いただいた中でも避難者への対応について保健師の派遣も行われたというようなことが話されておりました。やっぱりこういう

本当に避難された方々へ心を寄せて支援をしていく、ここが大きいかなというふうに思っています。女性職員の配置、今回なかったのでしょうか。今後考えていきたいということだったのですが、このところをもう一度確認をしたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 女性職員の配置ということでありますけれども、先ほど申し上げましたように保健師については当然配置をさせていただきまし、ほかにもこれは管理職が中心となりますけれども、女性職員の配置も含めて対応させていただいたということですので、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 私も東日本大震災の後取り上げさせていただいて、やはり女性が持っているあらゆる困難さ、そんなこともあって、ぜひ女性職員の配置をとということで求めさせていただいたところではありますが、今回保健師も一緒に配置をいただいたところら辺では非常にうれしく感じているところですので、引き続きまたあらゆる場面で対応していただくことをお願いをしたいというふうに思っています。

あと、土砂災害についてなのですけれども、年配の方々から弥生地区や瑞穂地区など土砂災害の危険はあるのではないかと。広島の実地を見て、非常に不安を寄せられているところ。国土交通省の全国土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域についての緊急点検の実施要請によって、名寄市も危険箇所25カ所ですか、ホームページに公開されていました。地元紙の報道では住宅に近いところが2カ所であると。現地確認をし、市で単独で行うのか、道と連携するのか協議中というようなことが記載されていましたが、地域の方々の不安も大きくあるかと思えます。土砂災害の対策で大事なことはというと、今回広島のことでもはっきりしたかなと思うのですが、危険箇所を周知させる、避難対策を整備する、施設整備を行

うというようなことだというふうに思うのですが、早急な現地確認、必要だというふうに考えるのですが、ここの部分についてお知らせください。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員がおっしゃるように、土砂災害一度起きると大変被害も大きいと。礼文島の例なんかを見ましても本当に島全体が土砂で埋まるというような、そんなような非常に大きな災害につながるということでもありますので、注意を持って当たらなければいけないというふうに思っております。議員が先ほど言われたとおり、名寄市においては25カ所が危険のところに指定をされているという状況になっております。1カ所につきましては、これは警戒区域ということで、皆さん御存じの智恵文の八幡地区がこれに当たるということでもあります。ちょっと指定のレベルは違いますけれども、それ以外にも24カ所あるということで、さきの災害を受けて国あるいは道のほうで改めて危険への注意喚起も含めて公表したということでありまして、市もこれに倣いまして早速ホームページのほうで公表させていただきましたし、来月の広報でもこの分については周知をさせていただきたいということで、今作業を進めているところであります。間に合わなければ翌月になるかもしれませんが、広報も通じて改めて周知をさせていただきたいということでありまして。肝心なのは、この25カ所のうち住宅が近くにあるところがないのかという、この確認が議員がおっしゃる非常に喫緊の課題かなというふうに思っておりまして、1カ所の八幡についてはもう指定をされておりまして、この間も訓練をさせていただいておりますので、間違いのないということでもありますけれども、危険な箇所については担当のほうを早速巡回をさせまして確認をさせていただいております。私どもの認識の中では、八幡以外にはもう一カ所あると思っております。これ風連の日進、東生地区になりますけれども、その地区で1カ所あるという認識でありますが、

この後また道のほうともこの調査については協力いただけるという話もいただいておりますので、私たちだけではなく道からの協力もいただけるのであれば、改めて道も含めてより精度を高めるという意味で調査を重ねてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今調査に入り、また道の協力も得ながら確認作業を進めていくというようなお話でしたので、本当に早急に進めていただきたいというふうに思います。本当に事故があったからでは遅いということは、もう皆さん御承知のとおりであります。広報でもお知らせすることでしたので、知らせることがいいのかどうかという議論も報道にありましたけれども、やはり危険なところは危険だというふうに周知をしていくところが私は大事ではないかなというふうに思っていますので、さらに進めていただきたいというふうに思います。

それからあと、続いて自主防災組織への支援についてなのですけれども、先ほど13区町内会の自主避難の経験等お聞かせをいただきました。また、智恵文八幡地区の全戸避難、私もテレビニュースで見せていただきましたけれども、一昨年の防災訓練が功をなしたというふうに地元の方がおっしゃっている姿、本当に教訓だなというふうに受けとめさせていただきました。この中で、ただいまの答弁の中でリーダーになるような人材の育成をということで、研修会等々ということがお話しされていました。ここのところをもう少し詳しくお話をいただければと思いますが。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 自主防災組織については、この間も答弁をさせていただきましたけれども、地域みずからが共助の中で命を守って、皆さん安全に逃げていただくという意味で非常に大切だと思っています。さらに、自主防災組織の活動を高めるという意味においては、その中で中心

になる方がやはり一定の知識なり、経験はちょっとあれかもしれませんが、知識等を持っている必要があるというふうに思っておりますので、これについては私ども単独ではなかなかできませんけれども、道等の機関の中でそういった研修会等もありますので、そういったところの参加についても呼びかけて、その中で知識を広めていただいて、情報に対する理解も高めていただいて、災害に備えていただきたいというふうに思っておりますので、これについても改めてさまざま媒体も使って、あるいは町内会等の意見交換の場もありますので、そういった機会を使いながらPRをさせていただき、参加いただけるように呼びかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） やはりリーダーとなる人材育成ということでした。そういった中で防災訓練が本当に非常に有効だったというのを改めて実感しているわけですが、これから自主防災組織をつくっていかうというときの行政としての支援、そういったところを詳しくお聞かせをいただきたいと思います。これ防災訓練、防災だけでなく高齢者が多くなる中で、地域の中で災害ばかりでなくていろんな部分でも活用がされていくのではないかとこのように考えているのですが、その部分についての自助、共助、言われました。やっぱりこれを高めていくには公助が欠かせないということで、支援のところ、どのように考えているのかお知らせをいただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 自主防災組織の育成に向けての市の支援ということでもありますけれども、ここにつきましては既存の制度の中で、額は小さいですけれども、自主防災組織はお使いいただけるような支援策もありますし、場合によっては地域連絡協議会ございますけれども、地域連絡協議会という一定のまとまりの中で取り組んでい

ただければ地域連絡協議会としての支援策もありますので、財政的な支援としてはこれらによって支援をしてみたいというように思っております。また、自主防災組織を立ち上げる際には、それに係るノウハウや、あるいは知識等も必要だと思っておりますので、これらについてはまた別の形で情報提供もさせていただきたいと思っておりますが、担当部局もありますので、担当部局のほうに御相談いただければ、その都度応じて、一度にたくさん来るとすぐは回り切れないかもしれませんが、そこは御相談をいただいて、人的な支援も含めて御相談に乗りたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） もう一点お伺いをします。情報伝達ということで、防災ラジオのことがお話されておりました。町内会ごとに3台の配付を予定だと言われておりますけれども、町内会の世帯数や、また増水、土砂災害等予想される、近い、そういった地域などなどによっては、満遍なく3台というのはどうかというふうに私は思っているのですが、やっぱり町内会と御相談の上、配付台数、また使用する状況なども御検討いただいて、支援もしていく必要があるかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今回今年度中に防災ラジオのほうについては町内会のほうに配付をさせていただきまして、運用開始をしていきたいなというふうに考えております。これの配付の考え方ということでありますけれども、今現在は各町内会にも3台ということで考えております。個数あるいは地域の広さ含めて、そこに差があるということについては私ども認識をしておりますけれども、ラジオがこれはもう夜中でも自動的に音が出るということもありますので、果たして多くの方に一遍に配付することが逆に混乱を招かないかというところの不安も実は持っております、今

回まらずは試験的というものも含めて町内会の役員さんを中心に、そこは町内会のほうにお任せしたいと思っておりますけれども、3台を配付をさせていただきたいと思っております。また、役員の人数については、構成については町内会の人数が多い少ないにかかわらず一定程度決まっているのかなと思っておりますので、そういったところも含めてとりあえず当初については一律3台を配付させていただきたいと思っております。また、その状況等を見ながら、その後の対応については検討もさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今3台ずつというお話の中身を理解したところですが、今後やはり町内会の皆さんと密に連絡とりながら、御相談されながら進めていただくとお願ひしたいというふうに思います。

次に、2つ目の子供に優しいまちづくりをということで、子供の権利条例制定の考えについてお伺いをさせていただいたところではありますが、今健康福祉部長からの御答弁では、子供の権利条例の制定については今のところは考えがないというふうに受けとめていいのだというふうに思いますが、子ども・子育て支援法についての支援事業計画、また条例等審議中でありますので、ここにはさわるつもりはありませんけれども、今紹介しました青森市の条例制定の背景、経緯、少し紹介をさせていただきたいと思っております。先ほど御紹介あったように、1989年に国連で条約が採択され、94年に日本が批准しています。しかし、子供の権利保障が宣言されているにもかかわらず、依然として家庭における児童虐待や学校等におけるいじめが相次ぐと。子供の権利侵害が社会問題になっているということから、青森市では平成22年11月に市民意識調査を行っていらっしゃいます。子どもの権利条約について認知度、知っていると答えた方が21.1%であって、8割近くが知らな

い状況だったということで、青森市は23年10月に子ども総合計画後期計画の基本理念の中である子供の最善の利益に基づく具体的な施策の一つとして権利条例を制定し、子供の権利尊重についての明言化を図ったというふうに言われています。

先ほど御紹介した私たちが取り組んだアンケートにも実はこんな御意見が出されています。今後ますます共働きの若い夫婦世帯が増加します。子育て支援策は喫緊の課題だと思っています。名寄は、子育て支援のまちと言われるほど徹底特化してはどうでしょうか、こういった御意見も市民の方から寄せられているところでもあります。あわせて、ある電話相談にかかわっている方のお話なのですが、守秘義務がありますので、詳しいことは話せないけれどもといいながら、相談内容のもと、基本はまさしく人権にかかわっているというふうにおっしゃっています。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、子供にとって大切とされる4つの権利を保障する子供の権利条例制定が求められているのではないのでしょうか。改めてお伺いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 子供の基本的人権の尊重ですとか、子供は誰もがかけがえのない存在でございまして、生まれながらにして権利主体であるということは憲法、そして子どもの権利条約で保障されていると認識しております。先ほどお答えいたしました子供の大切な4つの権利、それを基本としながら、家庭、学校、地域における虐待ですとか、それから体罰の禁止、それからいじめの防止、地域での居場所づくり、また参加、意見表明の機会などについては関係部局と協議をいたしながら、現在策定を進めております名寄市子ども・子育て支援事業計画への位置づけなどについて今後名寄市子ども・子育て会議の中で委員の皆様のお意見をいただきながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほども言いましたように、子ども・子育て支援法に対する支援事業計画、これからですので、多くは言いませんが、子供の権利をしっかりとその中に入れていくというあたりでは、やはり子供の権利条例が非常に大切なのだというふうに思っています。どのような意味を持ち、そして条例がどんな役割を持つのかということが非常に求められていくのだというふうに思います。青森市の場合もそうですし、隣の土別市もつくられています。条例の前文の中にしっかりと示されていて、そして子供たちはもちろん市民皆さんに子供の権利、先ほど御紹介した4つの権利を含めてお知らせをしているというところでもあります。子供の権利についての市民の皆さんの理解も必要ですが、青森市では聞き取り調査も行っていて、その中には子供の権利というふうにすると子供の権利を声高に主張して権利の濫用を招くことになるというような、そんな御意見もありましたけれども、条例制定に向けてのプロセスの中で、やはり人権として大人も子供もともに理解をし合っていくということが非常に大切であるということが見てとれるというふうに私は思っています。

そういった中で、青森市の子どもの権利相談センターについてちょっと御紹介をさせていただきます。子どもの権利相談センターは、これは権利条例をもとにつくられた相談センターなのですが、子どもの権利擁護委員として弁護士、大学教員、そして臨床心理士が当たっています。調査、相談専門員として市の嘱託職員が当たっていて、基本姿勢に先ほど健康福祉部長もおっしゃっていたように子供の最善の利益を優先する。そして、子供一人一人が権利の主体として尊重される。子供の成長と発達に配慮した支援、これを基本姿勢に権利相談センターを開き、子供にも周知をし、市民の皆さんにも周知をしているというふうな状況にあります。やはり今虐待の問題、そして学校でのいじめの問題、また貧困の問題、あわせるとやは



り生まれてきてよかったと。一人の人、人権として、人として大切なのだというふうに思える、そういった保障していくための権利条例が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今御紹介いただきました青森市の子どもの権利相談センターですか、その部分につきましては当市におきましてはこども未来課に家庭児童相談員及び母子自立相談員を配置しております、就学前の子供に関する養育相談から虐待、DV被害に至るまで幅広く相談に応じさせていただいております。また、教育部の児童センターでは就学後の児童に対しましてハートダイヤルによる相談体制を整えさせていただいておりますので、今後とも子供の最善の利益が守られますように努めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 確かに相談する場所もあるのですが、やはり1つ子供の権利を守るというところの相談活動が必要だということで、弁護士も含めて専門家が当たっているといったところが大事ではないかというふうに私は思っています。さらに御検討をいただくことを強く求めて、次に行かせていただきたいと思っております。

3つ目の北海道電力の再値上げにかかわって再質問をさせていただきます。先ほども御紹介しました苫小牧市長の北電社長への要請申し入れ、これは異例だというふうに私は思っています。市民や企業に到底理解が得られないと。道内一の製造業のまちの市長としての申し入れだったというふうに考えています。市民の皆さん方からは、これ以上の節電はもう無理だよねというような声がたくさん寄せられているところでもあります。私たちも今反対の署名もお願いしているところですが、こういった声をどう受けとめていくのかということが大切かというふうに思います。今いろいろマスコミ等で報道されていますけれども、地

域独占と言われた北電から北電離れが進んでいると言われております。各自治体においてもあらゆる手だてを進めているようですけれども、さきの一般質問の御答弁の中で節電の徹底や他市町村を参考に研究していきたいという御答弁がありました。9月4日に上川管内の19の町村の町村長会議が行われ、再生可能エネルギーを活用した地域振興策をテーマに開かれたと報道されておりました。この狭い中でも下川町を初め和寒、木質バイオエネルギーの施設の建設を初め、また昨年私も視察をさせていただき、御紹介させていただいた南富良野町の木質バイオマスエネルギーや原料チップの乾燥に雪氷エネルギーを使っている。また、上富良野町では地下熱ヒートポンプを設置するなど紹介がされていたところであります。さらには、充電を行わないで自家使用するオフグリッドについても今支援等、調査研究も進められ、各地域で取り組みも始まっているようですが、こういった部分への支援の考え、また新電力の活用、こういったことにも視野を広げているという自治体もあるというふうに報道されています。こうした部分へのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 北電の値上げに対しては、さまざまな意見があるというふうに認識しております。議員がおっしゃいますように、値上げに対して生活から、あるいは経済活動から非常に厳しいのだという声が多数寄せられているということで、けさほどの新聞にも出ていましたけれども、その声を受けて北電のほうで値上げについて緩和措置を考えるというような、そういったところが北電側から出ておりますので、そこについては今後注視をしながら見ていかなければいけないのではないかなと思っておりますし、市としても北電に対しては先ほども申し上げましたように、今回の値上げについては市民生活あるいは経済活動を考えて非常に厳しいので、ぜひというお話をしていますので、そういった声も一つの要因となって

反映がされたのかなというふうに考えているところでもあります。ただ、現実としては、前回、さらに今回値上げがあると思いますので、そこへの対応ということです。これについて竹中議員のところでもお話しさせていただきましたけれども、当面についてはなかなか吸収する策がございませんので、市民のほうにも転嫁はしませんけれども、そこは市のほうで支出増についてはやむを得ないのではないかと考えていますけれども、一方では新電力という考え方も議員がおっしゃるようにありますので、ここについては今現在調査をさせていただいております。隣の土別市でいきますと導入している部分がありますので、これを例にしますと電気料金でおおむね1.5%下がるということになります。本市に置きかえますと300万円程度恐らく圧縮できるのかなというふうに思いますけれども、ただそういうメリットの一方でデメリットはないのかどうかというところの検証も必要だと思いますので、ここも含めた上で新電力の導入については引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。

もう一つは、オフグリッドの関係の御提案をいただきました。これについては、電力会社とは別に自分で電力を起こして、それを使うということになります。山道での道路標示の関係とか、あるいは家庭でも一部の電力をこれで賄うということで、ニーズが出てきているよということで私ども認識しております。ただ、家庭全部を賄うとなると、これちょっとオフグリッドと離れるのかもしれないけれども、全体を賄うとどうなるかというと、これは当然太陽光のパネルがこれまで同様に必要ということとプラス蓄電池が必要になるということになります。私どもも十分な知識は持っておりませんが、この蓄電池の価格がかなり高いと。安いものでも100万円近いと。容量によってはもう200万円、300万円。高いものでは1,000万円近くになるものもあるということになります。それとあわせて蓄電池の今現在

の状況でいうと、施設の耐用年数がどの程度あるのかというのについても、これもまだ十分な検証がされていない状況にあるというふうに私どもも認識しておりますので、現段階の中で市として誘導する施策については時期尚早かなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 新電力の件でいいますと、やはりメリットもあればデメリットもあるというのはもう明らかになってきているのですが、そのところを小さくというようなことも言われています。そうした中でもやはりこちらに動かざるを得ない状況が今値上げの中で負担が重くのしかかるという中で、各自治体も本当に苦慮しているのだというふうに思っています。やはりそういった部分も含めて検討していく必要があるなというふうに思います。オフグリッドの点については、これ大きな電力を賄うところには私も無理だというふうに思っているのですが、例えば家庭で小さいところで使う、外灯に使う、そういった部分でいろいろ活用もできていくのではないかとといったところら辺でやはり調査研究していただいて、また支援もしていただければ普及されるのかなというふうに考えていますので、ぜひ前向きにお考えをいただきたいと思っています。

今スキー場の北電離れも大きく報道されてきました。ニセコ、札幌ばんけいが出ていたのですが、私たちの市においても日進地区の再整備が進められていて、大きな痛手になるというふうに私は思っています。そこで、今北電の、世論が非常に大きく反対の声があり、また企業の9割近くが値上げは困ると言われていますし、経営努力も認められないというようなアンケート調査も報道されているところでもあります。そうした中で北電の動きかなというふうに受けとめているのですが、しかしやっぱりここで加藤市長にぜひきっぱりとした値上げ反対の表明を行っていただきたい

い、そのように思いますが、どうでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 竹中議員の質問でもお答えしましたが、8月30日に市の説明会でしっかりとそこは意思表示をしておりますし、また北電の支店長が名寄市に御説明をいただいたときにも幾度とこのようなことについてぜひ再考してほしいと。内部努力もしてほしいのだという話をしっかりとしておりますので、これで私は十分かなと。十分というか、それ以上、苫小牧の市長さんのように社長さんに直訴したということもあるのかもかもしれませんけれども、このことは北電さんのことも促すと同時に、やはり国策でやられている側面もあるということも重々承知をしていかなければならないのではないかなというふうに思っています。別に北電さんの肩を持つわけでもありませんけれども、停電等があった際には迅速に対応していただいている地域のそうした北電の営業所の職員さん、あるいは西名寄の変電所の職員さんも名寄市にはおって、そうした方たちも名寄市の市民の一員だということもぜひ鑑みて、私としてはこのところ発言をしていかなければならないのではないかなというふうに思っています。総務部長が今答弁あったとおり、さまざまな努力、検討もこれから当然していきながら、北電さんに対してはそうした形で対応をしまいたということでありますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 私は、北電でお仕事をされている方々のことを言っているのではなくて、北海道電力として電気料金を上げるといったところら辺に多くの皆さんが怒りを持っている、市民の皆さんも怒りを持っているのだということだというふうに思っています。やはり北海道電力は全国でも原発依存率が一番高いのではないかというふうに言われています。ですから、その中で泊原発再稼働をすることで値下げをというような、そ

ういうやり方ではなくて、やっぱり住民の皆さんの、道民の皆さんの暮らしを考えた企業努力といったところが見えないというのが多くの皆さんの御意見だというふうに思っています。形として中止を求めたりしてはいますけれども、先ほど紹介したような市長がその自治体の長としてはっきりとした反対の表明がやはり求められているのだというふうに私は思っています。先ほども言いましたように、泊原発の再稼働を理由にというようなことなのですが、福島原発事故後3年半が経過したにもかかわらず、まだまだ終息の見通しが立っていない中で再稼働をちらつかせながらの値下げというような言い方をされるということは、やっぱり承服できないというふうに私は思っています。

今回私は、函館市にも行かせていただきました。大間原発建設中止訴訟を行っている函館市です。経緯をお聞きし、また大間町へも行ってまいりました。建設現場近くまで行かせてもらいましたが、本当に住宅がすぐそばにあり、また商店もあるという中で大間原発が今建設がされているところがあります。函館市では、議会が全会一致で可決して、共同歩調をとって大間原発建てさせないという1点での共同で行っている。そして、函館市の国と事業者の提訴の支えになっていると言われていいます。また、要請行動には周辺10の自治体の首長や議長さんも参加し、商工会議所や漁協や農協や、そして函館市町会連合会などの方々も統一行動を行っている。文字どおりオール道南、函館の取り組みとして発展しているというふうなことです。その先頭に立って函館市長が頑張っているということ。私たちのまちも原発に依存しないまちづくりを目指すことを明確にすることを強く求めて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の平和行政と脱原発について外2件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議長より御指名がありましたので、通告順に従い御質問を申し上げます。

名寄市の平和行政と脱原発についてであります。1つに長崎、広島、そして福島から何を学ぶかということで御質問申し上げます。この地球上において暴力、いじめ、差別、貧困等が原因とする最悪で最大化は戦争であります。そして、さらには取り返しのきかない原発事故による核燃料の制御不能、放射能被害でもあります。思想信条、宗教の違いを超えて戦争の小さな芽を日ごろからの活動で摘んでいかなければならないと思っておりますし、全ての国民の共通する課題でもあらうと思っております。しかし、現政権のようにブレーキが甘く機能が弱いときこそ、また地方自治体、いわゆる地方六団体も市民生活をそれぞれ守る立場からも地道な平和行政の積み重ねが必要と思う時期でもあります。来年は、戦後70年の大きな節目となり、平和のとうとさ、原爆の悲惨さ、地震大国日本における原発被害の現実を伝え続けなければなりません。改めて長崎、広島、そして福島から何を学び、今後の市政に生かしていくのかをお伺いいたします。

日本非核宣言自治体協議会加盟について。私ども市民連合・凜風会は去る8月の下旬に平和行政を初め市民生活に関するテーマをもとに長崎、広島を初め5つの自治体を訪問して視察研修を行いました。その折、長崎市原爆資料館において長崎市長からということで、館長の中村さんから日本非核宣言自治体協議会加盟要請を受け、8月7日に加藤市長にも伝達をし、要請をしたところであ

ります。その後の対応についてお伺いをいたします。

脱原発への情報発信と名寄市の平和行政について。あの忌まわしい原発事故以来、被災された市民や自治体、首長と想いを共有しながら、できる限りの支援も行ってきたと思います。名寄市は、災害支援協定を結ぶ南相馬市、お隣の土別は川内村と、ことしも子供たちや職員の受け入れ、支援を行いました。加藤市長も当然ながら南相馬市の桜井市長を初め市民の想いを受けとめながら、支援を通じて脱原発の立場で情報発信されていると思っておりますが、具体的にお伺いをいたします。

名寄市の平和行政の取り組みは理解をしておりますが、庁内に業務として担当する課はありますが、庁内に業務として担当する課はありますが、既存の取り組みに終始し、マンネリ化の声も聞こえてきます。組織体制見直しを含め、今後の平和行政の活性化に向けた考えをお伺いをいたします。

大きな2つ目、名寄市地域分権の推進について、ここは1、2とありますけれども、まとめてお伺いをいたします。名寄市地域分権推進に向けた構想について、名寄市のまちづくりの基本は市民が主体的に参加できる権利と機会が制度的に保障されなければならないとあります。具体的な構想、そして今後の展開のあり方についてお伺いをいたします。

最後の項ですが、市民の声、地域の声からということで、8号道路と東5号道路の改良、改善について、あえて路線名を挙げての質問になりますが、40号線同様名寄、風連地区を結ぶ重要幹線道路であります。現状の道路維持管理状況や今後の計画についてお伺いをいたします。

2つ目には、手話通訳者等協力員の処遇改善について。聴覚障害者協力員派遣事業実施要綱施行以来十数年たっているわけでありましてけれども、協力者、通訳者の実態、内容からして現行制度の見直しが必要と思っておりますが、お伺いをいたします。

最後になります。文化、スポーツ施設等の命名

権、いわゆるネーミングライツとも言われていますが、命名権の是非論を論じたことはこれまでありませんけれども、名寄市のホームページの民間広告もそれなりに定着しつつありますが、公共施設の命名権についての市民論議も深めながら調査検討を要する時期にも来ているかと思えます。考え方をお伺いをして、壇上における質問を終わりたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま熊谷議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、2及び大項目3のうち小項目の3につきましては私のほうから、大項目3のうち小項目の1は建設水道部長から、小項目の2につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目の1、名寄市の平和行政と脱原発について、小項目の1、長崎、広島、福島から何を学ぶかについて及び小項目の3、脱原発の情報発信と名寄市の平和行政につきましては関連をいたしますので、あわせて申し上げたいというふうに思います。ただいま議員から御質問をいただきましたとおり、昭和20年8月15日、私たちの心に大きな傷跡を残したあの戦争が終結し、来年で70年の節目を迎えることとなります。広島市、長崎市は、原子爆弾の投下により一瞬にして廃墟と化し、数多くのとうとい命が奪われました。名寄市では、これら過去の事実を教訓として非核3原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界の実現と核兵器廃絶、幸せな市民生活を守るという決意のもと、平成19年3月に非核平和都市宣言を制定し、憲法記念ロードレースや戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、広島、長崎両市が主催する平和首長会議への加盟、さらには今年度新たな取り組みとして名寄戦没者追悼式や全国戦没者追悼式の黙祷に合わせたサイレンの吹鳴を行ってまいりました。今後は、戦後70

周年を契機に宣言を再確認し、その精神にのっとり事業を継続するとともに、調査研究を行い、民間団体が主催する平和推進事業と協調を図る中で核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして取り組んでまいりたいと考えております。

また、福島原発事故についてであります。東日本大震災の発生から3年6カ月が経過をし、少しずつではありますが、被災地域の復興が進んではいるものの、いまだ避難生活を余儀なくされている方が数多くいることに改めて原発事故による被害の大きさを強く感じる次第ですが、本市におきましては平成24年度から南相馬市への支援として子供たちの受け入れ事業を継続しており、大自然の中での体験機会など被災地における子供たちの健全育成を通じて貢献してまいりたいと考えております。

一方、国におきましては、福島第一原子力発電所の事故を教訓に最新の技術的知見、国際機関の定める安全基準を含む海外の規制動向などを踏まえ、原子力発電所に係る新たな規制を導入し、安全の向上を図りました。これにより全国にある17の原子力発電所が現在全て稼働をやめ点検作業が進められている状況にありますが、再稼働に向けては国の責任のもしっかりと安全性を判断すべきであり、またその経過を含めて広く国民に周知するとともに、環境との適合の観点から再生可能エネルギーの利用を一層推進する必要があると考えているところです。また、本市におきましては平成25年2月に策定をしました名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンに基づきまして本市の地域特性を踏まえた新エネルギーの普及促進と新たな可能性について調査研究を行い、これらの取り組みを広めることで情報発信をしてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、小項目2の日本非核宣言自治体協議会への加盟について申し上げます。日本非核宣言自治体協議会は、世界の恒久平和の実現に寄与するため、非核宣言を行った自治体が互いに手を結び合

い、努力するということが設立の趣旨であり、本市といたしましてもこの趣旨に賛同するものがありますが、会員自治体数が303にとどまっており、宣言実施自治体数の2割に満たないことから、さらには取り組まれる多くの事業が道外で実施されていることなどから、引き続き当該団体の活動内容や加入状況等を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、大項目の2、名寄市地域分権の推進について申し上げます。旧名寄市と旧風連町におきましては、合併協議の中で合併に伴い地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組みや制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用することを確認しておりました。このことを踏まえ、新市建設計画において地域自治組織を導入することとしたものであります。この計画では、旧風連町区域に合併の日から5年間合併特例区を置き、設置期間終了後は地方自治法に規定されている地域自治区を置くとともに、旧名寄市には区域を分けて地域自治区を置くこととしており、現行の総合計画におきましても市民主体のまちづくりの推進の基本事業として地域自治区の創設を目指すとしていただいております。

この間の経過といたしましては、地域自治区の創設に向けて町内会などに対し説明を行いました。町内会未加入者の増加や役員の担い手不足などの課題がある中で地域自治区の創設は時期尚早とのことから、緩やかな任意団体として地域連絡協議会の設置に至ったところであります。この地域連絡協議会は、地域自治区を展望する組織として、単一町内会では解決できない課題に対し、連携して対応する組織として小学校区を基本に8つの組織を設置しており、地域課題に応じて清掃活動や防火活動、交流事業など町内会単位の枠を超えて活動いただいております。また、地域連絡協議会の活動を支援する制度として地域連絡協議会等活動交付金を創設、拡充し、また昨

年度からは代表者会議を開催し、相互に情報交換を行っておりますが、今後は地域連絡協議会との一層の連携はもとより市内横断的な議論や情報共有を通じまして各地域が抱える課題の洗い出しなどにも取り組んでいく必要があると考えているところです。地域における自治権の拡大を図るためには、まずその担い手となる町内会や地域連絡協議会の活性化が必要であると考えておりますことから、今後もそれぞれの自主性を尊重し、支援を行うことを基本としながらも代表者会議等における情報交換や情報提供を充実させ、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、大項目3のうち小項目の3、文化、スポーツ施設等の命名権について申し上げます。施設の命名権、いわゆるネーミングライツにつきましては、この間名寄市の歳入確保の面から御質問をいただいた経緯がございます。また、大都市部を中心に公共施設への命名権導入を図り成功している事例もありますが、一方では課題も浮かび上がってきているものと認識をしております。一般に命名権を導入することにより、市にとっては新たな自主財源の確保や民間事業者等との協働による市民サービスの向上につながり、また命名権を持つ民間事業者等にとってはPR効果や企業のイメージアップ等の効果が期待されることとなります。しかしながら、対象となる施設及び民間事業者のそれぞれが一定の知名度、いわゆるブランド力を有しないと制度としては成り立たず、地方都市におきましてはそのメリットが十分生かされないということも想定がされます。また、公共施設を広告媒体として使うこととなりますので、その施設に対する市民の皆さんの思いも十分考慮する必要があります。御提案いただいた内容につきましては、今後とも他市の事例を参考に、名寄市では一体どういった形で取り組むことができるのか、引き続き研究をしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目の3、市民の声、地域の声の小項目1、東8号道路と東5号道路の道路改良について答弁させていただきます。

東8号道路と東5号道路につきましては、合併以前よりそれぞれの地域において幹線道路として整備が進められてきた路線であります。東5号道路につきましては、上川北部広域農免農道として昭和46年から56年に当時の名寄市、風連町、士別市の農村地域において自動車交通の発展に伴い農業機械の大型化が著しくなったことから、農業専用の農業基幹道路として整備がされ、沿線には名寄、風連両地区の米の集出荷施設が建設されました。また、東8号道路につきましても名寄市立病院や名寄美深道路の起点であります北インターチェンジに国道40号線からのアクセス路として大変重要な幹線となっております。両路線とも一般乗用車を初めトラックやトレーラーなど大型車両の交通量も多いことから、舗装路面の損傷が進んでおり、舗装版の剥がれによる穴ぼこやひび割れ、わだち掘れが発生しやすい状況にあります。これらの市道の路面状況は、日々のパトロールにより点検し、危険な状況の箇所は補修工事等を行っております。しかし、本年3月に東8号道路において交通量の多さ、さらに舗装版の凍上も重なり、市道舗装路面の陥没によるタイヤの破損事故が発生しました。このように整備を行ってから20年以上も経過をし、また東8号道路のように道路整備時点で計画をしていた交通量を上回ることなどが原因となり、老朽化した社会資本の長寿命化対策として舗装改修工事を本年より実施しております。市内の規格改良、舗装済みである幹線道路について、潜在的な危険箇所を把握し、適切な維持管理、修繕を行うため、路面性状調査を行い、調査結果を参考に老朽化した路線から工事を行う計画としております。今年度は、同じ8号道路で傷みが激しかった風連東風連線の起点、市道大沼

線から1,400メートルの区間の工事を実施し、また風連21線の国道40号線から道道旭名寄線までの舗装改修工事の発注を終え、工事着工したところでございます。

御質問の両路線の工事につきましては、次年度国に対して事業採択要望を計画しておりますが、道路改良事業につきましてはこれまで国の交付金を活用し、事業を実施しております。現在同じ交付金を利用し、事業を進めております市街地内の防じん道路の改良舗装工事や橋梁の長寿命化事業も進めてまいりたいともくろんでいるところです。これらのことから、道路、橋梁の交付金事業要望に対しての名寄市への予算配分状況によりましては、新規路線事業採択年度の後送りや工事延長、事業量の縮小などを判断し、実施することとなるため、具体的な整備年次についてお示しをすることはできませんが、早い段階で着手してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の市民の声、地域の声、小項目2の手話通訳者等協力員の処遇改善について申し上げます。

名寄市では、聴覚障害者等と健聴者との意思疎通を円滑にするため、聴覚障害者協力員及び手話通訳者を派遣し、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的に平成12年度より手話通訳の関係者の御協力をいただき、聴覚障害者協力員派遣事業を実施しております。この事業は名寄市社会福祉協議会に業務委託を行っており、利用者からの申し込みにより登録された協力員が派遣される仕組みとなっております。昨年度1年間の利用は65回あり、特に通院の際に利用されることが多いため、大変重要な事業と考えております。

手話奉仕員を養成する手話奉仕員養成講座につきましては、先ほどの派遣事業と同じ平成12年から名寄市独自で取り組んでまいりました。この養成講座は、手話通訳の基本を学ぶために約8カ

月間にわたり全54回の講義を受講するというもので、毎年開催しており、手話通訳の裾野を広げたり、スキルアップを図るための取り組みを継続して行っているところです。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、聴覚障害者への情報保障のため各自治体での手話奉仕員の養成が求められるようになりました。上川北部の近隣市町村からの要請もあり、本年度からは士別市を初めとする近隣6市町村と合同で手話奉仕員の養成講座を開催することといたしました。手話通訳者等協力員の処遇の改善につきましては、その事業開始から14年が経過いたしましたこと、また手話通訳には専門性が必要なことや手話通訳の業務の大変さなども十分考慮しながら、今後他市町村の状況も確認して処遇改善に向けて前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上、私からの答弁させていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 順に再質問申し上げます。

その前に、先ほど演壇で我が会派の視察日程間違ってまして、7月7、8、9ということで正式に訂正させていただきます。一生懸命勉強してきました。

最初に、市民の声、地域の声の3点について、最後に御答弁いただきました手話通訳者の関係について、しっかり改善をしていくということでしたけれども、たまたま私ども（仮称）手話言語条例制定に向けた取り組みをしているものですから、社協にお願いをいたしまして、びっちり1時間ちょっとぐらい通訳をお願いしました。本当に健康福祉部長言ったように専門性と集中的にそこに気持ちを注いでいかなければいけないということで、その苦労というか、大変身近に感じたものですから、条例問題とはまた別に早々に新年度目に見えるような形で、関係者とも十分御意見をいただきながら、実施していただけるのかどうかというのを改めて確認をしておきたいと思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたが、新年度という期限を切ったということではお答えなかなか難しいところもございますが、改善に向けて最善の努力をさせていただきたいと思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） お願いいたしたいと思っております。通訳者の関係者が上げないとそういうことにはかかわらないということを誰も言っておりませんし、見た目として本当に大変だなという感じがしましたので、形をしっかりと出していただきたいと思っております。

ネーミングライツの関係については、全国のいろんな例も調べましたけれども、是非論も含めてあったりということについても十分理解をしていますが、たまたま来年市民ホール、愛称ENRAYが完成をするということなんかもありますから、この機会に市民ニーズあるいは企業ニーズなんかも推しはかっていただいて、理解が得られるとすればぜひ形になることの検討をしっかりと答弁にもありましたけれども、やっていただきたいと思っております。

参考までにはもう十分御案内のとおりでしょうけれども、例えば新しい市民ホールを〇〇ホテルとか、名寄市民文化センターFM〇〇とか、そういうことだとか、あるいは実際に道内であるのは明治北海道十勝オーバル、これは帯広のスケート場、どうぎんカーリングスタジアム、これは札幌、ダイナックスアリーナ、これは千歳のスポーツセンター、アドヴィックス常呂カーリングホールは常呂です。それぞれ値段や契約の仕方は2年であったり、7年であったり、5年であったりということで、大きなところは、そこまでは望みませんでしょうけれども、単年度で2,100万円もいただくとしたら、四、五十万円のところもあれば、さまざまなのですから、金のこと



りますけれども、話題提供としてぜひ推しはかっていただけて、調査研究、市民的な合意や企業ニーズなどもわかればしっかりスタートからの活用などについて準備をいただきたいと思いますが、これは私ども議員が聞くのはあれですけれども、財産の売買ではないので、恐らく命名権の売買なので、議会での議決は必要ないものだというふうに思いますが、どうですか。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 十分な調査をまだしなければいけないと思いますけれども、基本的に施設そのものを貸し出すとかというものではありませんので、あくまでも名称という部分でありますので、ほかのところを見ても要綱等で整理している部分もありますので、そういった手続については現段階では必要ないのかなというふうに認識しております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） いろいろ協議して総務部長が提案をして、市長がオーケーだと言えば議会への相談は全く必要ない課題なので、しっかり真摯に検討して、話題提供として受けとめていただきたいと思います。形になれば何よりかと思えます。

道路の話で、ふだん私もどちらかといえば生活道路、市街地区の舗装率のアップなどを含めて、あるいは下水、排水の整備なんかについて言ってきた一人ですけれども、今回あえてこの2路線を言ったというのは、佐藤副議長を前にしてあれですけれども、あの辺の通る道路が頻繁に穴があいて損害賠償をしているというケースがここ二、三年続いたり、東5号道路もきのう議論がありましたけれども、高速関連で、名寄までにはまだしばらくかかるわけで、多寄でおりた後ほとんどの人が東5号道路経由で名寄に入ってくるということではないかと思えます。環境も大きく変わるのだらうと思いますが、ある面では延長も長いので、今から準備しっかりして来年の新たな採択事業に

上程をしていただいて、準備をいただければというふうに思っています。

これは、安全、土地管理の問題も含めてのことで、素人的なのですが、想定をされるのは路盤改良というよりも舗装を意識すると、何かレベリングオーバーレイ工というようなことで掘削をしてやるような程度で済むのではないかという専門的な知識も得てきたところなのですが、建設部長、もう一度お願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 熊谷議員のほうからどういった形で道路整備をとということで、今回考えているのは道路の路面の部分でオーバーレイなり舗装をもう一回打ち直すというような形のものを考えているということであります。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 余計な質問をして大変申しわけございませんでした。とりあえず中長期的に見れば重要幹線でありますので、計画的に頭出しをして、8号については既に今年度からかかっているという状況もありますけれども、しっかり求めていきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

大きな項目、名寄市地域分権の推進のほうについて話を移したいと思えますが、答弁の内容はもう今まで何回も、3回も聞いて、今現状の話も聞かせていただいていることなので、前に進む話を少ししっかり受けとめてほしいのですが、基本条例の中にも明確にうたっては、特に前文では具体的な制度としての担保をしっかりやらなければだめだよということを前文でうたい切っているわけで、それは自治法上に基づくいわゆる地域自治

区ということでのものは当然イメージはされているかと思うのですが、もう基本条例をつくって5年目で、5年目は基本条例全体をある意味ではバージョンアップしていかなければならないということになっているのですが、構想として総務部長、もう少し聞かせていただかなければ、それは受けとめる側の例えば庁内あるいは地域協議会が対象だということを想定してみた場合に、まだ時間がかかるということについては何回も聞いていますけれども、市の立場として、執行者の立場としてどのような構想をイメージをされているのか、少し突っ込んだお答えをいただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、自治基本条例のほうで言っています市民が主体的に参加できる権利と機会、制度的にということでもありますけれども、この中については市民への積極的な情報の提供ですとか市民参加の機会も含まれているということで、そういうものについては例えばパブリックコメント含めて市民の皆様から意見を聞く機会を制度的につくっていきたい、そういった面も含めて進めてきている部分があるということについては御理解いただきたいと思います。

もう一方で、主体となる市民という定義についても、これは個人としての市民もありますし、グループ、団体あるいはコミュニティーとしての町内会、あるいは市で進めています地域連絡協議会という、そういった団体も含めて主体となるものだというふうに考えております。それら含めて市民参加に対する積極的な情報ですとか、参加をする機会をまずつくらなければいけないというふうに考えているところであります。

今御質問のありました地域分権に向けてというところになりますと、ここについては地域自治組織という、その展望する一つの組織としては地域連絡協議会というのを市としては今位置づけてやってきているところであります。ただ、先ほども答弁の中で言ったとおり、合併後地域との話し合

いも進めてきた部分はありますけれども、ここについては新たな課題を地域のほうで受けることについては難しいという議論もありまして、なかなか制度的なものにはならなかったわけでもありますけれども、そこを受けて任意の組織でありますけれども、地域連絡協議会というのが結成をされてきたというところだというふうに思います。この地域連絡協議会の今目指すところにつきましては、各町内会が単独ではカバーをし切れない部分を複数の町内会が連携をすることによって、地域連絡協議会で組織をつくることによって単独の町内会では補い切れない部分をカバーしながら地域自治を高めていこうということで取り組んでいるところでありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それは、もう耳にたこできるぐらい何回も聞いているので、いいのですけれども、私があえて名寄市地域分権という言葉で質問を申し上げたのは、ただ単に基本条例にしっかりそれを担保しなさいということを書いてあるということだけを言っているのではなくて、現状は議会も一生懸命変わろうということで改革を黒井議長中心にやっていますし、市も市民との関係でいくとお願いされる側とお願いする側の関係から脱していないし、それでやっぱり地域にはエネルギーが出てこないなど。いわゆる一般の皆さんが、市民の皆さんが住民主権だという雰囲気を感じられるのは、やっぱり一歩前に出た制度としての構想をしっかり市が示さなければいけない。町内会がどうしたとか、協議会がどうしたという話ではなくて、役所の幹部なので、やや地域にエネルギーを与えていくために一番身近なコミュニティー組織というのはやっぱり町内会だとか協議会だとか町内連合会、あるいは市民運動や企業や事業所やさまざま福祉団体もありますけれども、とりあえず身近なところの町内会とか協議会に変化をどう与えていく、提起をしていくということ

についてはいま一步答えが足りない過ぎるので、もう一度お答えいただきたい。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 一步を踏み出すために具体的な方策としてどのようなことを考えているかということでありますけれども、町内会につきましては町内会連合会もありますので、ここについては町内会連合会等との話し合いを逐次させていただいているところでありまして、町内会の推進交付金についても、これはわずかではありますけれども、本年度から多少お金を増額をして支援をさせていただいているところでありまして。ただ、町内会そのものも非常に役員の高齢化ですとか含めてなかなか活動が伸びていかないというところもありますので、ここについてはさきにアンケート等もとられておりますけれども、町内会と話し合いをする中で課題解決に向けて進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それと、地域連絡協議会についてでありますけれども、ここについても地域連絡協議会の中で話し合いを行っている部分もありますし、さらに活動を推進するためには、これについても地域連絡協議会等活動交付金というのを設けておりまして、今年度から事業の水準を少し上げさせて、内容も拡充させていただいておりますので、これらの交付金を活用いただきながら活動を助長を図ってまいりたいなというふうに考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） どうも意図したところは酌み取っていただいているのですが、全国たくさん例はありますけれども、いま一度住民権を体現できるようなそれぞれの方法としてやっているのは、市民税の1%を担保しながら小学校単位に、いわゆる予算の提案権ぐらいまで制度として担保して、100万円でも200万円でも自分たちの身近なテーマ、名寄でいえば災害のテーマはそれぞれ課題としてありますけれども、自分

たちで考えてどのようなものを優先してやっていくかということについて、そういう制度としてやっぱり提示をしていくという時期に来ているのではないかと考えていますし、それこそ基本条例の中にもそのことを明確にうたっているのです。合併のときにどういう立場でいたかわかりませんが、建設計画つくるときに自治基本条例を明文化しなさいということになったのは、やっぱりいわゆる発展的に形態をイメージしている議論が当時もあったからなので、そこはしかし庁内で市長や副市長も含めて、地域での課題はなかなかすぐできないというところに逃げ込んではいけないのではないかと思いますから、今後の姿勢についても少しお答えをいただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今熊谷議員のほうから税の1%を行っているというのは、宮崎市でそういう試みをやったように聞いておりまして、市長さんがかわられましてから若干動きが変わったのかなというような情報も得ています。つい最近の新聞では、北見市が北海道で高い理念を持って合併のときに対応させてもらったと聞いておりますが、さまざまな御意見もあるのも事実かなと思っています。総務省のほうでも小学校区において、地域自治とは言わなくても地域のまちづくりを進めるために話し合いの場を設けましょうということで、若干ながら交付税措置もされているというふうに聞いておりますので、そういう観点からいいますと地域自治区に結びつくような形で一定の話し合い経費であるとか、独自事業については額が十分かどうかは御意見分かりますけれども、この間地域連絡協議会の中で名寄市としては額は小さいですけれども、取り組みをしたつもりをしておりました。こういう意味からいいますと、もう少し十分な財源を与えて地域の皆さん方に地域自治を実践してもらおうということも非常に大事ななというふうには思っておりますけれども、2年、3年前にも議論したことあるのですけれども、具体

的にどういう計画をお持ちなのかということも含めていうと、やはり全額市の交付金ではなくて、応分の負担は市民サイドのほうとしても取り組みのときについては負担をする考えがありますよというのが自治基本条例の中にうたわれておりますので、この辺の考え方も整理をしながら、地域自治区がより進むような方向で、先進事例についても情報を入手しておりますので、この辺も含めて制度づくりの関係についてもう一步踏み込んで検討してまいりたいなというふうに考えています。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） いろんな形があると思うのです。自治区というか、いわゆる住民が主体でかかわって地域のことは地域で決めると。それは、額の問題も多少あるかもしれませんが、それ以上にやっぱり制度として市が一定程度の構想が見えるような形でもんでもらうことが重要ではないかというふうに思っています。今名寄市の個人市民税が15億円ぐらいですよ。ぐらいの前後で当初予算、ことしはそうなのですが、1%といたら1,500万円ぐらいですね。8つの小学校区単位で分けると150万円か200万円までいくかいかないか、例えばですけども。これ大阪の池田市でもやっていることでありますけれども、そこに一定の制度としての予算提案権みたいのをして地域を創造させるというか、そういう訓練がやっぱりこれからは必要だし、市民からエネルギーをいただかないと行政だけではもたないと。それは、事前の負担が必要かどうかという判断もこれでは足りない、市からくれる額に。では、少し足してでもという、財布が出てくるかどうかを含めて、日進の構想の庁内議論もいいですけども、これだけでもテーマそろえて、総務部長、しっかり構想を立ち上げるような準備を年度内にしていただけるかどうかお聞きをいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどから白田部長

も言っていますように、当初合併の議論のとおり地域自治区をつくるということで、町内会側のほうともいろんなお話をさせていただきましたけれども、相当突っ込んだ議論を当時の中尾副市長が先頭になってやったのですけれども、やはり町内会の役員不足の関係と具体的に何を私たち町内会側のほうにしてくれと言っているのだ、このような議論もありましたので、改めて今議員のおっしゃるように地域自治のあり方も含めてどういう形の切り口をすることによって、町内会側のほうについても話として乗ってもらえるような状況づくりについても取り組んでまいりたいと思っております。年度内という期限を区切られるとちょっと確約できませんので、趣旨はしっかりその辺酌んで、日ごろから町内会の連合会のほうとも十分いろんな話を進めておりますので、その話題に絞って少し議論させていただきたいと思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 年度内というのは、庁内としてやっぱり構想をしっかりと練るような努力をしてくださいということで、それを前提にして庁内で話し合えということよりも役所から一步出るときも必要だというふうに感じておりますから、そういうつもりでぜひ受けとめさせていただきたいと思っておりますので、御努力をお願いいたします。

名寄市の平和行政と脱原発についてのほうに移りますが、総務部長答弁いただいているのですが、たまたま総務部長が代弁しているだけだろうというふうに私は受けとめているのですが、加藤市長、それでいいですか、答弁の内容について。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総務部長のお話ししたとおりでございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） そうだろうという理解にはなっていましたけれども、加藤市長は平和首長会議に加入をしておりますけれども、ことし

平和首長会議で全国的にどのようなことに取り組むというようなことについては御存じだと思いますが、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 済みません。具体的に詳細についてまでは承知しておりませんが、申しわけございません。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 平和首長会議は、2,000円程度払って、とりあえず全世界的に今6,000都市ほど加盟をして、加盟をするだけではなくて広島、長崎に連帯をするという、地球上の中で核廃絶を最大限やっぱり願う立場でそれぞれ活動、運動をしまして、きょうは18日ですけども、21日には国連の呼びかけでありますけれども、国際平和デーと定めて一日世界的にお互い敵をつくらないのだという、そういう平和的な行動を呼びかけをしているのですが、この関連で首長会議が高山市から要請を受けて、平和会議の首長会議、広島市長から世界の6,000自治体に文書を出して、お寺の鐘を鳴らしたり、いろんな鐘打というのですか、何かの機会をしっかりと世界でつながっていかうと。核廃絶を願って、あるいは戦争はさせないのだというような取り組みをやっているのですが、名寄市としては全然そのようなことは、文書来ていると思うのですが、どのような対応になっていますか。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） その都度、その都度国際会議、国内会議やっているということ承知はしておりますけれども、文書でも見させていただいています。道外あるいは国外ということもありまして、出席がなかなかかないというのが現状だということでございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ただ加盟をするだけでなく、できることを形として名寄もやりますよと。そういうことだけでやっぱり広島市あ

るいはお互いに加盟している自治体同士は気持ちが少し高揚感を持って、忘れかけたようなものをもう一回引っ張り出してというようなことで、3日後に、21日に鐘を鳴らせるかどうかという時間的な問題はありますけれども、せめて市内だけ黙祷をすとか、何らかの形的意思表示をしていただけるならば高山市宛てに連絡欲しいということになっているのです。全ての首長さんに文書が行っているのですけれども、総務部長、見ていますか。

○副議長（佐藤 勝議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 申しわけありません。十分内容を理解しておりませんでしたので。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 残念ですけども、やっぱりその辺も意識されてこの議会、私の質問に臨んでほしかったなという感じがしていますので、反省してください。長崎の協議会の、長崎ということではないですけども、日本非核宣言自治体協議会、趣旨は賛同できるけれども、入っている自治体が少ないので、もう少し様子を見させてくださいということでは、4万円加盟費かかりますけれども、加藤市長、その答弁のままでよろしいですか。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいまの平和首長会議にしてもそうですし、今回の議員からお話のある非核宣言自治体協議会もほぼ道外での実施が多いということも含めて、なかなかその協議会にも参加もかなわないのではないかと、こういうことも含めて、今のところ厳しいのではないかと判断しております。平和行政に関しては、これまでさまざまな議会からも御議論をいただいて、いろんな形で進めているわけでありまして、このことはさらに活動をどんどん、どんどん広げていくという趣旨もそれはそうなのかもしれませんが、一方で地道な積み重ねも必要なのだというふうにも思っています、いただいた意見も少し

ずつ改善はしながらも、しかしベースになる今我々が進めてきている平和行政をしっかりと年々積み重ねていくということが何よりも大事なのではないかというふうに理解はしていますので、よろしくどうぞお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） あえて私広島、長崎、福島というふうに3つの都市を並べて質問しているという意味について理解をしてほしいのですけれども、私も先般社民党の全国の議員団の研修で福島現地、第一原発から500メートルのところまで調査に入りました、いろいろゲートをたくさんくぐって。そして、南相馬の人たちも職員がこちらに来て講演をしていただいて、本当に実感も伝わっているのです。長崎に行っても本当に改めて、知ってはいるけれども、やっぱり時々私どもは忘れることもあって、気持ちではあらわしても実際に行動に移すというのはなかなか容易でないなという感じがしているものですから、南相馬の市長も私第一原発から500メートル行ったときに、双葉町の副町長さんが同席していただいて現地説明なんかもいただいたのです。もう3.11以降たくさん全国から支援もらったと。本当にありがたかったという話をして、しかし今後まだまだ国や東電の対応の不誠実さなんかあったりして、住民をこれからも安心にという状況にまでいけないと。本当にいろんな支援もらってありがたいけれども、これから先だんだん風化をしていくのでないかと。ぜひこれからも皆さん、東電や国との、自治体との対応の関係で応援も欲しいけれども、いつまでも忘れないでほしいという、これは平和、広島も長崎も同じなのです。そういう意味からすると、遠くにいますからやれることは限られますよね、私ども名寄市の。それなら、やれることを先ほどの長崎に連帯をする立場から、協議会に賛同はするけれども、まだまち、入っている自治体が少ないから周り見渡してから考えるわという、そういう消極的な対応でいいのですか。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しの答弁になりますけれども、これまでも名寄市においてはさまざまな平和に対する取り組みを進めてきているというふうに思っていますし、また議会の皆さんの御意見も真摯に受けとめながら、毎年毎年少しずつ変えていくものは変えていくという中で、何よりもこうした活動を積み重ねていくということが広く長崎、広島、そうしたことにも通じていく活動になっているというふうに思うところであります、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 全く満足はできません。先ほど川村議員も少し函館、大間の話していただきましたけれども、北海道市長会で大間原発の工事中止を電源開発やら国の機関に申し入れしているということについては御存じですか。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） もちろん出席しておりますので、その市長会に。承知しております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 2年前なのですけれども、出席していてもしていなくても都合で行けなかったらやむを得ない。あるいは、誰かがかわりに行っているのかもしれませんが、あの原発はいわゆるプルトニウムとウランの合成で、最も技術的には難しい工事を一旦3.11で中断をして再開を、前政権、今政権絡んでいきますけれども、再開が始まったのは知っていますね。函館市、35市の中の同じ自治体の仲間として、後志、檜山沿線はもちろんですけれども、北海道市長会が一つの決議として電源開発や国の機関に上げることについての危機感、先ほど冒頭私質問言ったように、こういう問題は戦争もそうですし、原発のもう制御不能という状況は世界的にも明らかなのですから、党派関係ない、イデオロギー関係ない、宗教関係ない、全てを乗り越えてやっぱりだめなものはだめという姿勢というの

は必要だというふうに思うのですが、電力が足りないのではないのです、やりかけたからもう一回再開したという話で。そして、一たびあそこで事故が起きると、何が原因かわからないけれども、北海道全体の問題として認識できているかどうか、もう一回お聞かせいただきたい。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 函館市の提訴と北海道市長会がこのことに対して決議をしたということに関しては、函館市のホームページにも載せてあるので、皆さんも承知していると思いますけれども、とりわけ今議員がお話したとおりフルMOXという燃料を使うと。そのことが福島の場合の原発事故以前の審査基準で建てられているのではないかと。それ以降のことについての安全基準も含めて、明快な地域に対する説明が全くないと。そのことに対して地域の住民の意見にしっかりと耳を傾けていくべきでないかと、そういう趣旨だろうというふうに思います。ここにも明確に述べておりますけれども、原発政策に対して特定の立場はとっていないと。加えて少なくとも30キロ圏内の自治体の同意をしっかりと得るべきであると、こういう文言も書かれていまして、そうしたことをそこで勘案して市長会としても決議をしたと、こういうことだと認識をしております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 明確に工事中止を求めているのですよ、首長会で。そして、それは原発、いろんな首長さんもたくさんいますけれども、一たびそれが事故を起こすと、海を隔てて直線で十何キロ、函館市は30キロ、陸続きの関係でいくと二十何キロという話をしていますけれども、海も陸と同じですよ。日ごろの生産活動、海、山、陸も含めて函館ばかりでなくて沿線全てが、経済界も農業界も労働団体も、決して函館の市長さんが革新系だという……革新系、保守系という言葉も今ないかもしれませんが、全てを乗り越えてでも中止していただきたいということの

連帯意識。広島、長崎、大間、泊の問題もそうですけれども、やっぱり気持ちをあらわすということは首長として自然に出てこなければいけないのかなという感じがしているのです。改めて脱原発問題についてお聞かせいただきたい。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 函館の原発の問題、繰り返しになりますけれども、このことは地域の住民の声をしっかりと聞かないまま国が建築を進めていると。また、原発の問題とはちょっとここにも話ししていますけれども、政策に対して特定の立場をとっていないと。しかし、地域の住民に対しての自治はどうなっているのだと。このことに対して北海道市長会も強くここは決議をしたと、こういうことであります。原発の問題に関しては、これはいろんな議論があるのも承知をしておりますが、基本的には原発も含めたエネルギー政策というのは国がこれしっかりと担任していかなければならない事項でありまして、ここを私としては注意深く見守っていくと、こういうことだろうというふうに思っております。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 桜井市長は、明確に脱原発で国や電力会社に対する不信も含めて全世界に情報発信をして、それは何のためかといったら、主義主張ではなくてやっぱり市民の命、暮らし、平和、健康、全てに応じてそれは尺度としてはマッチングしないという立場で明確にされておりますが、災害協定を結んでいる同じ自治体、仲間、あるいは杉並区でも協議会には既に入っているのですよね。平和首長会議は去年、協議会はずっと前に。そして、具体的な子供の広島や長崎への計画的な派遣だとか、そしてそれはやっぱり子供たちの生育過程にあわせてフィードバックしながら、少しでも子供に平和問題に対する意識を持ってもらいたいという、そういうのは全国至るところにあるのですけれども、加藤市長はどうもその辺については消極的な感じがしてならないので

すけれども、交流はどんどんやることについてはもう別に反対もしませんし、わずかな4万円にこだわって入らないということでもないのでしょうけれども、改めて協議会参加についてお伺いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平和については、私も切に恒久平和を願っている立場でありますし、南相馬の問題に対しても風化をさせないためにこれからもしっかりと子供たちの引き受けも含めた交流は続けていきたいというふうに思っております。やはり足元で原発の事故が起こったということに対しての桜井市長の思いもありましょう。一方で地域住民をどう守っていくかという問題は、これはいろんな角度から議論されなければならない問題だと。原発が今まさにとまっている状況の中で、電気代がここまで高騰しているという議論はさきの川村議員の議論からもありましたし、そうしたことも含めて原発の問題というのはあくまでも国の政策であって、そこをしっかりと注意深く見守っていくと。加えて地域の振興施策として再生可能エネルギーはしっかりと進めていきたいと、そういう立場でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） もう時間で、言うて終わりかもしれませんが、加藤市長はそれちょっと姿勢が弱いなという、やっぱり現地の事情、広島、長崎、福島、本当の生々しい現状についてもう一度検証し、あるいは行っていただくか、南相馬にはもちろん行っているでしょうし、もう少し見聞を広めて、改めてこの次の機会に、4定でもやりたいと思いますが、桜井市長が怒っているのは一時的な経済、金のために手を挙げたところはたくさんあったけれども、こんなになったら本当に大変な状態だということだとか、一番印象的だったのは、双葉町の副町長さんの言葉は本当に凄絶でした。役場の周辺に、今は役場の中に入れないのです。私ども時間の制限もあったりして

戻ったのですけれども、すぐそばに、道路にテレビにも映ってましたあの看板、原子力郷土の発展、豊かなエネルギー、あえてこれを外さないのですよということ。そして、今までの支援にも感謝するけれども、いつまでも私ども福島全体のことを忘れないでほしいという、そういう精神的なつながりの地元の私どもの取り組みでも構わないのです。公共施設に核廃絶の署名用紙を置くとか、8.6、8.9は学校休みですけれども、新たな市民への呼びかけの行動もできるでしょうし、やる気にさえなれば加藤市長の判断一つで前に進むのです。平和運動団体はそれぞれいろんな取り組みをやるのですけれども、十分そのことについて御認識をいただいた上で、ぜひ脱原発、北電さんを敵にする必要ありません、国の政策で圧倒的にやらされたという状況もございますから。再生エネルギー問題についてもまた新たな視点で考えていかなければならぬというふうに思いますので、若干時間超過、過ぎましたけれども、お許しいただいて、終わりたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

安心して健やかに暮らせるまちづくり外1件を、上松直美議員。

○8番（上松直美議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、今定例会において大項目2点について質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、大項目1点目の安心して健やかに暮らせるまちづくりについて質問いたします。総務省の2014年人口推計によると、65歳以上の高齢者は3,296万人で、総人口の25.9%、4人に1人の計算で、また75歳以上が12.5%、1,590万人で、8人に1人の割合になりました。80歳以上は945万人で、今後も高齢者は増加傾向にあり、2035年に65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人になると国立社会保障・人口問題研究所では予想しております。これ



は、平均寿命が延び、男性が80.12歳、女性が86.61歳で、男女ともに人生80年の時代の到来です。しかし、喜んでばかりはいられないのは介護給付額、医療費が年々増額していき、財政を圧迫しているところです。そこで、健康寿命、介護を要せずに問題なく生活を営める期間の延伸が社会保障の抑制と個人が幸せに老後を過ごせるための重要な意義を持つこととなります。元気で長生きするために、運動習慣を身につけ、栄養バランスのよい食事、規則正しい生活、ストレスをためないことなど生活改善を通して生活習慣病予防に心がけることが重要になっています。生活習慣病の予防、運動機能低下の予防、認知症の予防、定期健康診断の推進等行政の果たす役割は重要になっています。また、健康格差の縮小、是正など個人では不可能な部分を企業や行政が担っていくことが大切になってくると考えます。

以上の観点から、まず1点目に名寄市における健康づくりの推進についてお聞かせください。

2点目、名寄市における感染症予防の推進についてお聞かせください。

3点目、名寄市における地域包括ケアの推進についてお聞かせください。

次、大項目2点目、安心、安全なまちづくりについて質問いたします。名寄市においても名寄市交通安全計画第9次に基づいて地域特性に応じた交通安全対策を、総合かつ長期的な施策を推進しているところですが、死亡事故ゼロの記録がリセットされる残念な痛ましい事故が発生しました。これからできる可能な交通事故防止対策をスピード感を持って実行しなければなりません。名寄市における危険箇所の再チェック、形骸化した交通安全イベントの再構築、市民の交通安全意識の啓発等しっかりと取り組むことと国、道、市の連携強化による交通標識の見直し等も重要な施策と考えます。市民が快適で安全なまちづくりを総合計画で都市計画マスタープランとの整合性を図り、都市環境の整備事業を推進しているところですが、

現状を見るとさまざまな問題を抱えています。一定の維持管理指針がないものについては速やかに作成し、円滑な業務の推進をすべきであると考えます。また、昨今微小粒子物質PM2.5が全国的に環境基準を超える現象をどのように対処していくか、市民の健康を守るために積極的な施策を実行するべきではないでしょうか。

以上の観点から、1点目に名寄市における交通安全の推進についてお聞かせください。

2点目、名寄市における都市環境の整備についてお聞かせください。

3点目、名寄市におけるPM2.5対策についてお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終了させていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 上松議員からは、大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1と3は市民部長から、小項目2は建設水道部長から答弁させていただきますので、よろしく願います。

初めに、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、小項目1の健康づくりの推進状況について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣病の変化に伴い、生活習慣病は年々増加し、脳血管疾患や認知症などからも介護を必要とする人がふえ続けており、介護予防の視点、さらには医療費や介護費用の抑制を図ることからも健康寿命の延伸に向けた健康づくり対策は重要な課題となっております。本市においては、急速な高齢化とともに、平成24年次の死亡統計を見ると、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患の割合が54.2%となっており、さらに40歳から74歳の国保被保険者では平成25年度の特健診の結果において所見があるものが9割を占めておりました。これらのことから、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ることが重要であります。

本市における健康づくりは、平成25年3月に

名寄市健康増進計画健康なよろ21第2次を策定いたしました。市民一人一人が自分の健康は自分で守ることを基本に生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、生涯を通じた健康づくりができるよう事業の推進を図っております。その取り組みの一環として、広く市民を対象とした名寄市民健康づくりチャレンジデーやなよろ健康まつりなどのイベントの開催、運動習慣の定着やきっかけづくりを目的としたなよろ健康あるキングなどさまざまな機会を通してスポーツの振興とともに健康管理の大切さや健康づくりの意識啓発に努めてまいりました。特定健診では、市独自策で平成25年度から国保が対象年齢を30歳に引き下げたことにより、健康増進事業に基づく健診についても同様に30歳に引き下げ、若年から受診できることとしました。がん検診では、平成26年度より働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業により、乳がん検診や子宮がん検診の未受診者に対し無料クーポン券を配付することにより、検診勧奨や胃、肺、大腸、乳がんの対象年齢を30歳に引き下げることにより、がんの早期発見に向けた取り組みを図っております。栄養改善では、正しい食生活の土台づくりに向けた食育の推進や生活習慣病予防を中心とした健康料理教室や栄養士による個別支援を実施してきております。本年6月には、食育の推進と連動させ、食生活の改善に特化した健康づくり講演会を開催し、200名を超える市民に参加をいただき、健康食品の正しい知識の普及とともに、生活習慣病の発症、重症化予防には食生活改善が重要であることを全体で認識したところであります。さらには、各地域の中における健康教室、健康相談、冬の健康づくりに向けた健康体操教室などさまざまな機会を利用し、地域や健康づくり団体と連携を図りながら、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた事業の展開を進めてきております。今後も運動習慣の定着のためのスポーツ施設の有効活用など、関係機関や各団体と連携をしながらニーズを把握し、市

民の方と一体となって健康づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の感染症予防の推進について申し上げます。感染症の発症の予防とその蔓延の防止は、国際的動向を踏まえつつ、保健、医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症、その他の感染症に迅速かつ的確に対応することができるよう感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらのものの人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に国や地方公共団体がさまざまな施策を行うこととされております。医学、医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきましたが、新型インフルエンザなどの新たな感染症の出現や既知の感染症の再考、また国際交流の進展等に伴い感染症は新たな形で今なお人類に脅威を与えております。予防接種は、感染症対策の中で唯一の根本的対策であり、住民を感染症の脅威から守っていくために重要な要素であり、有効性、安全性が確認されたワクチンについては住民の理解を前提とした上でその目的に応じて接種の推進を図るものであります。当市におきましては、予防接種法に基づき対象疾病ごとに定期接種では集団予防に重点を置き、努力義務のあるA類疾病としてBCGほか9種の予防接種を全面公費負担で実施しており、個人予防に重点を置き、努力義務のないB類疾病として高齢者インフルエンザ接種を実施し、一部助成を行っております。任意接種においては、昨年全国累計で1万4,000例を超える発症報告がありました成人の風疹につきまして、現在通常の水準に落ちついてきておりますが、妊婦と赤ちゃんを守る趣旨から、名寄市独自の施策として予防接種の一部助成を行っております。また、感染症が低いとの理由から、北海道が定期接種となっていない日本脳炎の予防接種につきましては、進学や就職等により道内出身者が道外に住む機会が多くなっていることから、北海道は再来年度をめどに定期接種化を図ることとしております。本年10

月からは任意接種となっておりました水痘がA類疾病に、市が独自助成しておりました高齢者の肺炎球菌がB類疾病にそれぞれ定期接種化となり、さらに感染及び重症化の予防が図られるものであります。今後も感染症の流行に注視しながら、各医療機関との連携や広報等による感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に努め、さらに適切な時期に安心して予防接種が受けられる体制の推進を図り、感染症予防に努めてまいります。

次に、小項目3の地域包括ケアの推進について申し上げます。地域包括ケアシステムにつきましては、高齢化が急速に進み、団塊の世代が75歳を迎え、その人数がピークとなる平成37年を目途に介護が必要な状態になった高齢者も住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスが一体的に提供される支援体制を全国的に取り組んでいるところであります。本市においても平成18年3月に策定した名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画に地域包括支援センターの設置と地域ケア体制の整備について掲載し、平成19年4月には地域包括支援センターを開設し、総合相談支援事業、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、虐待防止と権利擁護について、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーがチームアプローチで包括的支援事業を実施しているところです。また、地域包括ケアの理念規定が平成23年6月に改正されたことを受け、第5期計画に地域包括ケアシステム構築に向けて重点的に取り組むべき事項として、認知症支援策の充実、医療と介護の連携、地域生活支援体制の整備、高齢者のニーズに応じた住まいの確保を掲げ、認知症講演会や徘徊高齢者模擬訓練、命のカプセル事業や除雪サービスの対象者の拡大、介護基盤緊急整備等特別対策事業による小規模ケアハウス、認知症グループホームと認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護の介護や住まい

の拠点整備を行ってきたところです。現在第6期計画策定のために名寄市保健医療福祉推進協議会に高齢者部会と保健医療部会の合同部会を設置し、議論をいただいているところであり、本市においても75歳以上の人口が最大値になると見込まれる平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向け計画策定を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、安心、安全なまちづくりの小項目1と3について、小項目2は建設水道部長から答弁させていただきます。

本市における交通安全対策は、昭和45年に制定された交通安全対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全に関して国及び道に準じた施策を踏まえ、本市の地域特性に応じた施策を実施することを目的に平成23年から平成27年までの5カ年を第9次名寄市交通安全計画期間と位置づけ、市民と一丸となって交通安全対策を図ってきているところです。また、交通安全の確保に関する基本理念と施策を定めるため、平成18年には名寄市交通安全条例を制定し、交通事故に対する不安のない安全で住みよい地域社会を目指してきたところであります。

名寄市交通安全計画における数値目標は、24時間交通事故死者数をゼロ人とし、人身事故発生件数を41人以下としており、死傷者数を確実に減少させることを目指すものです。人身事故発生件数については、過去3年間はいずれも目標値を達成できたものの、死亡事故についてはこの間3名のとうとい命が犠牲となっており、先日はバイクの路外逸脱事故が発生し、残念ながら大阪市在住の男性が死亡したところであります。本件の事故も含めいずれも高齢者が犠牲となっており、今後高齢社会の進展に伴い、増加が予想される高齢者の事故防止に向けた対策が課題とするところで

あります。加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらうため、各町内会や老人クラブ等を対象に交通安全協会や関係機関と連携して交通安全教育の拡充に努めていきたいと考えております。

また、交通安全教育に関しては、幼稚園においては女性交通安全指導、教育指導員等によるこぐまクラブでの交通指導であったり、小学児童に対しては自転車の正しい乗り方や歩行者としての心得の習得、中学生、高校生に対する交通道德の習得など、大学生も対象とした幅広い交通指導を実施してまいりたく、今後も交通事故死ゼロと人身事故発生件数の抑制のため関係機関、団体等と連携し、交通安全教育に努めてまいります。

いわゆるPM2.5の環境基準としましては、1年の平均値が15マイクログラムパー立米かつ1日平均値が35マイクログラムとなっております。また、注意喚起のための暫定的な指針では1日平均70マイクログラムパー立米を超えた場合には都道府県等が注意喚起を行うよう推奨されているところです。御質問のとおり、名寄市には測定器は設置されてございませんので、名寄市での濃度の詳細は把握できておりません。一番近いところでは、旭川市の測定局の濃度の値が一番参考になると考えております。議員も御存じのとおり、本年7月26日には北海道における数値が急上昇いたしました。その際には、札幌市、千歳市、旭川市の大気環境測定局においてPM2.5の早朝3時間の平均値が85マイクログラムパー立米を超過し、日平均値が国の指針の70マイクログラムパー立米を超過するおそれがあるため、札幌市、千歳市、旭川市で注意喚起がされました。これを受けまして名寄市においても即日にホームページへの掲載やFMラジオAirてっしに協力を依頼して、市民に対しての注意喚起を行ってきたところでございます。8月には、上川総合振興局と注意喚起に関する緊急連絡体制も整えており、今後とも迅速な対応に努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（佐藤 勝議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、安全、安心なまちづくり、小項目2、都市環境の整備についてお答えいたします。

道路の街路樹の維持管理に関しては、委託業務として木の種類により3年から4年の間隔で計画的に剪定を行っております。また、日常の維持管理については、定期巡回パトロールを行い、車道や歩道に張り出した枝などの伐採、剪定を直営で行っております。道路に設置している縁石と舗装とのすき間から生えている雑草の管理については、直営によりスイーパー車を稼働して年2回、春と秋の道路清掃にあわせて処理を行っております。また、スイーパー車による除草が困難な場合は、ブラシカッターで作業を行っているところでございます。

次に、都市公園の管理については、広域公園、総合公園、隣接公園は指定管理者あるいは管理委託業務によって維持管理を行っております。公園内に設置されている遊具施設及び周囲に植林されている樹木の管理については、定期報告による計画的な補修や剪定などの作業、緊急報告では速やかな故障対応や危険木の処理などの作業を市が指定管理者あるいは受託者に依頼を対応、または直営により対応を行っております。街区公園の維持管理につきましては、直営により毎年雪解け後に冬期閉鎖を行った遊具施設等の一斉点検整備を実施し、ふぐあいや危険箇所等の改修を行ってから施設の利用を開始しております。また、定期巡回点検により異常の早期発見に努めております。街区公園の環境整備については、公園愛護事業として各町内会に日常の草刈り、清掃活動の御協力をいただいているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） 各答弁どうもありがと

うございました。続きまして、再質問に移りたいと思います。

まず最初に、安心して健やかに暮らせるまちづくりの健康づくりの促進についてお伺いいたします。先ほどの答弁にもありましたとおり、名寄市の健康増進計画の健康なよろ21第2次計画において、生活習慣病の重篤化を予防を図って健康寿命の延伸や健康の格差の縮小を目指して市民、地域、行政の連携した生涯を通じた健康づくりを推進しているところでございます。その中で健康寿命、介護を受けずに日常生活を営む期間の延伸対策について、先ほども生活予防対策とか、いろいろなことで説明ありましたけれども、再度名寄市における健康寿命の延伸対策についてお聞かせください。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

健康寿命は、健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間であります。全国平均では男性が78.17年、女性が83.16年で、名寄市は男性が78.35年、女性が83.57年と全国平均を上回っておりますが、平均寿命との差を縮めることが重要な問題であります。本市における健康づくり、体力づくりといたしましては、保健センターでは特定健診を受診された男性を対象に健康運動指導士や理学療法士による集団での運動教室や、また保健推進委員による冬期健康体操教室を名寄、風連2会場において実施しております。その成果といたしまして、教室前後の数値的な改善や教室の実施期間の延長希望や、またなよろ健康あるキングへの参加の希望などが出てきております。地区健康相談にあわせまして実施しております健康教室では、生活習慣病予防に関する講話のほかにみんなの体操や身体機能低下を防ぐロコモ体操の普及活動を行い、若い世代から運動習慣を身につけることを推進しております。暮らしの中に運動習慣を取り入れながら、いつまでも元気な足腰で年代相応に移動能力を維持する

ために、毎日の食事から骨や筋肉に必要な栄養素をとり、ロコモティブシンドロームに負けない身体をつくっていくことが健康寿命を延ばす上で大変重要なことでもありますから、市民への積極的な健康づくり、体力づくりへの働きかけを今後とも続けてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） 健康寿命の延伸、延ばすということは、すごく介護保険給付の抑制や医療費の抑制につながり、社会保障の全般的な抑制につながるということで、一番の目的は健康寿命の延伸による社会保障とか、いろいろな経費の削減がやっぱり一つの目的だと思います。その中で、先ほど名寄市の健康寿命、統計出ましたけれども、私が調べた北海道の平均値が健康寿命2010年で道が男性70.03、女性が73.19、これが北海道、全国で男の人が32位、女の人が34位。先ほど言われた健康寿命が著しくいいというふうに思うのですけれども、これは本当に平均寿命と間違っていないでしょうか。再度お聞きします。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） このたびの健康増進計画を策定する際に、道、詳しくは名寄保健所が算定したこの地域の健康寿命ということでございますが、北海道では平均寿命が男79.26、女86.57、それから健康寿命が男77.84、女83.36で、当市の場合、先ほど申し上げましたが、平均寿命のほうが男79.59、女86.42、それと健康寿命は先ほど申し上げた男78.35と女83.57ということで数値をいただいております。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） すごくびっくりしているところでございます。北海道平均かなり上回って、全国平均第1位の愛知県が71.74という数字が出ております。それを大幅に上回った数字でいっているということは、すごく健康寿命延伸対策というものがしっかりと納められている結果だと

評価いたします。

平均寿命と健康寿命というのは、本当にすごく面倒くさいと言ったら、私もちょっと初めは何かわけわからなくて健康寿命って何だろうというふうに、先ほど言われたように介護を要しないで普通に生活できる年齢の平均値だというふうに認識しました。その中で2013年の全国の介護給付費が2017年度で7兆7,000億円、医療費が3兆9,000億円となっております。これを今健康・医療戦略、この夏の閣議決定において2020年までに健康寿命を1年以上延伸させるという目的でスタートしました。これによって社会保障費全般的に5兆円以上の削減がなされるというふうに試算されております。当名寄市においても2020年度とか長いスパンで考えて、1歳以上の延伸をなした場合にどれだけの削減が見込まれるかを今すぐには出てこないと思っておりますけれども、しっかりとした数字でやっぱり押さえて、すごくいいデータがありますけれども、それに甘えることなくしっかりとしたデータを積んで、より一層経費を抑制するという形の中で生活予防のほうに力を入れてもらいたいと思っております。

それで、先ほど生活予防の対策としていろいろ挙げられましたけれども、生活予防というのは要は生活習慣を改善することによって全てクリアできるというふうに私自身も考えているのですけれども、規則正しい生活、睡眠と適度な運動と栄養のバランスを考えながら、ストレスをためないで一日過ごすということだと思っておりますけれども、その中でメタボリックシンドローム、内臓脂肪型肥満からいわゆる生活習慣病に移行される割合がすごく多くなっています。その中で私自身もメタボリックシンドロームに一時かかっておまして、4月20日に感染症、肺炎球菌で2週間ほど入院させていただきまして、市立病院の皆様には本当にお世話になったのですが、そのときにもわかったのは、とにかくメタボリックで、ちょっと太り過ぎで、全然運動不足で、内臓脂肪がたま

っていて、もう肝脂肪にもなっているような状況ですごく、そして私もBMIを測定してみた結果、BMIでは全然オーケーで、23.98という普通体型になるのですけれども、メタボリックの内臓脂肪という肥満型ということで、やっぱりひっかかるというか、肝臓の中に脂肪があるということでひっかって、生活習慣を正して1カ月半ぐらいの間で、1週間に3回から5回、1日1時間半を歩いて、早歩きで健康の森まで自宅から行きまして帰ってくる生活習慣をやりました。体重は1キロ半ぐらいしか落ちませんけれども、本当に成果が上がったということが自分自身でわかりました。その中で私自身が思うのは、健康寿命の延伸と健康格差の是正について健康なよろ21の中でうたっておりますけれども、健康格差ということについてどういう認識をもっていらっしゃるのかお伺いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○副議長（佐藤 勝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上松議員。

○8番（上松直美議員） 健康格差の是正ということをやっている以上、その言葉の意味をやっぱりすぐ理解してほしいというふうに考えます。

生活習慣以外に住む地域、所得、教育を受けた年数、自己管理とは別な要素で健康の格差が生じている、それが健康格差。それを是正することによって平均的な皆さんの公平、平等の中で健康を維持できるのではないかという考えなのですけれども、そういうことが健康格差の是正というふうに認識しております。

この健康づくりの推進については、延命と健康格差の是正というものが一つの目的だと思います。2つの目的だと思いますので、抜本的に何かこの健康格差の是正についての対策とか具体的な対策

をお持ちかどうかお聞きします。

○副議長（佐藤 勝議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時47分

○副議長（佐藤 勝議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 申しわけありません。健康格差の是正のための市の取り組みということでありましたが、議員おっしゃったとおり健康格差は地域性ですとか、貧富の格差、また年齢等々により格差があるということでございますので、先ほども答弁で申し上げておりますけれども、健康づくり体操ですとか、健康教室ですとか、地域に入らせていただきまして、いろんな施策をとらせていただいておりますので、そういった総合的な取り組みの中で健康格差も縮小するように推進してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。

本当に健康格差というのが、例えば健康寿命を延ばしたとしても健康格差を是正しなければ何も問題が解消されないというふうに認識します。健康格差で、都会ではお金を出してジムとかに行って健康管理をする人たちが健康になって、お金のない人たちとか健康意識の低い人たちが健康を害して健康寿命を低下させてしまう。それを是正しなければ、トータルで2つで両輪となってやらなければならないので、私は名寄市の今までの活動は立派な活動をしていると思いますので、今後この両輪でしっかりとした活動をしていてもらいたいと思います。ただ、私は要望として、検討事項として1つ挙げたいのは、公共施設のスペースの有効活用によるトレッドミルの導入、いわゆるランニングマシンです。ああいうのをやはり今スポーツセンターとか何カ所かにはありますけれども、身近なところにそういうものがあれば健康を、

冬の健康促進の道具として使う機会がふえ、健康寿命の拡大、延伸になりますので、それを検討としてしっかりと受けとめてお願いしたいのですが、その点について答弁をお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 貴重な提案ありがとうございます。健康づくりをするために、先ほど田邊部長のほうから説明ありましたが、桜庭市長時代にも健康の森ということで、あそこに高齢者の皆さん方も含めて年齢を問わず楽しめるパークゴルフ場があったり、芝生のサッカー場、多目的グラウンドがあったりということで、この関係につきましては過去にも後期高齢者の保険料が全道で35市中1カ所だけ高齢者の方々の使った医療費が少なくて軽減保険料の適用を受けたこともあります。これは昨年度で終わりましたけれども、そういうふうに地域に体育、スポーツ施設の適切な配置をしながらやってきたことも一定の効果があったのかなと。今議員おっしゃるとおり、都会ではジム等にそういう器具が置いてありまして、お金を一定程度払いながら使わざるを得ないと。そういう中で公共施設、名寄市については小中学校の学校開放ということでやっていますけれども、なかなか個人の方々の健康管理の使える状態というよりはグループで使っているのが多いのもありますので、スポーツセンターにジョギングマシンとかそういうものを置いたり、ほかの施設でも合宿の一つの関連としてフォレストのほうにそういう器具を用意したらというように、さまざま御意見もありますので、改めましてそういう器具が使える体制をどうとるかということと機械購入と、物によっては維持管理の関係で指導員の配置も必要なのかなと思われるものもちょっとありますので、人のいる公共施設は時間帯的にどのくらい利用できるかという検討もさせていただいていきたいなと思っています。

なお、ちょっと答弁には足りない部分ありましたら、健康福祉部長のほうから答弁させますので、

よろしく申し上げます。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） わかりました。

次の質問に移りたいと思いますので、よろしく申し上げます。感染予防の推進についてお伺いします。先ほどもちょっと健康づくりのほうでも言いましたけれども、感染、私自身がまさかかかると思っていなかった肺炎球菌という感染症にかかった。その中で一番大事なのは、定期接種の予防接種が大事だということを痛感しました。それによって、今回の肺炎球菌の感染症が26年度10月1日から定期接種に移行されます。その接種方法についての概略についてお知らせください。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 本年10月からの定期接種化では、国が定めた対象者は60歳以上65歳未満で一定の障害を持たれる方、また65歳の者として、経過措置といたしまして26年度中に限り100歳以上の方、それから30歳までは65歳から5歳刻みで100歳までの年齢になる者とされましたので、本市といたしましては国が定めた60歳以上65歳未満で一定の障害を持たれる方と健康、65歳以上の方に助成させていただいておりますので、その方たちも対象とさせていただきます、かかりつけのお医者様と十分相談をしていただき、体調のいい時期に予防接種をしていただきたいと思いますと考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） 定期予防接種になったということは、すごく喜ばしいことだというふうにも思っています。高齢者の3%から5%の方が肺炎球菌の菌が常在していると言われております。その中でやはり重篤化になった場合には死亡率がすごく高い。この死亡率が高いというのは、合併症の敗血症とか、気管支炎とか、いろんな合併症を併発した場合には死亡率がかなり高い。だから、しっかりと定期予防接種を徹底して周知してもらって、実施してもらうことを強く願います。

それと、乳幼児の肺炎球菌対策として、やはり5歳未満でほとんどの子供たちが発症するのが肺炎球菌、感染症は発生すると言われてはいますが、それ以後定期接種を行っていない場合には重篤化に至って、または副作用による後遺症を残す。それについても定期接種の徹底的な周知とお知らせによって、子供、保護者の皆様に連絡とか、そういうことでしっかりとした体制を今以上にも強くやってもらいたいと思います。

次に移ります。地域包括ケアの推進について質問いたします。先ほどの答弁にもありましたけれども、地域包括支援センターというものが地域包括ケアシステムの構築をする上でどのような問題と課題を抱えているのか、健康福祉部長の認識をお伝えください。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） まず初めに、先ほど高齢者の方の肺炎球菌の部分で、私平成30年度までは65歳から5歳刻みというところを30歳と間違えて発言したようでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

地域包括支援センターの構築につきましては、まさしく2025年に名寄市におきましても今の団塊の世代の方が皆さん後期高齢者、75歳以上になるということをございまして、先ほど議員からもお話があったとおり、介護費用や医療費が増額することは予測されるところでございます。そこを抑えるためには、現在行っております、先ほどもありました健康寿命をいかに延ばしていくかということが大変重要なことと考えておりますので、あわせて今の段階では認知症の高齢者が5年間で200人ふえたということもございまして、認知症の予防の対策もあわせて実施しながら、来たるべき2025年に向かって備えてまいりたいと、そのような認識でございます。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。

今包括ケアシステムの構築に当たっては、やは



り一つの問題は、介護保険サービスの中ではできない制度外のインフォーマルケアというものが注目されています。それをどうやって、家族の支援とか、見守りとか、制度の中でできないことをしっかりとそういった地域のボランティア、有料であったり、無料であったりしますけれども、先進地を見習って、名寄市独自のインフォーマルサービスの促進をやらせてはどうでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） このたびの介護保険法の改正によりまして、まさしく要支援1、2の方が市町村が行う地域支援事業に移行されるということで、訪問介護と、そして通所介護については市町村が行いなさいということになっております。その部分を当市といたしましては、来年4月からの法施行ではございますが、2年間の猶予期間がございますので、その2年間の間で皆さんと十分議論をさせていただきながら、ボランティアの部分も含めまして対応を考えてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） すごくいい先進地のケースがいっぱいありますので、それを見習ったり、いろんな情報収集してこの事業をしっかりと実行していってほしいと思います。

次に、質問をかえます。第2項目めの安心、安全のまちづくりについてお伺いします。交通安全の推進についてでございますけれども、答弁のとおり名寄市交通安全計画、第9次計画に基づいて名寄市交通安全条例の交通理念、基本理念をもとに交通安全の施策を実施しているところであります。人命の尊重の理念と人優先の交通思想と人、車両、交通、3つの要素の相互関係の考慮から、官民一体となつての推進、そして最終的には交通事故ゼロを目指す、これがまさしく名寄市が目指していることだと思います。この安全計画、立派な安全計画があります。これを一つの絵に描いた餅ではなくて、しっかりと実効性のあるものに変

えていくべきだと思います。その一つの方向性としては、基本ベースは交通安全というのは基本的にはもう昔から同じことで、安全意識の高揚とか、危険箇所を周知して、みんなに挙げてもらうようなことなのですけれども、それだけではできないので、効果的な対策への改善、新しい取り組みをやっぱりするべきではないかというふうに思います。自転車の利用者の交通ルール、マナー等交通安全教育の充実によって自転車同士の事故をどのように防ぐかという前向きな取り組み、そしてまさに自転車のことについては先般旭川での自転車同士の事故がありました。それについてもただの事故ではなく、無灯火同士で事故を起こして、そして一人の方は死亡したという重大事故です。そのときにも緊急対策として市民の皆様にも周知する、連絡する方法とか、広報とか、いろんな方法でこういう無灯火は危ないと。そして、交通事故は車だけではないと。自転車同士、自転車対人でもあるという、そういう緊急対策的な連絡とか、広報活動を強くしていくべきではないかと思いません。そしてまた、安全、道路環境の整備につきましても危険箇所を周知するという事は、パトロールの徹底によって危ない箇所を再チェックしておく、または夜間の、これから秋になってきまして、薄暮のときに自転車とか自動車についてもデイルイトとか、自動車についてはデイルイト運動、自転車につきましても反射灯のいわゆる推進運動とか、新たな取り組みを交通安全施策の中でやっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてどうでしょうか。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） どうしても交通安全運動といいますと毎年同じことをやっているという印象があると思っておりますけれども、私は継続は力なりということで、毎年同じことを紋切り型で同じようにやるというのはそれなりに意味があるなというふうには考えておりますが、何点か新しい取り組みもやってございますので、この場で紹介

をさせていただきたいと思いますが、まず1つには、全国的に先ほどもお話ありましたけれども、自転車を取り巻く事故が年々増加をしてございまして、最近では歩行者と自転車の事故で加害者側に数千万円の高額賠償を命じる、そういう判決も相次いでいることから、自転車の交通ルールパンフレット、これ作成いたしまして、市内の中学校、高校全生徒、部数的には1,500部ほどになりますけれども、これを生徒全員に配布したところでございます。また、6月から10月までの5カ月間のロングランになるのですけれども、交通事故死ゼロ7,000日を超える、これは更新日数が全道一の興部町から本市を經由して苫前に至る国道239号線の7市町村において交通安全を呼びかける旗の波運動を毎月同じ日に実施してございます。

以上、新たな取り組みもやっているということで御理解を賜りたいと思います。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） 新しい取り組みをやったり率先垂範というか、積極的な形の中で、今までやったことをずっと続けるのもいいのですけれども、それをいわゆる効果的な対策として改善する政策を望みます。

次に移ります。都市環境整備についてお伺いします。先ほど答弁ありましたように、雑草についてはスイーパー車で月2回、街路樹につきましても直営でパトロールしながらやっているというふうに理解しました。その中で私はちょっと気がかかる場所がありました。それはノースタウンの西側の大通側の街路樹につきまして、送電線、電力ケーブルに接触している箇所がたくさんあります。南側については、埋設工事とか危険回避していろんな対策を練っておりますけれども、大通側につきましてはやはり電力ケーブルに接触している。まさにもう接触しております。早急に北電から連絡があってやるとかでなくて、やはり管理責任者である市がしっかりと一定の維持管理指針を

持ってやるべきではないかと思えます。それについてどう考えますか。建設水道部長、お願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議員御指摘のノースタウンの西側ということでございますが、その送電線については市が北電から貸してほしいということで貸していることとなります。したがって、市としては木が腐食をして倒れて何か被害を及ぼすとかということであればうちのほうで対応しますけれども、通常は北電のほうで枝などにさわるような場合についてはケーブルのカバーをつけていただくとか、あるいは市のほうに北電として切ると。切らせてもらうというようなことであれば、うちのほうはそれについては承諾をしていきたいというふうに考えているところです。

○副議長（佐藤 勝議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） だから、逆に言ったら北電側にもそういう瑕疵というか、やはり安全管理に対する徹底というか、電力ケーブルに接触している中でやっている。名寄市についてはそういう見解であるということは理解しました。

次に、管理する場合には、街路樹についてはいろんなところにあります。それをいろんな臨時職員の方がかわったり、管理職員の人がかわったり、そのやり方が一定のやり方ではないのではないかと。だから、一定の管理指針をつくるべきではないかというふうに思っていますので、これを検討事項としてしっかりと受けとめてお願いしたいと思います。これは答弁要りません。

最後に、PM2.5についてお伺いします。PM2.5対策について、微小粒子物質、PM2.5ですけれども、7月の末にロシアのシベリアの森林火災が原因で環境基準を超える70マイクログラムパー平方メートル、1日平均ということで、超える濃度が観測されました。その中で従来は中国からの越境大気汚染ということの認識がありましたけれども、これは全然違うロシアからの森林火災

の影響を受けたという。ただし、私が思うのは、偏西風に乗ってPM 2.5はかなり遠い距離を飛來してくると。そういう認識を持って呼吸器疾患、児童、高齢者の抵抗力のない市民に対してしっかりとした緊急通報や情報提供をホームページやいろいろな手段を使ってやっているということでお伺いしましたけれども、より一層の周知徹底手段をお願いしたいと思います。1つには、北海道防災情報システムによるメールによる通信とか、さまざまな手段があると思います。そして、北海道においてもPMセンサー実証試験もやっておりまして、快適なキットでより安くできるというふうな情報もつかんでおりますので、将来を見据えるよりもより早い情報を見据えてしっかりとした危機管理対策をお願いいたします。その点について答弁をお願いします。

○副議長（佐藤 勝議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 議員の御指摘のとおり、道北地域には旭川市にしか観測局が設置されておりません。北海道のほうでも実証試験、これはされていらっしゃるようなのですが、北海道の方針では測定体制の空白地域における測定局の整備ということを考えていらっしゃるようでありまして、ただこれが名寄市に造成されるかは未定であります。御質問にあります観測機器の導入でありますけれども、名寄市に北海道の観測局が設置されることが一番望ましいというふうに考えておりますが、手を挙げる機会があれば積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、市独自での測定機器の設置となりますと、性能ですとか予算の関係もございまして、まだまだ勉強が必要となつてまいりますので、この部分につきましては今後に向けての研究とさせていただきますと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、PM 2.5の影響につきましては呼吸器や循環器系疾患のある方、子供や高齢者など感受性の高い方に配慮した迅速な情報提供が求められております

ので、これまで同様にホームページやFMラジオでの発信に努めていきたいと考えております。また、このほかにもメールの配信などほかの手法についても対応できるものがございましたら、随時対応に向けて検討し、速やかな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○副議長（佐藤 勝議員） 日程第3 報告第1号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第2号については同法第22条第1項の規定に基づき平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告申し上げるもので、細部につきましては総務部長から説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（佐藤 勝議員） 補足説明を白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） それでは、私のほうから報告第1号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して補足説明させていただきます。

配付をいたしました資料の1ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことからなしとし、バー表示をさせていただいているところであります。実質公債費比率につきましては前年度より1.5ポイント下がって11.6%、将来負担比率につきましては10.2ポイント下がって49.3%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況についてでございます。初めに、表の左上の欄は一般会計の赤字割合を示す実質赤字比率積算の内訳を記載してございます。一般会計の実質収支は4億3,495万2,000円の黒字となっていることから、分母であります標準財政規模に対する割合はマイナス3.49%で、実質的な赤字が発生していないことから同じくなしとなります。次に、一般会計に特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の実質収支を合計すると表の右下のとおり21億8,310万9,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス17.53%になり、実質的な赤字が発生していないことから同じくなしとなります。なお、企業会計につきましては、実質収支を計算する際の数値につきましては純利益、または純損失ではなく、資金不足、剰余額となり、水道事業会計及び病院事業会計のいずれの決算も流動資産の額が流動負債の額を上回っていますことから、上回っている金額が資金剰余額として計算されることとなります。

3ページをお開きください。次に、総括表③、実質公債費比率の状況についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3年平均を用

います。平成25年度決算では、前年度より1.5ポイント下がって11.6%となりました。実質公債費比率が下がった主な要因は、起債の償還終了に伴い元利償還金が減少したこと、公債費に準じる債務負担行為の減少、普通交付税の増に伴う標準財政規模の増加などが挙げられます。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成25年度決算では、前年度より10.2ポイント下がって49.3%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載してございます。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される標準財政需要額算入見込み額などを記載してございます。将来負担比率が下がった主な要因は、組合等を含む地方債の現在高、職員の退職手当負担見込み額などが減少したこと、充当可能財源である基金の残高、標準財政需要額算入見込み額の増加などが挙げられます。

5ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況をあらわしております。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当額の欄は貸借対照表における流動負債の金額を、また歳入相当額については流動資産の金額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも資産の金額が負債の金額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はございません。

また、簡易水道事業特別会計ほか4特別会計につきましては、それぞれ歳入歳出の決算額を記載しており、いずれの会計も一般会計繰入金で調整しておりますので、収支はゼロで、資金不足は生じておりません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○副議長（佐藤 勝議員） これより、報告第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤 勝議員） 質疑なしと認めます。報告第1号外1件を終結いたします。

---

○副議長（佐藤 勝議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月19日から9月25日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤 勝議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月19日から9月25日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時19分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

副議長 佐藤 勝

署名議員 竹中 憲之

署名議員 山口 祐司

平成26年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成26年9月26日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）

議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）

日程第3 議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第23号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第27号 平成25年度名寄市食

肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第28号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

日程第4 議案第33号 財産の無償貸付けについて

日程第5 議案第34号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

意見書案第2号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

意見書案第6号 奨学金制度の充実を

求める意見書

意見書案第7号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

意見書案第8号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書

意見書案第9号 特定秘密保護法の施行延期を含め慎重な運用を求める意見書

日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）

議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）

日程第3 議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第23号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長

報告）

議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第27号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第28号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

日程第4 議案第33号 財産の無償貸付けについて

日程第5 議案第34号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

意見書案第2号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱

法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な  
対策の強化を求める意見書

意見書案第6号 奨学金制度の充実を  
求める意見書

意見書案第7号 産後ケア体制の支援  
強化を求める意見書

意見書案第8号 電力料金再値上げの  
撤回を求める意見書

意見書案第9号 特定秘密保護法の施  
行延期を含め慎重な運用を求める意見  
書

日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告に  
ついて

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出につ  
いて

#### 1. 出席議員（17名）

議長	19番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	高野	美枝子	議員
	4番	山田	典幸	議員
	5番	竹中	憲之	議員
	6番	佐藤	靖	議員
	8番	上松	直美	議員
	9番	大石	健二	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	川口	京二	議員
	12番	佐々木	寿	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	18番	駒津	喜一	議員
	20番	東	千春	議員

#### 1. 欠席議員（3名）

	3番	塩田	昌彦	議員
	7番	奥村	英俊	議員

16番 植松正一 議員

#### 1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷺見	良子
書記	佐藤	潤

#### 1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田		進君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大局学 事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	上田	盛一	君



○議長（黒井 徹議員） これより本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） この際、御報告することがございます。

名寄市立総合病院、久保田宏名誉院長が去る9月24日、病気加療中のところ逝去されました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄市立総合病院の元院長で現名誉院長、風連国保診療所長、名寄市立大学初代学長を歴任をされ、名寄市に対して多大な御貢献をいただきました久保田宏先生が去る9月24日に78歳でお亡くなりになりました。この場をおかりいたしまして名寄市民を代表し、お別れのお言葉を述べさせていただきます。

久保田先生は、昭和12年8月、中川郡美深町恩根内にてお生まれになり、昭和40年、北海道大学医学部を卒業後、市立旭川病院胸部外科部長などを経て平成3年4月、市立総合病院副院長として着任、平成5年4月からは院長として地域医療の充実のため病院経営に御尽力をいただきました。この間、平成4年の院舎の全面改築に携わり、懸案でありました脳神経外科、麻酔科、心臓血管外科などを開設をするとともに、救急告示病院としての機能を高め、診療体制の充実に努められました。また、医師不足等に伴い多額の不良債務が発生をいたしました。平成7年度に向こう8年間を計画期間とする経営健全化計画を策定をし、経営の改善に努め、計画期間よりも4年早く平成10年度末に経営の健全化を達成をされました。こうした久保田先生の御功績が平成9年度の市立総合病院の道北3次医療圏の地方センター病院の指定につながりました。久保田先生が市立総合病院に在籍をした12年間は、数多くの御功績があり、またまさに現在ある市立総合病院の礎を築かれたものと言えます。これらの御功績を踏まえ、

市立総合病院を退任した平成15年度には名誉院長の称号を授与をさせていただき、また科学部門での名寄市の文化賞を授与させていただきました。

加えて久保田先生は、市立大学の開学にも大きく御貢献をされました。平成16年4月に大学設置室準備室長に就任をされ、平成18年4月の市立大学開学の際には初代学長として学内の運営や教員、学生の確保などに御尽力をされ、道北地域の保健、医療、福祉の分野を支える若い人材の育成に熱心に取り組まれました。平成22年3月に学長を退任した後も引き続き名誉教授として市立大学をサポートしていただいたところでございます。

久保田先生が名寄市で歩まれました市立総合病院、市立大学は、名寄市のみならず、道北地域の保健、医療、福祉、教育などの分野を中心となって支えており、今後も温かく見守っていただければと思います。

最後になりますが、先生のこれまでの御功績に対しまして衷心より感謝とお礼を申し上げまして、お別れの言葉とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 故人は、市勢の発展に御尽力いただき、多大なる功績を残されました。まことに痛惜の念にたえません。

ここで、ここに故人の御冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

本会議出席者全員の御起立をお願いいたします。黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 終わります。

御着席ください。

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に3番、塩田昌彦議員、7番、奥村英俊議員、16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川村 幸栄 議員

4番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 平成26年第3回定例会議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、平成26年第3回定例会議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名いただきましたので、平成26年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、9月3日、9日、19日の3回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第3号は、提案理由の説明にもありましたように、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援充実を目的とした子ども・子育て関連3法が成立し、それに基づく子ども・子育て新制度は平成27年度から施行される予定となっております。新制度では、従来の認可保育所における保育事業に加え、

新制度に移行した幼稚園（特定教育事業）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の利用定員などの運営に係る基準を市町村で条例で定めなければならないものとされました。それに伴い当該基準について定める条例を制定するものです。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、国から示されている内容を変えずに出されたということだが、市独自のものはないのか、また現在待機児童の状況はの質疑では、国から示されたものを調整したものはない。追加したものは、名寄市の暴力団追放の条例があるので、その部分について追加してある。待機状況は、きょう現在転入者でゼロ歳のお子さんが1人待機しているとの答弁がありました。

子ども・子育て会議の中のアンケートの結果、新たなニーズもあり、この条例が適用することが想定されるのかの質疑では、新制度における施設の見通しでは現状で考えられるとすれば幼稚園が認定こども園になるといった変更が考えられるが、現段階ではそういう相談は来ていないとの答弁がありました。

家庭的保育の関係で許認可も含め行政としての役割と責任は、また国の作業がおくれて公定価格がまだ出ていないが、関係の情報提供をの質疑では、家庭的保育事業については市町村が認可する新しくできる施設について今後申請があればすぐ開業できるというのではなく、利用定員の設定をしなければならない。利用定員の設定については、子ども・子育て会議に諮り意見を聞き、進めることになり、行政の一方的な考えでの進め方はしない。公定価格については、まだ固まった状態で国からおりてきていない。今後内容が明確にならないと事業者が困ることになるので、国の段階で各保育所、認定こども園などの団体が大詰めの議論をしているので、近々正式なものになると思うとの答弁がありました。

子育て支援会議で策定する計画がこの条例にかかわる施設や利用料などの関係性と定員も含めて

具体的にどのような影響があるのかの質疑では、認定こども園への移行を考えて市内の私立幼稚園からの相談は今のところないが、新制度で幼稚園のまま移行する方法もあるので、そういったことが考えられる。移行を計画されている幼稚園や新たな小規模保育を考えられている事業者に対して、今回判断材料として運営基準を条例で定めていただき、お知らせしたい。市内の幼稚園では12月1日に園児募集が開始されるため、数カ月前までには基準が示されないと新しい制度に乗るということも判断できないため、期限付きの条例の審査をお願いをしている。今回国から示されている公定価格は2本立てで、消費税が8%の場合の運営費と10%に上がったときの試算表が配られている。案の状態で試算していただいているが、保護者が負担していただく保険料と相対関係は運営費で計算された金額がそのまま計算されている。園に入り、保育料として支払う金額はそこから引かれて計算されてくる。名寄市は、寒冷地であり、寒冷地の補正が今回認められ、かなり有利な積算ができるような内容になっているので、市内の事業所の方にお知らせし、一定程度の経営判断材料として使っていただいているとの答弁がありました。

2回目の委員会では出されました主な質疑では、子ども・子育て会議の中でも料金が低いのではないかという意見もある。新制度は変わるたびに上がっていく不安もあり、保険料がどのように変わっていくのかの質疑では、国のほうから利用者負担額の案が示され、保育に係る2号、3号認定と既存の幼稚園で1号認定の部分の2種類の利用者負担案が示され、保育料は今まで国の所得税ベースで計算されていたが、新制度では市町村民税をベースとした試算案が示されており、それでいいのかを含めて財政当局とも協議中であり、名寄市にお住まいの子育て中の皆様が利用しやすい料金体制を踏まえながら協議していきたいとの答弁がありました。

国の作業が大幅におくれ、条例提案に盛り込む準備ができなかったと思うが、国の論点や公定価格、利用者負担の行き先はの質疑では、国の論点については情報不足のため答えられないが、公定価格は義務的経費として4分の1市負担の割合で一定地財対策ということで、地方交付税措置がされてくるという情報もあるが、責任を持って運営費を捻出していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

介護保険と同じように包括的な報酬体系になるのかと理解しているが、心配なのは民間参入も含め労働条件の影響はの質疑では、介護保険制度と似たような運営になった場合の労働条件について、公定価格の中で一定程度今年度までは処遇改善ということで国の補助金として一時金や民間施設が支払うときの補助メニューがあった。27年度からの新制度では、この公定価格の中で処遇改善の上乗せの部分が積算されてくるので、単発で終わると思われていた補助金が公定価格という義務的経費の中で担保されていくという仕組みに変わっているもので、今のところ賃金という部分では一定程度の配慮はされている。また、ことし5月に幼児教育・保育連絡協議会という任意の民間団体を設置していただいて、行政はオブザーバーという形で参加し、その中で認可幼稚園や保育所などの関係者が一堂に会して情報交換ができるような組織を立ち上げている。連絡協議会などでの情報交換を生かし、働く職員に対して労働条件に差が出ないよう情報を収集しながら努力したいとの答弁がありました。

附則にある議案第4号、利用定員に関する経過措置、議案第3号、連携施設に関する経過措置について、関連があるので、両経過措置についての説明と経過措置5年間は小規模保育のC型、保育士を持たなくても研修を受けたらできる施設をふやしていくことが下支えになると国は考えているようだが、安心して子供を預けられる公的な保育所をふやしていくことが必要だと思うが、この考

えの説明をの質疑では、例えば無認可のところでは、十五、六人程度の無認可施設で突然定員を縛られると経営ができなくなる状況も想定される。小規模A、Bの施設にまで整わないことも想定されるので、弾力的に定員を5年かけて経過措置するというので考えている。連携施設については、今現在保育所は無認可でもゼロ歳から5歳児までを実際見ているが、新制度になるとゼロ歳から2歳児未満が対象保育となり、経過措置は原則となっていることから、兄弟等に柔軟な対応はできるものの、突然今までそこで完結していた保育がゼロ、1、2歳児で切られる仕組みになるので、5年間の調整期間を設けた対応になっている。連携施設の受け皿としては、公立保育所が担っていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

第3回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、3号議案、4号議案に共通したことで、現場調整や報告などのことで最終責任は市がかかわることになるが、責任について条例の中にあるのかの質疑では、この条例は施設基準を明記している。市の責務については、児童福祉法の中で定義されていると認識しているとの答弁がありました。

施設によって人的配置、認可基準が違うが、子供、保護者から見たときに条件の差があるが、見解はの質疑では、今後現状の施設や家庭的保育の運営をされた場合、幼児教育連絡協議会等を活用し、研修を取り入れながら質の確保に努力していくとの答弁がありました。

処遇改善について公定価格の中に含まれるといながらも競争社会の中担保は難しい。行政の積極的ないい意味での介入も必要ではないのかの質疑では、新制度になると国の政策として処遇改善についても考えている。現在民間で募集しても働く人が集まらない状況で、ことし幼稚園でも少し報酬を上げ募集したと聞いているとの答弁がありました。

定員に20%までは超過が認められている定員

を超えた場合、具体的な選考基準はの質疑では、市には5つの幼稚園があり、充足率70%で3割余裕があるが、このまま幼稚園として残るか、こども園になるかにより保育の幅が広がることになるので、見きわめていきたい。公立のほうは、今までどおり3カ所の保育所で協議をしながら、随時対応していく。一時保育については、積極的に利用していただきながら、状況を見ながらふやしていくことも検討していくとの答弁がありました。

働く人の条件や質の向上も含め各施設の目的や運営方針、職員数などの情報公開を今後させることにより、競争強化が生まれ、より効果がある。新制度の具体策はの質疑では、労働条件の情報とは別に各園で行っているサービスなどの情報は市のほうで集約し、わかりやすいパンフレット、ホームページ等で公開は今後必要になるとの答弁がありました。

法令違反や応諾義務の不履行があった場合、市の監督の方法やペナルティーについてはの質疑では、指導をして不履行があった場合、内容について公示を行う。最後は、認可の取り消しまで考えられるが、現状しっかりとした指導を行い、信頼関係を持ち、そこまでいかないように指導することも行政の責任と考えると答弁がありました。

質疑の後、委員間討論を行い、主な内容は、国の方針は決まっているが、核心部分は決まっていない中、この時期に条例が出てくることに疑義を感じるが、12月には各施設が募集を開始する状況がある。施設側の選択にも支障を来すわけにはいかない。国の考えが明らかになった時点で改めて検証するとの答弁もあったことで理解をした。国の情報が不足して理解できないこともあるが、今までの質疑をどう担保して運用されていくのか、委員会としても条例施行後国の動きに応じて改めて検証し、必要なことがあれば改正を求めていくべきなどの発言がありました。

委員間討論の結果、公定価格など決まった段階で必要なところは検証して改正していくのか再確

認することで意見がまとまり、答弁では公定価格の決定などこの制度自体変化があった場合、おくれることなく改正をしていくとの答弁がありました。

以上、議論の結果、議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、付託議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、議案第3号と同じく9月3日、9日、19日の3回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第4号は、提案理由の説明にもありましたように、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援充実を目的とした子ども・子育て関連3法が成立し、それに基づく子ども・子育て新制度が27年度から施行される予定になっております。新制度では、従来認可保育所における保育事業に加え、市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、以下各家庭的保育事業といいます、を実施することができることとされ、また同法において市町村は当該認可に係る基準（家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準）を条例で定めなければならないこととされました。それに伴い当該基準に定めるものです。

1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、障害児の関係については居宅訪問型保育事業のみのようだが、ほかの受け皿や療育センターなどの関係はの質疑では、居宅訪問型保育事業でのその部分が記述されているのは、サービス

を受けるお宅に行って1対1の関係で保育をすることが居宅訪問型事業なので、主に障害児であることが想定されるサービスなので、ここで触れている。通常の保育などについては、集団で生活できると見込まれる場合については線引きをするという考えは持っていないので、記述はしていない。こども発達支援センターとの関係では、位置づけとしても現行と何も変わらず、現在の幼稚園などにも出向いて相談などを行っている。全ての施設と連携をとって、発達のおくれているお子さんの支援体制は今後も十分対応していけるとの答弁がありました。

家庭的保育の対応で国のほうでは無資格、資格がなくても設置を求めているが、不安が残る。この点の考えはの質疑では、家庭的保育でメインになるのは小規模保育のA、B、C。A型については全て国に準拠して提案しているので、保育士資格は必須の資格になるが、その分運営費も積算も高くなってくる。B型は、保育補助員が認められる施設になる。半数が保育資格を持ち、半数が保育補助員ということであれば要件を満たす。C型というのは、定員区分が少ない保育補助員が認められた小規模施設という区分になる。国に準拠していれば想定はしていない施設との答弁がありました。

子ども・子育て会議の議論経過で特徴的なのは、また29条(4)で満2歳以上の児童とあるが、基本的にこの制度はゼロ歳から2歳までと思うが、以上となると一般的に3歳でも4歳でもとなるが、この書き方でよいのか、また30条(3)で3歳以上4歳に満たない児童おおむね20人につき1人と人数が書かれているが、そういう子供たちもよいのかと読み取れるがの質疑では、小規模についてはゼロ歳から2歳児の一定程度特化した施設と定義されている。条文の中に連携施設をつくりなさいというところがあり、連携施設というのはゼロ歳から2歳まで保育した後、3歳になっても同じような児童福祉施設など幼児教育

施設につなげなければならない。そこはスムーズに連携施設へ受け渡しができるような体制をとりなさいというのが根本にある。どうしても無理な場合は、5年間の猶予期間が与えられ、この中で連携施設を模索しなさいというつくりになっている。原則ゼロ、1、2歳児のうまく連携施設に行けなくなって困るという考えからの条文で、市には公立保育所があるので、そこが中心となって役割を果たしていく。子ども・子育て会議の議論では、もっと厳しくしなくていいのかという意見もあったが、国の状況や現状示されている認可施設と同等の基準ということで説明したところ、委員のほうから、そういうことなら一定程度保育の質が担保できるのではないかということで、現行の基準を準拠することにまとまったとの答弁がありました。

2回目の委員会で各委員から出されました質疑では、調理員を置いて園で食事を提供するという今の流れを外部から搬入することが可能になっているが、アレルギー対応を含め考えをの質疑では、新制度ではゼロ歳から2歳児を保育する場合、自園調理が必須になっている。外部搬入が認められる施設としては、以上児を受け入れる施設となっており、現行以上児を受け入れる施設で給食提供がない施設としては今のところ幼稚園しか想定できない。その幼稚園が認定こども園になるときの一番の弊害は、給食施設を設備しなければならないため、救済のため外部搬入を認める国の基準と認識しており、市としては学校給食も視野に対応できるのであれば認めて施設として運営していただきたいとの認識である。アレルギー食については、現在公立、民間保育所も含めアレルギーのもとになる食材を除去した状態で個別に提供する体制をつくっている。アレルギーの品目が多くなり、対応し切れない場合、お弁当を持参していただく対応をとっている。除去食品数の対応については、具体的な規定はなく、今後考えを検討していかなければならないとの答弁がありました。

3回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、事業認可要件で参酌基準と従うべき基準があるが、地域特性も踏まえ、必ず遵守しなければならないものと考えていないが、見解をの質疑では、従うべき基準については国の基準を下回らなければよいという定義になっているとの答弁がありました。

保育士の保障が低いことがあって、職員不足、市の保育所半分以上が非正規の中、新制度の見通しはの質疑では、現行安心こども基金において幼稚園の先生たちには国は一定程度処遇改善をしている。新制度になると、幼稚園、保育所、認定こども園の職員の人材確保も含めてどのような幅の引き上げになるのかは不明だが、処遇改善を考えている状況にある。市の対応は、職員全体の中で給与の問題になるため、今後の課題と考えているとの答弁がありました。

保育士に頼らず研修を受けただけの方たちにも保育業務に当たらせる小規模保育C型の施設について危惧を感じる。答弁では想定していないということだが、申請があれば認可になるのではないかと不安があるが、見解をの質疑では、現在幼稚園、保育所、認可、非認可を合わせて1,141人の収容規模で、今後5年先子供もだんだん減少していく状況がある。不足した場合、新制度の中、なるべくA型の施設でお願いをして保育の質は下げない努力をしていきたいと考えている。また、小規模保育のA、B、Cの施設基準は厚生労働省令の従うべき基準との答弁がありました。

施設に立入調査する権限はどの条文なのかの質疑では、上位法の子ども・子育て支援法第50条で帳簿書類、その他物件の調査ができることがあって、本条例4条の基準を超えて設備、運営を向上させるよう勧告できるということになっているとの答弁がありました。

条例では、設備、運営の向上のための立ち入りが認められているが、具体的にどのように実行して担保していくのかの質疑では、現時点では具体

的な考えは持っていないが、今子ども・子育て支援事業計画を策定している中で、市の責務で名寄市の目指す子供、子育ての方向をうたわせていただき、条例制定後要綱、規則を作成する段階で十分検討していくとの答弁がありました。

質疑の後、委員間討論を行い、主な内容は、小規模保育で専門家の配置が気になる。研さんを積んだ保育士の配置が望ましい。給食の外部委託についても自園での調理が望ましいと考える。今回の条例の意味は、全国的に保育所の数が少ないことを対応するためと質の担保と地域事情に根差した保育のあり方と受けとめている。名寄市の現状を捉えると、部長答弁にもあったように一時期1名の待機にとどまっているということで、保育所不足ということではない。民間施設でも今後のことを検討していると聞いている。公定価格が決まっていない中、判断は難しいと考える。小規模保育のB、Cを削除してもいいのではないかと考えるがに対し、このB、Cは都会対策と受けとめている。有資格者だけで施設運営はハードルが高く、預かることもできない苦肉の策として国が考えたことと受けとめている。現状ではなくてもいいのかもしれないが、条例のつくりとしてはあってもいいのではないかと考える。市内の現状を考えると、B、Cは必要はないが、ニーズを全て把握しているわけではないので、迷うところ。今後さまざまな事態を想定し、ほかから参入も考えられ、立入調査など規則などでもきちんとした形がないと心配が残る。可能性は残すべき。今後公定価格が決まり、Cを選択した施設がニーズに合った施設運営をする可能性も否定できないので、多様な選択はあったほうがよい。子ども・子育て会議の中で利益優先の施設については、その段階でハードルが高いと思う。今必要なのは数ではなく質ということは共通しているの、安いほうがいいとはならないのではないかと考える。営利目的で参入してくることをブロックすることも重要で、介護保険でも大手が参入し、すぐ撤退ということもあり、可

能性は残すのはいかがかと思う。委員会としても公定価格や国の動きが決まった段階で共通認識を持って検証する必要があると考える。

委員間討論の結果、給食は自園調理を目指すのかと家庭的保育B、Cについて質の高い基準以上の保育を目指すのかを再確認することで意見がまとまり、答弁では給食については条例で定めた部分は部分として、保育の質を高めること、安心、安全のことからも申請があった場合助言をしていきたいと考えている。B、Cの充実した方向性については、市としても重要なことと考えている。今作成している事業計画にもきちんと出していくとともに、助言をしていくとの答弁がありました。

以上、議論の結果、議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第3号外1件について委員長報告に対する一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第3 議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第24号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第26号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第27号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第28号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、高橋伸典委員長。

○決算審査特別委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第21号から議案第28号までの各特別会計決算の認定について、議案第29号 平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について、委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月1日に開会し、直ちに正

副委員長の互選が行われ、委員長には私高橋が、副委員長には高野美枝子委員が選任されました。

第2回の委員会は、9月22日に開会し、審査日程を9月22日、9月24日から26日までの4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑及び委員による質疑を行い、延べ39名110項目の慎重な審議を行いました。

審査経過につきましては、当委員会は全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計につきましては起立多数により、その他の7特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会の開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただいたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼を申し上げ、本委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第20号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第20号 平成25年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）



○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。  
よって、議案第20号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第21号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。  
よって、議案第21号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第22号 平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第30号 平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定についてまでの9件について委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第22号から議案第30号までの9件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第33号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第33号 財産の無償貸付けについて、提案の理由を申し上げます。

今議会において議決をいただきました名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例第5条、施設の貸し付けに基づき、現在コミュニティー放送事業を営む株式会社エフエムなよろへ送信所の施設を無償で貸し付けることにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第34号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳入それぞれに4,900万円を追加をして、予算総額を229億6,051万5,000円にしようとするものでございます。

補正予算の歳出から申し上げます。11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧事業費の4,400万円の追加及び農業施設災害復旧事業費500万円の追加は、去る8月24日に発生をいたしました大雨の被害に係る災害復旧に要する経費について補正をしようとするものでございます。特定財源として公共土木施設災害復旧事業費では国庫負担金を見込み、また災害復旧債を両事業で見込んでございます。

次に、歳入について申し上げます。15款国庫支出金において公共土木施設災害復旧負担金で3,

520万円を見込み、22款市債において災害復旧債で1,200万円を見込むとともに、11款地方交付税におきまして収支不足の180万円を計上しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書、意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書、意見書案第6号 奨学金制度の充実を求める意見書、意見書案第7号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書、意見書案第8号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書、意見書案第9号 特定秘密保護法

の施行延期を含め慎重な運用を求める意見書、以上9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外8件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外8件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時52分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 山 田 典 幸

## 質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 靖 (P 44)	1 名寄市日進地区再整備基本構想について (1) 構想策定の基本的姿勢 (2) 策定の経緯 (3) 構想の実現性 (4) 今後のスケジュール 2 都市再生整備計画なよろ地区について (1) これまでの事業成果と評価 (2) 名寄地区中心街の活性化と将来の見通し 3 名寄市立総合病院について (1) 第1四半期の状況にみる今後の見通し (2) 医療スタッフの見通し (3) 指摘事項の検討と協議結果
2	大 石 健 二 (P 57)	1 未曾有の豪雨被害に関して (1) 8月の豪雨被害から ① 被害の概要について ② 被害の現況分析と「想定外」を見越した今後の対策について 2 加藤市長の市政執行について (1) 名寄市の人口減対策等から ① 名寄市の少子化と長寿化対策について ② 北・北海道中央圏域定住自立圏の中心都市としての役割等につ いて (2) 北海道縦貫自動車道「士別市多寄町～名寄間(1.2km)」建設凍 結の解除を受けて ① 現況の課題と今後の対応について 3 市民の声から (1) 名寄市の空き家対策等の取り組みから ① (仮称) 空き家等の適正な管理条例制定に向けた取り組みの現 況課題とその対応について

		<p>(2) 快適で安全なまちづくりから</p> <p>① 側溝・排水溝等の整備と維持管理について</p> <p>(3) 「もっともち米プロジェクトなよろ」から</p> <p>① 取組み現況と今後の対応について</p>
3	高橋伸典 (P 68)	<p>1 地域防災対策について</p> <p>(1) 避難方法の周知</p> <p>(2) 災害対策基本法の改正による、要支援者への対応と行動計画について</p> <p>(3) 自主防災組織の個別計画の状況</p> <p>(4) 防災行政無線を電話で聞くことができるシステム、自動音声応答装置の導入は</p> <p>2 子ども子育て支援新制度本格施行に向けて</p> <p>(1) 名寄市子ども・子育て会議の状況</p> <p>(2) 幼児教育の提供体制へ施設型給付の状況</p> <p>(3) 預かり保育事業の新制度の取り扱いについて</p> <p>(4) 施設型給付対象施設の利用にかかる認定と周知・説明は</p> <p>3 高齢者のボランティアポイント制度の推進を</p> <p>(1) 本市の介護予防の施策の状況</p> <p>(2) ボランティア（地域活動）ポイント制度の導入を</p>
4	竹中憲之 (P 79)	<p>1 教育関係</p> <p>(1) 教職員の事故・事件にかかわる倫理観と指導について</p> <p>(2) 事故・事件にかかわる児童・生徒のケアについて</p> <p>(3) いじめの実態と対策について</p> <p>(4) 特別支援教育の現状について</p> <p>2 北電の電気料金値上げ申請にかかわって</p> <p>(1) 庁舎・公共施設等の予想される値上り分の試算について</p> <p>(2) 街路灯・防犯灯の値上り分の試算について</p> <p>(3) 企業等の対策について</p> <p>(4) 低所得者対策について</p>
5	佐々木 寿 (P 90)	<p>1 名寄振興公社・なよろ温泉サンプラーの今後の改善、推進について</p> <p>(1) 改善事項と今後の方向性</p> <p>(2) 今後の関与のあり方について</p> <p>① 経営状況の把握</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 点検、評価機能</li> <li>③ 改善事項が生じた時の早期対策</li> <li>④ 公表のあり方について</li> </ul> <p>2 高齢者支援対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者就労支援について</li> <li>(2) 難聴者支援対策について</li> </ul>
6	高野 美枝子 (P102)	<p>1 災害時における市民対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害弱者に対する対応</li> <li>(2) 今後のあり方について</li> </ul> <p>2 空き家対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 早期解決に向けて</li> <li>(2) 空き家バンクについて</li> <li>(3) 定住促進について</li> </ul> <p>3 名寄市の子ども・子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放課後の子ども達の対応について</li> <li>(2) 保育所の待機児童について</li> </ul>
7	川口 京二 (P113)	<p>1 大雨災害から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難準備情報について</li> <li>(2) 災害情報の伝達について</li> <li>(3) 避難所について</li> <li>(4) 自主防災組織について</li> <li>(5) 防災資器材について</li> </ul> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設における設置場所は適当か</li> <li>(2) 設置場所に標示はしてあるか</li> <li>(3) 点検や管理は定期的に行われているか</li> </ul> <p>3 豊西小学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃校後の活用について</li> </ul>
8	塩田 昌彦 (P124)	<p>1 名寄市農産物簡易加工処理施設の運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 加工施設（あぐりん館・グリーンハウス）を使用して、地場農産物の活用を図り、商品化している商品および団体について</li> <li>(2) 商品の優位性を図るため、施設のHACCP認定（北海道）を取得する考えについて</li> </ul>

		<p>2 商工業活性化に係る道及び国からの補助について</p> <p>(1) 現在、行政から商工業者、商工会議所、商工会、NPO法人なよる観光まちづくり協会などへの補助情報は、どのような形で発信されているか。</p> <p>また、行政や商工会議所、商工会、NPO法人なよる観光まちづくり協会など、横の連携、情報の共有が図られているかについて</p> <p>(2) 現在、名寄市から道や国へ職員が派遣されていますが、情報の提供状況について</p> <p>3 ジュニアの育成について</p> <p>(1) ジュニアの登録状況について</p> <p>(2) ジュニアの育成補助金について</p> <p>(3) ジュニア育成に係る指導者養成の考え方について</p> <p>(4) 少年団等の道大会や全国大会出場への支援について</p> <p>(5) 少年団が利用できる専用バスの確保について</p>
9	駒津喜一 (P135)	<p>1 地域経済の活性化施策について</p> <p>(1) 中小企業振興条例、企業立地条例について</p> <p>① 商工業への支援について</p> <p>② 企業誘致について</p> <p>(2) 移住・定住促進について</p> <p>① 希望する人への支援について</p> <p>2 資源循環リサイクルについて</p> <p>(1) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みについて</p>
10	日根野正敏 (P144)	<p>1 災害のない治水対策について</p> <p>(1) 今回の豪雨を基に災害の起きない治水対策の強化を</p> <p>(2) 水害予想と市民対応について</p> <p>(3) 災害時の電話対応について</p> <p>2 望湖台自然公園について</p> <p>(1) 今後の利用展望について</p> <p>(2) センターハウスの今後について</p> <p>(3) センターハウスに代わる温浴施設等の憩いの場を</p> <p>3 士別（多寄）～名寄間の高速道路について</p> <p>(1) 開通にむけた見通しについて</p> <p>(2) 風連地区に昇降口及びサービスエリアの設置要望を</p>

<p>1 1</p>	<p>山 田 典 幸 (P 1 5 8)</p>	<p>1 地域農業を守るために (1) 8月の記録的大雨における農業被害について (2) 有害鳥獣による農作物被害について</p> <p>2 教育行政について (1) 小中一貫教育について ① 当市としての考え方 ② 導入の可能性と課題</p> <p>3 地域コミュニティのあり方について (1) 智恵文地区における複合施設建設の要望について</p>
<p>1 2</p>	<p>川 村 幸 栄 (P 1 6 9)</p>	<p>1 8月の大雨被害に関わって (1) 被害地域への対応について (2) 避難者への対応について (3) 今後の対策として、自主防災組織への支援について</p> <p>2 子どもにやさしいまちづくりを (1) 子どもの権利条例制定の考えについて</p> <p>3 北海道電力の再値上げに関わって (1) 市民の暮らしへの負担について (2) 再生可能エネルギーへの転換計画の推進について</p>
<p>1 3</p>	<p>熊 谷 吉 正 (P 1 8 1)</p>	<p>1 名寄市の平和行政と脱原発について (1) 長崎、広島、福島から何を学ぶ (2) 日本非核宣言自治体協議会加盟について (3) 脱原発への情報発信と名寄市の平和行政について</p> <p>2 名寄市地域分権の推進について (1) 名寄市地域分権推進に向けた構想 (2) 今後の具体的展望について</p> <p>3 市民の声、地域の声 (1) 東8号道路と東5号道路の道路改良について (2) 手話通訳者等協力員の処遇改善について (3) 文化、スポーツ施設等の命名権（ネーミングライツ）について</p>
<p>1 4</p>	<p>上 松 直 美 (P 1 9 3)</p>	<p>1 安心して健やかに暮らせるまちづくり (1) 健康づくりの推進について (2) 感染症予防の推進について (3) 地域包括ケアの推進について</p>



		2 安心安全なまちづくり (1) 交通安全の推進について (2) 都市環境の整備について (3) PM2.5 対策について
--	--	--

## 平成26年第3回名寄市議会定例会議決結果表

平成26年9月1日～平成26年9月26日 26日間

本会議時間数

17時間40分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市文化芸術振興条例の制定について	26. 9. 1 総務文教常任委	— —	26. 9. 26 開会中審査決定
第 2 号	名寄市コミュニティ放送局送信所設置条例の制定について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 3 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	26. 9. 1 市民福祉常任委	26. 9. 19 原案可決すべき	26. 9. 26 原案可決
第 4 号	名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26. 9. 1 市民福祉常任委	26. 9. 19 原案可決すべき	26. 9. 26 原案可決
第 5 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 6 号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 7 号	音威子府村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 8 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 9 号	財産の取得について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 1 0 号	損害賠償の額を定めることについて	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 1 1 号	損害賠償の額を定めることについて	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 1 2 号	名寄市土地開発公社の解散について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 1 3 号	専決処分した事件の承認について	— —	— —	26. 9. 1 承認
第 1 4 号	平成26年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	— —	— —	26. 9. 1 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 5 号	平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	—	—	26. 9. 1 原案可決
第 1 6 号	平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)	—	—	26. 9. 1 原案可決
第 1 7 号	平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	26. 9. 1 原案可決
第 1 8 号	平成26年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)	—	—	26. 9. 1 原案可決
第 1 9 号	平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)	—	—	26. 9. 1 原案可決
第 2 0 号	平成25年度名寄市一般会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 1 号	平成25年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 2 号	平成25年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 3 号	平成25年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 4 号	平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 5 号	平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 6 号	平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 7 号	平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 8 号	平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 2 9 号	平成25年度名寄市病院事業会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 26 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 3 0 号	平成25年度名寄市水道事業会計決算の認定について	26. 9. 1 決算審査特別	26. 9. 25 認定すべき	26. 9. 26 認 定
第 3 1 号	名寄市固定資産評価員の選任について	—	—	26. 9. 1 同 意

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 3 2 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	26. 9. 1 原案可決
第 3 3 号	財産の無償貸付けについて	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
第 3 4 号	平成26年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
報 告 第 1 号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	— —	— —	26. 9. 18 報告済
報 告 第 2 号	平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について	— —	— —	26. 9. 18 報告済
報 告 第 3 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	26. 9. 26 報告済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	26. 9. 1 適任と認める
意 見 書 案 第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 4 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 5 号	「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 6 号	奨学金制度の充実を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 7 号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決
意 見 書 案 第 8 号	電力料金再値上げの撤回を求める意見書	— —	— —	26. 9. 26 原案可決

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意 見 書 案 第 9 号	特定秘密保護法の施行延期を含め慎重な運用 を求める意見書	—	—	26. 9. 26
		—	—	原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	26. 9. 26
		—	—	決 定